

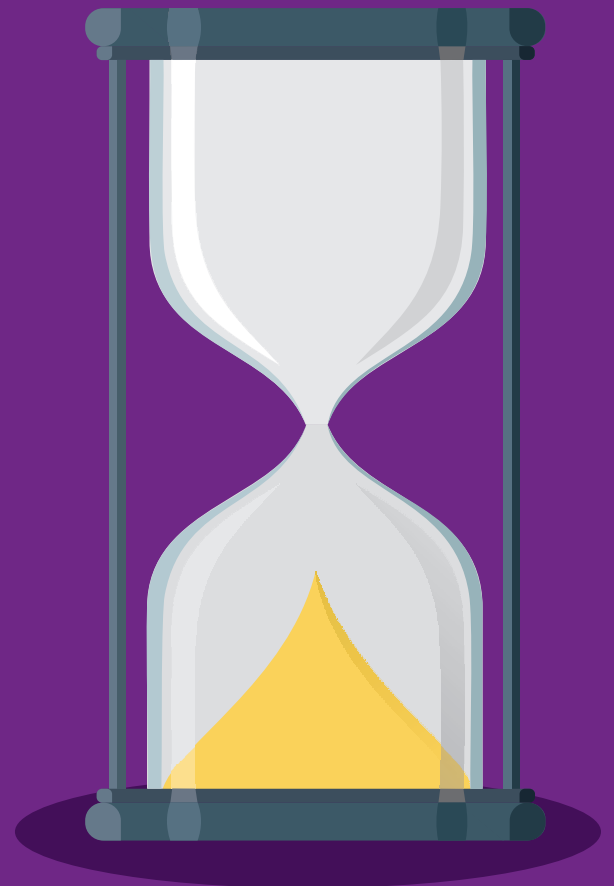


Illustrative disclosures

Guide to annual financial statements

年次財務諸表ガイドー開示例

IFRS® 基準



2018年9月

kpmg.com/jp/ifrs

目次

本冊子について	2
独立監査人の報告書	6
連結財務諸表	14
財務ハイライト	15
連結財政状態計算書	16
連結純損益及びその他の包括利益計算書	18
連結持分変動計算書	20
連結キャッシュフロー計算書	22
連結財務諸表注記	24
Appendix	
I 2018年の新しい基準書及び基準書の改訂 並びに将来適用される規定	187
II 包括利益の表示—2つの計算書により 表示するアプローチ	189
III キャッシュフロー計算書—直接法	191
IV この連結財務諸表で例示されていない その他の開示	192
KPMGによるその他の刊行物	198
謝辞	200

連結財務諸表注記

作成の基礎	24	その他の情報	155
1. 報告企業	24	37. 借入財務制限条項の免除	155
2. 会計処理の基礎	24	38. オペレーティング・リース	156
3. 機能通貨及び表示通貨	24	39. コミットメント	157
4. 判断及び見積りの使用	24	40. 偶発事象	157
5. 重要な会計方針の変更	26	41. 関連当事者	158
		42. 後発事象	161
当事業年度の実績	40	会計方針	162
6. 事業セグメント	40	43. 測定の基礎	162
7. 非継続事業	47	44. 誤謬の訂正	163
8. 収益	49	45. 重要な会計方針	164
9. 収益及び費用	56	46. 公表されているが発効していない基準書	185
10. 金融費用（純額）	57		
11. 1株当たり利益	58		
従業員給付	60		
12. 株式に基づく報酬契約	60		
13. 従業員給付	63		
法人所得税	67		
14. 法人所得税	67		
代替的な業績指標	74		
15. 調整後金利・税金・償却前利益 （調整後EBITDA）	74		
資産	75		
16. 生物資産	75		
17. 棚卸資産	79		
18. 営業債権及びその他の債権	80		
19. 現金及び現金同等物	81		
20. 売却目的で保有する処分グループ	82		
21. 有形固定資産	84		
22. 無形資産及びのれん	87		
23. 投資不動産	92		
24. 持分法適用会社に対する投資	93		
25. その他の投資（デリバティブを含む）	95		
資本及び負債	96		
26. 払込資本及びその他の資本	96		
27. 資本管理	100		
28. 借入金等	101		
29. 営業債務及びその他の債務	108		
30. 繰延収益	109		
31. 引当金	110		
金融商品	112		
32. 金融商品－公正価値及びリスク管理	112		
当社グループの構成	147		
33. 子会社一覧	147		
34. 子会社の取得	148		
35. 非支配持分	152		
36. 非支配持分の取得	154		

本冊子について

この財務諸表の例示は、KPMG International Standards Group (KPMG IFRG Limitedの一部) により作成されました。

本冊子は、企業がIFRSに準拠して財務諸表を作成及び表示する際に役立つものとなることを目的として作成されており、一般的な事業活動を営む架空の多国籍企業(以下、この企業グループ)を想定した財務諸表の様式を例示しています。この架空の報告企業は従来よりIFRSを適用しており、IFRSの初度適用企業ではありません。IFRSの初度適用に関する詳しい情報については、KPMGの刊行物「[Insights into IFRS](#)」(第15版)の6.1章をご参照ください。

新たな主な基準書の影響

IFRS第9号及びIFRS第15号

2018年1月1日以後開始する事業年度からIFRS第9号「金融商品」及びIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の適用が開始されます。これらの新基準の適用は、財務諸表における開示に大きな影響を及ぼすものと見込まれます。

- － **会計方針の変更の内容及びその影響の開示**：企業は、新基準の適用開始の内容とその影響を説明することが求められます。これには、IFRS第7号「金融商品：開示」(IFRS第9号により導入)及びIFRS第15号に定められる移行に際しての開示と、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の第28項に定められる全般的な開示(該当する場合)が含まれます。

開示は、企業がどの移行方法を選択するかによって変わります。例えば、完全遡及法によりIFRS第15号を適用する企業は、IAS第8号の開示規定に従うことが求められますが、累積的影響法を適用する企業はIAS第8号第28項(f)により要求される開示を免除される代わりに、IFRS第15号C8項に含まれる開示を行わなければならないかもしれません。また、企業が比較情報を修正再表示しないことを選択した場合には、表示されている過去の期間における重要な会計方針を個別に開示しなければならないことがあります。

- － **継続的な開示**：企業は、IFRS第7号(IFRS第9号により導入)及びIFRS第15号に含まれる新しい「通常の」開示を行うことが求められます。

顧客との契約から生じる収益に関しては、こうした開示には、収益の分解のほか、契約残高、履行義務及びIFRS第15号を適用する際に行った重要な判断に関する情報が含まれます。金融商品に関しては、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして指定した資本性金融商品に対する投資に関する情報のほか、信用リスク及びヘッジ会計に関する新規の開示及び拡充された開示が含まれます。

IFRS第16号

財務諸表の利用者や規制当局は、公表されているが2019年1月1日まで適用されないIFRS第16号が及ぼす潜在的な影響に、より一層の関心を寄せています。そのため、IAS第8号に基づき要求される、IFRS第16号の潜在的な影響に関する移行前の開示に大きな注目が集まることが予想されます。

規制当局は、新たな基準書の適用に向けた準備が進むにつれて、その影響に関してより多くの情報を合理的に見積ることができるようになるはずであり、財務諸表の作成者は、新たな基準書の適用に関し、財務諸表において企業固有の定性的及び定量的情報をより多く提供できるようになるとの期待を示しています。

注記46には、IFRS第16号の適用が適用開始期間においてこの企業グループの連結財務諸表に及ぼす潜在的な影響に関する経営者の現在の評価が記載されています。

変更の説明

IFRS第15号及びIFRS第9号は2018年度の年次財務諸表から適用が開始されることから、企業はこの機会に、変更の内容とその影響を最も適切に説明する方法について十分に検討しなければなりません。重要なのは会計方針の変更とその影響に関する説明の質と明瞭性です。また、主要な判断及び見積りに関する開示も投資家やその他ステークホルダーが関心を抱く領域です。

2018年9月版における その他の変更点

Appendix Iには、2018年1月1日を事業年度の期首とする企業に適用される基準書とそれよりも後に適用される基準書を区別した、新しい基準書の包括的なリストを掲載しています。

この企業グループは、IFRS第15号及びIFRS第9号を除き、これらの新たに適用される基準書の影響を受ける取引を行っていないか、または会計方針がすでに新たな規定と整合していることから、これらの新たな規定は本冊子では例示されていません。

対象となる基準書

本冊子は、2018年8月15日までに国際会計基準審議会（IASB）が公表した、2018年1月1日に開始する事業年度から企業に適用が義務付けられる基準書及び解釈指針（本冊子では、これらをまとめて「基準書等」と称する）（以下、「現在適用されている規定」）を反映しています。2018年1月1日より後に開始する事業年度から適用される基準書（以下、「将来適用される規定」）の早期適用は例示していません。

本冊子は、IFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」、IFRS第4号「保険契約」、IFRS第6号「鉱物資源の探査及び評価」、IFRS第14号「規制繰延勘定」、IAS第26号「退職給付制度の会計及び報告」、IAS第27号「個別財務諸表」、IAS第29号「超インフレ経済下における財務報告」及びIAS第34号「期中財務報告」の規定については例示していません。IAS第34号の規定は、KPMGの刊行物「[IFRS要約期中財務諸表ガイドー開示例（2018年3月版）](#)」に説明があります。

また、IFRS及びその解釈指針は時とともに変化します。したがって、基準書及びその他の関連する解釈指針そのものを参照することの代替として本冊子を使用することはできません。

企業がIFRSに準拠した財務諸表を作成する際には、現地の法規制を考慮する必要もあります。本冊子は特定の管轄地域の規定については特に考慮していません。例えば、IFRSは親会社の分離財務諸表の表示は要求しておらず、本冊子においても連結財務諸表のみ例示しています。

判断の必要性

本冊子の開示例はKPMGの刊行物「[Guides to financial statements](#)」シリーズのひとつであり、IFRSへの準拠に特に焦点を当てています。これらの開示例は網羅的なものでありませんが、架空の報告企業がIFRSにより求められる開示を重要性に拘らず例示しています。

財務諸表の作成者は、財務諸表を作成及び表示する際に、例えば会計方針の選択、財務諸表の注記の記載の順序、報告企業特有の状況を反映する開示方法及び財務諸表の利用者のニーズに照らした開示の必要性に関する判断が求められます。

重要性

IAS第1号「財務諸表の表示」第29項から第31項には、重要性及び財務諸表への重要性の適用に関するガイダンスが含まれています。2017年9月にIASBは、財務諸表の作成における重要性の適用に関するガイダンスを示したIFRS実務記述書第2号「重要性の判断の行使」を公表しました。

重要性は、財務諸表における項目の表示及び開示に関連します。財務諸表の作成者は、企業の報告日時点の財政状態及び報告期間における経営成績の理解に関連するすべての情報が財務諸表に含まれているかを検討することが求められます。

財務諸表の作成者はまた、重要性のない情報を含めることにより重要性のある情報を曖昧にしたり、性質や機能が異なる重要な勘定科目を集約したりすることで、財務諸表を理解しにくいものとしないう、留意する必要があります。財務諸表にとって個々の開示に重要性がない場合は、それがIFRSにおける最低限の要求事項であっても、表示する必要はありません。財務諸表の作成者は、報告期間に係る重要性に基づき、適切な開示のレベルを決定しなければなりません。

常に大局的な見地に立つ

財務報告では、規定に準拠することだけを目的とするのではなく、効果的なコミュニケーションを行うことが重要です。投資家は事業報告の品質向上を引き続き求めているため、関連性のある情報が除外されないよう留意しなければなりません。企業は財務諸表を作成する際に、財務情報を有効な方法で報告することによってコミュニケーションを改善することに重点を置く必要があります。

また、より有用な事業報告 (better business reporting) に照らして財務諸表の表示及び開示を刷新することも検討してください。さらなる情報については、KPMGのウェブサイト [Better Business Reporting](#) を参照してください。

参照及び略語

本冊子の左の余白に参照が記載されています。通常、この参照は表示及び開示に関する規定にのみ関連しています。

<i>IAS 1.82(a)</i>	IAS第1号第82項(a)
<i>[IAS 16.41]</i>	IAS第16号第41項。角括弧は、重要な会計方針（例：財務諸表の注記45）においてのみ用いられており、その参照条項が表示及び開示に関する規定ではなく、認識及び測定に関する規定に関連していることを示しています。
<i>Insights 2.3.60.10</i>	KPMGの刊行物「 Insights into IFRS 」（第15版）の第2.3.60.10項
<i>IFRS 7</i>	IFRS第9号の公表に伴う改訂後のIFRS第7号（2018年1月1日以後適用）
<i>IFRS 7S</i>	IFRS第9号の公表に伴う改訂前のIFRS第7号（2018年1月1日より前に適用）

本冊子の本文の左側余白の以下の線は以下の内容を示すものです。

連結財務諸表上、親会社が以下のいずれかを満たす場合にのみ、事業セグメント（注記6）及び1株当たり利益（純損益及びその他の包括利益計算書、並びに注記11）に関連する開示が適用される。

- －（事業セグメントについては）負債性金融商品または資本性金融商品、（1株当たり利益または潜在的1株当たり利益については）普通株式または潜在的普通株式が公開市場（すなわち、地方や地域的な市場を含む、国内もしくはは国外の証券取引所、または店頭取引市場）で取引されている。
- － 公開市場でいずれかの種類の証券を発行する目的で、連結財務諸表を証券委員会もしくは規制機関に登録しているかまたは登録の途中である。

|| 本冊子の2017年版以降に行われた主要な変更

本冊子では以下の略語が用いられています。

CGU	資金生成単位
EBITDA	金利・税金・償却前利益 (earnings before interest, tax, depreciation and amortisation)
FVOCI	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する区分
FVTPL	純損益を通じて公正価値で測定する区分

[会社名]

独立監査人の報告書



独立監査人の報告書^a

[企業名]株主各位

意見

当監査法人は、[企業名] 及びその子会社（以下、「企業グループ」）の2018年12月31日現在の連結財政状態計算書、同日をもって終了する事業年度の連結純損益及びその他の包括利益計算書、連結持分変動計算書及び連結キャッシュフロー計算書、並びに重要な会計方針及びその他の説明的情報を含む連結財務諸表注記から構成されている連結財務諸表について監査を行った。

当監査法人は、添付の連結財務諸表が、国際財務報告基準（IFRS）に準拠して、企業グループの2018年12月31日現在の連結財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の連結経営成績及び連結キャッシュフローの状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

意見の根拠

当監査法人は国際監査基準（ISA）に従って監査を実施した。ISAに基づく当監査法人の責任については、本報告書の「連結財務諸表監査に対する監査人の責任」の区分で詳述している。当監査法人は[法域]での連結財務諸表監査に関連する職業倫理に関する規定のもとで企業グループから独立しており、当該規定に準拠して当監査法人の倫理的責任を果たした。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと考えている。

監査上の主要な検討事項^b

監査上の主要な検討事項とは、当監査法人の職業的専門家としての判断により、当年度の連結財務諸表監査において最も重要であると判断された事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施及び監査意見の形成において検討した事項であり、当監査法人は、これらの事項に対して個別に意見を表明しない。

- a. この監査報告書の例示は、以下の国際監査基準（ISA）に基づいている。

- ISA700（改訂）「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」
- ISA701「独立監査人の監査報告書における監査上の主要な検討事項の報告」
- ISA720（改訂）「その他の情報に関する監査人の責任及び関連する統合改訂」

この報告書の様式は、特定の国及び地域に固有の法規制を反映したものではない。

ISA701に基づく、以下の場合に監査上の主要な検討事項が監査報告書に記載される。

- 上場企業の完全な一組の一般目的財務諸表の監査
- 法令等により要求される場合
- 監査人が監査上の主要な検討事項の記載を行うと判断した場合

- b. この監査報告書の文例には記載されていないものの、IFRS第9号及びIFRS第15号の適用に関する事項が、監査人の職業的専門家としての判断により、ISA701に定義される監査上の主要な検討事項に該当する場合がある。

のれんの減損テスト

連結財務諸表の注記22を参照

監査上の主要な検討事項

企業グループは3,832千ユーロののれんを認識している（2017年：3,407千ユーロ）。

当該のれんの大部分は、欧州の紙の製造及び販売の資金生成単位（CGU）並びに木材製品のCGUに配分されている。

のれんの年次減損テストは、会計規定の複雑さ及び回収可能価額の見積りに用いる仮定の決定に重要な判断が要求されることから、監査上の主要な検討事項とみなされる。CGUの回収可能価額（使用価値と売却コスト控除後の公正価値のうちいずれか小さいほうに基づく）は、割引予想キャッシュフロー・モデルにより算定している。これらのモデルでは複数の主要な仮定（将来の販売量及び販売価格、営業費用、最終価値成長率及び資本の加重平均コスト（割引率）を含む）が用いられる。

当監査法人の監査において当該事項をどのように検討したか

この領域に関する当監査法人の監査手続には以下が含まれる。

- 適用される割引率の適正性の評価を行うにあたっての当監査法人の評価専門家の関与（資本の加重平均コストと当該CGUが事業を営む関連性のある市場に関するセクターの平均値との比較を含む）
- 主なインプット（例：販売量及び販売価格、営業費用、インフレ率及び長期成長率）に適用される仮定の適正性の評価（これらのインプットの外部データとの比較、並びに企業グループ及び業種に関する当監査法人の知識に基づく当監査法人独自の評価を含む）
- 当監査法人独自の感応度分析の実施（欧州の紙の製造及び販売のCGUについて現在見積られているヘッドルームへの影響を評価するための、成長率及び予想キャッシュフローの合理的に可能性のある減少が及ぼす影響の評価を含む）
- 財務諸表の開示の適正性の評価（主要な仮定、判断及び感応度の開示を含む）

Papyrus社の取得

連結財務諸表の注記34を参照

監査上の主要な検討事項

2018年3月31日に、企業グループは（従来保有していた25%に加え）Papyrus社の株式の65%を2,631千ユーロの対価で取得した。

この取引の会計処理は、移転した対価の価値の算定と、取得した資産及び引き受けた負債の公正価値の識別及び測定に重要な判断及び見積りが要求されるため複雑である。

取得の規模及び複雑性により、当監査法人はこれを監査上の主要な検討事項とみなしている。

当監査法人の監査において当該事項をどのように検討したか

この領域に関する当監査法人の監査手続には以下が含まれる。

- 企業グループが行った評価並びに取得した資産及び負債を識別するのに用いた特に以下の方法を当監査法人が検討するにあたっての当監査法人の評価専門家の関与
- 有形固定資産を評価する際に用いた方法及び仮定（市場の情報及び類似の資産の相場価格と比較）
- 顧客との関係に関する無形資産の公正価値を算定するのに用いた主要な仮定（過去の顧客定着率及び成長傾向の再計算、及びデータの顧客との契約及び顧客関係データベースとの照合を含む）

	<ul style="list-style-type: none"> - 特許技術の公正価値を算定するのに用いた主要な仮定（類似の特許技術のライセンス付与に関してロイヤルティ・データベースで使用されているロイヤルティ料率との比較） - 偶発対価の公正価値の検討（承認された予測及び契約との照合、並びに取得日後の実績と予測との比較による業績の将来予測の評価を含む） - 財務諸表の開示の適正性の評価（主要な仮定、判断及び感応度の開示を含む）
立木の評価	
連結財務諸表の注記16を参照	
監査上の主要な検討事項	当監査法人の監査において当該事項をどのように検討したか
<p>企業グループの生物資産には、売却コスト控除後の公正価値で測定される立木が含まれる。</p> <p>公正価値を見積るプロセスは様々なインプットに関する多数の判断及び見積りを伴い複雑である。資産の性質により、評価技法には、関連する信頼性のある観察可能なインプットがないため、内部の情報源から得た多数のインプットを用いる割引キャッシュフロー・モデルが含まれる。したがって、当監査法人は立木の評価が監査上の主要な検討事項であると判定した。</p>	<p>この領域に関する当監査法人の監査手続には以下が含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 過去の業績、企業グループの計画、並びに業種及び企業グループが事業を営む経済環境に関する当監査法人の理解と比較することによる、見積キャッシュフローの算定に用いられた企業グループのインプットの評価 - ヘクタール当たりの産出高に関する過去の予測、木材価格及び生育・輸送コストを、実際の業績及び産業全体の予測と比較することによる、立木の公正価値に関する企業グループの過去の評価の適正性の評価 - 適用される割引率の適正性の評価を行うにあたっての当監査法人の評価専門家の関与（当該割引率と企業グループが事業を営む関連性のある市場におけるセクターの平均値との比較を含む） - 財務諸表の開示の適正性の評価（主要な仮定、判断及び感応度の開示を含む）

売却目的で保有する処分グループの評価	
連結財務諸表の注記20を参照	
監査上の主要な検討事項	当監査法人の監査において当該事項をどのように検討したか
<p>企業グループは2018年6月に、非再生紙事業セグメント内の製造設備の一部を売却するという計画にコミットした。</p> <p>この部分の製造設備は処分グループに分類され、将来の割引キャッシュフローの予測値と製造設備の交換に関連するコストの加重見積りに基づき、売却コスト控除後の公正価値まで減損された。</p> <p>処分グループの公正価値の見積りに大幅な判断が伴い、処分グループに関連する資産及び負債の帳簿価額が多額であるため、当監査法人はこれを監査上の主要な検討事項とみなした。</p>	<p>この領域に関する当監査法人の監査手続には以下が含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> – 売却のプロセスの段階の理解、及び買手や買手候補からの文書のレビューを通じた、処分グループを売却目的保有に区分した企業グループの判断の検討 – 製造設備に含まれる資産及び負債の継続事業と非継続事業への配分の基礎として用いた企業グループの仮定を検討し、それらの基礎となる会計記録と比較する – 割引キャッシュフローの算定におけるインプットを、企業グループの予算及び予測や、同業種において稼働している類似の設備に関する情報といった、内部及び外部から得たデータを当該インプットと比較することにより評価する – 製造設備を再構築するコストの企業グループの見積りを、市場の情報や類似の資産の相場価格と比較することにより評価する – 適用される割引率の適正性の評価を行うにあたっての当監査法人の評価専門家の関与 – 財務諸表の開示の適正性の評価（主要な仮定、判断及び感応度の開示を含む）

繰延税金資産の認識

連結財務諸表の注記14を参照

監査上の主要な検討事項	当監査法人の監査において当該事項をどのように検討したか
<p>企業グループは、回収可能とみなす将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金について繰延税金資産を認識している。</p> <p>認識した繰延税金資産の回収可能性は、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金を（失効前に）実現するのに十分な将来課税所得を創出する企業グループの能力に一部依拠している。</p> <p>将来課税所得の金額及び時期並びに一時差異の解消の予測に関する固有の不確実性により、当監査法人はこれを監査上の主要な検討事項と判定した。</p>	<p>この領域に関する当監査法人の監査手続には以下が含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 認識した繰延税金資産の回収を可能にすると企業グループが見込んでいる税務戦略の評価における当監査法人の税務専門家の活用 - 税務上の繰越欠損金及びその失効日と納税証明書との照合 - 過去の予測の正確性を評価し、予測成長率等の仮定を、業種に関する当監査法人の知識及び監査を通じて得た当監査法人の理解（減損テストで用いられた事業計画及び予測とどの程度整合するかを含む）から得られる当監査法人の予測と比較することによる、将来課税所得の予測の正確性の評価 - 財務諸表の開示の適正性の評価（主要な仮定、判断及び感応度の開示を含む）

その他の情報

経営者はその他の情報に対して責任を負う。その他の情報は、*[X報告書に含まれる情報からなり、財務諸表及び当監査法人の監査報告書は含まれない]*。

連結財務諸表に対する当監査法人の意見は、その他の情報を対象としておらず、よって当監査法人はその他の情報に対していかなる種類の保証となる結論も表明しない。

連結財務諸表に対する当監査法人の監査に関連して、当監査法人の責任は、その他の情報を通読し、その他の情報と、財務諸表または監査を通じて得た当監査法人の知識の間に著しい不整合が存在するか否か、あるいは重要な虚偽表示の兆候がないかを検討することにある。

当監査法人が実施した作業に基づき、その他の情報に重要な虚偽表示があると結論付ける場合、当監査法人はその旨を報告する義務を負う。これに関し、当監査法人は報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び統治責任者の責任

経営者は、IFRSに準拠した連結財務諸表の作成及び適正な表示、並びに不正または誤謬を問わず重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成するために経営者が必要と判断する内部統制の整備について責任を負う。

連結財務諸表の作成に関する経営者の責任は、継続企業として存続する企業グループの能力を評価し、該当する場合には継続企業に関連する事項を開示し、経営者が企業グループの清算または事業停止の意図を有するか、もしくはそれ以外に現実的な選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に基づいて連結財務諸表を作成することにある。

統治責任者は企業グループの財務報告プロセスを監視する責任を負う。

連結財務諸表監査に対する監査人の責任

当監査法人の目的は、不正か誤謬かを問わず、全体としての連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかについて合理的な確証を得て、当監査法人の意見を含めた監査報告書を提出することである。「合理的な確証」とは、高い水準の保証であるが、ISAに準拠して実施した監査が、存在するすべての重要な虚偽表示を常に発見することを確約するものではない。虚偽表示は不正または誤謬から発生する可能性があり、個別にまたは合計すると、財務諸表利用者が連結財務諸表に基づいて行う経済的意思決定に影響を及ぼすと合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

ISAに準拠した監査の一環として、当監査法人は職業的専門家としての判断を行使し、監査を通じて常に職業的専門家としての懐疑心を保持することに加え、以下を実施する。

- 不正または誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクを識別、評価し、それらのリスクに対応する監査手続を立案、実施し、当監査法人の意見の基礎を提供する十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正は共謀、文書の偽造、意図的な除外、虚偽の陳述、内部統制の無効化を伴う可能性があるため、不正による重要な虚偽表示を発見できないリスクは、誤謬による重要な虚偽表示を発見できないリスクよりも高い。
- 状況に適した監査手続を立案するために監査に関連性のある内部統制を理解するが、企業の内部統制の有効性に対する意見を表明することを目的とはしない。
- 用いられた会計方針の適切性及び経営者が行った会計上の見積りと関連する開示の合理性を評価する。
- 経営者が継続企業の前提に基づき会計処理したことの適切性、及び入手した監査証拠に基づき、継続企業として存続する企業グループの能力に著しい疑義をもたらす事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論付ける。重要な不確実性が存在すると結論付ける場合には、監査報告書において、連結財務諸表に含まれる関連する開示を参照するか、または、関連する開示が妥当ではない場合には意見を変更することが要求される。当監査法人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいている。ただし、将来の事象または状況により、企業グループが継続企業として存続できなくなることがある。
- 開示を含む連結財務諸表の全体的な表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や事象を適正に表示しているか否かを評価する。
- 連結財務諸表に対する意見を表明するため、企業グループ内の企業または事業活動の財務情報に関し、十分かつ適切な監査証拠を入手する。当監査法人は、企業グループの監査の指示、監督及び実施に対して責任を負う。当監査法人は、監査意見に対して単独で責任を負う。

当監査法人は、特に監査の範囲とその実施時期の計画、及び監査上の重要な発見事項（監査の過程で識別した内部統制の重要な不備を含む）について統治責任者とコミュニケーションを行う。

また、独立性について、適切な職業倫理に関する規定を遵守した旨を統治責任者に文書で提出し、独立性に影響を与えると合理的に考えられるすべての関係及びその他事項、並びに該当する場合には、関連するセーフガードについてコミュニケーションを行う。

統治責任者にコミュニケーションを行った事項の中から、当事業年度の連結財務諸表監査に最も重要な影響を与え、よって監査上の主要な検討事項に該当する事項を決定する。当監査法人は、これらの事項を監査報告書に記載する。ただし、法令により当該事項を公表することが禁じられている場合、あるいは極めて稀な状況において、監査報告書で当該事項についてコミュニケーションを行うことにより生じるマイナスの影響が、当該コミュニケーションにより得られる公益を上回ると合理的に予想されるため、当該事項についてのコミュニケーションを行うべきでないと判断した場合を除く。

本独立監査人の監査報告書の基となる監査の監査責任者は [氏名] である。

[特定の法域で適切とされる署名]

[当監査法人の住所]

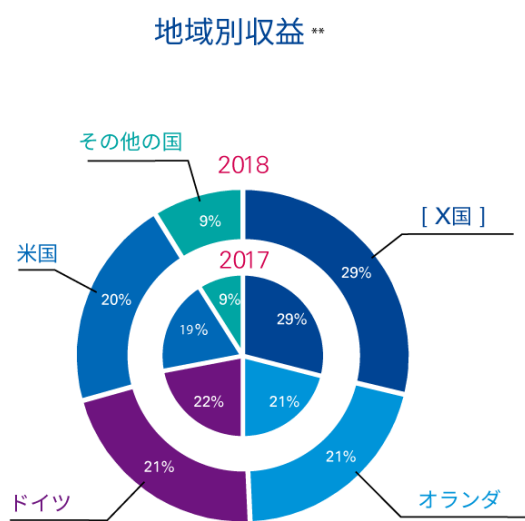
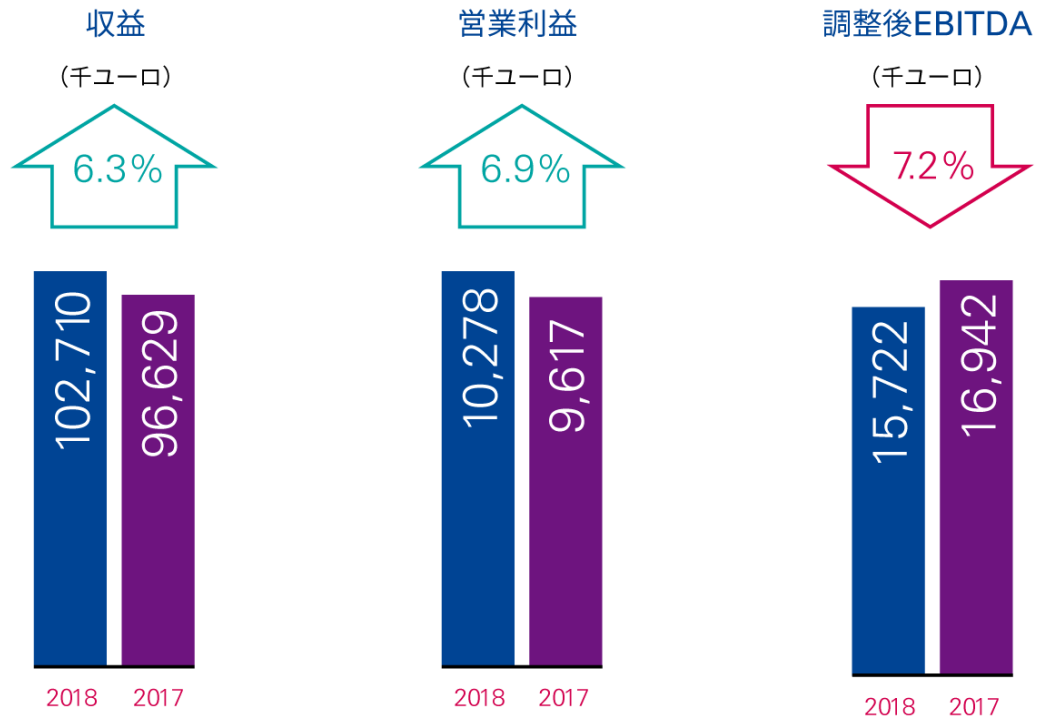
[日付]

[会社名]

連結財務諸表

2018年12月31日

財務ハイライト*



* 当社グループは、2018年1月1日からIFRS第15号及びIFRS第9号の適用を開始しました。選択した移行方法に基づき、一部のヘッジ規定を除き、比較情報の修正再表示は行っておりません。

** 非継続事業の収益を含む（注記6(D)(i)及び7を参照）

連結財政状態計算書^a

IAS 1.10(a), 10(ea)-(f), 29, 38-38A, 40A-40B, 54-55, 113

IAS 1.54(a)

IAS 1.54(c)

IAS 1.54(f)

IAS 1.54(b), 17.49

IAS 1.54(e)

IAS 1.54(d)

IAS 1.54(o), 56

IAS 1.55

IAS 1.60

IAS 1.54(f)

IAS 1.54(g)

IAS 1.55

IAS 1.54(d)

IAS 1.54(n)

IAS 1.54(h)

IAS 1.55

IAS 1.54(i)

IFRS 5.38, 40, IAS 1.54(j)

IAS 1.60

	注記	2018年 12月31日	2017年 12月31日	2017年 1月1日
千ユーロ			修正再表示* ^b	修正再表示* ^{b, c}
資産				
有形固定資産	21	26,586	31,049	34,937
無形資産及びのれん	22	6,226	4,661	5,429
生物資産	16	4,698	4,025	3,407
投資不動産	23	1,370	250	150
持分法適用会社に対する投資	24	2,489	1,948	1,530
その他の投資（デリバティブを含む） ^d	25	3,616	3,525	3,221
繰延税金資産	14	2,187	2,050	984
従業員給付	13	671	731	716
非流動資産^e		47,843	48,239	50,374
生物資産	16	32	31	29
棚卸資産 ^f	17	12,148	12,119	11,587
契約資産 ^g	8	1,271	-	-
その他の投資（デリバティブを含む） ^d	25	662	1,032	947
未収法人所得税等		34	60	-
営業債権及びその他の債権	18	32,405	22,485	17,651
前払金		330	1,200	895
現金及び現金同等物	19	1,504	1,850	2,529
		48,386	38,777	33,638
売却目的で保有する資産	20	14,400	-	-
流動資産^e		62,786	38,777	33,638
資産合計		110,629	87,016	84,012

IAS 1.10

a. 企業は、意味が明瞭で誤解を招くものでない限り、「貸借対照表」等の他の表題を用いることができる。

IFRS 15.C3(b), C7, 9.7.2.15-7.2.16, Insights 2.8.50.110

b. この企業グループは、2018年1月1日からIFRS第15号及びIFRS第9号の適用を開始している。IFRS第15号は、比較情報が修正再表示されない累積的影響法を用いて適用されている。また、この企業グループはIFRS第9号の分類及び測定（減損を含む）規定に関して過去の期間の修正再表示を行うことを免除するIFRS第9号第7.2.15項の適用免除規定を適用している。そのため、IFRS第9号第7.2.26項に従い、一部のヘッジ規定の遡及適用についてのみ比較情報が再表示されている。詳細は注記5を参照のこと。

IFRSには明記されていないものの、KPMGの見解では比較情報を修正再表示する場合、比較情報が以前発行した財務諸表とは同じでないことを示すため、比較情報に「修正再表示」との記載を付すべきである。

同様に、新たな基準書等が適用されているものの、比較情報が修正再表示されていない場合（例：新たな基準書等を適用する累積的影響を資本の期首残高に認識する場合）、その旨を記載してほうが有用な場合がある。

IAS 1.10(f), 40A

c. この企業グループは、誤謬の訂正（注記44を参照）がこの計算書の情報に著しい影響を与えているため、前期の期首時点における第3の財政状態計算書を表示している。

Insights 7.10.40.50

d. KPMGの見解では、デリバティブ資産及びデリバティブ負債は、重要性がある場合、財政状態計算書上別個の項目として表示しなければならない。

連結財政状態計算書（続き）

IAS 1.10(a), 10(ea)-(f), 29, 38-38A, 40A-40B, 54-55, 113

IAS 1.54(r), 78(e)

IAS 1.55, 78(e)

IAS 1.54(r), 78(e)

IAS 1.55, 78(e)

IAS 1.54(q)

IAS 1.54(m)

IAS 1.55, 78(d)

IAS 1.54(k)

IAS 1.55

IAS 1.54(l)

IAS 1.54(o), 56

IAS 1.60

IAS 1.55

IAS 1.54(n)

IAS 1.54(m)

IAS 1.55, 78(d)

IAS 1.54(k)

IAS 1.55

IAS 1.55

IAS 1.54(l)

IFRS 5.38, 40,

IAS 1.54(p)

IAS 1.60

	注記	2018年 12月31日	2017年 12月31日	2017年 1月1日
千ユーロ			修正再表示* ^b	修正再表示* ^{b, c}
資本				
資本金		14,979	14,550	14,550
資本剰余金		4,777	3,500	3,500
その他の資本の構成要素		1,219	436	297
利益剰余金		20,756	12,765	7,372
当社の所有者に帰属する持分	26	41,731	31,251	25,719
非支配持分	35	3,827	3,024	2,635
資本合計		45,558	34,275	28,354
負債				
借入金等	28	21,920	19,031	20,358
従業員給付	13	912	453	1,136
営業債務及びその他の債務	29	290	5	4
繰延収益	30	1,424	1,462	-
引当金	31	1,010	-	740
繰延税金負債	14	549	406	323
非流動負債^e		26,105	21,357	22,561
銀行当座借越	19	334	282	303
未払法人所得税等		4,853	1,693	25
借入金等	28	4,988	5,546	3,003
従業員給付	13	20	388	13
営業債務及びその他の債務 ^h	29	23,541	21,767	29,473
契約負債	8	160	-	-
繰延収益	30	-	168	140
引当金	31	660	1,540	140
		34,556	31,384	33,097
売却目的で保有する資産に直接関連する負債	20	4,410	-	-
流動負債^e		38,966	31,384	33,097
負債合計		65,071	52,741	55,658
資本及び負債合計		110,629	87,016	84,012

* 注記5及び44を参照

当社グループは、2018年1月1日からIFRS第15号及びIFRS第9号の適用を開始しました。選択した移行方法に基づき、一部のヘッジ規定を除き、比較情報の修正再表示は行っておりません。

24ページから186ページの注記は本連結財務諸表の必須構成要素です。

IAS 1.60-61

- e. この企業グループは、財政状態計算書上で、流動・非流動の区分を行っている。企業は、流動性配列法による表示が信頼性のある、より目的適合性の高い情報を提供するのであれば、資産及び負債を流動性配列法によって表示することもできる。KPMGの刊行物「IFRS財務諸表ガイドー銀行業の開示例」（2016年3月版）では、流動性配列法による資産及び負債の表示が例示されている。

IFRS 15.B21, BC367

- f. IFRS第15号や他の基準書等には、返品権付きの販売に関連する、顧客から製品を回収する権利に係る資産をどこに表示すべきかについて明確な定めはない。この企業グループは、当該資産を「棚卸資産」に含め、個別に注記で開示を行っている（注記17を参照）。

IAS 1.54-55, IFRS 15.105, 109, A, BC320-BC321

- g. 特に要求されていないが、この企業グループは契約資産及び契約負債に係る表示項目を財政状態計算書に表示している。また、契約資産及び契約負債の流動/非流動の分類に関するIAS第1号の規定も適用している。なお、本冊子では「契約資産」及び「契約負債」という用語を使用しているが、他の用語が使われる場合もある。

IFRS 15.55

- h. この企業グループは、返金負債を「営業債務及びその他の債務」として表示している。この企業グループの返品条件では、別の財との交換しか認められていない（すなわち、この企業グループは返金を行っていない）。そのため、返金負債はIAS第32号「金融商品：表示」の金融負債の定義を満たさない。返金負債または買戻契約に関する負債がIAS第32号の金融負債の定義を満たす場合、IFRS第7号の開示規定が適用される。

連結純損益及びその他の包括利益計算書^a

12月31日に終了する事業年度

IAS 1.10(b), 10A, 29,
38–38A, 81A–85, 113

IAS 1.82(a)

IAS 1.99, 103

IAS 1.103

IAS 1.85

IAS 1.99, 103

IAS 1.99, 103

IAS 1.99, 103, 38.126

IAS 1.82(ba)

IAS 1.99, 103

IAS 1.85, BC55–BC56

IAS 1.85

IAS 1.82(b)

IAS 1.85

IAS 1.82(c)

IAS 1.85

IAS 1.82(d), 12.77

IAS 1.85

IFRS 5.33(a), IAS 1.82(ea)

IAS 1.81A(a)

IAS 1.82A(a)(i)

IAS 1.85

IAS 1.85

IFRS 7.20(a)(vii)

IAS 1.82A(b)(i)

IAS 1.91(b)

IAS 1.82A(a)(ii)

IAS 21.52(b)

IAS 1.85

IAS 1.82A(b)(ii)

IAS 1.92

IFRS 7.24C(b)(i),

7S.23(c)

IFRS 7.24C(b)(iv),

7S.23(d), IAS 1.92

IAS 1.85

IAS 1.92

IFRS 7S.20(a)(ii)

IFRS 7.20(a)(viii)

IFRS 7.20(a)(viii), IAS

1.92

IAS 1.91(b)

IAS 1.81A(b)

IAS 1.81A(c)

注記

2018年

2017年

修正再表示*

千ユーロ

継続事業

収益^{b, c}売上原価^d

売上総利益

その他の収益

販売費^d一般管理費^d研究開発費^d|| 営業債権及び契約資産に係る減損損失^{e, f}

その他の費用

営業利益^g金融収益^c

金融費用

金融費用純額

持分法による投資純利益（税引後）

税引前純利益

税金費用

継続事業に係る純利益

非継続事業

|| 非継続事業に係る純利益（損失）（税引後）^h

当期純利益

その他の包括利益

純損益に振り替えられることのない項目

有形固定資産の再評価

確定給付負債（資産）の再測定

|| FVOCIで測定される資本性金融商品への投資—公正価値の変動の

純額

持分法適用会社におけるその他の包括利益の持分

関連する法人所得税ⁱ

今後純損益に振り替えられる可能性のある項目

在外営業活動体の為替換算差額

純投資ヘッジ—純損失

持分法適用会社におけるその他の包括利益の持分

重要な影響力の喪失による為替換算差額の振替え

キャッシュフロー・ヘッジ—公正価値変動の有効部分

|| キャッシュフロー・ヘッジ—純損益への振替えⁱ

ヘッジコスト剰余金—公正価値の変動

|| ヘッジコスト剰余金—純損益への振替えⁱ

売却可能金融資産—公正価値の変動

|| FVOCIで測定される負債性金融商品への投資—公正価値の変動の

純額

|| FVOCIで測定される負債性金融商品への投資—純損益への振替えⁱ|| 関連する法人所得税ⁱ

当期その他の包括利益（税引後）

当期包括利益合計

連結純損益及びその他の包括利益計算書（続き）

12月31日に終了する事業年度

注記	2018年	2017年
		修正再表示*

IAS 1.10(b), 10A, 29
38-38A, 81A-85, 113

千ユーロ

IAS 1.81B(a)(ii)

IAS 1.81B(a)(i)

当期純利益の帰属：

当社の所有者		7,359	5,727
非支配持分	35	518	367
		7,877	6,094

IAS 1.81B(b)(ii)

IAS 1.81B(b)(i)

当期包括利益合計の帰属：

当社の所有者		8,066	6,133
非支配持分	35	544	389
		8,610	6,522

IAS 33.4

IAS 33.66

IAS 33.66

1株当たり利益

基本的1株当たり当期純利益（ユーロ）	11	2.24	1.73
希薄化後1株当たり当期純利益（ユーロ）	11	2.13	1.72

IAS 33.66

IAS 33.66

1株当たり利益－継続事業

基本的1株当たり当期純利益（ユーロ）	11	2.12	1.87
希薄化後1株当たり当期純利益（ユーロ）	11	2.01	1.86

調整後金利・税金・償却前利益（調整後EBITDA）

15 15,722 16,942

* 注記5、7、21(H)及び44を参照

当社グループは、2018年1月1日からIFRS第15号とIFRS第9号の適用を開始しました。選択した移行方法に基づき、比較情報の修正再表示は行っておりません。ただし、一部のヘッジ規定と、営業債権及び契約資産に係る減損損失の区分表示を除きます。

24ページから186ページの注記は本連結財務諸表の必須構成要素です。

IAS 1.10A

IFRS 15.113,

IAS 1.29-30, 85,
Insights 4.2.480.25

IAS 1.82(a),

Insights 7.10.60.30

IAS 1.99-100

IAS 1.82(ba), 85,

31, 97, 99,

Insights 4.120.40

IAS 1.82(a), (aa),

(ca), (cb)

IAS 1.85,

BC55-BC56

IFRS 5.33(a)-(b),

IAS 1.82(ea)

IAS 1.90-91

IAS 1.94

- a. この企業グループは、「1計算書」方式に従って包括利益を表示している。代替的な「2計算書」方式の開示例については Appendix II を参照。
- b. 企業は、顧客との契約から生じる収益を純損益計算書において独立の表示科目として表示することは要求されず、IAS第1号の規定を考慮して他の種類の収益と合算して表示できると思われる。しかし、顧客との契約から生じる収益を、注記または純損益計算書において区分して開示する場合、IFRS第15号の適用範囲に含まれない金額を含めてはならないとKPMGは考えている（注記8を参照）。
- c. この企業グループは、当初認識後に償却原価またはFVOCIで測定される金融資産に係る利息収益が収益創出活動の一部であるとは考えていないことから、当該利息収益を「金融収益」の一部に含めている。しかし、実効金利法を用いて算定した利息収益が収益の一部である場合、その収益を純損益及びその他の包括利益計算書において利息収益として区分して表示しなければならない。企業は、他の金融資産から生じた利息収益が企業の通常の活動の過程で生じたものである場合、収益の他の表示科目に表示することができると思われる。
- d. この企業グループは、純損益で認識した費用を、企業グループ内における機能に基づき分析することを選択している。企業は、信頼性が高く目的適合性がより高い情報を提供する場合には、費用の性質に基づき分析することも選択できる。この分析は注記に表示することもできる。
- e. 純損益及びその他の包括利益計算書において、費用の分析を機能または性質に基づき表示している企業は、この表示が、一部の事象または状況による影響を純損益及びその他の包括利益計算書において単一の金額として表示する（例えばIFRS第9号に基づく減損損失）ことを求める特定の規定とどのように関係するのかを判断することが難しい場合がある。この企業グループは、適切な表示を決定するにあたり、選択した表示が誤解を招くものではなく、利用者による財務諸表の理解に関連があることを確認したうえで判断を適用している。この企業グループは、減損損失の金額を次の項目に区分して表示している。
- － 営業債権及び契約資産に係る減損。これは、純損益及びその他の包括利益計算書に区分して表示されている。明示的に要求はされていないものの、この企業グループは（IAS第39号「金融商品：認識及び測定」に従って認識された）比較情報の減損損失を「その他の費用」から振り替えている。
 - － 負債性証券への投資に関連する減損。これは、重要性に鑑み「金融費用」に含められている。
- f. IFRS第9号によって改訂されたIAS第1号により、純損益計算書に追加で表示することが求められる表示項目が導入された。当事業年度においてそれらの表示項目に反映すべき事象または取引が生じなかったことから、この企業グループはそれらの表示項目を表示していない。
- g. この企業グループは、「営業利益」という小計を表示している。企業は、営業活動による業績を表示する場合、開示される金額が、一般的に「営業活動」とみなされる活動を代表するものとなるようにしなければならない。また、営業に関連することが明確な項目を除外するのは不適切である。
- h. この企業グループは、純損益及びその他の包括利益計算書上、非継続事業に係る純損益（税引後）の単一の金額を開示することを選択しており、注記7でその単一の金額を、収益、費用及び税引前純損益の内訳に分解している。企業は、この内訳を純損益及びその他の包括利益計算書上に表示することもできる。
- i. この企業グループは、その他の包括利益の個々の構成要素を、純損益及びその他の包括利益計算上で税効果考慮前の金額で表示して関連する法人所得税の合計額を表示することを選択し、その他の包括利益の個々の構成要素に係る法人所得税に関する開示は注記14(B)に記載している。企業は、その他の包括利益の個々の構成要素を、関連する税効果考慮後の金額で表示することもできる。
- j. この企業グループは、組替調整を純損益及びその他の包括利益計算書において表示することを選択している。企業は、注記においてこれらの調整を表示することもできる。

連結持分変動計算書

IAS 1.10(c), 29, 108, 113	千ユーロ	注記	当社の所有者に帰属する持分		
			資本金	資本剰余金	為替換算調整勘定
	2017年1月1日報告残高		14,550	3,500	(119)
IAS 8.28(f)-(g), 1.106(b)	IFRS第9号の適用開始による調整 (税引後)	5(B)	-	-	-
IAS 1.106(b)	誤謬の訂正の影響	44	-	-	-
	2017年1月1日修正再表示後残高		14,550	3,500	(119)
	当期包括利益合計 (修正再表示後)				
IAS 1.106(d)(i)	当期純利益		-	-	-
IAS 1.106(d)(ii), 106A	当期その他の包括利益	14(B), 26(D)	-	-	275
IAS 1.106(a)	当期包括利益合計 (修正再表示後)		-	-	275
IAS 1.106(d)(iii)	所有者との取引				
	所有者からの抛出自ら所有者への分配				
	自己株式の取得 ^a	26(B)	-	-	-
	配当	26(C)	-	-	-
	株式決済型の株式に基づく報酬 ^b	13(E), 14(C)	-	-	-
	所有者との取引合計		-	-	-
	2017年12月31日修正再表示後残高		14,550	3,500	156
IAS 8.28(f)	IFRS第9号の適用開始による調整 (税引後)	5(B)	-	-	-
	IFRS第15号の適用開始による調整 (税引後)	5(A)	-	-	-
	2018年1月1日調整後残高		14,550	3,500	156
	当期包括利益合計				
IAS 1.106(d)(i)	当期純利益		-	-	-
IAS 1.106(d)(ii), 106A	当期その他の包括利益合計	14(B), 26(D)	-	-	458
IAS 1.106(a)	当期包括利益合計		-	-	458
	棚卸資産のコストに振り替えられたヘッジ及びヘッジのコスト		-	-	-
IAS 1.106(d)(iii)	所有者との取引				
	所有者からの抛出自ら所有者への分配				
	普通株式の発行	26(A)	390	1,160	-
	企業結合に関連した普通株式の発行	34(A)	24	63	-
	転換社債の発行	14(C), 28(C)	-	-	-
	自己株式の売却 ^a	26(B)	-	19	-
	配当	26(C)	-	-	-
	株式決済型の株式に基づく報酬 ^b	13(E), 14(C)	-	-	-
	ストック・オプションの行使	26(A)	15	35	-
	所有者からの抛出自ら当社所有者への分配合計		429	1,277	-
IAS 1.106(d)(iii)	子会社所有持分の変動				
	支配の変動を伴わない非支配持分の取得	36	-	-	8
	非支配持分を伴う子会社の取得	34	-	-	-
	子会社所有持分の変動合計		-	-	8
	所有者との取引合計		429	1,277	8
	2018年12月31日残高		14,979	4,777	622

24ページから186ページの注記は本連結財務諸表の必須構成要素です。

IAS 32.33,
Insights 7.3.560

- a. IFRSは、資本において自己株式をどのように表示すべきかについて規定していない。しかし、地域の法律により、表示方法が規定されていることがある。したがって、企業が資本における自己株式の表示方法を選択する際には、法的環境を考慮しなければならない。企業は、すべての自己株式に対して毎期継続して適用される表示方式を選択する必要がある。この企業グループは、自己株式に係るコスト合計を資本の別項目として表示することを選択している。

2018年12月31日に終了する事業年度

当社の所有者に帰属する持分

ヘッジコスト剰 余金	ヘッジ剰余 金	公正価値の 変動による 評価差額	再評価 剰余金	自己株式	転換社債の 資本要素	利益剰余金	合計	非支配持分	資本合計
-	434	17	-	-	-	7,280	25,662	2,635	28,297
(35)	-	-	-	-	-	35	-	-	-
-	-	-	-	-	-	57	57	-	57
(35)	434	17	-	-	-	7,372	25,719	2,635	28,354
-	-	-	-	-	-	5,727	5,727	367	6,094
9	56	79	-	-	-	(13)	406	22	428
9	56	79	-	-	-	5,714	6,133	389	6,522
-	-	-	-	(280)	-	-	(280)	-	(280)
-	-	-	-	-	-	(571)	(571)	-	(571)
-	-	-	-	-	-	250	250	-	250
-	-	-	-	(280)	-	(321)	(601)	-	(601)
(26)	490	96	-	(280)	-	12,765	31,251	3,024	34,275
-	-	3	-	-	-	(104)	(101)	(16)	(117)
-	-	-	-	-	-	1,134	1,134	85	1,219
(26)	490	99	-	(280)	-	13,795	32,284	3,093	35,377
-	-	-	-	-	-	7,359	7,359	518	7,877
27	(62)	87	134	-	-	63	707	26	733
27	(62)	87	134	-	-	7,422	8,066	544	8,610
4	4	-	-	-	-	-	8	-	8
-	-	-	-	-	-	-	1,550	-	1,550
-	-	-	-	-	-	120	207	-	207
-	-	-	-	-	109	-	109	-	109
-	-	-	-	11	-	-	30	-	30
-	-	-	-	-	-	(1,243)	(1,243)	-	(1,243)
-	-	-	-	-	-	755	755	-	755
-	-	-	-	-	-	-	50	-	50
-	-	-	-	11	109	(368)	1,458	-	1,458
-	-	-	-	-	-	(93)	(85)	(115)	(200)
-	-	-	-	-	-	-	-	304	304
-	-	-	-	-	-	(93)	(85)	189	104
-	-	-	-	11	109	(461)	1,373	189	1,562
5	432	186	134	(269)	109	20,756	41,731	3,827	45,558

IAS 1.78(e), 79(b), **b.** IFRS第2号「株式に基づく報酬」は概して、株式に基づく報酬取引に関連して認識された資本の増加を資本の独立した項目として表示するか、利益剰余金に含めるかについて、言及していない。KPMGの見解ではIFRSのもとでいずれのアプローチも認められる。この企業グループは、そのような増加を利益剰余金に含めて表示することを選択している。

連結キャッシュフロー計算書

12月31日に終了する事業年度

IAS 1.10(d), 29,
38–38A, 113

IAS 7.18(b)

千ユーロ	注記	2018年	2017年 修正再表示*
営業活動によるキャッシュフロー^a			
当期純利益 ^b		7,877	6,094
調整：			
– 減価償却	21(A)	5,001	5,122
– 無形資産の償却	22(A)	785	795
– 有形固定資産の減損損失（戻入れ）	21(B)	(393)	1,123
– 無形資産及びのれんの減損損失	22(C)	16	285
– 処分グループの再測定による減損損失	20(A)	35	-
– 生物資産の公正価値の変動	16(A)	(587)	(28)
– 投資不動産の公正価値の増加	23(A)	(20)	(60)
– 金融費用純額	10	588	1,178
– 持分法による投資純利益（税引後）	24	(1,141)	(587)
– 有形固定資産の売却益	9(A)	(26)	(16)
– 非継続事業の売却益（税引後）	7	(516)	-
– 株式決済型の株式に基づく報酬取引	13(E)	755	248
– 税金費用	14	3,314	2,473
		15,688	16,627
増減：			
– 棚卸資産		(1,851)	(197)
– 契約資産		(489)	-
– 営業債権及びその他の債権		(15,772)	(5,497)
– 契約負債		(6)	-
– 前払金		870	(305)
– 営業債務及びその他の債務		7,182	(7,421)
– 引当金及び従業員給付		26	274
– 繰延収益		(38)	1,490
営業活動により生じたキャッシュフロー		5,610	4,971
利息の支払額 ^{c, d}		(1,499)	(1,289)
法人所得税の支払額		(400)	(1,913)
営業活動による正味キャッシュフロー		3,711	1,769
投資活動によるキャッシュフロー			
利息の受取額 ^c		6	19
配当金の受取額 ^c		26	32
有形固定資産の売却による収入		1,177	397
投資の売却による収入		1,476	534
非継続事業の処分による収入（処分された非継続事業の現金控除後） ^e	7	10,890	-
子会社の取得による支出（取得した現金控除後）	34	(1,799)	-
有形固定資産の取得による支出	21(A)	(15,657)	(2,228)
投資不動産の取得による支出	23(A)	(300)	(40)
非流動生物資産の購入による支出	16(A)	(305)	(814)
その他の投資の取得による支出		(359)	(363)
持分法適用会社からの配当による収入	24(A)	21	-
開発に係る支出	22(A), (D)	(1,235)	(503)
投資活動による正味キャッシュフロー		(6,059)	(2,966)

IAS 7.31–32

IAS 7.35

IAS 7.10

IAS 7.31

IAS 7.31

IAS 7.16(b)

IAS 7.16(d), 16(h)

IAS 7.39

IAS 7.39

IAS 7.16(a)

IAS 7.16(a)

IAS 7.16(a)

IAS 7.16(c), 16(g)

IAS 24.18

IAS 7.16(a)

IAS 7.10

連結キャッシュフロー計算書（続き）

12月31日に終了する事業年度

IAS 1.10(d), 29,
38-38A, 113

	千ユーロ	注記	2018年	2017年 修正再表示*
財務活動によるキャッシュフロー				
IAS 7.17(a)	株式の発行による収入	26(A)	1,550	-
IAS 7.17(c)	転換社債の発行による収入	28(C)	5,000	-
IAS 7.17(c)	償還優先株式の発行による収入	28(D)	2,000	-
IAS 7.17(c)	借入金等による収入		591	4,439
IAS 7.17(a)	自己株式の売却による収入		30	-
IAS 7.17(a)	ストック・オプションの行使による収入	26(A)	50	-
IAS 7.16(h)	デリバティブの決済による収入		5	11
IAS 7.21	借入金等に関連する取引コストの支払額	28(C)-(D)	(311)	-
IAS 7.42A	非支配持分の取得による支出	36	(200)	-
IAS 7.17(b)	自己株式の買取額		-	(280)
IAS 7.17(d)	借入金の返済による支出		(5,055)	(2,445)
IAS 7.17(e)	ファイナンス・リース債務の支払額		(454)	(590)
IAS 7.31, 34	配当金の支払額 ^c	26(C)	(1,243)	(571)
IAS 7.10	財務活動による正味キャッシュフロー		1,963	564
	現金及び現金同等物の純減少額		(385)	(633)
	1月1日現在の現金及び現金同等物**		1,568	2,226
IAS 7.28	保有する現金の為替変動による影響		(13)	(25)
	12月31日現在の現金及び現金同等物**	19	1,170	1,568

* 注記5及び44を参照。

当社グループは、2018年1月1日からIFRS第15号及びIFRS第9号の適用を開始しました。選択した移行方法に基づき、一部のヘッジ規定を除き、比較情報の修正再表示は行っておりません。

IAS 7.45

**現金及び現金同等物には、要求払債務であり当社グループの資金管理の不可分な構成部分である当座借越が含まれています。

24ページから186ページの注記は本連結財務諸表の必須構成要素です。

- IAS 7.18-19 a. この企業グループは、営業活動によるキャッシュフローを間接法により表示することを選択している。企業は、営業活動によるキャッシュフローを、直接法を用いて営業活動に関連する収入及び支出を主要な種類ごとに総額で表示することもできる（Appendix IIIを参照）。
- IAS 7.18, 20, A, Insights 2.3.30.20 b. この企業グループは、間接法を用いて、営業活動によるキャッシュフローの出発点を「当期純利益」としている。当期純利益は、IAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」で言及されている出発点であるが、IAS第7号の付録の設例では、異なる金額（すなわち「税金控除前利益」）を出発点としている。付録は例示を目的としたものであり基準書と同等の地位を有するものではないため、基準書に従うことが望ましいと考えられる。
- IAS 7.31, Insights 2.3.50.10-20 c. IFRSは、利息及び配当金の受取によるキャッシュフロー、並びに利息及び配当金の支払いによるキャッシュフローを別個に開示することを要求している。KPMGの見解では、そのような開示は注記ではなくキャッシュフロー計算書において義務付けられる。IFRSに特定のガイダンスがないため、企業は、以下の分類についての自社の会計方針を選択し、毎期継続して適用すべきである。
- 支払利息及び支払配当金の、営業活動または財務活動によるキャッシュフローへの分類
 - 受取利息及び受取配当金の、営業活動または投資活動によるキャッシュフローへの分類
- この企業グループは、利息の支払いによるキャッシュフローを営業活動に、利息及び配当金の受取りによるキャッシュフローを投資活動に、そして配当金の支払いによるキャッシュフローを財務活動に、それぞれ分類することを選択している。
- Insights 2.3.50.38 d. KPMGの見解では、資産計上した利息に関連するキャッシュフローの区分について以下のいずれかの会計方針を選択し、毎期継続して適用すべきである。
- 適格資産を取得するための他の現金支出を投資活動に含める場合、投資活動によるキャッシュフローに含める。
 - 資産計上していない利息に関連するキャッシュフローと同様に区分する。
- この企業グループは、資産計上した利息を資産計上していない利息に関連するキャッシュフローと同様に表示している。
- IAS 7.10, IFRS 5.33(c), Insights 5.4.220.50 e. この企業グループは、すべてのキャッシュフローを合計額で表示する（すなわち、継続事業と非継続事業の両方が含まれている）キャッシュフロー計算書を表示することを選択している。非継続事業に関連する金額は、営業活動、投資活動及び財務活動ごとに注記7(B)に開示されている。ただし、KPMGの見解では、キャッシュフローの表示に関するIFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」とIAS第7号の規定を満たすには様々な方法がある。

IAS 1.10(e)

連結財務諸表注記^a

1. 報告企業

IAS 1.51(a)–(b),
138(a)–(b)

〔企業名〕（「当社」）は〔X国〕に所在しています。当社の登録事業所は〔住所〕にあります。連結財務諸表は当社及び子会社（当社及び子会社を合わせて「当社グループ」とします）により構成されます。当社グループは、主に紙及び紙関連製品の製造、樹木の栽培及び木製品の販売を展開しています（注記6(A)を参照）。

2. 会計処理の基礎

IAS 1.16, 112(a), 116,
10.17

連結財務諸表は国際財務報告基準（IFRS）に準拠して作成しています。連結財務諸表は、〔日付〕において当社の取締役会により公表の承認がなされています。

当社グループの会計方針の詳細は、注記45に記載されています。

この連結財務諸表は、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」及びIFRS第9号「金融商品」を適用した最初のグループ年次財務諸表です。重要な会計方針の変更については注記5で説明しています。

3. 機能通貨及び表示通貨

IAS 1.51(d)–(e)

連結財務諸表は当社の機能通貨であるユーロで表示しています。金額はすべて、特に記載がない限り、千ユーロ単位で四捨五入しています。

4. 判断及び見積りの使用

この連結財務諸表を作成する際に、経営陣は、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす判断及び見積りを行っています。実績がこれらの見積りとは異なることがあります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直されます。見積りの改訂は、将来に向かって認識されます。

A. 判断

IAS 1.122

以下の注記には、財務諸表上で認識する金額に最も重要な影響を与える会計方針の適用に際して行う判断に関する情報が含まれています。

- 注記8(D)–収益認識：受注製造販売契約からの収益が一定期間にわたり認識されるか、または一時点で認識されるか
- 注記24(B)–持分法適用会社：当社グループが投資先に対して重要な影響力を有するか否か
- 注記28(E)–リース：取決めにリースが含まれるか否か
- 注記33(A)–連結：当社グループが投資先に対する事実上の支配を有するか否か
- 注記38(A)–リースの分類

B. 仮定及び見積りの不確実性

IAS 1.125, 129–130

以下の注記には、翌事業年度において資産及び負債の帳簿価額の重要な修正をもたらす重要なリスクのある、2018年12月31日現在の仮定及び見積りの不確実性に関する情報が含まれています。

- 注記8(D)及び注記29–収益認識：予想される返品の見積り
- 注記13(D)(i)–確定給付制度債務の測定：主要な数理計算上の仮定
- 注記14(H)–繰延税金資産の認識：将来減算一時差異及び繰り越された税務上の欠損金の便益を利用するために必要な将来の課税所得の発生可能性
- 注記16(B)–重要な観察不能のインプットに基づく生物資産の公正価値の算定
- 注記20(D)–重要な観察不能のインプットに基づく処分グループの売却コスト控除後の公正価値の算定

IAS 1.113–114

- a. 注記は、実務的に可能な範囲で体系的な方法で表示し、主要財務諸表の項目と相互参照する。体系的な表示の方法を決定するにあたり、企業は、その方法が財務諸表の理解し易さや比較可能性に与える影響を検討する。この企業グループは、経営成績及び財政状態を理解するうえで最も適切と考えられる方法で、関連性のある情報をまとめて表示する際に、判断を行使している。本冊子で表示されている順序は、例示目的のものであり、企業は注記の構成を、企業特有の状況に合わせて独自に検討する必要がある。

連結財務諸表注記（続き）

4. 判断及び見積りの使用（続き）

B. 仮定及び見積りの不確実性（続き）

- 注記22(C)－無形資産及びのれんの減損テスト：回収可能価額の基礎となる主要な仮定（開発コストの回収可能性を含む）
- 注記31及び40－引当金及び偶発事象の認識並びに測定：資源のアウトフローの発生可能性及び規模に関する主要な仮定
- 注記32(C)(ii)－営業債権及び契約資産に対する予想信用損失引当金の測定：加重平均損失率を算定する際の主要な仮定
- 注記34(A)及び(C)－子会社の取得：移転された対価（条件付対価を含む）の公正価値、並びに暫定的に測定された取得した資産及び引き受けた負債の公正価値

i. 公正価値の測定

当社グループの会計方針及び開示規定の多くは、金融資産・負債及び非金融資産・負債の両方について公正価値を算定することを規定しています。

当社グループは公正価値の測定に関して管理体制を確立しています。この管理体制には、レベル3の公正価値を含むすべての重要な公正価値測定を監督する包括的な責任を負い、当社の最高財務責任者に直接報告を行う評価チームが含まれています。

評価チームは、重要な観察可能でないインプット及び評価の調整を定期的に見直しています。公正価値の測定に、ブローカー相場やプライシング・サービスといった第三者の情報をを用いる場合、評価チームは、それらの評価がIFRSの規定を満たすという結論（第三者からのインプットに基づいて見積られる公正価値が分類されるべき公正価値ヒエラルキーのレベルを含む）を裏付けるため、第三者から得た証拠を検証しています。

評価に関する重要な問題は、当社グループの監査委員会に報告されます。

当社グループは、資産または負債の公正価値を測定する際に、入手可能な限り市場の観察可能なデータを用いています。公正価値は、用いられる評価技法へのインプットに基づいて、以下の3つのレベルに区分されます。

- レベル1：同一の資産または負債に関する活発な市場における相場価格（無調整）
- レベル2：レベル1に含まれる相場価格以外のインプットのうち、資産または負債について直接的（すなわち、価格で）または間接的に（すなわち、価格に関連するものを用いて）観察可能なもの
- レベル3：観察可能な市場データに基づかない資産または負債に関するインプット（観察可能でないインプット）

資産または負債の公正価値の測定に用いられるインプットが、公正価値ヒエラルキーの異なるレベルに区分される場合、その公正価値測定にとって重要なインプットのうち最も低いレベルのインプットと同一の公正価値ヒエラルキーのレベルにその公正価値測定全体を区分します。

当社グループは公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替えを、その振替えが発生した報告期間の末日に認識しています。

以下の注記には、公正価値を測定する際の仮定に関する詳細な情報が含まれています。

- 注記12(B)－株式に基づく報酬契約^a
- 注記16(B)－生物資産
- 注記20(D)－売却目的で保有する処分グループ
- 注記23(B)－投資不動産
- 注記32(B)－金融商品
- 注記34(C)(i)－子会社の取得^b

IFRS 13.93(g)

IFRS 13.95

IFRS 13.6(a)

- a. この企業グループは、株式に基づく報酬契約に関する公正価値の測定の開示への参照を上記のリストに含めている。ただし、IFRS第13号「公正価値測定」の測定規定及び開示規定は、これらの契約に適用されない。

IFRS 13.BC184

- b. 資産を当初認識後に公正価値で測定しない場合、それらの資産の公正価値にIFRS第13号の開示規定は適用されないが、この企業グループは、企業結合で取得した資産の公正価値測定に関する情報を開示している。これは例示目的のみで記載しているものである。

連結財務諸表注記（続き）

5. 重要な会計方針の変更^a

IAS 8.28

当社グループは2018年1月1日からIFRS第15号（A参照）及びIFRS第9号（B参照）の適用を開始しました。他にも多くの新たな基準書等の適用が2018年1月1日から開始していますが、当社グループの財務諸表に重要な影響はありません。

これらの基準書等の適用にあたり当社グループが選択した移行方法に基づき、新たな基準書等の規定を反映するために財務諸表に含まれる比較情報の修正再表示は行っておりません。ただし、一部のヘッジ規定と、営業債権及び契約資産に係る減損損失の区分表示を除きます（B参照）。

これらの基準書等の適用開始による影響は、主に以下に起因するものです。

- － 返品権付きの普通紙販売契約からの収益がより早い時期に認識されること（下記A(a)参照）
- － 紙製品の受注製造販売契約からの収益がより早い時期に認識されること（下記A(b)参照）
- － 金融資産に係る減損損失の認識額が増加したこと（下記B(ii)参照）

A. IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」^b

IFRS第15号は、いつの時点でいくら収益を認識すべきかに関して、包括的なフレームワークを策定しています。IFRS第15号は、IAS第18号「収益」、IAS第11号「工事契約」及び関連する解釈指針書を差し替えるものです。IFRS第15号のもとでは、顧客が財またはサービスの支配を獲得した時点で収益が認識されます。支配の移転の時期（すなわち、一時点か一定期間にわたるか）の決定には判断を伴います。

当社グループは、累積的影響法を使ってIFRS第15号を適用しています（実務上の便法は使用していません）。IFRS第15号の適用を開始したことによる影響は適用開始日（すなわち2018年1月1日）に認識しています。よって、2017年に関する情報は修正再表示しておらず、以前IAS第18号、IAS第11号及び関連する解釈指針書に基づき報告したものをそのまま表示しています。また、IFRS第15号の開示規定は、基本的に比較情報には適用していません。^c

IAS 8.28

- a. 表示している会計方針の変更の内容及び影響の説明は、この企業グループの事業が反映された一例に過ぎず、その他の企業にとっての変更の内容及び影響を表しているとは限らない。これは例示目的のみで記載しているものであり、重要性についてはほぼ考慮していない。

本冊子では、IFRS第15号及びIFRS第9号の適用により生じる会計方針の変更のみを記載している。2018年1月1日以後開始する事業年度から適用される他の基準書及び解釈指針書の改訂はAppendix IIに記載している。

- b. IFRS第15号の適用開始の詳細については、「IFRS財務諸表ガイドーIFRS第15号開示補足資料」を参照されたい。

IAS 1.38

- c. 通常、当期の財務諸表で報告するすべての金額について、前期に係る比較情報が要求される。また、当期の財務諸表の理解に関連性がある場合には、説明的・記述的な情報の比較情報も要求される。しかし、企業が比較情報を修正再表示せずに新しい会計基準を適用している場合、比較情報は従前の基準書等の規定を反映していることから、新しい基準書の開示規定は、通常、比較期間には適用されない。

この企業グループは、IFRS第15号及びIFRS第9号の適用開始にあたり、比較情報については新しい開示規定ではなく、従前の基準書等（例えばIAS第18号または差し替えられたIFRS第7号）の開示規定に基づいて情報を提供するアプローチを採用している。

IAS 8.28

連結財務諸表注記（続き）

5. 重要な会計方針の変更（続き）

A. IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」（続き）

下記の表は、IFRS第15号への移行が2018年1月1日現在の利益剰余金及び非支配持分に与えた影響（税引後）を要約したものです。

千ユーロ	注記	2018年1月1日現在のIFRS第15号 の適用による影響
利益剰余金		
返品権を伴う普通紙	(a)	712
一定期間にわたり認識される受注製造の紙製品	(b)	978
カスタマー・ロイヤルティ・プログラム	(c)	2
関連する法人所得税		(558)
2018年1月1日時点の影響額		1,134
非支配持分		
返品権を伴う普通紙	(a)	63
一定期間にわたり認識される受注製造の紙製品	(b)	64
カスタマー・ロイヤルティ・プログラム	(c)	-
関連する法人所得税		(42)
2018年1月1日時点の影響額		85

連結財務諸表注記（続き）

IAS 8.28

5. 重要な会計方針の変更（続き）

IFRS 15.C8

A. IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」（続き）

下記の表は、IFRS第15号の適用が当社グループの2018年12月31日現在の財政状態計算書及び同日をもって終了する事業年度の純損益及びその他の包括利益計算書に与えた影響を、影響を受けた表示項目ごとに要約したものです。2018年12月31日に終了する事業年度に係る当社グループのキャッシュフロー計算書への重大な影響はありませんでした。

連結財政状態計算書への影響

2018年12月31日		注記	報告額	調整額	IFRS第15号を適用 しなかった場合の 金額
千ユーロ					
資産					
棚卸資産	(a), (b)		12,148	2,010	14,158
契約資産	(b)		1,271	(1,271)	-
営業債権及びその他の債権	(b)		32,405	(2,967)	29,438
その他			64,805	-	64,805
資産合計			110,629	(2,228)	108,401
資本					
利益剰余金			20,756	(1,466)	19,290
非支配持分			3,827	(110)	3,717
その他			20,975	-	20,975
資本合計			45,558	(1,576)	43,982
負債					
未払法人所得税等			4,853	(776)	4,077
営業債務及びその他の債務	(a)		23,541	137	23,678
繰延収益	(c)		-	148	148
契約負債	(c)		160	(160)	-
その他			36,517	-	36,517
負債合計			65,071	(651)	64,420
資本及び負債合計			110,629	(2,228)	108,401

IFRS 15.C8

連結純損益及びその他の包括利益計算書への影響

2018年12月31日に終了した事業年度		注記	報告額	調整額	IFRS第15号を適用 しなかった場合の 金額
千ユーロ					
継続事業					
収益	(a), (b), (c)		102,710	(1,756)	100,954
売上原価	(a), (b)		(55,432)	1,203	(54,229)
営業債権及び契約資産に係る減損損失			(200)	20	(180)
税金費用			(3,339)	176	(3,163)
その他			(35,862)	-	(35,862)
当期純利益			7,877	(357)	7,520
当期包括利益合計			8,610	(357)	8,253

連結財務諸表注記（続き）

IAS 8.28

5. 重要な会計方針の変更（続き）

A. IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」（続き）

- a. **普通紙**：IAS第18号のもとでは、これらの契約に関する収益は、収益認識の他のすべての要件が満たされることを条件に、返品を合理的に見積ることができるようになった時点で認識しております。合理的に見積ることができない場合、収益認識は返品期間が終了するまで、または返品を合理的に見積ることができるようになるまで延期されてきました。IFRS第15号のもとでは、認識した収益の累計額に重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲で収益が認識されます。

したがって、当社グループが返品を合理的に見積ることができなかった契約に関しては、IFRS第15号に基づいた場合、IAS第18号よりも収益が早期に認識されることになります。こうした変更が収益以外の項目に与える影響としては、返金負債の減少があり、これは営業債務及びその他の債務に含められています。また、返品された製品を回収する権利に係る新たな資産が、棚卸資産の一部として表示されています。

- b. **受注製造の紙製品**：IAS第18号のもとでは、受注製造の紙製品に関する収益は、財が顧客の敷地に引き渡された時点、すなわち顧客が財を受け入れ、所有に伴うリスク及び経済価値が移転した一時点で認識していました。収益は、収益及びコストを信頼性をもって測定できるようになり、対価を回収する可能性が高くなり、管理のための財への継続的関与が行われなくなったことを条件に、その時点で認識されてきました。IFRS第15号に基づいた場合、受注製造の紙製品に係る収益は一定期間にわたり（すなわち、顧客の敷地に財が引き渡されるより前に）認識されます。

したがって、これらの製品については、IFRS第15号に基づいた場合、IAS第18号よりも収益が早期に認識されることになります。こうした変更が収益以外の項目に与える影響としては、営業債権及びその他の債権の増加、新しい契約資産の計上、棚卸資産の減少があります。

- c. **カスタマー・ロイヤルティ・プログラム**：IAS第18号のもとでは、残余法を用いてロイヤルティ・プログラムと紙製品に収益を配分していました。すなわち、対価をロイヤルティ・ポイントの公正価値に基づきロイヤルティ・プログラムに配分し、対価の残りを紙製品に配分していました。IFRS第15号に基づいた場合、ロイヤルティ・プログラムに配分される対価の割合は低くなります。

したがって、カスタマー・ロイヤルティ・ポイントに関しては、IFRS第15号に基づいた場合、IAS第18号よりも繰り延べられる収益が減少します。こうした変更が収益以外の項目に与える影響としては、繰延収益の減少があります。これについては、新しい項目である契約負債に計上されています。

IFRS第15号による、他の収益源に係るグループの会計方針への重大な影響はありませんでした（注記6及び8を参照）。

収益認識に関連するグループの会計方針の詳細については注記8(D)をご参照ください。

B. IFRS第9号「金融商品」

IFRS第9号は、金融資産、金融負債及び非金融項目の売買契約の一部の認識及び測定に関する規定を定めています。本基準はIAS第39号「金融商品：認識及び測定」を差し替えるものです。

IFRS第9号の適用により、当社グループは、IAS第1号「財務諸表の表示」のIFRS第9号の適用に伴う修正を適用しました。この修正は、金融資産の減損を純損益及びその他の包括利益計算書上で区分して表示することを要求しています。以前当社グループは、営業債権の減損をその他の費用に含めるアプローチを採用していました。そのため、IAS第39号に基づき認識された30千ユーロの減損損失を、2017年12月31日に終了する事業年度の純損益及びその他の包括利益計算書において、「その他の費用」から「営業債権及び契約資産に係る減損損失」に振り替えました。その他の金融資産の減損損失はIAS第39号に基づく表示と同様に「金融費用」に表示していますが、重要性を考慮したうえで、純損益及びその他の包括利益計算書において区分して表示しておりません。

また、当社グループはIFRS第9号の適用に伴うIFRS第7号「金融商品：開示」の修正を適用しております。この修正は、2018年に関する開示には適用されますが、基本的に比較情報には適用されません。

IAS 1. 82(ba), 31,
IFRS 7.44Z

連結財務諸表注記（続き）

5. 重要な会計方針の変更（続き）

B. IFRS第9号「金融商品」（続き）

下記の表は、IFRS第9号への移行がその他の資本の構成要素、利益剰余金及び非支配持分の期首残高に与えた影響（税引後）を要約したものです（移行方法の説明に関しては下記(iv)を参照）。

千ユーロ	注記	IFRS第9号の適用による期首 残高への影響
ヘッジコスト剰余金		
フォワード・ポイントの累積変動	(iii)	(40)
関連する法人所得税		14
2017年12月31日現在の修正再表示額		(26)
公正価値の変動による評価差額		
FVOCIで測定される負債性金融資産のIFRS第9号に基づく		
予想信用損失の認識	(ii)	4
関連する法人所得税		(1)
2018年1月1日現在の影響額		3
利益剰余金		
税引後のヘッジのコストの調整（修正再表示後—上記参照）	(iii)	26
IFRS第9号に基づく予想信用損失の認識	(ii)	(154)
関連する法人所得税		50
2018年1月1日現在の影響額		(78)
非支配持分		
IFRS第9号に基づく予想信用損失の認識	(ii)	(24)
関連する法人所得税		8
2018年1月1日現在の影響額		(16)

i. 金融資産及び金融負債の分類及び測定

IFRS第9号には、金融資産を3つの主要な区分に分類する規定があります。その区分とは、償却原価で測定する区分、FVOCIで測定する区分及びFVTPLで測定する区分です。IFRS第9号に基づく金融資産の分類は、原則として金融資産を管理している事業モデル及び金融資産の契約上のキャッシュフローの特徴に基づいて行われます。IFRS第9号では、IAS第39号の従前の区分である満期保有目的区分、貸付金及び債権区分並びに売却可能区分が廃止されています。IFRS第9号では、主契約がIFRS第9号の適用範囲に含まれる金融資産である契約に組み込まれているデリバティブが区分処理されることはありません。その代わりに、混合金融商品全体で分類が評価されます。

IFRS第9号は、金融負債の分類及び測定に関してはIAS第39号の現行の規定の大部分を引き継いでいます。

IFRS第9号の適用は、金融負債及びデリバティブ金融商品（ヘッジ手段として用いているデリバティブ—(iii)を参照）に関する当社グループの会計方針に重要な影響を及ぼしておりません。

当社グループがIFRS第9号に基づいてどのように金融商品を分類及び測定し、関連する利得及び損失を会計処理しているかについての説明は、注記45(O)(ii)を参照してください。

連結財務諸表注記（続き）

IAS 8.28

5. 重要な会計方針の変更（続き）

B. IFRS第9号「金融商品」（続き）

i. 金融資産及び金融負債の分類及び測定（続き）

IFRS 7.6, 42I

以下の表と関連する注記では、IAS第39号に基づく従前の測定区分とIFRS第9号に基づく新たな測定区分を当社グループの2018年1月1日現在の金融資産及び金融負債のクラスごとに示しています。

IFRS第9号の適用によって2018年1月1日現在の金融資産の帳簿価額に生じた影響は、新しい減損規定のみによるものです。

千ユーロ	注記	IAS第39号に基づく従		IAS第39号に基	
		IFRS第9号に基づく従	IFRS第9号に基づく新	IFRS第9号に基	IFRS第9号に
		前の分類	たな分類	づく従前の帳	基づく新し
				簿価額	い帳簿価額
金融資産					
ヘッジに利用される金利 スワップ		公正価値—ヘッジ 手段	公正価値—ヘッジ 手段	131	131
ヘッジに利用される為替 予約		公正価値—ヘッジ 手段	公正価値—ヘッジ 手段	352	352
その他の為替予約		売買目的保有	FVTPL（強制）	89	89
ソブリン負債性証券		売買目的保有	FVTPL（強制）	591	591
負債性証券	(a)	売却可能	FVOCI—負債性金 融商品	373	373
資本性証券	(b)	売却可能	FVOCI—資本性金 融商品	511	511
資本性証券	(c)	FVTPL（指定）	FVTPL（強制）	254	254
営業債権及びその他の債権	(d)	貸付金及び債権	償却原価	22,485	22,359
現金及び現金同等物		貸付金及び債権	償却原価	1,850	1,849
負債性証券	(e)	満期保有目的	償却原価	2,256	2,243
金融資産合計				28,892	28,752

IAS 8.28

連結財務諸表注記（続き）

5. 重要な会計方針の変更（続き）

B. IFRS第9号「金融商品」（続き）

i. 金融資産及び金融負債の分類及び測定（続き）

千ユーロ	IAS第39号に基づ		IFRS第9号に基づ	
	く従前の分類	く新たな分類	づく従前の帳簿 価額	づく新しい帳 簿価額
金融負債				
ヘッジに利用される金利スワップ	公正価値— ヘッジ手段	公正価値— ヘッジ手段	(5)	(5)
ヘッジに利用される為替予約	公正価値— ヘッジ手段	公正価値— ヘッジ手段	(7)	(7)
銀行当座借越	その他の金融 負債	その他の金融 負債	(282)	(282)
担保付銀行借入金	その他の金融 負債	その他の金融 負債	(12,078)	(12,078)
無担保銀行借入金	その他の金融 負債	その他の金融 負債	(117)	(117)
無担保社債	その他の金融 負債	その他の金融 負債	(9,200)	(9,200)
関連会社からの借入金	その他の金融 負債	その他の金融 負債	(1,000)	(1,000)
ファイナンス・リース債務	その他の金融 負債	その他の金融 負債	(2,182)	(2,182)
営業債務	その他の金融 負債	その他の金融 負債	(21,767)	(21,767)
金融負債合計			(45,638)	(45,638)

連結財務諸表注記（続き）

IAS 8.28

5. 重要な会計方針の変更（続き）

B. IFRS第9号「金融商品」（続き）

IFRS 7.42I, 42J

i. 金融資産及び金融負債の分類及び測定（続き）

a. IAS第39号に基づいて売却可能に分類された負債性証券は、当社グループの財務部門により、利息収益を確保する目的で独立したポートフォリオにおいて保有されていますが、通常の業務過程で生じる流動性需要を満たすために売却される可能性があります。当社グループは、これらの証券は、契約上のキャッシュフローの回収と証券の売却の両方によって目的が達成される事業モデルにおいて保有されていると考えています。負債性証券は1年から2年で満期を迎え、金融資産の契約条件により、所定の日、元本及び元本残高に対する利息の支払いのみであるキャッシュフローが生じます。したがって、これらの資産はIFRS第9号に基づいてFVOCI区分の金融資産として分類されています。IFRS第9号への移行時に、4,000ユーロの損失評価引当金を2018年1月1日現在の期首利益剰余金の減額及び公正価値の変動による評価差額の増額として計上しております。

b. これらの資本性証券は、戦略目的で当社グループが長期にわたり保有する意図を有している投資です。IFRS第9号で容認されているように、当社グループはこれらの投資を適用開始日にFVOCIで測定する区分に指定しました。IAS第39号とは異なり、これらの投資に関連して公正価値の変動による評価差額に累積された金額が純損益に振り替えられることはありません。

c. これらの資本性証券は公正価値ベースで管理され、公正価値に基づいて投資成果のモニタリングを行っていたため、IAS第39号のもとではFVTPL区分に指定されていました。IFRS第9号では、これらの資産はFVTPLでの測定を強制されるものとして分類されています。

d. IAS第39号に基づいて貸付金及び債権に分類されていた営業債権及びその他の債権は、IFRS第9号では償却原価で測定するものとして分類されています。IFRS第9号の適用開始日である2018年1月1日現在の期首利益剰余金で、これらの債権に対する損失評価引当金の126千ユーロの増加を認識しました。

IFRS第15号の適用開始日である2018年1月1日に追加の営業債権を1,825千ユーロ認識しています。この営業債権については、損失評価引当金27千ユーロを追加で計上しております（下記(ii)参照）。なお、これらの項目は上記の表には含まれておりません。

e. 満期保有目的に分類していた負債性証券は現在償却原価で測定するものとして分類しています。当社グループは、これらの資産を契約上のキャッシュフローを回収する目的で満期まで保有することを意図しており、これらのキャッシュフローは元本及び元本残高に対する利息の支払いのみから構成されています。IFRS第9号の適用開始日である2018年1月1日現在の期首利益剰余金で、13千ユーロの損失評価引当金の増加を認識しております。

IAS 8.28

IFRS 7.42K-42O, IFRS 9.7.2.15

連結財務諸表注記（続き）

5. 重要な会計方針の変更（続き）

B. IFRS第9号「金融商品」（続き）

i. 金融資産及び金融負債の分類及び測定（続き）

以下は、IAS第39号に基づく金融資産の帳簿価額と、IFRS第9号の適用開始日である2018年1月1日現在のIFRS第9号に基づく帳簿価額の調整表です。

千ユーロ	2017年12月31日現 在のIAS第39号に 基づく帳簿価額		再測定	2018年1月1日現
	分類変更	再測定		在のIFRS第9号に 基づく帳簿価額
金融資産				
償却原価				
現金及び現金同等物：				
前期からの繰越額：貸付金及び債権	1,850			
再測定			(1)	
次期繰越額：償却原価				1,849
営業債権及びその他の債権：				
前期からの繰越額：貸付金及び債権	22,485*			
再測定			(126)	
次期繰越額：償却原価				22,359
負債性証券				
前期からの繰越額：満期保有目的	2,256			
再測定			(13)	
次期繰越額：償却原価				2,243
償却原価合計	28,416		(140)	28,276
金融資産				
FVOCI				
負債性及び資本性証券				
前期からの繰越額：売却可能	884			
FVOCIへの分類変更－負債			(373)	
FVOCIへの分類変更－資本			(511)	
FVOCI－負債				
投資有価証券：				
前期からの繰越額：売却可能		373	-	
次期繰越額：FVOCI－負債				373
FVOCI－資本				
投資有価証券：				
前期からの繰越額：売却可能		511	-	
次期繰越額：FVOCI－資本				511
FVOCI合計	884	-	-	884

* IFRS第15号の適用開始時に追加で認識された営業債権1,825千ユーロを除きます。当該営業債権については、27千ユーロの損失評価引当金を計上しております。

連結財務諸表注記（続き）

IAS 8.28

5. 重要な会計方針の変更（続き）

B. IFRS第9号「金融商品」（続き）

ii. 金融資産の減損

IFRS第9号により、IAS第39号の「発生損失」モデルは「予想信用損失」モデルに置き換えられます。新しい減損モデルは、償却原価で測定される金融資産、契約資産及びFVOCIで測定する負債性金融商品への投資に適用されますが、資本性金融商品への投資には適用されません^a。IFRS第9号のもとでは、信用損失はIAS第39号に基づいた場合よりも早期に認識されます（注記45(R)(i)を参照）。

IFRS第9号の減損モデルが適用される資産に関しては、一般的に減損損失が増加する可能性が高く、減損損失の変動性が高くなると考えられています。当社グループは、2018年1月1日にIFRS第9号の減損規定を適用した結果、以下のとおり損失評価引当金が増加したと判断しました。

千ユーロ

IAS第39号に基づく2017年12月31日現在の損失評価引当金	74
2018年1月1日時点で追加の減損が認識された項目	
2017年12月31日現在の営業債権及びその他の債権	126
IFRS第15号の適用開始時に認識された追加の営業債権	27
IFRS第15号の適用開始時に認識された契約資産	7
償却原価で測定する負債性証券	13
FVOCIで測定する負債性証券	4
現金及び現金同等物	1
IFRS第9号に基づく2018年1月1日現在の損失評価引当金	252

当社グループが損失評価引当金をどのように測定したかについては、注記32(C)(ii)をご参照ください。

IFRS 7.42P

IFRS 9.2.1, 9.5.5.1 a. IFRS第9号の減損モデルは、リース債権、ローン・コミットメント及び金融保証契約にも適用されるが、この企業グループはそれらの項目を有していない。

IAS 8.28

連結財務諸表注記（続き）

5. 重要な会計方針の変更（続き）

B. IFRS第9号「金融商品」（続き）

iii. ヘッジ会計

当社グループは、IFRS第9号の新たな一般ヘッジ会計のモデルを適用することを選択しました。このモデルは、ヘッジ会計の関係を当社グループのリスク管理目的及び戦略と整合させること、ヘッジの有効性を評価するために、より定性的で将来の情報に基づいた方法を適用することを当社グループに求めています。

当社グループは、外貨建ての借入金、債権、売上及び棚卸資産の購入に関し、外国為替レートの変動から生じるキャッシュフローの変動性をヘッジするために、為替予約を利用しています。当社グループは、キャッシュフロー・ヘッジ関係のヘッジ手段として、為替予約の直物要素の公正価値の変動のみを指定しています。ヘッジ手段の公正価値の変動のうちの有効部分は、資本の独立項目であるキャッシュフロー・ヘッジ・剰余金に累積されます。

IAS第39号では、為替予約の先渡要素（フォワード・ポイント）の公正価値の変動は純損益に即時に認識されていました。しかし、IFRS第9号では、フォワード・ポイントはヘッジのコストとして区分して会計処理されます。それらはその他の包括利益に認識され、資本の独立項目であるヘッジコスト剰余金に累積されます。

IAS第39号では、すべてのキャッシュフロー・ヘッジに関して、キャッシュフロー・ヘッジ剰余金に累積された金額は、ヘッジされた予想キャッシュフローが純損益に影響を与えるのと同じ期間に、組替調整額として純損益に振り替えられていました。しかし、IFRS第9号では、将来の棚卸資産の購入に関連する外貨リスクのキャッシュフロー・ヘッジに関して、キャッシュフロー・ヘッジ剰余金に累積された金額は、棚卸資産の認識時にその取得原価に直接含まれます。IFRS第9号のもとでは、ヘッジコスト剰余金に累積された金額についても、同様のアプローチが適用されます。

当社グループがIFRS第9号のもとでどのようにヘッジ会計を適用しているかについての説明は、注記45(O)(v)を参照してください。

IAS 8.28(f)-(g), IFRS 7.42Q

ヘッジコストのアプローチを遡及適用したことによる、2017年の開示金額への影響（税引後）は以下のとおりでした（移行方法の説明に関しては下記(iv)をご参照ください）。

連結財政状態計算書－2017年12月31日

千ユーロ	IAS第39号に基づ く従前の報告額	調整	2017年12月31日 修正再表示
資本			
その他の資本の構成要素	462	(26)	436
利益剰余金	12,739	26	12,765
その他	21,074	-	21,074
資本合計	34,275	-	34,275

2017年12月31日時点で、当社グループにはヘッジ会計の対象となっていた棚卸資産を保有していませんでした。

連結財務諸表注記（続き）

IAS 8.28

5. 重要な会計方針の変更（続き）

B. IFRS第9号「金融商品」（続き）

iii. ヘッジ会計（続き）

連結純損益及びその他の包括利益計算書－2017年12月31日に終了する事業年度

千ユーロ	IAS第39号に基づく 従前の報告額	調整	2017年12月31日 に終了した事業年度 について修正再表示
純損益			
収益	96,636	(7)	96,629
金融費用	(1,613)	(5)	(1,618)
税金費用	(2,520)	3	(2,517)
その他	(85,978)	-	(85,978)
当期純利益	6,525	(9)	6,516
その他の包括利益			
今後純損益に振り替えられる可能性のある項目			
ヘッジコスト剰余金－公正価値の変動	-	10	10
ヘッジコスト剰余金－純損益への振替え	-	2	2
関連する法人所得税	(67)	(3)	(70)
その他	486	-	486
その他の包括利益（税引後）	419	9	428
当期包括利益合計	6,522	-	6,522

IAS 8.28(f)-(g)

ヘッジコストのアプローチを遡及適用したこと、及びキャッシュフロー・ヘッジの利得または損失を棚卸資産のコストに含める会計方針の変更を行ったことによる、2018年12月31日に終了する事業年度の開示金額への影響（税引後）は以下のとおりでした。

連結財政状態計算書－2018年12月31日

千ユーロ	調整
資産	
繰延税金資産	(4)
非流動資産	(4)
棚卸資産	12
流動資産	12
資産合計	8
資本	
その他の資本の構成要素	(34)
利益剰余金	26
資本合計	(8)

IAS 8.28

連結財務諸表注記（続き）

5. 重要な会計方針の変更（続き）

B. IFRS第9号「金融商品」（続き）

iii. ヘッジ会計（続き）

連結純損益及びその他の包括利益計算書－2018年12月31日に終了する事業年度

千ユーロ	調整
純損益	
収益	(6)
金融費用	(36)
税金費用	15
当期純利益	(27)
その他の包括利益	
今後純損益に振り替えられる可能性のある項目	
ヘッジコスト剰余金－公正価値の変動	34
ヘッジコスト剰余金－純損益への振替え	8
関連する法人所得税	(15)
その他の包括利益（税引後）	27
当期包括利益	-

IAS 8.28(f)(ii)

2018年12月31日及び2017年12月31日に終了する事業年度の当社グループの基本的または希薄化後1株当たり当期純利益に対する重要な影響はありませんでした。

連結財務諸表注記（続き）

5. 重要な会計方針の変更（続き）

B. IFRS第9号「金融商品」（続き）

iv. 移行

IFRS第9号の適用による会計方針の変更は遡及適用しています。ただし、以下の場合を除きます。

- 当社グループは、分類及び測定（減損を含む）規定に関して過年度の比較情報を修正再表示しないことを認める例外規定を適用しています。そのため、フォワード・ポイントをヘッジのコストとして会計処理するアプローチの遡及適用に関してのみ比較期間を修正再表示しています（下記参照）。IFRS第9号の適用によって生じた金融資産及び金融負債の帳簿価額の差額は、2018年1月1日時点の利益剰余金及びその他の資本の構成要素に認識しています。そのため、2017年について表示されている情報は、一般にIFRS第9号ではなくIAS第39号の規定を反映しています。
- 適用開始日現在の事実及び状況に基づき以下の評価を実施しました。
 - 金融資産が保有されている事業モデルの判定
 - FVTPLで測定する特定の金融資産及び金融負債の指定及び従前の指定の取消し
 - 売買目的保有ではない資本性金融商品への投資をFVOCI区分に指定すること
- IFRS第9号の適用開始日時点において、負債性証券への投資の信用リスクが低い場合には、当社グループは、その資産の信用リスクが当初認識以降著しく増大していないものとみなしています。
- 2017年1月1日時点で存在したまたはそれ以降に指定したヘッジ関係に遡及適用されている、フォワード・ポイントをヘッジのコストとして会計処理するアプローチを除いて、ヘッジ会計方針の変更は将来に向かって適用されています。
- 2017年12月31日時点においてIAS第39号に基づき指定されていたすべてのヘッジ関係は、2018年1月1日時点においてIFRS第9号のヘッジ会計の要件を満たしていたため、ヘッジ関係の継続とみなされています。

連結財務諸表注記（続き）

6. 事業セグメント^a

A. セグメント区分の基礎

IFRS 8.20–22

当社グループは以下の6つの戦略的事業単位を有しており、これらは報告セグメントとなります。これらの事業単位は異なる製品やサービスを提供するものであり、それぞれ異なるテクノロジー及びマーケティング戦略を必要とするため、他と独立して運営されています。

以下の要約は、各報告セグメントの事業の説明です。

報告セグメント ^b	事業の内容
非再生紙事業	パルプや紙の購入、製造及び販売
再生紙事業	パルプや紙の購入、再生及び販売
包装事業（2018年2月に売却済み。 注記7を参照）	包装材のデザイン及び製造
森林事業	森林資源の栽培、管理及び関連するサービス
木材製品事業	針葉樹製材、ベニヤ板、化粧板、複合パネル、工業化製材、 原材料、建築資材の製造及び販売
研究開発事業	調査活動及び開発活動の実施

IAS 41.46(a)

当社グループの最高経営責任者は各事業単位の内部管理報告を、少なくとも四半期ごとにレビューしています。

IFRS 8.16,
IAS 41.46(a)

その他の事業には、家畜（蓄羊及び蓄牛）の育成及び販売事業、貯蔵庫及び倉庫の建設、投資不動産の賃貸、家具や関連部品の製造事業があります（注記8及び16を参照）。これらはいずれも、2018年または2017年において報告セグメントの定量的な基準値を満たしていません。

IFRS 8.27(a)

森林事業セグメントと木材製品事業セグメント、及び非再生紙事業セグメントと再生紙事業セグメントは、様々なレベルで集約されています。これらの集約には、それぞれ原材料の運搬、販売流通の共有サービスが含まれています。セグメント間の取引の価格は、独立第三者間取引における価格で決定されています。

IFRS 8.IN13, 27–28 a. 事業セグメントの開示は、最高経営意思決定者（CODM）がレビューする情報と整合したものであり、企業ごとに異なり、IFRSに従ったものではない場合がある。

財務諸表の利用者が表示されるセグメント情報を理解できるように、企業は採用した測定の基礎に関する情報（例：報告セグメント情報に用いられた測定値と企業の財務諸表に用いられた測定値の差異の性質及び影響、報告セグメントへの非対称的な配分があればその性質及び影響）及びセグメント情報と財務諸表上の対応するIFRS上の金額との調整表を開示する。

セグメント情報の報告に用いられているこの企業グループの内部の測定値はIFRSと整合している。したがって、調整項目は、情報の作成基礎の相違ではなく、報告セグメントに配分されていない項目に限られている。

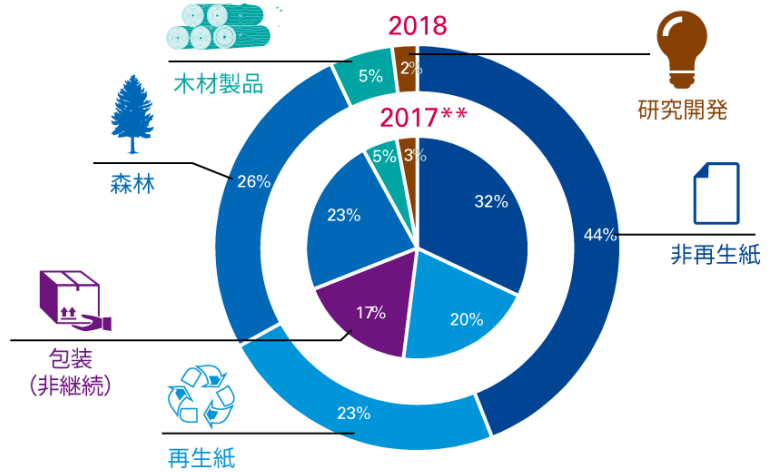
IFRS 8.12, 22(aa) b. 複数の事業セグメントを単一の事業セグメントに集約する場合、集約規準を適用する際に経営者が行った判断を開示する。これには、この方法で集約した事業セグメントの簡潔な記述と、集約した事業セグメントが類似した経済的特徴を共有していると判断した際に検討した経済的指標が含まれる。

連結財務諸表注記（続き）

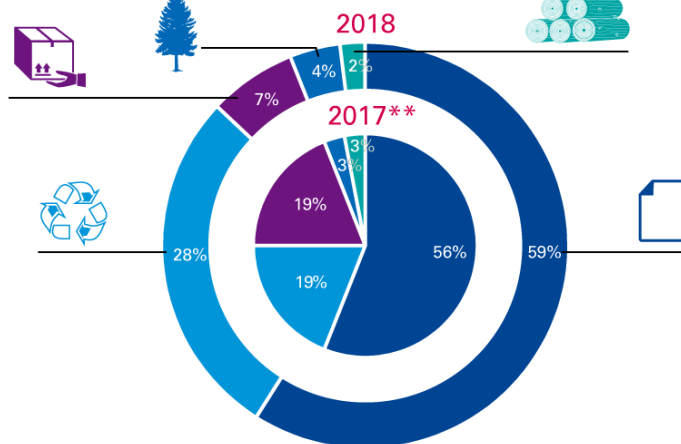
6. 事業セグメント（続き）

B. 報告セグメントに関する情報

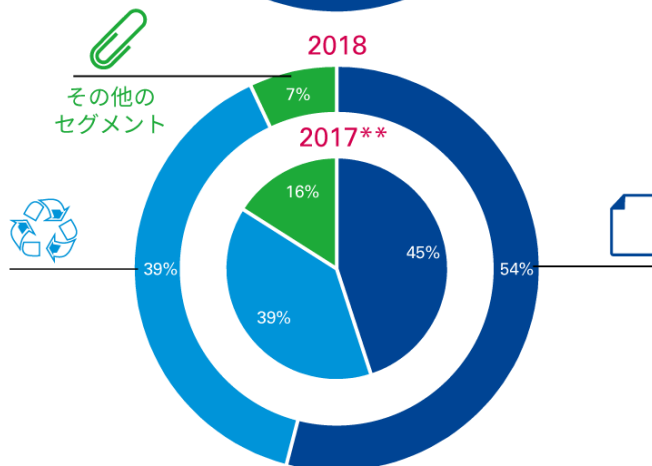
i. 資産*



ii. 外部顧客からの収益*



iii. 税引前純利益*



* すべての報告セグメントの合計に占めるパーセンテージ。その他のセグメントは除く。

** 当社グループは内部組織及び報告セグメントの構成を変更しました。詳細については42ページを参照。

連結財務諸表注記（続き）

6. 事業セグメント（続き）

B. 報告セグメントに関する情報（続き）

IFRS 8.27 各報告セグメントに関連する情報を以下に記載しています。セグメント別の税引前純利益（損失）は、それぞれのセグメントの業績を同一業種の他企業と比較して評価するうえで最も適していると経営陣が考えているため、実績の測定に用いられています。

IFRS 8.16	2018年 千ユーロ	報告セグメント	
		非再生紙事業	再生紙事業
IFRS 8.23(a), 32	外部顧客からの収益 ^a	64,112	30,367
IFRS 8.23(b)	セグメント間収益 ^a	-	317
	セグメントの収益	64,112	30,684
IFRS 8.21(b), 23	セグメントの税引前純利益（損失）	7,730	5,595
IFRS 8.23(c)	利息収益 ^a	109	42
IFRS 8.23(d)	利息費用 ^a	(589)	(397)
IFRS 8.23(e)	減価償却費及び無形資産の償却費 ^a	(1,999)	(1,487)
IFRS 8.23(g)	持分法適用会社の利益に対する持分 ^a	1,109	-
IFRS 8.23(i)	その他の重要な非現金項目： ^a		
	- 営業債権及び契約資産に係る減損損失	(114)	(74)
IAS 36.129(a), 130(d)(ii)	- 非金融資産の減損損失	-	-
IAS 36.129(b), 130(d)(ii)	- 非金融資産の減損損失の戻入れ	493	-
IFRS 8.21(b)	セグメント資産 ^a	43,263	23,025
IFRS 8.24(a)	持分法適用会社に対する投資	2,209	-
IFRS 8.24(b)	設備投資	8,697	5,765
IFRS 8.21(b)	セグメント負債 ^a	39,399	12,180
		報告セグメント（修正再表示）*	
IFRS 8.16	2017年 千ユーロ	非再生紙事業	再生紙事業
IFRS 8.23(a), 32	外部顧客からの収益 ^a	67,085	22,060
IFRS 8.23(b)	セグメント間収益 ^a	-	323
	セグメントの収益	67,085	22,383
IFRS 8.21(b), 23	セグメントの税引前純利益（損失）	4,660	3,811
IFRS 8.23(c)	利息収益 ^a	91	24
IFRS 8.23(d)	利息費用 ^a	(577)	(355)
IFRS 8.23(e)	減価償却費及び無形資産の償却費 ^a	(2,180)	(1,276)
IFRS 8.23(g)	持分法適用会社の利益に対する持分 ^a	561	-
IFRS 8.23(i)	その他の重要な非現金項目： ^a		
	- 営業債権及び契約資産に係る減損損失	(22)	(7)
IAS 36.129(a), 130(d)(ii)	- 非金融資産の減損損失	(1,408)	-
IAS 36.129(b), 130(d)(ii)	- 非金融資産の減損損失の戻入れ	-	-
IFRS 8.21(b)	セグメント資産 ^a	26,967	16,003
IFRS 8.24(a)	持分法適用会社に対する投資	1,700	-
IFRS 8.24(b)	設備投資	1,136	296
IFRS 8.21(b)	セグメント負債 ^a	26,907	14,316

IFRS 8.29 * 2018年12月31日に終了する事業年度におけるPapyrus社の取得に伴い（注記22を参照）、当社グループは内部組織及び事業セグメントの構成を変更しており、その結果報告セグメントが変更されています。そのため、当社グループは2017年12月31日に終了する事業年度に関して以前報告した事業セグメント情報を再表示しています。

**注記7を参照

報告セグメント							
包装事業 (非継続事業)**	森林事業	木材製品事業	研究開発事業	報告セグメント 合計	その他の セグメント	合計	
7,543	3,967	2,700	-	108,689	1,564	110,253	
940	2,681	1,845	875	6,658	891	7,549	
8,483	6,648	4,545	875	115,347	2,455	117,802	
(158)	1,240	(263)	101	14,245	771	15,016	
-	45	10	-	206	4	210	
-	(349)	(76)	-	(1,411)	(5)	(1,416)	
(623)	(1,069)	(233)	(189)	(5,600)	(231)	(5,831)	
-	32	-	-	1,141	-	1,141	
(11)	(7)	(5)	-	(211)	-	(211)	
-	-	(116)	-	(116)	-	(116)	
-	-	-	-	493	-	493	
-	25,209	4,521	2,323	98,341	9,059	107,400	
-	280	-	-	2,489	-	2,489	
-	1,158	545	1,203	17,368	560	17,928	
-	6,390	1,236	169	59,374	237	59,611	

報告セグメント (修正再表示) *						
包装事業 (非継続事業)**	森林事業	木材製品事業	研究開発事業	報告セグメント 合計	その他の セグメント (修正再表示)*	合計
23,193	3,483	2,985	-	118,806	1,016	119,822
2,835	2,676	1,923	994	8,751	765	9,516
26,028	6,159	4,908	994	127,557	1,781	129,338
(458)	997	1,280	67	10,357	195	10,552
-	27	7	-	149	3	152
-	(301)	(63)	-	(1,296)	(4)	(1,300)
(1,250)	(696)	(201)	(165)	(5,768)	(199)	(5,967)
-	26	-	-	587	-	587
(3)	(1)	-	-	(33)	-	(33)
-	-	-	-	(1,408)	-	(1,408)
-	-	-	-	-	-	-
13,250	18,470	3,664	1,946	80,300	3,403	83,703
-	248	-	-	1,948	-	1,948
127	722	369	123	2,773	150	2,923
2,959	4,540	1,456	158	50,336	454	50,790

IFRS 8.23

- a. この企業グループは、各報告セグメントに関するこれらの数値をCODMが定期的にレビューしているため、セグメント情報として開示している。

IFRS第8号「事業セグメント」は、非継続事業の開示規定を明確にしていなが、CODMが（例えば完全に非継続な事業となるまで）非継続事業の財務成績を定期的にレビューしており、他の点では事業セグメントの定義を満たしている場合、IFRS第8号の主要原則を満たすためにはそれらの情報を開示しなければならない可能性がある。

連結財務諸表注記（続き）

6. 事業セグメント（続き）

C. 報告セグメント情報のIFRS測定値への調整表

	注記	2018年	2017年 修正再表示*
		千ユーロ	
<i>IFRS 8.28(a)</i>		i. 収益	
		115,347	127,557
		2,455	1,781
		(7,549)	(9,516)
	7	(7,543)	(23,193)
		102,710	96,629
<i>IFRS 8.28(b)</i>		ii. 税引前純利益	
		14,245	10,357
		771	195
		(1,777)	(1,172)
	7	162	466
		未配分金額：	
		(2,564)	(813)
		10,837	9,033
<i>IFRS 8.28(c)</i>		iii. 資産	
		98,341	80,300
		9,059	3,403
		3,229	3,313
		110,629	87,016
<i>IFRS 8.28(d)</i>		iv. 負債	
		61,178	51,275
		237	454
		3,656	1,012
		65,071	52,741
	* 注記5、6(B)及び44を参照		

連結財務諸表注記（続き）

6. 事業セグメント（続き）

C. 報告セグメント情報のIFRS測定値への調整表（続き）

v. その他の重要な項目

2018年 千ユーロ	報告 セグメント 合計額	調整額	連結合計額
利息収益	206	2	208
利息費用	(1,411)	(2)	(1,413)
設備投資	17,368	560	17,928
減価償却費及び無形資産の償却費	(5,600)	(186)	(5,786)
非金融資産の減損損失	(116)	-	(116)
非金融資産の減損損失の戻入れ	493	-	493
営業債権及び契約資産に係る減損損失	(211)	-	(211)

2017年 千ユーロ	報告 セグメント 合計額 (修正再表示)*	調整額	連結合計額
利息収益	149	2	151
利息費用	(1,296)	(3)	(1,299)
設備投資	2,773	150	2,923
減価償却費及び無形資産の償却費	(5,768)	(149)	(5,917)
非金融資産の減損損失	(1,408)	-	(1,408)
営業債権及び契約資産に係る減損損失	(33)	-	(33)

*注記5及び6(B)を参照

D. 地域別情報^{a, b}

非再生紙、再生紙、森林セグメントは、全世界ベースで運営していますが、製造設備及び販売事業所は主に [X国]、オランダ、ドイツ、英国及び米国で運営しています。

地域別情報では、当社グループの収益及び非流動資産を当社の所在国及びその他の国ごとに分析しています。地域別情報を表示するに際して、セグメント収益は顧客の地理的分布に基づいており、セグメント資産は、資産の地理的分布に基づいています。

IFRS 8.28(e)

IFRS 8.33(a)-(b)

Insights 5.2.220.20 a. KPMGの見解では、国別の情報に重要性がある場合において、地域別（例えばヨーロッパやアジア）の情報開示を行うことは、国別（例えばフランス、オランダやシンガポール）の情報の開示を要求している規定に従った開示ではない。

IFRS 8.32, IG5 b. 企業のCODMがセグメントの業績評価に用いている情報であるか否かに関係なく、要求されている「全社的な開示」の一環として、企業は外部顧客からの収益を個々の製品及びサービスごと、または類似する製品及びサービスのグループごとに開示する。この開示は、企業の財務諸表の作成に用いられる財務情報に基づく。この企業グループは、IFRSに従って作成した外部顧客からの収益に関する情報を注記6(B)で提供し、収益の内訳を注記8で示していることから、既にこの開示規定を満たしているため、これに関して追加的な開示を行っていない。

連結財務諸表注記（続き）

6. 事業セグメント（続き）

D. 地域別情報（続き）

i. 収益

千ユーロ	2018年	2017年 修正再表示*
[X国] （うち4,149ユーロ（2017年：12,781ユーロ）は非継続事業である包装事業に関連）	32,338	34,286
国外の国		
ドイツ（うち1,885ユーロ（2017年：6,005ユーロ）は非継続事業である包装事業に関連）	23,556	25,877
オランダ	22,654	25,641
英国	310	212
米国（うち1,509ユーロ（2017年：4,407ユーロ）は非継続事業である包装事業に関連）	21,995	22,733
その他の国	9,400	10,533
包装事業（非継続事業）	(7,543)	(23,193)
	102,710	96,629

*注記5を参照

ii. 非流動資産

千ユーロ	2018年	2017年
[X国]	14,197	13,054
国外の国		
ドイツ	6,104	7,877
オランダ	9,608	8,986
英国	2,002	1,998
米国	7,691	7,807
その他の国	951	992
	40,553	40,714

非流動資産は、金融商品への投資（持分法適用会社を除く）、繰延税金資産及び従業員給付資産を含みません^a。

E. 主要な顧客に関する情報

当社グループの収益合計のうち約20,000千ユーロ（2017年：17,500千ユーロ）が、当社グループの非再生紙セグメント及び再生紙セグメントの単一の顧客からの収益となっています。

IFRS 8.34

IFRS 8.24(a), 33(b) a. この企業グループは、持分法で会計処理する投資先を非流動資産の地域別情報として開示している。これは、それらの情報が定期的に最高経営意思決定者に提供されているためである。IFRS第8号は、どのような金融商品を、地域別情報で報告される非流動資産から除外するか定めていない。

連結財務諸表注記（続き）

7. 非継続事業

注記45(C)の会計方針を参照

IFRS 5.30, 41(a)–(b),
41(d)

2018年2月に当社グループは、包装事業セグメントを売却処分しました（注記6を参照）。当社グループの経営陣は2018年の初頭に、当社グループの競争力の高い、印刷用紙の製造、林業及び木材製品分野に注力するという戦略に従い、この事業セグメントの売却計画にコミットしました。

包装事業セグメントは従来、非継続事業ではなく、売却目的保有にも分類されていなかったため、比較連結包括利益計算書を再表示し、非継続事業が継続事業から分離して表示されるようにしています。

この処分後、当社グループは当該非継続事業から引き続き包装材を購入しています。グループ内取引は連結上すべて相殺消去していますが、経営陣は財務諸表の利用者にとって有用な情報を提供できると考え、処分前の継続事業と非継続事業の間の取引の消去について、これらの取引が処分後も継続することを反映することを選択しました。

このため、経営陣は処分前に行われたセグメント間の売上（未実現利益控除後）及びそれらに起因するコストを当該非継続事業の業績から消去しています。非継続事業からの購入が処分後も継続する予定であることから、継続事業が処分前に行ったセグメント間の購入は継続事業において残存しています。

IAS 1.98(e)

A. 非継続事業の業績^a

IFRS 5.33(b)(i)

千ユーロ	注記	2018年	2017年
収益		8,483	26,028
セグメント間収益の消去		(940)	(2,835)
外部からの収益		7,543	23,193
費用		(8,641)	(26,486)
セグメント間の売上に関連する費用の消去		936	2,827
外部への費用		(7,705)	(23,659)
営業活動による業績		(162)	(466)
法人所得税	14(A)	25	44
法人所得税控除後の営業活動による業績		(137)	(422)
非継続事業の売却益		846	-
非継続事業の売却益に係る法人所得税	14(A)	(330)	-
非継続事業からの純利益（損失）（税引後）		379	(422)
基本的1株当たり当期純利益（損失）（ユーロ） ^b	11	0.12	(0.14)
希薄化後1株当たり当期純利益（損失）（ユーロ） ^b	11	0.12	(0.14)

IFRS 5.33(b)(i)

IFRS 5.33(b)(ii),

IAS 12.81(h)(ii)

IFRS 5.33(b)(iii)

IFRS 5.33(b)(ii),

IAS 12.81(h)(i)

IFRS 5.33(a)

IAS 33.68

IAS 33.68

IFRS 5.33(d)

非継続事業からの利益379千ユーロ（2017年：422千ユーロの損失）は、すべて当社の所有者に帰属するものです。継続事業からの利益は7,498千ユーロ（2017年：6,516千ユーロ）で、そのうち6,978千ユーロ（2017年：6,149千ユーロ）が当社の所有者に帰属するものです。

Insights

5.4.230.40

- a. KPMGの見解では、相殺消去をどのように継続事業と非継続事業（注記6(B)-(C)を参照）に帰属させるべきかIFRS第5号で明確にされていないことを考慮し、財務諸表の利用者にとって有用である場合は、企業は継続事業と非継続事業の間の取引の継続を反映するように継続事業と非継続事業の間の取引を表示することができる。純損益及びその他の包括利益計算書または注記のいずれかにおいて追加的な開示を表示することが適切な場合もある。KPMGの経験では、純損益及びその他の包括利益計算書上で追加的な開示を行う場合、分解情報を当該計算書の一部として表示するべきか、当該計算書の総計に並べて追加的な開示として表示するべきか、判断が要求される。純損益及びその他の包括利益計算書の注記で非継続事業の追加的な分析を説明することを含め、グループ内取引の相殺消去に用いられたアプローチを明瞭に開示することも必要となる。

IAS 33.68

- b. この企業グループは、非継続事業に係る基本的及び希薄化後の1株当たり当期純利益を注記で開示することを選択しているが、非継続事業に係る基本的及び希薄化後の1株当たり当期純利益は、純損益及びその他の包括利益計算書上で開示することもできる。

連結財務諸表注記（続き）

7. 非継続事業（続き）

IFRS 5.33(c)

B. 非継続事業からの（への）キャッシュフロー^a

千ユーロ	注記	2018年	2017年
営業活動へのキャッシュフロー		(225)	(910)
投資活動からのキャッシュフロー	(C)	10,890	-
当事業年度の正味キャッシュフロー		10,665	(910)

IAS 7.40(d)

C. 事業の処分による当社グループの財政状態への影響

千ユーロ	注記	2018年
有形固定資産		(7,986)
棚卸資産		(134)
営業債権及びその他の債権		(3,955)
現金及び現金同等物		(110)
繰延税金負債		110
営業債務及びその他の債務		1,921
純資産及び負債		(10,154)
現金による事業処分の対価		11,000
処分された現金及び現金同等物		(110)
事業処分による正味のキャッシュ・インフロー	(B)	10,890

IAS 7.40(c)

IAS 7.40(a)-(b)

IAS 7.10,
IFRS 5.33(c),
Insights 5.4.220.50

- a. KPMGの見解では、キャッシュフローの表示に関するIFRS第5号及びIAS第7号の規定を満たすには様々な方法がある。この企業グループは、以下を表示することを選択している。
- すべてのキャッシュフローを合計額で表示する（すなわち、継続事業と非継続事業の両方が含まれている）キャッシュフロー計算書
 - 注記において営業活動、投資活動及び財務活動ごとに非継続事業に関連する金額
- 非継続事業の営業活動、投資活動、財務活動に起因するキャッシュフローは、キャッシュフロー計算書上で別個に開示することもできる。

連結財務諸表注記（続き）

8. 収益^a

IFRS第15号の適用開始が顧客との契約から生じる収益に与える影響については注記5で説明しています。IFRS第15号の適用にあたり選択した移行方法に基づき、新しい規定を反映するための比較情報の修正再表示は行っていません。

A. 収益源

当社グループは、主に紙製品及び木材製品の販売、並びに森林管理サービスの提供により収益を創出しております（注記6(A)を参照）。他にも、投資不動産からの賃貸収入があります。

千ユーロ	注記	継続事業		非継続事業 (注記7を参照)		合計	
		2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年
IFRS 15.113(a)		顧客との契約から					
		生じる収益^b					
		102,394	96,421*	7,543	23,193	109,937	119,614
		その他の収益					
IAS 40,75(f)(i)	投資不動産賃借料 38(B)	310	212	-	-	310	212
	ヘッジ利得 ^c 32(C)(iv)	6	(4)	-	-	6	(4)
		316	208	-	-	316	208
	収益合計	102,716	96,629	7,543	23,193	110,253	119,822

IAS 11.39(a)

* このうち、641千ユーロが工事契約からの収益に関係しています。

IFRS 15.119(b),
127-128

a. IFRS第15号は、顧客との契約の獲得または履行のために発生したコストについて開示を求めている。この企業グループにはそれらのコストが発生していないことから、本冊子において関連する開示は例示していない。同様に、この企業グループは顧客との契約に重大な金融要素が含まれないと判断していることから、関連する開示は例示していない。

IFRS 15.113, IAS
1.29-30, 85,
Insights 4.2.480.25

b. 顧客との契約から生じる収益を注記または純損益計算書において区分して開示するにあたり、企業はIFRS第15号の適用範囲に含まれない金額を含めてはならないとKPMGは考えている。

IFRS 9.B6.5.29(a),
Insights
7.10.167.20

c. 企業が、予定取引であるか、確定契約であるかにかかわらず、売却をヘッジする場合、その売却に関連したヘッジのコストは、ヘッジ対象の売却取引による収益が認識される期間と同じ期間に、その売却に関連するコストの一部として純損益に振り替えられる。こうしたヘッジのコストが純損益に振り替えられる際に、企業は当該コストを以下のいずれかのように表示することを会計方針として選択できるとと思われる（その会計方針は、每期継続して適用する）。

- － 当該コストは収益のヘッジに関係するため、収益として表示する。ただし、IFRS第15号が適用される顧客との契約から生じる収益ではないことから、その一部として表示または開示してはならない。
- － 「その売却に関連するコスト」という文言は、収益として表示することを禁じているように読めることから、その他の適切な収益または費用項目に表示する。

この企業グループは、売却取引に関係するヘッジのコストを収益として表示することを選択している。

連結財務諸表注記（続き）

8. 収益（続き）

B. 顧客との契約から生じる収益の分解

下記の表では、顧客との契約から生じる収益（非継続事業に関連する収益を含む）を主要な市場地域、主要製品及びサービスライン、また収益認識の時期に分けて表示しています。この表には、分解した収益と当社グループの報告セグメントとの調整表も含めています。この表には、分解した収益と当社グループの報告セグメントとの調整表も含めています（注記6を参照）。^{a, b, c, d}

12月31日に終了する事業年度 千ユーロ	報告セグメント					
	非再生紙		再生紙事業		包装事業（非継続事業） ^e	
	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年
主要な市場地域						
欧州	51,276	54,335	24,290	17,822	6,034	18,786
米国	12,832	12,752	6,075	4,190	1,509	4,407
	64,108	67,087	30,365	22,062	7,543	23,193
主要製品/サービスライン						
普通紙	48,081	50,315	22,774	16,547	-	-
受注製造の紙製品	16,027	16,772	7,591	5,516	-	-
森林管理サービス	-	-	-	-	-	-
木材製品	-	-	-	-	-	-
包装材等	-	-	-	-	7,543	23,193
	64,108	67,087	30,365	22,062	7,543	23,193
収益の認識時期						
一時点で移転される製品	48,081	67,087	22,774	22,062	7,543	23,193
一定の期間にわたり移転される製品及びサービス	16,027	-	7,591	-	-	-
顧客との契約から生じる収益	64,108	67,087	30,365	22,062	7,543	23,193
その他の収益	4	(2)	2	(2)	-	-
外部顧客からの収益（注記6を参照）	64,112	67,085	30,367	22,060	7,543	23,193

IFRS 15.114-115, IAS 18 35(b)

IFRS 15.115

IFRS 15 114, B87-B89, IE210-IE211

- a. この開示において収益をどの程度分解するかは企業が有する顧客との契約の事実及び状況によって変わる。適切なカテゴリーを決定するには、以下において収益がどのように分解されているかを考慮する。
- 財務諸表の外で表示されている開示（例えば、決算発表、年次報告書、投資家向けの発表）
 - CODMが事業セグメントの財務業績を評価するためにレビューしている情報
 - 企業または財務諸表の利用者が企業の財務業績の評価または資源配分の決定を行うために使用するその他類似の情報

収益の分解を開示するにあたり適切となるカテゴリーには次のようなものがある（これらに限らない）。

カテゴリーの種類	例
財またはサービスの種類	主要な製品ライン
地域	国または地域
市場または顧客の種類	政府系顧客と民間顧客
契約の種類	固定価格とT&M（time and material）契約
契約の存続期間	短期契約と長期契約
財またはサービスの移転の時期	顧客への財・サービスの一時的移転と一定期間にわたる移転
販売ルート	直接販売と間接販売

森林事業		報告セグメント 木材製品事業		報告セグメント合計		その他のセグメント		合計	
2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年
3,174	2,821	2,160	2,418	86,934	96,233	1,003	651	87,937	96,884
793	662	540	567	21,749	22,577	251	153	22,000	22,730
3,967	3,483	2,700	2,985	108,683	118,810	1,254	804	109,937	119,614
-	-	-	-	70,855	66,862	-	-	70,855	66,862
-	-	-	-	23,618	22,287	-	-	23,618	22,287
3,967	3,483	-	-	3,967	3,483	-	-	3,967	3,483
-	-	2,700	2,985	2,700	2,985	-	-	2,700	2,985
-	-	-	-	7,543	23,193	1,254	804	8,797	23,997
3,967	3,483	2,700	2,985	108,683	118,810	1,254	804	109,937	119,614
-	-	2,700	2,985	81,098	115,327	831	359	81,929	115,686
3,967	3,483	-	-	27,585	3,483	423	445	28,008	3,928
3,967	3,483	2,700	2,985	108,683	118,810	1,254	804	109,937	119,614
-	-	-	-	6	(4)	310	212	316	208
3,967	3,483	2,700	2,985	108,689	118,806	1,564	1,016	110,253	119,822

IFRS 15.112, 114, BC340

- b. 企業によっては、セグメント別の収益情報を提供しても、収益の分解に関するIFRS第15号第114項の目的を達成できず、複数の種類のカテゴリーを用いなければならない場合がある。また、1つのカテゴリーだけで目的を達成できる企業もある。セグメントに関する注記と収益の分解の注記で同じカテゴリーを用いている場合であっても、IFRS第8号に基づくセグメント情報提供の目的は、IFRS第15号に基づく分解開示の目的とは異なっており、IFRS第8号とは違ってIFRS第15号には集約規準はないことから、さらに収益を分解することが必要になる場合がある。

いずれにせよ、IFRS第8号に基づき提供される収益に関する情報が、IFRS第15号第114項の規定を満たしており、かつ、収益に関するそれらの開示がIFRS第15号の認識及び測定に関する規定に基づいている場合には、分解した収益を開示する必要はない。

IFRS 15.115

- c. 企業は、財務諸表の利用者が分解した収益の開示と、各報告セグメントについて開示される収益情報（企業がIFRS第8号を適用している場合）の間の関係を理解できるようにするための十分な情報を開示しなければならない。

IAS 1.38

- d. 明示的には要求されていないものの、この企業グループは、当事業年度の財務諸表を理解するうえで関連があることから、収益の分解に関する比較情報を開示している。

IFRS 15.114, 5.5B

- e. 非継続事業を顧客との契約から生じる収益の分解に含めることは明示的には要求されていないものの、この企業グループは当該情報を提供している。

連結財務諸表注記（続き）

8. 収益（続き）

C. 契約残高

下記の表では、顧客との契約から生じる債権、契約資産及び契約負債についての情報を提供しています。

千ユーロ	注記	2018年12月31日	2018年1月1日
「営業債権及びその他の債権」に含められている債権	18	32,405	22,605
「売却目的で保有する資産」に含められている債権	20	3,496	-
契約資産		1,271	782
契約負債		(160)	(166)

契約資産は、受注製造の紙製品に関して報告日時点で完了している作業に対する対価のうち、まだ請求を行っていない部分に対する当社グループの権利に主に関係しています。契約資産は、2018年12月31日に終了する事業年度中に4千ユーロの減損損失の影響を受けました。子会社の取得による契約資産への影響はありませんでした（注記34を参照）。契約資産は権利が無条件になった時点で債権に振り替えられます。これは通常、請求書を顧客に発行した時点です。

契約負債は、収益が一定期間にわたり認識される保管設備及び倉庫の建設に関して顧客から受領した前受対価と、引き換えられていないカスタマー・ロイヤルティ・ポイントに主に関係するものです。2018年12月31日時点で、引き換えられていないカスタマー・ロイヤルティ・ポイントの金額は50千ユーロです。顧客は今後2年間にわたりポイントを引き換えるものと見込まれておりますが、ポイントを引き換えた時点でこの金額が収益として認識されます。

期首時点で契約負債に認識されていた166千ユーロは、2018年12月31日に終了する事業年度の収益として認識されています。

過去の期間に充足された（または部分的に充足された）履行義務に関して2018年12月31日に終了する事業年度認識された収益の金額は8千ユーロです。これは主に、保管設備及び倉庫建設の進捗度の見積りの変更されたためです。

当初の予想期間が1年以内である2018年12月31日現在の残存履行義務に関しては、IFRS第15号で容認されるように、情報は提供しておりません。

IFRS 15.116-118

IFRS 15.120(b)

IFRS 15.116(b)

IFRS 15.116(c)

IFRS 15.121-122

連結財務諸表注記（続き）

8. 収益（続き）

D. 履行義務及び収益認識の方針^a

収益は、顧客との契約に定められる対価に基づき測定されます。当社グループは、財またはサービスに対する支配を顧客に移転した時点で収益を認識しています。

下記の表には、顧客との契約に含まれる履行義務の内容及び充足の時期に関する情報（重大な支払条件を含む）のほか、関連する収益認識の方針を示しています。不利な契約に係る会計方針については注記45(S)を参照してください。

製品/サービスの種類	履行義務の内容及び充足の時期（重大な支払条件を含む）	IFRS第15号に基づく収益認識（2018年1月1日から適用）	IAS第18号に基づく収益認識（2018年1月1日より前に適用）
普通紙	顧客が普通紙の支配を獲得するのは、財が顧客の敷地に引き渡され、顧客が財を受領した時点です。請求書はその時点で作成しています。請求金額の支払期限は通常30日以内です。普通紙に関して値引きは行っておりませんが、顧客はロイヤルティ・ポイントを獲得できる場合があります（下記参照）。 契約の中には、返品が認められているものがあります。財を返品する場合は、新しい財との交換のみが認められます（すなわち、返金は行っておりません）。	収益は、財が顧客の敷地に引き渡され、顧客が財を受領した時点で認識されます。 返品が認められた契約について、認識した収益の累計額に重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲で収益が認識されます。 そのため、収益の認識額は予想される返品について調整しています。返品は、紙の種類、サイズ、仕上げ等に関する過去のデータに基づき見積っております。そのような状況において、返金負債及び返品された製品を回収する権利に係る資産を認識しています。 返品された製品を回収する権利に係る資産は、棚卸資産の従前の帳簿価額から、財の回収に要すると予想されるコストを控除した金額で測定しています。返金負債はその他の債務に含めており（注記29を参照）、返品された製品を回収する権利は棚卸資産に含めておりません（注記17を参照）。当社グループは、予想返品率の見積りを報告日ごとに見直し、適宜資産及び負債の金額を更新しております。	収益は、返品を合理的に見積ることができることを条件に、財が顧客の敷地に引き渡された時点、すなわち顧客が財を受け入れ、所有に伴うリスク及び経済価値が移転した一時点で認識していました。合理的に見積ることができない場合、収益認識は返品期間が終了するまで、または返品を合理的に見積ることができるようになるまで延期されてきました。

IFRS 15.119, 123-126, IAS 1.122

IAS 1.117(b), 119 a. 当社グループは、顧客との契約から生じる収益に関連する重要な会計方針を、他の重要な会計方針（注記45参照）と一緒に個別の注記に記載するのではなく、「収益」の注記に含めている。会計方針の表示に関しては他のアプローチも容認される可能性がある。

連結財務諸表注記（続き）

8. 収益（続き）

D. 履行義務及び収益認識の方針（続き）

製品/サービスの種類	履行義務の内容及び充足の時期（重大な支払条件を含む）	IFRS第15号に基づく収益認識（2018年1月1日から適用）	IAS第18号に基づく収益認識（2018年1月1日まで適用）
受注製造の紙製品	<p>当社グループは、受注製造の紙製品に関しては、顧客が製造中の仕掛品をすべて支配すると判断しました。これは、受注製造販売契約において、紙製品が顧客の仕様に従って製造されており、顧客が契約を解約した場合、当社グループはその時点までに生じたコストに合理的なマージンを加算した金額の払い戻しを受ける権利を有しているためです。</p> <p>請求書は契約条件に従い発行しており、支払期限は通常30日以内です。未請求の金額は契約資産として表示しております。顧客はロイヤルティ・ポイントを獲得できる場合があります（下記参照）。</p>	収益及び関連するコストは一定期間にわたり（すなわち顧客の敷地に財を引き渡す前に）認識しております。進捗は、原価比例法により算定しています。	<p>収益は、財が顧客の敷地に引き渡された時点、すなわち顧客が財を受け入れ、所有に伴うリスク及び経済価値が移転した一時点で認識していました。</p> <p>収益は、収益及びコストを信頼性をもって測定できるようになり、対価を回収する可能性が高くなり、管理のための財への継続的関与が行われなくなった時点で認識されていました。</p>
木材製品	顧客が木材製品の支配を獲得するのは、財が当社グループの倉庫から発送された時点です。その時点で請求書の作成及び収益の認識を行っています。請求金額の支払期限は通常30日以内です。木材製品に関して値引き、ロイヤルティ・ポイントの付与または返品を受け付けは行っておりません。	収益は、財が当社グループの倉庫から発送された時点で認識されます。	木材製品に係る収益は、財が当社グループの倉庫から発送された時点で認識されていました。
ロイヤルティ・プログラム	紙製品を購入する顧客は、当社グループのカスタマー・ロイヤルティ・プログラムに入会し、当社グループの製品を将来購入する際に利用できるポイントを獲得することができます。ポイントは累積され、失効することはありません。	<p>当社グループは、受領した対価の一部をロイヤルティ・ポイントに配分しております。配分は、独立販売価格の比率に基づき行っています。ロイヤルティ・プログラムに配分された金額は繰り延べられ、顧客がロイヤルティ・ポイントを引き換えるか、引き換える可能性が低くなった時点で収益を認識しています。</p> <p>繰延収益は契約負債に含まれます。</p>	収益は、残余法を用いてロイヤルティ・プログラムと紙製品に配分していました。ロイヤルティ・プログラムに配分された金額は繰り延べられ、当社グループが、当該プログラムの条件に基づき値引後の製品を提供する義務を履行した時点、またはプログラムにより付与されたポイントが引き換えられない可能性が高くなった時点で収益として認識していました。

IFRS 15.119, 123-126, IAS 1.122

連結財務諸表注記（続き）

8. 収益（続き）

D. 履行義務及び収益認識の方針（続き）

製品/サービスの種類	履行義務の内容及び充足の時期（重大な支払条件を含む）	IFRS第15号に基づく収益認識（2018年1月1日から適用）	IAS第18号に基づく収益認識（2018年1月1日より前に適用）
森林資源管理サービス及び関連するサービス	森林管理サービスに係る請求書は月次で発行され、支払期限は通常30日以内です。	収益は、サービスを提供するにつれて認識しています。認識する収益の金額を決定するための進捗度は、実施した作業の調査結果に基づき見積っています。 単一の契約において提供されるサービスが異なる報告期間に提供された場合、その対価は独立販売価格の比率に基づき配分しています。独立販売価格は、当社グループが独立の取引で当該サービスを販売する定価に基づいて算定しています。	収益は、報告日における取引の進捗度に応じて認識していました。進捗度は、実施した作業の調査結果に基づき見積っていました。 単一の契約において提供されるサービスが異なる報告期間に提供された場合、その対価は相対的公正価値に基づき配分していました。
工事契約	当社グループは、木材製品セグメントの顧客を対象に、顧客の設計に基づき、顧客の敷地に貯蔵庫及び倉庫を建設しています。各プロジェクトは、顧客から前払金を全額受領した時点で開始します。建設期間は設計の複雑さによって異なりますが、通常6ヶ月を超えることはありません。	収益は、原価比例法に基づき一定期間にわたり認識しています。関連するコストは、発生した時点で純損益に認識しています。 前受金は、契約負債に含めております。	工事契約の成果を信頼性をもって見積ることができる場合、工事収益は契約の進捗度に応じて認識していました。進捗度は、実施した工事の調査結果を参照して見積っていました。工事契約の成果を信頼性をもって見積れない場合は、発生した工事原価のうち回収可能と見込まれる額を限度として工事収益を認識していました。 工事費用は、発生時に認識していました。工事契約に関連して損失が見込まれる場合には、即時に純損益に認識していました。 前受金は、繰延収益に含めていました。

IFRS 15.119, 123-126, IAS 1.122

連結財務諸表注記（続き）

9. 収益及び費用

IAS 1.97

A. その他の収益

	千ユーロ	注記	2018年	2017年
IAS 41.40	生物資産の公正価値の変動	16(A)	587	28
IAS 40.76(d)	投資不動産の公正価値の増加	23(A)	20	60
IAS 20.29	政府補助金	30(A)	238	-
IAS 1.98(c)	有形固定資産の売却益		26	16
	転貸不動産からの賃貸収入	38(A)(ii)	150	90
			1,021	194

IAS 1.97

B. その他の費用^a

	千ユーロ	注記	2018年	2017年*
	のれんに係る減損損失 ^b	22(C)	116	-
IFRS 5.41(c)	処分グループの再測定による減損損失	20(A)	35	-
	被取得企業との既存の関係の決済	34(A)	326	-
	転貸不動産に係る不利な契約の負担	31(D)	160	-
IAS 1.87	地震関連費用		359	-
			996	-

* 2017年度に計上されていた営業債権に係る減損損失30千ユーロは、その他の費用から独立の表示項目に振り替えております（注記5(B)を参照）。

IAS 1.104

C. 内容別の費用

	千ユーロ	注記	2018年	2017年 修正再表示*
	棚卸資産のうちの製品及び仕掛品の変動		(2,186)	(343)
	原材料及び消耗品		44,261	43,208
IAS 1.104	従業員給付	13(E)	22,154	19,439
IAS 1.104	減価償却費及び無形資産の償却費	21(A), 22(A)	5,786	5,917
	有形固定資産の減損（の戻入れ）	21(B), 22(C)	(493)	1,408
	コンサルタント費用		4,866	2,732
	広告費		2,550	2,650
	維持費		12,673	9,957
	リース料及び変動リース料	38(A)(ii)	475	477
	その他の費用		2,171	1,731
	売上原価、販売費、一般管理費及び研究開発費の総額		92,257	87,176

* 注記5及び44を参照

Insights
4.1.30.10-40

a. IFRSには、特定の費用を機能別に配分する方法に関するガイダンスがない。企業は機能に関する独自の定義を設定している。KPMGの見解では、売上原価には、製造プロセスに直接的または間接的に帰属する費用のみが含まれる。特定の機能に配分することができない費用のみが「その他の費用」に区分される。

IAS 36.126,
Insights
3.10.410.20

b. この企業グループは、費用を機能別に分類し、減損損失を適切な機能に配分している。KPMGの見解では、減損損失を機能に配分できないという稀なケースにおいては、重要であれば独立の表示科目（例：のれんの減損）として「その他の費用」に含めて計上し、追加的情報を注記で開示しなければならない。

連結財務諸表注記（続き）

10. 金融費用（純額）

注記45(G)及び(O)の会計方針を参照。IFRS第9号の適用を開始したことによる影響は注記5で説明しております。

IAS 1.97	千ユーロ	注記	2018年	2017年 修正再表示*
	実効金利法に基づく金利収益：^a			
IFRS 7S.20(b)	- 負債性証券—売却可能		-	27
IFRS 7.20(b)	- 負債性証券—FVOCI		8	-
IFRS 7.20(b)	- 負債性証券—償却原価		198	-
IFRS 7S.20(b)	- 減損していない負債性証券—満期保有目的		-	117
IFRS 7S.20(b), (d)	- 減損している負債性証券—満期保有目的		-	6
IFRS 7.20(b), 7S.20(b)	- 現金及び現金同等物		2	1
IFRS 7.20(b), 7S.20(b)	償却原価またはFVOCIで測定される金融資産（2017年：FVTPL で測定されない金融資産）に係る金利収益総額		208	151
IFRS 3.B64(p)(ii)	被取得企業に対する既存持分の公正価値の再測定	34(D)	250	-
	受取配当金：			
IFRS 7S.20(a)(iii)	- 資本性証券—売却可能		-	32
IFRS 7.11A(d)	- 資本性証券—FVOCI—報告日に保有している投資	25	26	-
IFRS 7.20(a)(viii)	負債性証券—FVOCI：			
	- 認識の中止によりその他の包括利益から振り替えられた利得		64	-
IFRS 7.20(a)(i), 7S.20(a)(i)	FVTPLで測定される金融資産—公正価値の純変動額			
	- 強制的にFVTPLで測定—売買目的保有		74	-
	- 強制的にFVTPLで測定—その他		508	-
	- 当初認識時に指定されたもの		-	264
	金融収益—その他		922	296
IAS 1.82(ba)	金融費用—負債性証券の減損損失（戻入れ額控除後）	32(C)(ii)	(59)	-
IFRS 7.20(b), 7S.20(b)	償却原価で測定される金融負債—利息費用 ^b		(1,413)	(1,299)
IAS 21.52(a)	為替換算差額(純額)		(125)	(246)
IFRS 7.24C(b), 7S.23(d)	キャッシュフロー・ヘッジ—その他の包括利益から振り替えられた 金額（ヘッジコスト剰余金を含む）		17	12
IAS 37.84(e)	土地現状回復引当金の時間の経過に伴う期中戻入額	31	(60)	(50)
IFRS 7.20(a)(i)	条件付対価の公正価値の変動	32(B)(iii)	(20)	-
IFRS 7.24C(b)(ii), 7S.24(b)	キャッシュフロー・ヘッジ—公正価値の変動における非有効部分		(51)	(16)
IFRS 7.24C(b)(ii), 7S.24(c)	純投資ヘッジ—公正価値の変動における非有効部分		(1)	-
IFRS 7.20(a)(i), 7S.20(a)(i)	FVTPLで測定される金融資産—公正価値の純変動額			
	- 強制的にFVTPLで測定—売買目的保有		-	(19)
	金融費用—その他		(1,653)	(1,618)
	純損益で認識される金融費用の純額		(582)	(1,171)

* 注記5を参照

- IFRS 7.20(b),
IAS 1.97
- a. IFRS第9号の公表に伴う改訂後のIFRS第7号第20項(b)により、企業は、償却原価またはFVOCIで測定される金融資産に関し、（実効金利法を使って計算した）利息収益の総額を開示することを求められる（これらの金額を区分して示す）。この区分の程度は、差し替えられたIFRS第7S号の第20項(b)のもとでは任意であるが、この企業グループは、2017年に関し、実効金利法を使って計算した利息収益総額を金融資産の種類ごとに区分して表示している。企業は金融資産及び金融負債から生じる重要な収益、費用及び利得と損失を区別して表示しなければならない。
- IAS 32.40
- b. この企業グループは、費用として分類された配当を、他の負債に係る利息とともに表示している。これらの配当は、独立項目として表示することもできる。税務上の損算入のように利息と配当との間に取扱いの相違がある場合は、これらを別個に表示することが望ましい。

連結財務諸表注記（続き）

11. 1株当たり利益

A. 基本的1株当たり利益

基本的1株当たり利益は、以下に示す普通株主に帰属する純利益及び加重平均普通株式数に基づき計算しています。

IAS 33.70(a)

i. 普通株主に帰属する利益（損失）（基本的）

千ユーロ	注記	2018年		合計	2017年		合計 (修正再表示)*
		継続事業	非継続事業		継続事業 (修正再表示)*	非継続事業 (修正再表示)*	
当社の所有者に帰属する当期純利益（損失）		6,980	379	7,359	6,149	(422)	5,727
非償還優先株式への配当	26(C)	(438)	-	(438)	(438)	-	(438)
普通株主に帰属する純利益（損失）		6,542	379	6,921	5,711	(422)	5,289

* 注記5、7及び44を参照

IAS 33.70(b)

ii. 加重平均普通株式数（基本的）

千株	注記	2018年	2017年
1月1日現在の発行済普通株式数	26(A)(i)	3,100	3,100
自己株式の影響	26(B)(vi)	(49)	(40)
ストック・オプション行使の影響	26(A)(i)	3	-
企業結合に関連して発行された株式の影響	26(A)(i)	6	-
2018年10月に発行された株式の影響	26(A)(i)	23	-
12月31日現在の加重平均普通株式数		3,083	3,060

B. 希薄化後1株当たり利益

希薄化後1株当たり利益は、以下に示す普通株主に帰属する利益及びすべての希薄化潜在的普通株式の影響を調整した加重平均普通株式数に基づき計算しています。

IAS 33.70(a)

i. 普通株主に帰属する利益（損失）（希薄化後）

千ユーロ	注記	2018年		合計	2017年		合計 (修正再表示)*
		継続事業	非継続事業		継続事業 (修正再表示)*	非継続事業 (修正再表示)*	
普通株主に帰属する純利益（損失）（基本的）		6,542	379	6,921	5,711	(422)	5,289
転換社債の利息費用（税引後）	28(C)	61	-	61	-	-	-
普通株主に帰属する純利益（損失）（希薄化後）		6,603	379	6,982	5,711	(422)	5,289

* 注記5、7及び44を参照

連結財務諸表注記（続き）

11. 1株当たり利益（続き）

B. 希薄化後1株当たり利益（続き）

ii. 加重平均普通株式数（希薄化後）

千株	注記	2018年	2017年
加重平均普通株式数（基本的）		3,083	3,060
転換社債の転換による影響	28(C)	148	-
ストック・オプションの付与による影響		47	18
12月31日現在の加重平均普通株式数（希薄化後）		3,278	3,078

2018年12月31日現在、135千単位（2017年：44千単位）のストック・オプションについては、逆希薄化効果を有するため、希薄化後加重平均普通株式数の算定には含めていません。

ストック・オプションの希薄化効果の算定に用いた当社の株式の平均市場価格は、オプションが未行使であった事業年度の市場価格に基づいています^a。

IAS 33.70(b)

IAS 33.70(c)

連結財務諸表注記（続き）

12. 株式に基づく報酬契約

注記45(E)(ii)の会計方針を参照

IFRS 2.44-45(a), 50

A. 株式に基づく報酬契約の概要

2018年12月31日現在で、当社グループは以下の株式に基づく報酬契約を有しています。

i. ストック・オプション・プログラム（持分決済型）

2014年1月1日及び2017年1月1日に当社グループは、経営幹部に対して当社株式を購入する権利を付与するストック・オプション・プログラムを導入しました。2018年1月1日に、経営幹部及び上級従業員に対して、類似した条項の権利がさらに付与されました。これらのプログラムでは、確定したオプションの保有者は権利付与日の市場価格で株式を購入することができます。現在、これらのプログラムは経営幹部及び上級従業員にのみ限定されています。

これらのプログラムの付与に関する契約条項は以下のとおりです。すべてのストック・オプションは株式で決済されます。

付与日、付与された従業員	付与数（千）	権利確定条件	オプション 契約の 有効期間
経営幹部に付与されたオプション			
2014年1月1日	400	付与日から3年間の勤務及びその期間の各年度における営業利益の5%増加	7年
2017年1月1日	200	同上	10年
2018年1月1日	225	同上	10年
上級従業員に付与されたオプション			
2018年1月1日	100	付与日から3年間の勤務	10年
ストック・オプション合計	925		

ii. 代替報酬（持分決済型）

Papyrus社の取得に伴い、当社グループはPapyrus社の従業員が保有する持分決済型の株式に基づく報酬と、有効期間が権利確定日から9年間である当社の持分決済型の株式に基づく報酬（代替報酬）150千とを交換しました（注記34(A)(ii)を参照）。

iii. 株式購入制度（持分決済型）

2018年1月1日に当社グループは、従業員のうち26名に対し、従業員株式購入制度に加入する機会を与えました。この制度に加入するためには、従業員は36ヶ月間にわたって、月額300ユーロを上限として月給総額の5%に相当する金額を積み立てなければなりません。この制度の契約条項に従い、36ヶ月経過時に従業員は、付与日の市場価格より20%低い価格でその積立金で株式を購入する権利を得ます。36ヶ月間継続して月給総額の規定額を積み立てた在籍中の従業員のみが、株式を購入する権利を与えられます。36ヶ月間が経過する前に勤務を中止した従業員、規定額を積み立てなかった従業員、または株式購入オプションを行使しないことを選択した従業員は、積立額の返還を受けることとなります。

iv. 株式増価受益権（現金決済型）

当社グループは、3年間勤務した従業員に対して、現金の支払いを受ける権利を付与する株式増価受益権（SARs）を2013年1月1日に100千、2018年1月1日に300千付与しました。SARsは付与日より5年経過後に失効します。現金支払額は、付与日と権利確定日の間の当社の株価の上昇に基づいて算定されます。

連結財務諸表注記（続き）

12. 株式に基づく報酬契約（続き）

A. 株式に基づく報酬契約の概要（続き）

iv. 株式増価受益権（現金決済型）（続き）

SARsから生じる負債の詳細は以下のとおりです。

	千ユーロ	注記	2018年	2017年
IFRS 2.51(b)(i)	SARsに係る負債の帳簿価額の総額	13	440	380
IFRS 2.51(b)(ii)	権利が確定した負債の本源的価値の合計		-	380

2017年12月31日現在の負債は2018年に決済されました。

B. 公正価値の測定

i. 株式決済型の株式に基づく報酬制度

IFRS 2.46, 47(a)(i),
47(a)(iii)

従業員株式購入制度 ((A)(iii)を参照) の公正価値は、モンテカルロ・シミュレーションに基づいて測定しています。従業員ストック・オプション ((A)(i)及び(A)(ii)を参照) の公正価値は、ブラック・ショールズ・モデルに基づいて測定しています。これらの契約に関連する勤務条件及び市場条件以外の業績条件は、公正価値の算定において考慮されません。

IFRS 2.47(a)(iii)

株式購入制度において従業員が株式を購入するためには積立条件を満たす必要がありますが、この条件は割引評価する方法を適用して、付与日における公正価値に反映しています。この割引は、過去の経験に基づき、従業員が積立てを中止する可能性を見積り、算定しています。

株式決済型の株式に基づく報酬制度の付与日の公正価値測定に用いたインプットは以下のとおりです。

	ストック・オプション・プログラム			代替報酬 ((A)(ii)を 参照)	株式購入制度 ((A)(iii)を 参照)	
	経営幹部 ((A)(i)を参照)		上級従業員 ((A)(i)を参照)			
	2018年	2017年	2018年			
IFRS 2.47(a)(i)	付与日の公正価値	€3.54	€3.75	€3.14	€3.81	€4.02
	付与日の株価	€10.10	€10.50	€10.10	€10.30	€10.10
	行使価格	€10.10	€10.50	€10.10	€10.30	€8.08
	予想ボラティリティ（加重平均）	40.1%	40.9%	40.1%	42.4%	43.3%
	見積期間（加重平均）	8.6年	8.8年	5.4年	5.9年	4.0年
	見積配当額	3.2%	3.2%	3.2%	3.2%	3.2%
	リスクフリー・レート（国債に 基づく）	3.9%	3.8%	3.8%	3.9%	3.9%

IFRS 2.47(a)(iii)

予想ボラティリティは、予想残存期間に対応する期間の当社の株価の実績ボラティリティに基づいています。金融商品の予想期間は、過去の実績及び一般的なオプション保有者の行動に基づくものです。

2018年12月31日現在、株式購入制度の加入者によって、総額78千ユーロが払い込まれており（注記41(B)(ii)を参照）、その金額は「営業債務及びその他の債務」に含まれています（注記29を参照）。

連結財務諸表注記（続き）

12. 株式に基づく報酬契約（続き）

B. 公正価値の測定（続き）

ii. 現金決済型の株式に基づく報酬契約^a

SARs ((A)(iv)を参照)の公正価値は、ブラック・ショールズ・モデルを用いて測定しています。公正価値を測定する際に、SARsに付された勤務条件及び市場条件以外の業績条件は考慮していません。

SARsの付与日及び測定日の公正価値測定に用いたインプットは、以下のとおりです。

	付与日 2018年 1月1日	測定日 2018年 12月31日
公正価値	€2.82	€4.40
株価	€10.10	€12.70
行使価格	€10.10	€10.10
予想ボラティリティ（加重平均）	43.3%	43.1%
見積期間（加重平均）	4.0年	2.8年
見積配当額	3.2%	3.3%
リスクフリー・レート（国債に基づく）	4.4%	4.5%

予想ボラティリティは、予想残存期間に対応する期間の当社の株価の実績ボラティリティに基づいています。金融商品の予想期間は、過去の実績及び一般的なオプション保有者の行動に基づくものです。

C. 未行使のストック・オプションの調整表

ストック・オプション・プログラム ((A)(i)を参照)及び代替報酬 ((A)(ii)を参照)におけるストック・オプション、並びに株式購入制度のもとで発行される株式の数量及び加重平均行使価格は以下のとおりです。

千オプション	数量 2018年	加重平均 行使価格 2018年	数量 2017年	加重平均 行使価格 2017年
1月1日現在の未行使残高	550	€10.18	400	€10.00
当事業年度中の権利失効数	(50)	€10.00	(50)	€10.00
当事業年度中の権利行使数	(5)	€10.00	-	-
当事業年度中の権利付与数	475	€10.16	200	€10.50
12月31日現在の未行使残高	970	€10.18	550	€10.18
12月31日現在の行使可能残高	295	€10.00	350	€10.00

2018年12月31日現在で未行使のストック・オプションの行使価格は8.08ユーロから10.50ユーロ（2017年：10.00ユーロから10.50ユーロ）であり、契約有効期間の加重平均は6.4年（2017年：5.2年）です。

2018年に行使されたストック・オプションの行使日における株価の加重平均は10.00ユーロ（2017年：行使されたオプションなし）でした。

D. 純損益に認識された費用

従業員給付費用に関するより詳細な情報は、注記13(E)を参照してください。

IFRS 2.33A

IFRS 2.52

IFRS 2.45(b)

IFRS 2.45(b)(i)

IFRS 2.45(b)(iii)

IFRS 2.45(b)(iv)

IFRS 2.45(b)(ii)

IFRS 2.45(b)(vi)

IFRS 2.45(b)(vii)

IFRS 2.45(d)

IFRS 2.45(c)

Insights
4.5.1000.10

- a. IFRS第2号では特に求められていないが、この企業グループはSARsの公正価値測定に関する情報を開示している。KPMGの見解では、これらの開示を現金決済型の株式に基づく報酬について提供しなければならない。当期中に付与された報酬については、付与日及び報告日の公正価値測定を、過去の期間に付与されたが報告日時点で未行使である報酬については、報告日における公正価値測定を、それぞれ開示しなければならない。

連結財務諸表注記（続き）

13. 従業員給付

注記45(E)の会計方針を参照

千ユーロ	注記	2018年	2017年
確定給付資産の純額		(671)	(731)
従業員給付資産合計		(671)	(731)
確定給付負債の純額		285	280
社会保障拠出に係る債務		8	5
長期勤続休暇に係る債務		199	176
現金決済型株式に基づく報酬債務	12	440	380
従業員給付債務合計		932	841
非流動		912	453
流動^a		20	388
		932	841

従業員給付費用に関するより詳細な情報は、(E)を参照してください。

IAS 19.139(a)

当社グループは、[X国及びY国] で以下の退職後確定給付制度に拠出しています。

- プランAは退職した従業員に年金を毎年受け取る権利を与えるものです。取締役及び役員（注記41(B)(ii)を参照）は60歳で退職し、65歳まで年間支払額が退職時の給与の70%に相当する給付を受ける資格を与えられます。支払額は、65歳以降は、退職時の給与の50%に低下します。その他の退職した従業員は、最終給与の60分の1に勤続年数を乗じた金額を毎年受け取る権利を与えられます。
- プランBは退職後の従業員に、特定の医療費を返還するものです。

確定給付制度は、当社グループから法的に分離された単一の年金基金によって管理されています。この年金基金の理事会は、従業員3名、雇用者の代表2名及び独立の者1名から構成されています。年金基金の理事会は、法律により、制度の加入者の利益を最優先にして行動することが求められており、基金の特定の方針（例：投資、拠出及び指数に関する方針）を定める責任を負います。

IAS 19.139(b)

これらの確定給付制度により、当社グループは数理計算上のリスク（例：長寿リスク、為替リスク、金利リスク、市場（投資）リスク）にさらされています。

A. 積立て

IAS 19.147(a)

当社によって積み立てられている取締役及び役員のための債務を除き、プランAは、当社グループの子会社によって積み立てられています。積立要件は、制度の積立ての方針に記載されている年金基金の数理計算測定フレームワークに基づいています。プランAの積立ては、積立てを目的とした独立した数理計算上の評価に基づいており、そこで用いられる仮定は、(D)に記載した仮定と異なる場合があります。従業員は制度への拠出は求められていません。プランBは、非積立制度です。

確定給付制度の条項に従って、また各管轄地域における制度に関する法令上の規定（プランAに関する最低積立要件を含む）に従って、当社グループは、将来の拠出の払戻しまたは将来の拠出額の減少による経済的便益の現在価値は、制度資産の公正価値合計から債務の現在価値合計を差し引いた残高を下回っていないと判断しています。この判断は制度ごとに行っています。その結果、2018年12月31日または2017年12月31日において、確定給付資産の減額は不要でした。

IAS 19.147(b)

当社グループは、2018年に確定給付制度へ350千ユーロの拠出を見込んでいます。

IAS 1.69, 19.133 a. 退職後給付から生じる資産及び負債を流動部分と非流動部分とに区分することは要求されていないが、この企業グループは負債の決済を報告日から12ヶ月以上繰り延べる無条件の権利を有していない場合、長期従業員給付から生じる負債の流動部分と非流動部分とを区分している。

連結財務諸表注記（続き）

13. 従業員給付（続き）

B. 確定給付負債（資産）の純額の推移

以下の表は、確定給付負債（資産）の純額及びその構成要素の期首及び期末残高の調整表です^a。

千ユーロ	確定給付制度債務		制度資産の公正価値		確定給付負債（資産）の純額		
	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年	
IAS 19.140	1月1日現在の残高	7,057	6,718	(7,508)	(7,162)	(451)	(444)
	純損益に含まれる金額^b						
IAS 19.141(a)	当期勤務費用	497	456	-	-	497	456
IAS 19.141(d)	過去勤務費用（貸方）	(100)	-	-	-	(100)	-
IAS 19.141(b)	利息費用（収益）	360	322	(383)	(344)	(23)	(22)
		757	778	(383)	(344)	374	434
	その他の包括利益に含まれる金額^d						
IAS 19.141(c)	再測定損失（収益）：						
	- 以下により生じた数理計算上の損失（利益）：						
IAS 19.141(c)(ii)	- 人口統計上の仮定の変更	(31)	4	-	-	(31)	4
IAS 19.141(c)(iii)	- 財務上の仮定の変更	(21)	8	-	-	(21)	8
	- 実績修正	(30)	6	-	-	(30)	6
IAS 19.141(c)(i)	- 制度資産に係る収益（利息収益を除く）	-	-	10	(3)	10	(3)
IAS 19.141(e)	為替レートの変動の影響 ^c	21	(1)	76	(1)	97	(2)
		(61)	17	86	(4)	25	13
	その他						
IAS 19.141(f)	事業主による制度への拠出	-	-	(325)	(403)	(325)	(403)
IAS 19.141(g)	制度から支払われた給付	(433)	(456)	424	405	(9)	(51)
		(433)	(456)	99	2	(334)	(454)
IAS 19.140	12月31日現在の残高	7,320	7,057	(7,706)	(7,508)	(386)	(451)
	表示金額：						
	千ユーロ					2018年	2017年
	確定給付資産の純額（プランA）					(671)	(731)
	確定給付負債の純額（プランB）					285	280
						(386)	(451)

IAS 19.139(c) [X国] における定年に関する新たな法規制を反映して、同国における多数の従業員に対する年金制度が2018年中に変更されました。この年金制度の変更により、当社グループの確定給付制度債務は100千ユーロ減少しました（2017年：なし）。同額の過去勤務費用（貸方残）が2018年中に純損益に認識されました。

- IAS 19.138 a この企業グループは複数の確定給付制度を有し、これらの制度がさらされているリスクに重要な差異はないという前提に基づき、これらの制度を概ね集約して開示している。制度がさらされているリスクに重要な差異（例：地域の相違、特徴の相違）がある場合、開示の一部またはすべてをさらに分解することが要求される。
- b IAS第19号「従業員給付」で明確に要求されていないが、この企業グループは純損益及びその他の包括利益で認識されている項目の小計を開示している。これは例示目的のみで記載しているものである。
- IAS 21.39, Insights 4.4.1010 c 確定給付制度のもとでの純債務が、スポンサーの財務諸表の見地から外国通貨に換算される場合がある。KPMGの見解では、そのような場合、まず確定給付負債（資産）の純額を算定した後、その純額をスポンサーの機能通貨に換算しなければならない。その結果、換算によって生じる為替差損益は、IAS第19号の再測定には含まれず、他の為替差損益に含めて認識することになる。これは上述の開示例と相違する。上記の場合、制度のスポンサーは国外の子会社であり、したがって換算差額は通常どおりその他の包括利益で認識している。

連結財務諸表注記（続き）

13. 従業員給付（続き）

C. 制度資産

IAS 19.142

制度資産の構成項目は以下のとおりです。

	千ユーロ	2018年	2017年
IAS 19.142(b)	資本性証券：		
	– 消費者市場	1,725	1,842
	– 薬品産業	602	555
	– 石油及びガス産業	218	239
	– 電気通信及び情報通信技術産業	343	260
	– 金融機関	213	561
		3,101	3,457
IAS 19.142(c)	国債	3,587	3,254
IAS 19.142(e)	デリバティブ：		
	– 金利スワップ	29	37
	– 先物為替取引	185	70
	– 長寿スワップ	97	39
		311	146
IAS 19.143	当社グループが占有する不動産	525	497
IAS 19.143	当社の普通株式	182	154
		7,706	7,508

IAS 19.142

資本性証券及び国債はすべて、活発な市場における相場価格があります。国債はすべて、欧州の政府から発行されたものであり、[格付機関Y]における格付はAAAまたはAAです。

IAS 19.146

各報告日において、年金基金の資産マネジャーが、戦略的投資方針の成果を分析する資産・負債マッチング（Asset-Liability Matching）調査を実施しています。年金基金の戦略的投資方針の概要は以下のとおりです。

- 戦略的な資産構成比率は、資本性証券40-50%、国債40-50%、及びその他の投資0-15%です。
- 金利リスクは、負債性証券（国債）及び金利スワップを用いてキャッシュフロー金利リスクを40%引き下げるように管理されています。
- 為替リスクは、先物為替取引を用いてリスクを30%引き下げるように管理されています。
- 長寿リスクは、長寿スワップを用いてリスクを25%引き下げるように管理されています。

D. 確定給付制度債務

IAS 1.125, 19.144

i. 数理計算上の仮定

報告日現在の主要な数理計算上の仮定は以下のとおりです（加重平均で表示しています）。

	2018年	2017年
割引率	5.1%	4.8%
予想昇給率	2.5%	2.5%
将来年金増加率	3.0%	2.0%
医療費の趨勢率	4.5%	4.0%

連結財務諸表注記（続き）

13. 従業員給付（続き）

D. 確定給付制度債務（続き）

IAS 1.125, 19.144

i. 数理計算上の仮定（続き）

IAS 19.144

将来の寿命に関する仮定は、公表された統計値及び死亡率表に基づいています。報告日の確定給付制度債務の価値の基礎となる現在の寿命は以下のとおりです。

	2018年		2017年	
	プランA	プランB	プランA	プランB
現在の年金受給者の65歳時点の寿命				
男性	18.5	18.2	18.3	18.0
女性	21.0	19.0	21.0	18.8
現在の45歳の加入者の65歳時点の寿命				
男性	19.2	19.0	19.0	18.7
女性	22.9	20.5	22.9	20.0

IAS 19.147(c)

2018年12月31日における確定給付制度債務の加重平均デュレーションは17.1年です（2017年：17.5年）。

ii. 感応度分析

IAS 1.125, 129, 19.145

他の仮定に変更がないとして、数理計算上の仮定の1つが報告日において合理的に可能性のある範囲で変動した場合に、確定給付制度債務に与える影響は以下のとおりです。

千ユーロ	2018年12月31日		2017年12月31日	
	増加	減少	増加	減少
割引率（1%の変動）	(338)	354	(335)	350
予想昇給率（1%の変動）	187	(176)	180	(172)
将来年金増加率（1%の変動）	181	(173)	175	(168)
医療費の趨勢率（1%の変動）	389	(257)	380	(250)
予想死亡率（1%の変動）	(73)	69	(70)	67

この分析は、制度のもとで予測されるキャッシュフローの分配を網羅的に考慮したものではありませんが、示された仮定の感応度の概要を提供するものです。

E. 従業員給付費用

IAS 19.53

千ユーロ	注記	2018年	2017年
賃金及び給与		18,286	16,259
社会保障拠出金		1,468	1,267
確定拠出制度への拠出金		455	419
解雇給付	31(B)	350	450
退職後確定給付制度の関連費用	13(B)	374	434
長期勤続休暇の関連費用		26	12
持分決済型の株式に基づく報酬	12	755	248
現金決済型の株式に基づく報酬 ^a	12	440	350
	9(C)	22,154	19,439

IFRS 2.51(a)

IFRS 2.51(a)

IFRS 2.IG19,
BC252-BC255,
Insights 4.5.970.20

- a. この企業グループは、現金決済型の株式に基づく報酬に関連する負債の再測定を「従業員給付費用」に含めている。KPMGの見解では、企業はこの金額を「金融収益」または「金融費用」に含めることもできる。

連結財務諸表注記（続き）

14. 法人所得税^a

注記45(H)の会計方針を参照

A. 純損益で認識される法人所得税^b

	2018年	2017年
	修正再表示*	
	千ユーロ	
	当期税金費用	
IAS 12.80(a)		
	3,165	3,594
IAS 12.80(b)		
	116	(34)
	3,281	3,560
	繰延税金費用	
IAS 12.80(c)		
	136	(808)
IAS 12.80(d)		
	(15)	(5)
IAS 12.80(f)		
	(50)	(240)
IAS 12.80(f)-(g)		
	(13)	10
	58	(1,043)
	3,339	2,517

* 注記5、7及び44を参照

IAS 12.81(h)(i)-(ii) 「継続事業に係る税金費用」には、持分法適用会社の法人所得税に対する持分^c492千ユーロ（2017年：261千ユーロ）は含まれておらず、これは「持分法による投資純利益（税引後）」に含まれています。継続事業からの税金費用には、非継続事業からの税金収益25千ユーロ（2017年：44千ユーロ）及び非継続事業の売却益に係る税金費用330千ユーロ（2017年：なし）も含まれておらず、これらは「非継続事業に係る純利益（損失）（税引後）」に含まれています（注記7を参照）。

IAS 10.22(h), 12.81(d), 88 2018年12月に新たな法人税法がフランスで制定され、2019年7月1日時点でフランスにおける法人税率は30%から29%に引き下げられる予定です。この変更により、当社グループの在仏子会社であるBaguette S.A.の繰延税金資産及び繰延税金負債の再測定に関連して15千ユーロの利益が生じ、2018年12月31日に終了する事業年度に認識されています。さらに、オランダで法人税率の25%から30%への引き上げが2019年3月23日に実質的に制定され、2020年1月1日から発効します。この法人税率の引き上げは2018年12月31日に認識した当期税金及び繰延税金の金額に影響を及ぼしません。ただし、この変更により、当社グループに将来課される当期税金は増加する予定です。2018年12月31日時点で認識した一時差異及び税金損失の算定に新たな税率を適用した場合の影響は、繰延税金資産の純額が27千ユーロ増加することになります。

IAS 12.81(d) 2017年12月、35%から21%への法人税率の引下げをはじめ、米国でさまざまな税法の変更が行われました。この変更によって、2017年12月31日に終了する事業年度に認識していた、当社グループが連結する米国の組成された企業であるMayCo社の繰延税金資産及び負債の再測定に関連して5,000ユーロの利得が生じました。

Insights
3.13.580.20-80

- 税金影響額を算定するために本冊子で開示または適用されている税率は、例示目的のみで記載しており、個々の管轄地域の法人税率を反映したものではない。実務においては個々の企業の適用すべき税率を用いることが必要である。
- この企業グループは、退職後給付制度への現金拠出に関連する当期法人所得税の全額を純損益に配分している。これは、この現金拠出が主に勤務費用に関連するためである。KPMGの見解では、拠出が関連するコストが、純損益とその他の包括利益のいずれに影響するのかを識別するのが実務上容易でない場合を除き、当期法人所得税の税効果を、その現金拠出の性質を反映するように純損益とその他の包括利益に配分しなければならない。現金拠出の性質が不明確である場合、複数の配分のアプローチが容認されるとKPMGは考えている。
- 特に義務付けられてはいないが、この企業グループは持分法適用会社の法人所得税に対する持分を開示している。これは例示目的のみで記載しているものである。

連結財務諸表注記（続き）

14. 法人所得税（続き）

B. その他の包括利益で認識される法人所得税

IAS 1.90–91, 12.81(ab)

千ユーロ	2018年			2017年 修正再表示*		
	税金 (費用) 税引前	税金 (費用) 収益	税金 (費用) 税引後	税金 (費用) 税引前	税金 (費用) 収益	税金 (費用) 税引後
純損益に振り替えられることのない項目						
有形固定資産の再評価	200	(66)	134	-	-	-
確定給付負債（資産）の再測定	72	(24)	48	(15)	5	(10)
FVOCIで測定される資本性金融商品への投資—公正価値の変動の純額	141	(47)	94	-	-	-
持分法適用会社におけるその他の包括利益の持分	13	-	13	(3)	-	(3)
	426	(137)	289	(18)	5	(13)
今後純損益に振り替えられる可能性のある項目						
在外営業活動体の為替換算差額	680	-	680	471	-	471
純投資ヘッジ	(3)	-	(3)	(8)	-	(8)
キャッシュフロー・ヘッジ剰余金						
公正価値変動の有効部分	(62)	21	(41)	95	(32)	63
純損益への振替え	(31)	10	(21)	(11)	4	(7)
売却可能金融資産						
公正価値の変動の純額	-	-	-	118	(39)	79
ヘッジコスト剰余金：						
公正価値の変動の純額	34	(12)	22	-	-	-
純損益への振替えの純額	8	(3)	5	-	-	-
FVOCIで測定される負債性金融商品への投資						
公正価値の変動の純額	55	(18)	37	-	-	-
純損益への振替えの純額	(64)	21	(43)	-	-	-
重要な影響力の喪失による						
為替換算差額の振替え	(20)	-	(20)	-	-	-
持分法適用会社におけるその他の包括利益の持分	(172)	-	(172)	(166)	-	(166)
	425	19	444	499	(67)	432
	851	(118)	733	481	(62)	419

* 注記5を参照

連結財務諸表注記（続き）

14. 法人所得税（続き）

C. 資本の部で直接認識される法人所得税

	2018年			2017年			
	千ユーロ	税引前	税金費用	税引後	税引前	税金費用	税引後
IAS 12.81(a)	転換社債	163	(54)	109	-	-	-
IAS 12.81(a)	株式に基づく報酬	-	-	-	-	2	2

会計方針の変更及び誤謬の訂正に関して資本の部で直接認識される金額については、注記5及び44を参照してください。

D. 実効税率の調整表^{a, b}

	2018年		2017年		
	千ユーロ	税引前	修正再表示*	修正再表示*	
IAS 12.81(c)	継続事業に係る純利益（税引前）	10,837	9,033		
	当社の国内税率を用いた法人所得税	33.00%	3,576	33.00%	2,982
	在外管轄地域における税率の影響	(0.66%)	(72)	(0.58%)	(52)
	税率の引下げ	(0.14%)	(15)	(0.06%)	(5)
	税効果：				
	税引後で報告される持分法投資利益	(3.48%)	(377)	(2.14%)	(194)
	損金不算入費用	2.26%	245	0.40%	36
	課税免除利益	(0.22%)	(24)	(0.55%)	(50)
	税務上の優遇措置	(0.81%)	(88)	(0.70%)	(63)
	繰延税金資産が認識されない当事業年度の損失	0.37%	41	1.40%	127
	過去に認識されていなかった税務上の欠損金の認識（注記14(H)を参照）	(0.46%)	(50)	(2.65%)	(240)
	過去に認識されていなかった将来減算一時差異の認識（認識済の将来減算一時差異の認識の中止）	(0.12%)	(13)	0.11%	10
	過年度に関連する見積りの変更	1.07%	116	(0.37%)	(34)
		30.81%	3,339	27.86%	2,517

* 注記5、7及び44を参照

- IAS 12.85 a. この企業グループの実効税率の調整表は、自国の国内税率を基準とし、他の管轄地域のグループ企業で適用される税率を調整項目としている。実効税率の調整表は、財務諸表の利用者に最も有用な情報を提供する適用税率に基づいて作成する。場合によっては、各国の税率を基準として作成した調整表を合算する方が、より有用な場合もある。
- IAS 12.81(c) b. この企業グループは、税金費用合計額と会計上の利益に適用税率を乗じた額との間の数値調整と、平均実効税率と適用税率との間の数値調整とのいずれかを表示するのではなく、それらの両方を選択している。

連結財務諸表注記（続き）

14. 法人所得税（続き）

IAS 12.81(g)(i)–(ii)

E. 繰延税金残高の増減^{a, b, c}

2018年 千ユーロ	1月1日現在の 残高(純額)*	純損益で 認識された額 (A)を参照
有形固定資産	579	(130)
無形資産	56	4
生物資産	(22)	(182)
投資不動産	(30)	(7)
証券への投資	(56)	(7)
営業債権及びその他の債権（契約資産を含む）	53	17
デリバティブ	(39)	(5)
棚卸資産	60	96
借入金等	-	-
従業員給付	(91)	21
株式決済型の株式に基づく報酬	225	88
引当金	508	(13)
繰延収益	54	(15)
その他	14	25
税務上の繰越欠損金	386	50
相殺前繰延税金資産（負債）	1,697	(58)
資産・負債の相殺		
繰延税金資産（負債）の純額		
* 2018年1月1日現在の残高には、IFRS第15号及びIFRS第9号の適用開始の影響が含まれます（注記5を参照）。		
2017年 千ユーロ	1月1日現在の 残高(純額)	純損益で 認識された額 (A)を参照 修正再表示*
有形固定資産	213	366
無形資産	(38)	94
生物資産	(25)	3
投資不動産	(10)	(20)
売却可能金融資産	(18)	(3)
デリバティブ	(12)	1
棚卸資産	8	56
従業員給付	(90)	(6)
株式決済型の株式に基づく報酬 ^d	141	82
引当金	290	218
繰延収益	46	8
その他	10	4
税務上の繰越欠損金	146	240
相殺前繰延税金資産（負債）	661	1,043
資産・負債の相殺		
繰延税金資産（負債）の純額		
* 注記5及び44を参照		

IAS 12.81(g),
Insights
3.13.640.60

- a. IAS第12号「法人所得税」では、認識された繰延税金資産・負債の金額を、一時差異のそれぞれの「種類」ごとに開示しなければならない。IFRSは、一時差異の種類としてどのようなものがあるかについては明確にしていない。この企業グループは、一時差異に関連する資産及び負債のクラスに基づいて開示している。別の解釈として、一時差異の発生原因（例：減価償却）を基礎とした開示も考えられる。
- b. KPMGの見解では、認識した繰延税金資産と未認識の繰延税金資産に係る税効果を単一の金額として開示すること（例えば、米国会計基準に基づく「総額」アプローチに類似）は適切ではない。なぜなら、IFRS上で開示が求められているのは、認識した繰延税金資産だからである。

Insights
3.13.640.70

				12月31日現在の残高		
その他の 包括利益で 認識された額 (B)を参照	直接資本で 認識された額 (C)を参照	企業結合 による取得 (注記34(C)を 参照)	その他 (注記7(C)及び 20(B)を参照)	純額	繰延税金資産	繰延税金負債
(66)	-	(35)	210	558	679	(121)
-	-	(38)	-	22	98	(76)
-	-	-	-	(204)	-	(204)
-	-	-	-	(37)	-	(37)
(44)	-	-	-	(107)	32	(139)
-	-	-	-	70	70	-
16	-	-	-	(28)	3	(31)
-	-	(3)	40	193	193	-
-	(54)	(9)	-	(63)	-	(63)
(24)	-	-	-	(94)	160	(254)
-	-	-	-	313	313	-
-	-	6	-	501	501	-
-	-	-	-	39	39	-
-	-	-	-	39	50	(11)
-	-	-	-	436	436	-
(118)	(54)	(79)	250	1,638	2,574	(936)
				-	(387)	387
				1,638	2,187	(549)

				12月31日現在の残高		
その他の包括利益で 認識された額 (B)を参照 修正再表示*	直接資本で 認識された額 (C)を参照	企業結合 による取得 (注記34(C)を 参照)	その他 (注記7(C)及び 20(B)を参照)	純額	繰延税金資産	繰延税金負債
-	-	-	-	579	662	(83)
-	-	-	-	56	94	(38)
-	-	-	-	(22)	-	(22)
-	-	-	-	(30)	-	(30)
(39)	-	-	-	(60)	12	(72)
(28)	-	-	-	(39)	3	(42)
-	-	-	-	64	64	-
5	-	-	-	(91)	150	(241)
-	2	-	-	225	225	-
-	-	-	-	508	508	-
-	-	-	-	54	54	-
-	-	-	-	14	18	(4)
-	-	-	-	386	386	-
(62)	2	-	-	1,644	2,176	(532)
				-	(126)	126
				1,644	2,050	(406)

Insights 3.13.300 c. この企業グループは予測可能な将来にわたって関連会社への投資を処分することを予定しておらず、したがってこれらの投資に関連する繰延税金を、配当に適用される税率を用いて測定している。ただし、関連会社からの配当は非課税のためゼロとなる。したがって、繰延税金は認識していない。

IAS 12.68C d. 税務上の損金算入額（または将来の損金算入額の見積り）が関連する株式に基づく報酬費用の累計額を上回る場合、関連する法人所得税の超過額は資本に直接認識する。その後の超過額の控除も資本に認識する。

連結財務諸表注記（続き）

14 法人所得税（続き）

F. 未認識の繰延税金負債^a

IAS 12.81(f), 87

2018年12月31日現在、子会社及びジョイント・ベンチャーへの投資に係る一時差異5,000千ユーロ（2017年：3,800千ユーロ）に係る繰延税金負債1,523千ユーロ（2017年：1,146千ユーロ）があります。ただし、当社グループは子会社の配当方針を支配しており、また、ジョイント・ベンチャーの配当支払いについても拒否権を行使することができ（すなわち、当社グループは関連する一時差異の戻入れの時期をコントロールしており）、予測可能な将来にこれらの戻入れが生じないことについて、経営陣が同意しているため、当該負債は認識していません^b。

IAS 12.82A

当社グループが事業を展開している一部の国においては、現地の税法によって、特定の資産の処分による利益を配当しない場合には、その利益を益金不算入とすることが認められています。2018年12月31日現在の非課税利益剰余金の総額は613千ユーロ（2017年：540千ユーロ）であり、仮にこの剰余金から子会社が配当を支払うとすると、その結果生じる税金負債は202千ユーロ（2017年：178千ユーロ）となります。

G. 未認識の繰延税金資産

IAS 12.81(e)

当社グループがその便益を利用するために必要となる将来の課税所得を稼得する可能性が高くないため、以下の項目については繰延税金資産を認識していません^c。

千ユーロ	2018年		2017年	
	総額	税効果	総額	税効果
将来減算一時差異	161	53	200	66
税務上の欠損金	644	213	672	222
	805	266	872	288

H. 税務上の繰越欠損金

IAS 12.81(e)

繰延税金資産を認識していない税務上の欠損金の失効の状況は以下のとおりです。

千ユーロ	2018年	失効日	2017年	失効日
失効する欠損金	644	2022-2024年	520	2022-2023年
失効しない欠損金	-	-	152	-

IAS 1.125, 129, 12.82

2018年に当社の英国にある子会社Paper Pabus社が発売した新型の紙が好調であり、長期の供給契約を多数締結しました。その結果、経営陣は将来の課税所得の見積りを見直し、当社グループは過去に認識されていなかった税務上の欠損金のうち152千ユーロに対する税効果を認識しました（税効果：50千ユーロ）。これは、税務上の欠損金の便益を利用するために必要となる将来の課税所得が生じる可能性が高いと経営陣が判断したためです。

2017年に当社のデンマークにある子会社Mermaid社が新たな製造ラインを導入し、これにより、今後持続的にコストが著しく軽減され、収益性が改善されることとなります。その結果、経営陣は将来の課税所得の見積りを見直し、当社グループは過去に認識されていなかった税務上の欠損金のうち727千ユーロに対する税効果を認識しました（税効果：240千ユーロ）。これは、税務上の欠損金の便益を利用するために必要となる将来の課税所得が生じる可能性が高いと経営陣が判断したためです。Mermaid社は2018年に予想されていた収益を達成したため、経営陣は、税務上の欠損金を回収し関連する繰延税金資産を実現するために必要となる将来の課税所得が生じる可能性が引き続き高いと考えています。

IAS 12.81(f), 87

- a. 繰延税金負債が認識されていない子会社、支店及び関連会社に対する投資、並びにジョイント・ベンチャーへの関与に係る「一時差異」の総合計額に加えて、この企業グループはIFRSで開示が強制されていないが奨励されている、未認識の繰延税金負債の金額も開示している。これは例示目的のみで記載しているものである。

Insights
3.13.310.10

- b. KPMGの見解では、共同支配投資者が配当支払に反対することができる能力は、繰延税金を認識するか否かの判定におけるコントロールを保有する十分な証拠となる。

IAS 12.81(e)

- c. IAS第12号では、繰延税金資産を認識していない将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金の金額の開示のみを要求しているが、この企業グループはそれぞれの税効果も開示している。これは例示目的のみで記載しているものである。

連結財務諸表注記（続き）

14. 法人所得税（続き）

H. 税務上の繰越欠損金（続き）

2018年に当社のルーマニアにある子会社Lei Sure社で税務上の欠損金が124千ユーロ発生し、税務上の欠損金の累計額は644千ユーロに増加しました（2017年：520千ユーロ）。経営陣は、ルーマニアにおける供給能力の余剰による紙の価格の低迷により、2023年から2025年に失効する税務上の欠損金の累計額の回収可能性が不確実であると結論付けました。5年間の事業計画に基づき、また既存の将来加算一時差異の解消を考慮し、Lei Sure社は2024年までは課税所得を創出できないと見込んでいます。ただし、紙の価格が予想よりも早く改善するか、または新たな将来加算一時差異が次の事業年度に発生する場合、繰延税金資産及び関連する税金収益212千ユーロを追加的に認識する可能性があります。

I. 法人所得税の取扱いに関する不確実性

2014年から2017年までに当社のカナダにある子会社Maple-leaf社は、カナダの税務当局から引き下げられた法人税率を適用することを認める税務裁定の恩恵を受けていました。2018年にカナダで政権交代が行われ、新政府は過去に認められていた税務裁定を現在調査しており、その対象に当社グループが適用していた税務裁定が含まれています。過去に適用されていた税務裁定が遡及的に撤回される場合、2014年から2017年までの期間について追加的な税金費用が53千ユーロを上限として発生する可能性があります。当社グループは、過去に認められていた税務裁定が法律に準拠したものであり、もし撤回されたとしても当社グループの課税措置を法廷で抗弁できる可能性が高いと考えているため、この金額を連結財務諸表上で認識していません。

当社グループは、税法の解釈及び過去の経験を含めた多くの要因を考慮したうえで、すべての法人税申告書修正可能期間について、税金負債の計上が適切であると考えています。

J. 英国がEU離脱を通知したことによる税務上の影響

2017年3月29日、英国政府はリスボン条約第50条を発動し、欧州理事会に対してEU離脱の意思を通知しました。EU離脱及び離脱後の英国とEUの関係について英国とEU間で合意を形成するため、当初2年の期間が設けられていますが、この期間は延長される可能性があります。現段階では、離脱プロセス、その期間、英国とEU間の将来の取決めに関する交渉の結果について大きな不確実性があります。そのため、加盟国に適用される現行のEU法がいつまで英国に適用されるのか、また、離脱後はどの法律が英国に適用されるのかについて未だに大きな不確実性が存在します。英国とEU間の交渉の結果、英国の税制上の地位が変わる可能性があり、これは当社グループに影響を及ぼす可能性があります。しかし、現時点では税制上の地位が変わるのか、また、いつどのように変わるのかを判断することが不可能な状況です。

当社グループは、利益の分配時期に対して支配を有しない関連会社をドイツに保有しています。EU親子会社指令（EU Parent Subsidiary Directive）に基づいた場合、EU内の配当に関しては課税されないため、当該企業に関連する分配されていない利益に対する当社グループの持分である150千ユーロに関し、繰延税金は計上していません。英国のEU離脱後に配当に対して課税されることになった場合、繰延税金負債が認識されることとなります。

IAS 1.122,12.88

連結財務諸表注記（続き）

15. 調整後金利・税金・償却前利益（調整後EBITDA）^a

経営陣は、連結レベルで調整後EBITDAを業績の指標として監視しており、この指標が当社グループの経営成績を理解するのに役立つと考えているため、調整後EBITDAを表示しています。調整後EBITDAは継続事業からの収益を、税金の影響、金融費用純額、減価償却、償却、のれん、無形資産及び有形固定資産に関連する減損損失または減損の戻入れ、処分グループの再測定の影響、並びに持分法による投資純利益を控除して算定しています。

調整後EBITDAはIFRSにおいて業績の指標として定義されていません。調整後EBITDAの当社グループの定義は、他の企業による類似する名称の業績の指標及び開示と比較できない可能性があります。

継続企業に係る純利益と調整後EBITDAの調整表

千ユーロ	注記	2018年	2017年 修正再表示*
継続企業に係る純利益		7,498	6,516
税金費用	14	3,339	2,517
税引前純利益		10,837	9,033
調整：			
- 金融費用純額	10	582	1,171
- 減価償却	21(A)	5,001	5,122
- 償却	22(A)	785	795
- 有形固定資産に係る減損損失（の戻入れ）	21(B)	(393)	1,123
- のれんに係る減損損失	22(C)	116	-
- 無形資産に係る減損損失（の戻入れ）	22(C)	(100)	285
- 処分グループの再測定に係る減損損失	20(A)	35	-
- 持分法による投資純利益（税引後）	24	(1,141)	(587)
調整後EBITDA		15,722	16,942

* 注記5、7及び44を参照

IAS 1.85–85B,
BC38G,
Insights 4.1.150

a. 調整後EBITDAがこの企業グループの経営成績を理解するのに役立つと経営者が考えているため、この企業グループはこの指標を開示している。この開示は例示目的でのみ記載しているものである。

企業が追加の小計を財政状態計算書または純損益及びその他の包括利益計算書において表示する場合には、当該小計は次のようなものとする。

- IFRSに従って認識及び測定される金額からなる表示項目で構成する。
- 当該小計を構成する表示項目が明瞭かつ理解可能となる方法で表示して名称を付す。
- 期間ごとの継続性がある。
- 財政状態計算書及び純損益及びその他の包括利益計算書で他の小計及び合計よりも目立つ表示はしない。
- 純損益及びその他の包括利益計算書において追加的に表示する小計について、IAS第1号で要求されている小計または合計と調整する。

連結財務諸表注記（続き）

16. 生物資産（続き）

A. 帳簿価額の調整表（続き）

IAS 41.41, 43, 46(b)(i)

2017年12月31日現在、立木は松の植林地約3,310ヘクタール（2017年：3,230ヘクタール）から構成されています。植林地には新たに植林されたものから30年が経過したもので存在しています。立木のうち282千ユーロ（2017年：513千ユーロ）は植林から1年未満であり、未成熟な資産として取り扱っています^a。

IAS 41.41, 43, 46(b)(i)-(ii)

2018年12月31日現在、保有する家畜は牛1,875頭及び羊3,781頭（2017年：牛1,260頭、羊3,314頭）から構成されています。2018年に当社グループは牛289頭及び羊286頭（2017年：牛150頭、羊175頭）を売却しました^a。

B. 公正価値の測定

i. 公正価値ヒエラルキー

IFRS 13.93(b)

立木の公正価値測定は、評価技法に用いたインプットに基づき、レベル3の公正価値に区分されています。家畜の公正価値測定は、観察可能な市場販売データに基づき、レベル2の公正価値に区分されています（注記4(B)を参照）。

ii. レベル3の公正価値

以下の表は、公正価値ヒエラルキーのレベル3に分類される公正価値測定で認識した立木の利得（損失）の総額の内訳を示したものです^b。

千ユーロ	2018年	2017年
「その他の収益」に含まれる利得		
公正価値の変動（実現）	60	3
公正価値の変動（未実現）	347	(5)
その他の包括利益に含まれる利得		
為替レートの変動による影響	30	68

IFRS 13.93(e)(i)

IFRS 13.93(f)

IFRS 13.93(e)(ii)

IFRS 13.93(e)(ii)

IAS 41.43

- この開示例のように、生物資産を成熟したものと未成熟のものに区分し（立木について）、それぞれのグループについての数値による説明と、このような区分に用いた基礎を開示することが奨励されている。
- この企業グループは立木をすべてレベル3の公正価値ヒエラルキーに区分しているため、この表は注記16(A)の内訳情報に追加して開示されるもののみを例示している。

連結財務諸表注記（続き）

16. 生物資産（続き）

B. 公正価値の測定（続き）

iii. 評価技法及び重要な観察可能でないインプット

以下の表は、レベル2とレベル3の公正価値の測定に用いられる評価技法及び重要な観察可能でないインプットを示しています。

種類	評価技法	重要な観察可能でないインプット	重要な観察可能でないインプットと公正価値測定との相互関係
立木 樹齢25年超の立木（樹齢25年で流通可能となる）	割引キャッシュフロー： この評価モデルでは、樹木により創出されると見込まれるキャッシュフローの純額の現在価値を検討します。このキャッシュフローの予測には、[x] 年間に限る特定の見積りが含まれます。キャッシュフローの純額の見積額は、リスクを調整した割引率を用いて割り引いています。	<ul style="list-style-type: none"> - 立木1トン当たりの将来の市場価格の見積り（2018年：12.8ユーロから17.9ユーロ、加重平均16.25ユーロ、2017年：11.6ユーロから16.3ユーロ、加重平均15.15ユーロ） - 1ヘクタール当たりの産出量（2018年：6から10、加重平均8、2017年：5から10、加重平均7.5） - 収穫及び輸送のコストの見積り（2018年：6.4%から8.3%、加重平均7.5%、2017年：6.3%から7.8%、加重平均6.7%） - リスク調整割引率（2018年：7.9%から9.0%、加重平均8.6%、2017年：7.1%から8.3%、加重平均7.8%） 	<p>以下の場合に、公正価値の見積りが増加（減少）します。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 立木1トン当たりの市場価格の見積りの増加（減少） - 1ヘクタール当たりの産出量の見積りの増加（減少） - 収穫及び輸送のコストの見積りの減少（増加） - リスク調整割引率の減少（増加）
樹齢25年以下の立木	コスト・アプローチ及び割引キャッシュフロー： 当社グループは両方の評価アプローチを考慮し、それぞれのアプローチによる見積額を市場参加者が適用するであろう判断の評価に基づき調整及び加重しています。コスト・アプローチでは、インフラ、開墾及び整地、苗木の購入及び植林にかかるコスト並びにこの活動に適用される利益の見積りを考慮して、比較可能な植林地を創生するのにかかるコストを検討しています。 割引キャッシュフローは、その樹木の成熟時に創出されると見込まれるキャッシュフローの純額の現在価値、追加的な生物学的変化、及びその資産に関連するリスクの見積りを考慮しています。予測されるキャッシュフローの純額は、リスクを調整した割引率で割り引いています。	<ul style="list-style-type: none"> - 1ヘクタール当たりのインフラ・コストの見積り（2018年：0.8ユーロから1.1ユーロ、加重平均0.95ユーロ、2017年：0.8ユーロから1.2ユーロ、加重平均0.97ユーロ） - 1ヘクタール当たりの開墾及び整地のコストの見積り（2018年：0.2ユーロから0.4ユーロ、加重平均0.3ユーロ、2017年：0.3ユーロから0.4ユーロ、加重平均0.35ユーロ） - 苗木の購入及び植林のコストの見積り（2018年：1.0ユーロから1.3ユーロ、加重平均1.25ユーロ、2017年：1.1ユーロから1.3ユーロ、加重平均1.2ユーロ） - 立木1トン当たりの将来の市場価格の見積り（2018年：13.8ユーロから19.8ユーロ、加重平均17.05ユーロ、2017年：13.7ユーロから19.5ユーロ、加重平均16.6ユーロ） - 1ヘクタール当たりの産出量（2018年：6から11、加重平均8.6、2017年：7から11、加重平均8.9） - リスク調整割引率（2018年：8.9%から9.9%、加重平均9.4%、2017年：9.3%から9.9%、加重平均9.6%） 	<p>以下の場合に、公正価値の見積りが増加（減少）します。</p> <ul style="list-style-type: none"> - インフラ、開墾及び整地、並びに苗木の購入及び植林のコストの見積りの増加（減少） - 立木1トン当たりの市場価格の見積りの増加（減少） - 1ヘクタール当たりの産出量の見積りの増加（減少） - リスク調整割引率の減少（増加）
家畜 家畜は、出荷用及び種畜用に区分された牛及び羊から構成されています	市場比較法： 公正価値は、同様の年齢、重量及び市場価格に基づいて算定されています。	該当なし	該当なし

連結財務諸表注記（続き）

16. 生物資産（続き）

IAS 41.49(c)

C. 農業活動に関連するリスク管理戦略

当社グループは松の植林地に関連して以下のリスクにさらされています。

i. 規制及び環境上のリスク

当社グループは、事業を展開する様々な国において法令及び規制の適用対象となっています。現地の環境対策及びその他の法令に準拠することを目的として、当社グループは環境対策の方針及び手続を策定しています。

ii. 需要と供給のリスク

当社グループは、松の販売量及び価格の変動から生じるリスクにさらされています。当社グループでは、可能な場合には市場の需要と供給に合わせて収穫量を調整することで、このリスクに対応しています。経営陣は、予測収穫量及び価格について定期的に業界の趨勢分析を実施しています。

iii. 天候及びその他のリスク

当社グループの松の植林地は、天候の変化、病害、森林火災及びその他の自然的要素によって損害を受けるリスクにさらされています。このリスクを監視し軽減することを目的として、当社グループでは、定期的な森林の健康検査及び害虫や疾病の調査を含む数多くのプロセスを整備しています。また当社グループは、洪水やハリケーンといった自然災害に備えて保険に加入しています。

連結財務諸表注記（続き）

17. 棚卸資産

注記45(J)及び8(D)の会計方針を参照

	千ユーロ	2018年	2017年
IAS 1.78(c), 2.36(b)	原材料及び消耗品	7,415	5,753
IAS 1.78(c), 2.36(b)	仕掛品	-	1,661
IAS 1.78(c), 2.36(b)	製品	4,200	4,705
	返品された製品を回収する権利 ^a	533	-
	棚卸資産	12,148	12,119
IAS 2.36(h)	負債の担保に供されている棚卸資産の帳簿価額	1,650	2,090

IAS 1.98(a), 2.36(d) 2018年に54,019千ユーロ（2017年：53,258千ユーロ）の棚卸資産を費用として認識し、「売上原価」に含めています。

IAS 2.36(e)-(g) 2017年に非再生紙事業セグメントで、新製品の製造に対して監督規制が課されたために、当社グループは関連する製品ラインについて減損テストを実施し（注記22(C)(ii)を参照）、棚卸資産を正味実現可能価額まで評価減した結果、42千ユーロの損失を計上しました。2018年に見積りの変動により、10千ユーロの評価減を戻し入れました。

正味実現可能価額まで評価減した結果、棚卸資産は345千ユーロ減少しています（2017年：125千ユーロ）。これらの評価減は2018年に費用として認識しています。

評価減した金額及び戻し入れた金額は「売上原価」に含まれています^b。

2017年において、仕掛品は受注製造の紙製品に関係していました。IFRS第15号の適用により、これらの契約に係る収益及び関連するコストは一定期間にわたり認識されています（注記8(D)を参照）

IFRS第15号の適用により、返品権を伴う普通紙の販売に関連して、返品された製品を回収する権利に係る資産が認識されています（注記8(D)を参照）。

IFRS 15.B21,
BC367

a. IFRS第15号や他の基準書等には、返品権付きの販売に関連する、顧客から製品を回収する権利に係る資産をどこに表示すべきかについて明確な定めはない。この企業グループは、当該資産を「棚卸資産」に含め、注記において個別に開示を行っている。

Insights
3.8.400.70

b. KPMGの見解では、純損益及びその他の包括利益計算書上で機能による費用の分析を表示している企業は、棚卸資産の正味実現可能価額への評価減及び評価減の戻入れを「売上原価」に含めなければならない。

連結財務諸表注記（続き）

18. 営業債権及びその他の債権

注記45(O)(i)-(ii)及びR(i)の会計方針を参照。IFRS第15号及びIFRS第9号の適用を開始したことによる影響は注記5で説明しております。

	千ユーロ	注記	2018年	2017年
IAS 1.78(b)	関連当事者に対する営業債権	41(C)	1,236	642
IAS 1.78(b)	その他の営業債権		31,169	21,843
			32,405	22,485

A. 営業債権の譲渡^a

IFRS 7.14 42D(a)-(c)

当社グループは現金を獲得する目的で営業債権をリコース義務を付して銀行に売却しました。当社グループは実質的にすべてのリスク及び便益（主に信用リスク）を保持するため、この営業債権は財政状態計算書上認識を中止していません。譲渡時に受け取った金額は、担保付銀行借入金として認識しています（注記28(A)を参照）。銀行との間には、顧客が当社グループに直接現金を支払い、回収した金額を当社グループが銀行に移転するという取決めを締結しています。

この営業債権は、当社グループの継続的な営業債権の認識に整合する、回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルにおいて保有されていると考えています。

以下の情報は、報告日において譲渡しているが認識を中止していない営業債権及び関連する負債の帳簿価額を示したものです。

	千ユーロ	2018年	2017年
IFRS 7.42D(e)	銀行に譲渡した営業債権の帳簿価額	587	1,000
	関連する負債の帳簿価額	598	985

B. 信用リスク及び市場リスク、並びに減損損失

当社グループの信用リスク及び市場リスクに対するエクスポージャー、並びに営業債権に関連する減損損失に関する情報は、注記32(C)に含まれています。

Insights 2.3.70

- a. IFRSには、ファクタリングから生じるキャッシュ・インフローをキャッシュフロー計算書において営業活動と財務活動のいずれに分類すべきかなど、ファクタリング契約から生じるキャッシュフローの分類に関する具体的なガイダンスはない。キャッシュフローの分類に関して主に考慮するのは、キャッシュフローが関係する活動の性質であるが、これをファクタリング契約に適用するには判断が必要な場合がある。

顧客が直接この企業グループに現金を支払うことに鑑み、この企業グループは銀行からの受取金を財務活動によるキャッシュ・インフロー、顧客からの受取金を営業活動によるキャッシュ・インフロー、そして銀行に支払う決済金額を財務活動によるキャッシュ・アウトフローに表示している。

連結財務諸表注記（続き）

19. 現金及び現金同等物

注記45(O)(i)-(ii)及びR(i)の会計方針を参照

千ユーロ	2018年	2017年
銀行預金残高	50	988
通知預金	1,454	862
財政状態計算書上の現金及び現金同等物	1,504	1,850
資金繰り目的による、要求払債務である銀行当座借越	(334)	(282)
キャッシュフロー計算書上の現金及び現金同等物	1,170	1,568

IAS 7.45

連結財務諸表注記（続き）

20. 売却目的で保有する処分グループ^a

注記45(N)の会計方針を参照

IFRS 5.41(a)-(b), 41(d)

当社グループの経営陣は2018年6月に、非再生紙事業セグメント内の製造設備の一部を売却するという計画を確約しました。そのため、この製造設備の一部が売却目的保有の処分グループとして表示されています。この処分グループの売却に向けた取組みはすでに開始されており、2019年4月までに売却することが予定されています。

IFRS 5.41(c)

A. 処分グループに関連する減損損失

処分グループを売却コスト控除後の公正価値と帳簿価額のうちいずれか小さい額まで減損したことによる35千ユーロの減損損失は、「その他の費用」に含まれています（注記9(B)を参照）。この減損損失により処分グループの有形固定資産の帳簿価額が引き下げられました。

IFRS 5.38

B. 売却目的で保有する処分グループの資産及び負債^b

2018年12月31日において、処分グループは売却コスト控除後の公正価値で計上しており、以下の資産及び負債から構成されています。

千ユーロ

有形固定資産	8,129
棚卸資産	2,775
営業債権及びその他の債権	3,496
売却目的で保有する資産	14,400

千ユーロ

注記

営業債務及びその他の債務	4,270
繰延税金負債	14(E) 140
売却目的で保有する負債	4,410

IFRS 5.38

C. その他の包括利益に含まれた収益または費用の累積額

処分グループに関連してその他の包括利益に含まれた収益または費用の累積額はありません。

D. 公正価値の測定

i. 公正価値ヒエラルキー

IFRS 13.93(a)-(b)

処分グループを10,050千ユーロ（売却コスト60千ユーロ控除前）と評価した非経常的な公正価値測定は、用いられる評価技法へのインプットに基づいてレベル3の公正価値に区分されています（注記4(B)）^c。

a. 売却目的で保有する処分グループとして表示されている企業グループの製造設備の一部は、IFRS第5号の非継続事業の定義を満たさない。その製造設備の一部が非継続事業の定義を満たしていた場合、非継続事業に適用される追加的な開示が求められる。

IFRS 5.38

b. この企業グループは、売却目的保有に分類された主な資産及び負債を注記で開示することを選択している。この情報は財政状態計算書で提供することもできる。

IFRS 13.93(a),
Insights 2.4.530

c. 非経常的な公正価値測定（例：売却目的保有に区分される資産に関連するもの）が報告期間中に行われる場合がある。非経常的な公正価値測定について要求される開示規定は、その公正価値測定が行われた期間の財務諸表に適用される。

連結財務諸表注記（続き）

20. 売却目的で保有する処分グループ（続き）

D. 公正価値の測定（続き）

ii. 評価技法及び重要な観察可能でないインプット

以下の表は、処分グループの公正価値の測定に用いられた評価技法と、用いられた重要な観察可能でないインプットを示しています。

評価技法	重要な観察可能でないインプット
<p>コスト・アプローチ及び割引キャッシュフロー： 当社グループはこれらの両方の評価アプローチを考慮し、それぞれのアプローチによる見積額を市場参加者が適用するであろう判断の評価に基づき調整及び加重しています。コスト・アプローチでは、輸送、設置及びスタートアップに関するコストを含む、製造設備の複製に係る現在の再調達コストを検討しています。割引キャッシュフローは、その設備により創出されると見込まれるキャッシュフローの純額の現在価値を、予想EBITDA成長率及び予算設備投資成長率を考慮して検討しています。予測されるキャッシュフローの純額は、リスクを調整した割引率で割り引いています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> - 予想EBITDA成長率（4.2%から5.1%、加重平均4.7%） - 予測設備投資成長率（3%から4%、加重平均3.5%） - リスク調整割引率（7.7%）

IFRS 13.93(d), 99

連結財務諸表注記（続き）

21. 有形固定資産

注記45(K)、(R)(ii)及び(T)(ii)の会計方針を参照

A. 帳簿価額の調整表^a

千ユーロ	注記	土地及び 建物	工場及び 設備	器具及び 備品	建設 仮勘定	合計額
取得原価						
IAS 16.73(d)						
		7,328	29,509	5,289	-	42,126
IAS 16.73(e)(i)		193	1,540	675	-	2,408
IAS 16.73(e)(ii)		-	(1,081)	-	-	(1,081)
IAS 16.73(e)(viii)		-	316	171	-	487
IAS 16.73(d)		7,521	30,284	6,135	-	43,940
IAS 16.73(d)		7,521	30,284	6,135	-	43,940
IAS 16.73(e)(iii)	34(C)	185	1,580	190	-	1,955
IAS 16.73(e)(i)		1,750	9,544	657	4,100	16,051
IAS 16.73(e)(ix)						
IAS 16.73(e)(ix)	(F)	(300)	-	-	-	(300)
IAS 16.73(e)(ix)	(F)	200	-	-	-	200
IAS 16.73(e)(ix)	(F)	(800)	-	-	-	(800)
IAS 16.73(e)(ii)	20(B)	-	(9,222)	-	-	(9,222)
IAS 16.73(e)(ii)		-	(11,972)	(2,100)	-	(14,072)
IAS 16.73(e)(viii)		-	91	50	-	141
IAS 16.73(d)		8,556	20,305	4,932	4,100	37,893

IAS 16.73(d)-(e)

- a. IAS第16号「有形固定資産」では、期首及び期末の帳簿価額の調整表のみを要求しているが、この企業グループは、減価償却累計額控除前の帳簿価額と減価償却累計額の調整表も提供している。これらの追加的な調整表は要求されおらず、別の様式を用いることもできる。

連結財務諸表注記（続き）

21. 有形固定資産（続き）

E. 建設中の有形固定資産

IAS 16.74(b)

2018年において、当社グループは新工場の建設を目的として3,100千ユーロの土地を取得しました。

IAS 23.26

当社グループは建設を開始しており、2018年12月31日までに発生した費用は、合計で1,000千ユーロです（2017年：なし）。この金額には、資産化率5.2%を用いて算定した、土地の取得及び工場の建設に伴い資産計上した借入コスト194千ユーロが含まれています。

F. 投資不動産への振替え

2018年に、建物の1つを投資不動産に振り替えています（注記23(A)を参照）。これは、当社グループが使用しなくなった建物につき、第三者に賃貸することを決定したためです。

IFRS 13.93(d)

この振替えの直前に、当社グループはこの不動産を公正価値で再測定し、200千ユーロの利得をその他の包括利益で認識しています。この建物の移転日における公正価値測定で用いられた評価技法及び重要な観察可能でないインプットは、報告日に投資不動産に適用されたものと同じです（注記23(B)(ii)を参照）。

G. 見積りの変更

IAS 8.39, 16.76

2018年において、当社グループは、1つの工場の業務効率について調査を行い、その結果、特定の染色設備の使用方法を変更しました。この染色設備は、従来は5年間使用した後売却すると予定していましたが、使用方法の変更により取得日から12年間製造に使用されることが見込まれています。その結果、この設備の見積耐用年数が増加し、見積残存価値が減少しました。これらの変更が「売上原価」に含まれる減価償却費に及ぼす影響は以下のとおりです。

千ユーロ	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	それ以降
減価償却費の（減少）増加	(256)	(113)	150	150	130	170

H. 表示区分の変更

IAS 1.41(a)–(c)

2018年において、当社グループは、特定の事務所に係る減価償却費の区分を、その事務所の使用から得られる経済的便益をより適切に反映させるために変更しました。純損益及びその他の包括利益計算書上の比較金額は整合するように組み替えています。この修正再表示により、120千ユーロが「一般管理費」から「販売費」に組み替えられています。

I. 一時的に遊休状態にある有形固定資産

IAS 16.79

2018年12月31日現在、帳簿価額が503千ユーロの工場及び設備が一時的に遊休状態にあります。当社グループは2019年にはこれらの資産を稼働する予定です。

連結財務諸表注記（続き）

22. 無形資産及びのれん

注記45(L)及び(R)(ii)の会計方針を参照

 A. 帳簿価額の調整表^a

千ユーロ	注記	のれん	特許及び 商標	開発費	顧客との 関係	合計	
取得原価							
IFRS 3.B67(d)(i), IAS 38.118(c)		2017年1月1日残高	3,545	1,264	4,111	-	8,920
IAS 38.118(e)(i)		取得－内部開発	-	-	515	-	515
IAS 38.118(e)(vii)		為替レートの変動による影響	-	(171)	(75)	-	(246)
IFRS 3.B67(d)(viii), IAS 38.118(c)		2017年12月31日残高	3,545	1,093	4,551	-	9,189
IFRS 3.B67(d)(i), IAS 38.118(c)		2018年1月1日残高	3,545	1,093	4,551	-	9,189
IFRS 3.B67(d)(ii), IAS 38.118(e)(i)	34(C)-(D)	企業結合による取得	541	170	-	80	791
IAS 38.118(e)(i)		取得－内部開発	-	-	1,272	-	1,272
IAS 38.118(e)(vii)		為替レートの変動による影響	-	186	195	-	381
IFRS 3.B67(d)(viii), IAS 38.118(c)		2018年12月31日残高	4,086	1,449	6,018	80	11,633
償却累計額及び減損損失							
IFRS 3.B67(d)(i), IAS 38.118(c)		2017年1月1日残高	138	552	2,801	-	3,491
IAS 38.118(e)(vi)	(B), 9(C)	償却	-	118	677	-	795
IAS 38.118(e)(iv)	(C), 9(C)	減損損失	-	-	285	-	285
IAS 38.118(e)(vii)		為替レートの変動による影響	-	(31)	(12)	-	(43)
IFRS 3.B67(d)(viii), IAS 38.118(c)		2017年12月31日残高	138	639	3,751	-	4,528
IFRS 3.B67(d)(i), IAS 38.118(c)		2018年1月1日残高	138	639	3,751	-	4,528
IAS 38.118(e)(vi)	(B), 9(C)	償却	-	129	646	10	785
IFRS 3.B67(d)(v), IAS 38.118(e)(iv)	(C), 9(C)	減損損失	116	-	-	-	116
IAS 38.118(e)(v)	(C), 9(C)	減損損失の戻入れ	-	-	(100)	-	(100)
IAS 38.118(e)(vii)		為替レートの変動による影響	-	61	17	-	78
IFRS 3.B67(d)(viii), IAS 38.118(c)		2018年12月31日残高	254	829	4,314	10	5,407
帳簿価額							
IAS 38.118(c)		2017年1月1日残高	3,407	712	1,310	-	5,429
IAS 38.118(c)		2017年12月31日残高	3,407	454	800	-	4,661
IAS 38.118(c)		2018年12月31日残高	3,832	620	1,704	70	6,226

IAS 38.118(c), (e) a. IAS第38号「無形資産」では、期首及び期末の帳簿価額の調整表のみを要求しているが、この企業グループは、減価償却累計額控除前の帳簿価額と償却累計額の調整表も提供している。これらの追加的な調整表は要求されておらず、別の様式を用いることもできる。

連結財務諸表注記（続き）

22. 無形資産及びのれん（続き）

IAS 38.118(d)

B. 償却

特許権、商標権及び開発費の償却費は棚卸資産の原価に配賦し、棚卸資産が販売されたときに「売上原価」に含めています。顧客との関係の償却費は「売上原価」に含めています。

C. 減損テスト

IAS 36.131(b)

減損損失及びその後の戻入れは、非再生紙事業セグメントの新製品の製造及び木材製品事業の資金生成単位に関連するものであり、以下のように認識しています。

千ユーロ	注記	2018年	2017年
------	----	-------	-------

IAS 36.130(d)(ii)

非再生紙事業

工場及び設備、並びに開発費	(ii)	(493)	1,408
---------------	------	-------	-------

IAS 36.126(a)-(b)

非再生紙事業セグメントに関連する減損損失及びその後の戻入れは、「売上原価」に含まれています^a。

千ユーロ	注記	2018年	2017年
------	----	-------	-------

IAS 36.130(d)(ii)

木材製品事業

のれん	(iii)	116	-
-----	-------	-----	---

IAS 36.126(a)-(b)

木材製品CGUののれんに係る減損損失は、「その他の費用」に含まれています^a。

i. 開発費の回収可能性^b

IAS 36.132

2018年12月31日現在の開発費の帳簿価額のうち400千ユーロは、当社グループの非再生紙事業セグメントの工場のうちの1つの工場における新工程の開発計画に関連するものです。この新工程の規制当局による認可が先送りされたことに伴い、新工程の便益が従来予想ほど早く実現しないと考えられたため、経営陣は減損テストを実施しました。

この開発費を含むCGU（新工程を使用する工場）の回収可能価額は、2019年7月までに認可が下りると仮定し、税引前の割引率を12%、2023年以降の永久成長率を2%として、このCGUから生じることが期待されるキャッシュフローの現在価値（使用価値）に基づいて見積りました。その結果、このCGUの回収可能価額は帳簿価額より高いと見積られ、減損処理は不要でした。

IAS 1.125, 129

経営陣は、規制当局からの認可を得られるのが2020年7月までさらに1年間延期される可能性があると考えています。この遅延により工場の帳簿価額に約100千ユーロの減損が生じると予想されます。

IAS 36.126,
Insights 3.10.410.20

a. この企業グループは、費用を機能別に分類し、減損損失を適切な機能に配分している。KPMGの見解では、減損損失を機能に配分できないという稀なケースにおいては、重要であれば独立の表示項目（例：のれんの減損）として「その他の費用」に含めて計上し、追加的情報を注記で開示しなければならない。

IAS 36.132, 134

b. この企業グループは、資産及びCGUの回収可能価額の算定に用いた仮定（割引率及び永久成長率）を開示しているが、割引率以外の開示は、のれんまたは耐用年数を確定できない無形資産を含むCGUについてのみ要求されている。

連結財務諸表注記（続き）

22. 無形資産及びのれん（続き）

C. 減損テスト（続き）

ii. 新製品に関連する減損損失及びその後の戻入れ

IAS 36.130(a),
130(d)(i)

2017年に実施された規制当局の検査において非再生紙事業セグメントの新製品が特定の環境基準を満たしていないことが判明したことから、製造工程の重要な変更を余儀なくされました。この検査が実施される前は、新製品は2018年に販売を開始する予定でした。しかし、規制当局から製造が規制されたことにより、生産は保留され販売開始日は延期されました。

IAS 36.130(e)

そのため、経営陣は2017年にCGU（この製品を生産する予定の製造ライン）の回収可能価額を見積りました。回収可能価額は、製造ラインが2019年8月に稼働すると仮定した使用価値に基づいて見積りました。

IAS 36.130(g), 132

2018年においては、回収計画に一定の変更が生じたことから、当社グループは見積りを再評価し、当初に認識した減損損失を戻し入れました。

使用価値は、税引前の割引率10.5%（2017年：9.8%）及び2023年以降の永久成長率3%（2017年：3%（2022年以降））を用いて見積りました^a。

千ユーロ	注記	2018年	2017年
工場及び設備	21(B)	(393)	1,123
開発費		(100)	285
減損損失（戻入れ）		(493)	1,408

IAS 36.130(e)

2018年12月31日におけるこのCGUの回収可能価額は以下のとおりです。

千ユーロ	2018年	2017年
回収可能価額	1,576	1,083

iii. のれんを含むCGUの減損テスト^b

IAS 36.134(a)

減損テストの際に、のれんを当社グループのCGU（事業部門）に以下のとおり配分しています。

千ユーロ	2018年	2017年
欧州の紙の製造及び販売	2,676	2,135
木材製品事業	960	1,076
	3,636	3,211
重要性のないのれんが配分されている複数のCGU	196	196
	3,832	3,407

IAS 36.135

IAS 36.132, 134

a. この企業グループは、資産及びCGUの回収可能価額の算定に用いた仮定（割引率及び永久成長率）を開示しているが、割引率以外の開示は、のれんまたは耐用年数を確定できない無形資産を含むCGUについてのみ要求されている。

IAS 36.134

b. CGUに配分されたのれんまたは耐用年数を確定できない無形資産の帳簿価額が、企業全体のそれらの帳簿価額と比較して重要である場合に、各CGU（またはCGUグループ）について独立した開示が要求される。

連結財務諸表注記（続き）

22. 無形資産及びのれん（続き）

C. 減損テスト（続き）

iii. のれんを含むCGUの減損テスト（続き）

欧州における紙の製造及び販売

IAS 36.134(c), 134(e)

このCGUの回収可能価額は、割引キャッシュフローを用いて見積った処分コスト控除後の公正価値に基づいています。この公正価値測定は、用いた評価技法へのインプットに基づき、レベル3の公正価値に区分されます（注記4(B)を参照）。

IAS 36.134(e)(i)

回収可能価額の見積りに用いた主な仮定^aは以下のとおりです。主要仮定の数値は、関連する業種の将来の趨勢に関する経営陣の評価を反映し、外部情報及び内部情報の両方から得られた過去のデータを基礎としています。

IAS 36.134(f)(ii)

(%)	2018年	2017年
割引率	8.7	8.5
永久成長率	1.0	0.9
予想EBITDA成長率（将来5年間の平均）	5.2	4.8

IAS 36.134(e)(v)

IAS 36.134(e)(iv)

IAS 36.134(e)(i), 134(f)(ii)

IAS 36.134(e)(ii)

割引率は、過去の加重平均資本コストの業界平均を基礎として税引後の値で見積りました。加重平均資本コストの業界平均は、市場金利が7%における債務レバレッジ40%を可能性のある範囲として計算しています。

IAS 36.134(e)(ii)–(iii)

予測キャッシュフローには、5年間の具体的な見積り及びその後の永久成長率が反映されています。永久成長率は、市場参加者が想定するであろう仮定と整合すると経営陣が考える、EBITDAの長期年平均成長率の経営陣の予測に基づき決定しています。

IAS 36.134(e)(ii)

予想EBITDAは、以下の内容を反映し、過去の経験を考慮して見積っています。

- 収益成長率は過去5年間の実績平均成長水準、並びに今後5年間の売上規模及び価格の上昇の見積りに基づいて予測しました。この予測は、今後5年間の予測インフレーションとともに販売価格が上昇すると仮定しています。
- CGUが事業を行う欧州の多数の国々で様々な規制が進行中であることを反映し、予想EBITDAに、重要な単発の環境対策費用を考慮しています。その他の環境対策費用はその他の年度のインフレーションとともに増加すると仮定しました。
- 2019年に行われる予定のリストラクチャリングに関連する見積キャッシュフローは、予想EBITDAに反映されています。

IAS 36.134(f)(i)

このCGUの見積回収可能価額は、帳簿価額をおよそ300千ユーロ（2017年：250千ユーロ）上回っています。経営陣は、2つの主要な仮定への合理的に起こり得る変動により、帳簿価額が回収可能価額よりも上回る可能性があることを識別しました。以下の表は、これら2つの仮定のうち1つの仮定が単独で変動した場合に、見積回収可能価額が帳簿価額と同額となるために必要な変動値を示しています。

(%)	帳簿価額が回収可能価額と同額となるために必要な変動	2018年	2017年
割引率		1.6	1.3
予想EBITDA成長率		(4.4)	(3.6)

IAS 36.134(f)(iii)

IAS 36.134(f)(iii)

IAS 36.134(d)(iii), (iv)- (v), 134(e)(ii), (iv)-(v), 134(f), IE89

a. IAS第36号「資産の減損」では、キャッシュフロー予測を推定するために用いた割引率及び成長率に関する定量的開示が明確に要求されている。他の主要な仮定については、主要な仮定それぞれに割り当てた値を算定した経営者の手法、それらの値が過去の経験を反映したものであるかどうか、または該当する場合には外部の情報源と整合的であるかどうか（整合的でない場合には、過去の経験または外部の情報源と異なる程度及び理由）の記述を開示することを求めた規定を考慮すると、記述的開示でよい。合理的に可能性がある主要な仮定の変更により減損が生じる場合は、追加で定量的情報も開示する。

連結財務諸表注記（続き）

22. 無形資産及びのれん（続き）

C. 減損テスト（続き）

iii. のれんを含むCGUの減損テスト（続き）

木材製品事業

IAS 1.125,
36.134(c)-(d)

このCGUの回収可能価額は、使用価値に基づいて、そのCGUを引き続き使用することにより生み出される将来キャッシュフローを割り引いて算定しています。CGUの帳簿価額は回収可能価額である960千ユーロより高いと算定されたため、2018年に116千ユーロの減損損失（2017年：なし）を認識しました。減損損失はすべてののれんに配分し、「その他の費用」に含めています。

IAS 36.134(d)(i)

使用価値の見積りに用いた主な仮定^aは以下のとおりです。

(%)	2018年	2017年
割引率	9.6	10.0
永久成長率	1.8	2.0
予想EBITDA成長率（将来5年間の平均）	8.0	9.0

IAS 36.134(d)(v)

IAS 36.134(d)(iv)

IAS 36.134(d)(i), 134(f)(ii)

IAS 36.134(d)(ii)

割引率は、関連する市場のある国の政府が発行した、CGUのキャッシュフローと同一通貨建の10年物国債の利率を基に、株式投資によるリスクの増加及びCGUに固有の分散不能リスクを反映するリスク・プレミアムを調整した税引前割引率^bです。

IAS 36.134(d)(ii)-(iii)

割引キャッシュフロー・モデルには、5年間のキャッシュフローが含まれます。長期成長率に基づく永久成長率は、CGUが事業を行う国の名目GDP率と、経営陣が予測するEBITDAの長期年間平均成長率とのいずれか小さいほうにより決定しています。

予想EBITDAは、収益の増加の見積りを反映し、過去の経験を考慮した将来の結果の予測に基づいています。収益成長率は、過去5年間の実績平均成長水準、並びに今後5年間の売上規模及び価格の上昇の見積りに基づいて予測しました。販売価格の上昇率は、長期の市場価格の趨勢に関する統計的分析を公表している外部ブローカーから入手した情報に従って、今後5年間は予測インフレーションに一定のマージンが上乗せされた形で上昇すると仮定しました。

IAS 36.134(f)

当社グループの木材製品のCGUの減損損失の認識後、回収可能価額は帳簿価額と同額となりました。したがって、主要な仮定が悪化すると、さらなる減損が生じることになります。

D. 開発費

IAS 23.26(a)-(b)

開発費には、当会計期間において資産化率5.1%（2017年：5.4%）を用いて資産計上した借入コスト37千ユーロ（2017年：12千ユーロ）が含まれています。

IAS 36.134(d)(ii),
(iv)-(v), 134(e)(ii),
(iv)-(v), 134(f), IE89

- a. IAS第36号では、キャッシュフロー予測を推定するために用いた割引率及び成長率に関する定量的開示が明確に要求されている。他の主要な仮定については、主要な仮定それぞれに割り当てた値を算定した経営者の手法、それらの値が過去の経験を反映したものかどうか、または該当する場合には外部の情報源と整合的であるかどうか（整合的でない場合には、過去の経験または外部の情報源と異なる程度及び理由）の記述を開示することを求めた規定を考慮すると、記述的開示でよい。合理的に可能性がある主要な仮定の変更により減損が生じる場合は、追加で定量的情報も開示する。

IAS 36.50(b), 55, A20,
Insights
3.10.840.10-20

- b. IAS第36号は一見、税引前キャッシュフロー及び税引前の割引率を用いて使用価値を算定するよう求めているように読める。ただし、KPMGの経験では、税引後キャッシュフロー及び税引後の割引率を用いるほうが一般的である（例：加重平均資本コスト）。税引後の割引率を用いるアプローチを、算定される使用価値が税引前の数値を用いる原則と整合するように適切に行うことは容易ではない。

どちらの割引率（税引前または税引後）を用いる場合であっても、税引前の割引率を開示する必要がある。税引後キャッシュフロー及び税引後の割引率を用いて使用価値を算定している場合、この開示規定に従うには税引前の割引率を計算しなければならない。

連結財務諸表注記（続き）

23. 投資不動産^a

注記45(M)の会計方針を参照

A. 帳簿価額の調整表

	千ユーロ	注記	2018年	2017年
IAS 40.76, IFRS 13.93(e)	1月1日現在の残高		250	150
IAS 40.76(a), IFRS 13.93(e)(iii)	取得		300	40
IAS 40.76(f), IFRS 13.93(e)(iii)	有形固定資産からの振替え	21(F)	800	-
IAS 40.76(d), IFRS 13.93(e)(i), 93(f)	公正価値の変動	9(A)	20	60
IAS 40.76, IFRS 13.93(e)	12月31日現在の残高		1,370	250

IAS 17.56(c) 投資不動産は、外部の第三者に賃貸している多数の商業用不動産から構成されています。各リース契約は、当初10年間は、年間リース料が消費者物価に連動し、キャンセル不能となっています。その後のリースの更新は借手との交渉によって決定され、過去の平均更新期間は4年間です。変動リース料は課していません。これらのリースに関するより詳細な情報については注記38(B)を参照してください。

IFRS 13.93(e)(i), (f) 公正価値の変動は利得として純損益で認識し、「その他の収益」に含めています。これらの利得はすべて、まだ実現していません。

B. 公正価値の測定

i. 公正価値ヒエラルキー

IAS 40.75(e) 投資不動産の公正価値は、公認された適切な専門的資格を有し、評価対象の投資不動産と同種の立地・種類の物件について最近鑑定した実績を有する独立した鑑定人により評価されました。この独立した鑑定人は、当社グループの投資不動産ポートフォリオの公正価値を6ヶ月ごとに評価しています。

IFRS 13.93(b) すべての投資不動産の公正価値測定は、用いた評価技法へのインプットに基づき、レベル3の公正価値に区分されます（注記4(B)を参照）。

ii. 評価技法及び重要な観察可能でないインプット

IFRS 13.93(d), 93(h)(i), 99 以下の表は、投資不動産の公正価値の測定に用いられる評価技法、及び評価モデルで用いられる重要な観察可能でないインプットを示しています。

評価技法	重要な観察可能でないインプット	重要な観察可能でないインプットと公正価値測定との相互関係
割引キャッシュフロー： この評価モデルでは、投資不動産により創出されると見込まれるキャッシュフローの純額の現在価値を、予想賃料上昇率、空室期間、稼働率、無賃料期間等のリース・インセンティブ・コスト、及び借手によって支払われないその他のコストを考慮して検討します。キャッシュフローの純額の見積額は、リスクを調整した割引率を用いて割り引いています。割引率を見積る際には、建物の質、立地（一等地か否か）、借手の信用度及びリース期間等を検討します。	<ul style="list-style-type: none"> - 予想市場賃料成長率（2018年：2%から3%、加重平均2.6%、2017年：2%から3%、加重平均2.5%） - 空室期間（2018年及び2017年：各リース期間末日後平均6ヶ月） - 稼働率（2018年：90%から95%、加重平均92.5%、2017年：91%から95%、加重平均92.8%） - 無賃料期間（2018年及び2017年：新たなリースについて1年間） - リスク調整割引率（2018年：5%から6.3%、加重平均5.8%、2017年：5.7%から6.8%、加重平均6.1%） 	<ul style="list-style-type: none"> 以下の場合に、公正価値の見積りが増加（減少）します。 - 予想市場賃料成長率の増加（減少） - 空室期間の短縮（延長） - 稼働率の増加（減少） - 無賃料期間の短縮（延長） - リスク調整割引率の減少（増加）

Insights 3.4.260.40 a. IAS第40号「投資不動産」は投資不動産の種類ごとの開示について何も言及していないため、投資不動産のポートフォリオ全体について合算ベースで開示することが最低限必要であると考えられる。投資不動産が資産のうちの相当部分を占める場合には、例えば、投資不動産の種類ごとのポートフォリオのように追加的な分析情報を開示することが適切となることがある。

連結財務諸表注記（続き）

24. 持分法適用会社に対する投資^{a, b}

注記45(A)(v)–(vi)及び(R)(i)の会計方針を参照

千ユーロ	注記	2018年	2017年
ジョイント・ベンチャーへの関与	(A)	2,217	1,048
関連会社への関与	(B)	272	900
12月31日現在の残高		2,489	1,948

A. ジョイント・ベンチャー^c

IFRS 12.20(a),
21(a)(i)–(iii), 21(b)(iii)

Paletel社は、当社グループが共同支配を有し、40%の持分を保有するジョイント・ベンチャーです。Paletel社は、当社グループの戦略的供給業者の1つであり、デンマークのヒマーランドで主に製紙用パルプの製造に従事しています。Paletel社は上場していません。

IFRS 12.7(c), 20(b),
23(a), B18

Paletel社は、別個のビークルとして組成されており、当社グループはPaletel社の純資産の残余持分への権利を有しています。したがって、当社グループはPaletel社への関与をジョイント・ベンチャーに分類しています。Paletel社が設立された際の取決めに従い、当社グループ及びPaletel社に対する他の投資者は、必要な場合には、損失を補填するためにそれぞれの持分割合に応じ最大で6,000千ユーロの追加的な拠出を行うことに合意しています。このコミットメントは、連結財務諸表には認識されていません。

IFRS 12.21(b),
B12–B14

以下の表は、Paletel社の財務諸表に含まれる財務情報に、取得時の公正価値調整及び会計方針の相違を調整したものの要約です。この表は、要約財務情報と、Paletel社に対する当社グループの関与の帳簿価額との調整表でもあります。

千ユーロ	2018年	2017年
所有持分割合	40%	40%
非流動資産	5,953	3,259
流動資産（現金及び現金同等物 2018年：200千ユーロ、2017年：150千ユーロを含む）	1,089	821
非流動負債（営業債務及びその他の債務並びに引当金を除く非流動金融負債 2018年：1,211千ユーロ、2017年：986千ユーロを含む）	(1,716)	(1,320)
流動負債（営業債務及びその他の債務並びに引当金を除く流動金融負債 2018年：422千ユーロ、2017年：930千ユーロを含む）	(543)	(1,130)
純資産（100%）	4,783	1,630
純資産の当社グループの持分（40%）	1,913	652
当社からの販売に係る未実現利益の消去 のれん	(96)	(4)
	400	400
ジョイント・ベンチャーへの関与の帳簿価額	2,217	1,048
収益	25,796	21,405
減価償却費及び無形資産の償却費	(445)	(350)
利息費用	(396)	(218)
税金費用	(1,275)	(290)
利益及び包括利益合計（100%）	3,205	690
利益及び包括利益合計（40%）	1,282	276
当社からの販売に係る未実現利益の消去	(92)	(4)
包括利益合計の当社グループの持分	1,190	272
当社グループが受け取った配当金	21	-

IFRS 12.B12(b)(v)

IFRS 12.B13(d)

IFRS 12.B13(f)

IFRS 12.B13(g)

IFRS 12.B12(b)(vi), (ix)

IFRS 12.B12(a)

- a. IFRS第12号「他の企業への関与の開示」の追加的な開示例及び注記については、KPMGの刊行物「[年次財務諸表ガイドーIFRS第12号に関する開示例の補足資料（2014年12月版）](#)」¹を参照。
- b. IFRS第12号では、個々に重要性のある共同支配の取決め及び関連会社への関与に関して要求される開示の程度は、個々に重要性のない関与とは相違する。例えば、個々には重要性のない関連会社については合計して要求される財務情報を開示することができる。
- c. IFRS第12号では、個々に重要性のあるジョイント・ベンチャーとジョイント・オペレーションとで、要求される開示の程度が相違する。例えば、ジョイント・オペレーションについては、要約財務情報、公正価値（公表された市場価格がある場合）及びコミットメントに関する開示は要求されない。

IFRS 12.21

IFRS 12.21–23,
B12–B13

連結財務諸表注記（続き）

24. 持分法適用会社に対する投資（続き）

B 関連会社

IFRS 12.20, 21(a)(i)-(iii),
21(b)(iii)

重要な関連会社であるPapyrus社への当社グループの持分は2018年3月31日に25%から90%に増加し、Papyrus社は同日に子会社となりました（注記34を参照）。Papyrus社は、当社グループの戦略的供給業者の1つであり、米国のケンタッキーで主に製紙用パルプの製造に従事しています。Papyrus社は上場していません。

IFRS 12.21(b),
B12-B14

以下の表は、Papyrus社の財務諸表に含まれる財務情報に、取得時の公正価値調整及び会計方針の相違を調整したものの要約です。この表は、要約財務情報と、Papyrus社に対する当社グループの関与の帳簿価額との調整表でもあります。以下の表の2017年の情報には、2017年1月1日から12月31日の期間に係るPapyrus社の業績が含まれています。Papyrus社は2018年3月31日に子会社となったため、2018年の情報には、2018年1月1日から3月31日の期間に係るPapyrus社の業績のみが含まれています。

千ユーロ	2018年	2017年
所有持分割合	25%	25%
非流動資産	-	1,280
流動資産	-	1,975
非流動負債	-	(1,087)
流動負債	-	(324)
純資産（100%）	-	1,844
純資産に対する当社グループの持分（25%）	-	461
当社からの販売に係る未実現利益の消去	-	(8)
関連会社に対する持分の帳簿価額	-	453
収益	7,863	19,814
継続事業に係る純利益（100%）	271	857
その他の包括利益（100%）	(408)	(552)
包括利益合計（100%）	(137)	305
包括利益合計（25%）	(34)	76
当社からの販売に係る未実現利益の消去	1	(1)
包括利益合計の当社グループの持分	(33)	75

IFRS 12.7(b), 9(e),
IAS 1.122

当社グループは、個々に重要性のない複数の関連会社への関与を有しています。それらの関連会社の1つについて、当社グループが所有する持分は20%ですが、議決権は20%未満です。ただし、当社グループはその関連会社の取締役会に相当数の代表者を派遣しているため、重要な影響力を有していると判断しています。

IFRS 12.21(c), B16

以下の表は、これらの関連会社の帳簿価額、並びに純利益及びその他の包括利益に対する持分について総額ベースで分析したものです。

千ユーロ	2018年	2017年
関連会社への関与の帳簿価額	272	447
当社グループの持分：		
- 継続事業に係る純利益	(133)	102
- その他の包括利益	(57)	(31)
	(190)	71

IFRS 12.22(c)

関連会社への関与に係る損失（総額15千ユーロ（2017年：なし））について、当社グループはこれらの損失に関連する債務を負わないため、損失を認識していません。

当社グループは2018年に、関連会社の1つからの借入1,000千ユーロを返済しました（注記28及び注記41(C)を参照）。

連結財務諸表注記（続き）

25. その他の投資（デリバティブを含む）

注記45(O)及び(R)(i)の会計方針を参照

IFRS第9号の適用開始が当社グループの金融商品に与える影響については注記5で説明しています。IFRS第9号の適用にあたり選択した移行方法に基づき、新しい規定を反映するための比較情報の修正再表示は行っておりません。

	2018年	2017年
千ユーロ		
非流動投資		
IFRS 7S.8(b)		
負債性証券（満期保有目的）	-	2,256
IFRS 7.8(f)		
負債性証券（償却原価）	2,421	-
IFRS 7S.8(d)		
負債性証券（売却可能）	-	373
IFRS 7.8(h)		
負債性証券（FVOCI）	118	-
IFRS 7S.8(d)		
資本性証券（売却可能）	-	511
IFRS 7.8(h)		
資本性証券（FVOCI）	710	-
IFRS 7.8(a)		
資本性証券（強制的にFVTPLで測定）	251	-
IFRS 7S.8(a)		
資本性証券（FVTPLに指定されたもの）	-	254
IFRS 7.22B(a), 7S.22(b)		
ヘッジに利用される金利スワップ	116	131
	3,616	3,525
流動投資		
IFRS 7.8(a), 7S.8(a)		
ソブリン負債性証券（強制的にFVTPLで測定）	243	591
IFRS 7.22B(a), 7S.22(b)		
ヘッジに利用される為替予約	297	352
その他の為替予約	122	89
	662	1,032
IFRS 7.7, 7S.7		
償却原価（2017年：満期保有目的）に分類される負債性証券の利率は6.3%から7.8%（2017年：7.5%から8.3%）であり、2年から5年で満期を迎えます。FVOCI（2017年：売却可能投資）に分類される負債性証券は、定期利率が5.2%から7.0%（2017年：6.5%から8.0%）であり、2年から3年で満期を迎えます。		
FVTPLで測定されるソブリン負債性証券は、定期利率が3.5%から4.0%（2017年：3.2%から3.8%）であり、売買目的で保有されています。		
信用リスク及び市場リスク並びに公正価値測定に関する当社グループのエクスポージャーについての情報は、注記32(C)で開示しています。		
IFRS 7.11A		
FVOCIで測定する区分に指定された資本性証券^a		
2018年1月1日現在、以下に示す投資は当社グループが戦略的目的で長期にわたり保有することを意図している投資であるため、FVOCIで測定される資本性証券に指定しました。2017年において、これらの投資は売却可能に分類されていました（注記5を参照）。		
	2018年12月	2018年に認
	31日現在の	識された受
	公正価値	取配当金
千ユーロ		
	243	10
MSE社への投資		
	467	16
DEF社への投資		
	710	26
IFRS 7.11A(e)		
2018年に処分された戦略的投資はありませんでした。また、これらの投資に関連した資本の部の累積利得または損失の振替えもありませんでした。		

Insights
7.10.230.25

- a. どの資本性金融商品に対する投資をFVOCIで測定する区分に指定しているかを開示するにあたり、企業は、財務諸表の利用者にとって最も有用な情報が提供される開示を決定するために判断を行わなければならないと思われる。KPMGは、ほとんどの場合、個々の投資先の名前を開示することが適切であると考えている（例えば、企業が個々に重要性の高い投資を少数保有している場合で、特にその開示によって、それらの投資先に関して他の情報源からの追加情報にアクセスできるようになる場合）。しかし、場合によっては、より高い集約レベルでの開示や投資先の名前以外を開示したほうが、より有用な情報が提供されることがある。例えば、企業がいくつかの業種において、個々に重要性の低い投資を大量に保有している場合、業種別の開示が適切になる可能性がある。同様に、公開情報が利用可能ではない投資を企業が保有する場合、それらの投資の内容及び目的に関する開示が適切となる可能性がある。

連結財務諸表注記（続き）

26. 払込資本及びその他の資本

注記45(B)(i)-(iii)、(E)(iv)、(K)(iv)、(O)(ii)、(O)(iv)-(v)、(P)及び(Q)の会計方針を参照

A. 資本金及び資本剰余金

IAS 1.79(a)(iv)	千株	普通株式		非償還優先株式	
		2018年	2017年	2018年	2017年
	1月1日現在の発行済株式数	3,100	3,100	1,750	1,750
	現金による発行	130	-	-	-
	ストック・オプションの行使	5	-	-	-
	企業結合による発行	8	-	-	-
IAS 1.79(a)(ii)	12月31日現在の発行済株式数－全額払込済み	3,243	3,100	1,750	1,750
IAS 1.79(a)(i), 79(a)(iii)	授權株式数－額面金額3ユーロ	10,000	10,000	2,000	2,000

IAS 1.79(a)(v) すべての普通株式は、会社の残余資産に関して同等と位置付けられています。償還優先株式の保有者は、その株式の額面金額の範囲内でのみ参加権を有しています。

i. 普通株式

普通株式の株主は、配当が確定されるたびに、配当を受け取る権利を有し、また株主総会での議決権を1株につき1つ有しています。当社グループが保有する当社株式に関しては、それらの株式が再発行されるまで、すべての権利が停止されます。

普通株式の発行

IAS 1.79(a) 2018年10月の株主総会で、1株当たり11.92ユーロの行使価格で130千株の普通株を発行することが承認されました（2017年：なし）。

経営幹部に付与された2013年のストック・オプションのうち権利が確定したオプションの行使により、5千の普通株式が発行されました（2017年：なし）（注記12を参照）。これらのオプションは1株当たり平均10ユーロの価格で行使されました。

IAS 7.43 Papyrus社の取得の結果として2018年12月31日に終了する事業年度に発行された普通株式は8千株です（注記34(A)を参照）（2017年：なし）。

ii. 非償還優先株式

非償還優先株式の株主は、会社の任意で、または普通株主への配当が確定されるたびに、1株当たり25.03セントの非累積配当を受け取ります。非償還優先株式の株主には、普通株主への追加的な配当に対する参加権は与えられていません。非償還優先株式には議決権はありません。

B. その他の資本の構成要素の内容及び目的

i. 為替換算調整勘定

IAS 1.79(b) 為替換算調整勘定は、在外営業活動体の財務諸表の換算から生じた為替換算差額及び在外営業活動体に対する当社の純投資のヘッジから生じる為替換算差額の有効部分からなります（注記45(O)(v)を参照）。

連結財務諸表注記（続き）

26. 払込資本及びその他の資本（続き）

B. その他の資本の構成要素の内容及び目的（続き）

IAS 1.79(b)

ii. ヘッジ剰余金

ヘッジ剰余金は、キャッシュフロー・ヘッジに利用されたヘッジ手段の公正価値の純変動額の累積額のうち、ヘッジが有効な部分からなり、純損益で認識されるか、非金融資産または非金融負債の当初認識時の取得原価または他の帳簿価額に直接含まれます。

IAS 1.79(b)

iii. ヘッジコスト剰余金

ヘッジコスト剰余金は、指定されたヘッジ手段から除外されている部分のうち、先渡契約の先渡要素に関連する部分に係る利得または損失を反映しています。ヘッジコスト剰余金は、当初その他の包括利益に認識され、ヘッジ剰余金における利得または損失と同じように会計処理されます。

iv. 公正価値の変動による評価差額

IAS 1.79(b)

公正価値の変動による評価差額には以下が含まれます。

- FVOCIで測定する区分に指定された資本性証券（2017年：売却可能金融資産）の公正価値の純変動額の累積額
- FVOCIで測定される負債性証券（2017年：売却可能金融資産）の認識が中止されるか分類変更されるまでに生じた、その資産の公正価値の純変動額の累積額。この金額からは、損失評価引当金の金額が控除されます。

v. 再評価剰余金

IAS 1.79(b)

再評価剰余金は、投資不動産に振り替える直前の、有形固定資産の再評価に関するものです。

vi. 転換社債

IAS 1.79(b)

転換社債に係るその他の資本の構成要素は、当社グループが2018年5月に発行した転換社債に関して資本要素に配分される金額からなります（注記28(C)を参照）。

vii. 自己株式

IAS 1.79(b), 32.34

当社の自己株式は、当社グループが保有する当社株式の取得原価からなります。2018年12月31日現在、当社グループは48千株の自己株式を保有しています（2017年：50千株）^a。

C. 配当

IAS 1.107

当社は以下の配当を公表し支払いました。

千ユーロ	2018年	2017年
適格普通株式1株当たり25.97セント（2017年：4.28セント）	805	133
非償還優先株式1株当たり25.03セント（2017年：25.03セント）	438	438
	1,243	571

IAS 1.137(a), 10.13, 12.81(i)

報告日後に、以下の配当が取締役会から提案されました。これらの配当は負債に認識されておらず、法人所得税上の影響はありません。

千ユーロ	2018年	2017年
適格普通株式1株当たり27.92セント（2017年：25.97セント）	892	805
非償還優先株式1株当たり25.03セント（2017年：25.03セント）	438	438
	1,330	1,243

IAS 1.79(a)(vi), 32.34 a. この企業グループは、保有する自己株式の数を注記で開示することを選択している。この情報は財政状態計算書または持分変動計算書上で開示することもできる。

連結財務諸表注記（続き）

26. 払込資本及びその他の資本（続き）

IAS 1.106(d)(ii), 106A

D. その他の資本の構成要素に累積されたその他の包括利益（税効果考慮後）^a

	千ユーロ	ヘッジコスト剰余金
2018年		
IAS 16.77(f)	有形固定資産の再評価	-
	確定給付負債（資産）の再測定	-
IFRS 7.20(a)(vii)	FVOCIで測定する資本性金融商品への投資－公正価値の変動の純額	-
IAS 21.52(b)	在外営業活動体の為替換算差額	-
IAS 21.52(b)	重要な影響力の喪失による為替換算差額の振替え	-
IAS 21.52(b)	純投資ヘッジ－純損失	-
IFRS 7.23(c)	キャッシュフロー・ヘッジ－公正価値変動の有効部分	-
IFRS 7.23(d)	キャッシュフロー・ヘッジ－純損益への振替え	-
	ヘッジコスト剰余金－公正価値の変動	23
	ヘッジコスト剰余金－純損益への振替え	4
IFRS 7.20(a)(viii)	FVOCIで測定する負債性金融商品への投資－公正価値の変動の純額	-
IFRS 7.20(a)(viii)	FVOCIで測定する負債性金融商品への投資－純損益への振替え	-
	持分法適用会社に対する投資におけるその他の包括利益に対する持分	-
	合計	27
2017年（修正再表示*）		
	確定給付負債（資産）の再測定	-
IAS 21.52(b)	在外営業活動体の為替換算差額	-
IAS 21.52(b)	純投資ヘッジ－純損失	-
IFRS 7.23(c)	キャッシュフロー・ヘッジ－公正価値変動の有効部分	-
IFRS 7.23(d)	キャッシュフロー・ヘッジ－純損益への振替え	-
	ヘッジコスト剰余金－公正価値の変動	7
	ヘッジコスト剰余金－純損益への振替え	2
IFRS 7.20(a)(ii)	売却可能金融資産－公正価値の変動の純額	-
	持分法適用会社に対する投資におけるその他の包括利益に対する持分	-
	合計	9

* 注記5を参照。

当社の所有者に帰属する持分								
為替換算 調整勘定 (B)(i)を 参照)	ヘッジ剰余金 (B)(ii)を 参照)	公正価値の 変動による 評価差額 (B)(iii)を 参照)	再評価剰余金 (B)(iv)を 参照)	利益剰余金	合計	非支配持分 (注記34を 参照)	その他の 包括利益 合計	
-	-	-	134	-	134	-	134	
-	-	-	-	49	49	-	49	
-	-	94	-	-	94	-	94	
653	-	-	-	-	653	27	680	
(20)	-	-	-	-	(20)	-	(20)	
(3)	-	-	-	-	(3)	-	(3)	
-	(41)	-	-	-	(41)	-	(41)	
-	(21)	-	-	-	(21)	-	(21)	
-	-	-	-	-	23	-	23	
-	-	-	-	-	4	-	4	
-	-	36	-	-	36	-	36	
-	-	(43)	-	-	(43)	-	(43)	
(172)	-	-	-	13	(159)	-	(159)	
458	(62)	87	134	62	706	27	733	
-	-	-	-	(10)	(10)	-	(10)	
449	-	-	-	-	449	22	471	
(8)	-	-	-	-	(8)	-	(8)	
-	64	-	-	-	64	-	64	
-	(8)	-	-	-	(8)	-	(8)	
-	-	-	-	-	7	-	7	
-	-	-	-	-	2	-	2	
-	-	79	-	-	79	-	79	
(166)	-	-	-	(3)	(169)	-	(169)	
275	56	79	-	(13)	406	22	428	

IAS 1.106A

- a. この企業グループは、その他の包括利益で認識した取引から生じた資本の各内訳項目の変動を、注記で表示することを選択している。この情報は持分変動計算書で表示することもできる。

連結財務諸表注記（続き）

27. 資本管理

IAS 1.134–135(a)

当社グループの資本管理方針は、投資家、債権者及び市場の信頼を維持し、将来にわたってビジネスの発展を持続するための強固な資本基盤を維持することです。経営陣は、普通株主への配当水準のみならず、資本収益率も監視しています。

IAS 1.135(a)

取締役会は、より高水準の借入れによって可能となるより高い投資収益と、健全な資本構成によって得られる利点及び安全性との均衡を保つことを追求しています。当社グループは、23%超の資本利益率を達成することを目標としています。2018年の資本利益率は29.9%（2017年：24.3%）でした。有利子借入（帰属利子付負債を除く）に係る利息費用の加重平均は、5.8%でした（2017年：5.5%）。

経営陣は現在、当社グループのストック・オプション・プログラムを、主要な経営陣及び他の上級従業員までという制限を超えて拡大する案について検討しています。現在、他の従業員は株式増価受益権及び従業員株式取得プログラムへの加入権が与えられています（注記12(A)を参照）。当社グループは、従業員代表と討議していますが、決定には至っていません。

IAS 1.135(a)

当社グループは、正味負債を修正資本で除した比率を用いて資本を監視しています。正味負債とは、財政状態計算書に表示される負債合計から、現金及び現金同等物を控除したものです。修正資本は、ヘッジ剰余金及びヘッジコスト剰余金に累積されている金額を除く資本のすべての構成要素からなります^a。

当社グループは、この比率を2.00未満に維持する方針です。当社グループの2018年12月31日における修正資本正味負債比率は以下のとおりです。

千ユーロ	2018年	2017年 修正再表示*
負債合計	65,071	52,741
控除：現金及び現金同等物	(1,504)	(1,850)
正味負債	63,567	50,891
資本合計	45,558	34,275
控除：ヘッジ剰余金	(432)	(490)
控除：ヘッジコスト剰余金	(5)	26
修正資本	45,121	33,811
修正資本正味負債比率	1.41	1.51

* 注記5及び44を参照

IAS 1.135(a)

当社グループは、自社株式を市場で買い入れることがあります。この買入れのタイミングは市場価格によります。買入れた株式は、主として当社グループのストック・オプション・プログラムにおいて発行する株式として用いることを意図しています。売買の決定は、個別の取引ごとにリスク管理委員会が決定します。当社グループは、明確な株式買取制度を有していません。

a. この企業グループは、「正味負債」及び「修正資本」はこの企業グループがどのように資本を管理しているかを理解するうえで関連があるが、IFRSにおいて定義されているものではないため、これらの定義を記載している。また、この企業グループは、これらの数値と連結財務諸表に表示されている項目の調整についても記載している。

連結財務諸表注記（続き）

IFRS 7.8(g), 7S.8(f)

28. 借入金等

注記45(B)(i)-(ii)、(O)(i)、(O)(iii)、(R)(ii)、(S)及び(T)の会計方針を参照

IAS 1.77

千ユーロ	注記	2018年	2017年
非流動負債			
担保付銀行借入金		7,554	8,093
無担保社債		6,136	9,200
転換社債		4,678	-
償還優先株式		1,939	-
ファイナンス・リース債務		1,613	1,738
		21,920	19,031
流動負債			
担保付銀行借入金（短期）		1,055	3,985
無担保銀行借入金		503	117
無担保社債		3,064	-
償還優先株式に対する配当		51	-
ファイナンス・リース債務（短期）		315	444
関連会社からの借入金	41(C)	-	1,000
		4,988	5,546

当社グループの金利リスク、為替リスク及び流動性リスクに関する情報は、注記32(C)に含まれています。

IFRS 7.7, 7S.7

A. 契約条項及び返済スケジュール

借入金残高の契約条項は以下のとおりです。

IFRS 7.42D(e),
7S.42D(e)

千ユーロ	通貨	名目金利	満期	2018年12月31日		2017年12月31日	
				額面金額	帳簿価額	額面金額	帳簿価額
担保付銀行借入金							
(注記18(A)を参照)	EUR	3.60-3.90%	2018-19	600	598	1,000	985
担保付銀行借入金	CHF	3.90%	2022	1,240	1,240	1,257	1,257
担保付銀行借入金	USD	4.70%	2020-23	1,447	1,447	1,521	1,521
担保付銀行借入金	EUR	4.50%	2020-23	3,460	3,460	3,460	3,460
担保付銀行借入金	GBP	LIBOR+1%	2018-20	1,864	1,864	4,855	4,855
無担保銀行借入金	EUR	3.80%	2019	510	503	-	-
無担保銀行借入金	EUR	5.50%	2018	-	-	117	117
無担保社債	EUR	LIBOR+0.5%	2022	1,023	1,023	1,023	1,023
無担保社債	EUR	LIBOR+1%	2023	5,113	5,113	5,113	5,113
無担保社債	EUR	LIBOR	2019	3,064	3,064	3,064	3,064
関連会社からの借入金	EUR	4.80%	2018	-	-	1,000	1,000
転換社債	EUR	3.00%	2021	5,000	4,678	-	-
償還優先株式	EUR	4.40%	2024	2,000	1,990	-	-
ファイナンス・リース債務	EUR	6.5-7.0%	2018-32	2,663	1,928	3,186	2,182
有利子負債合計				27,984	26,908	25,596	24,577

IFRS 7.7, 14, 7S.7, 14,
IAS 16.74(a)

担保付銀行借入金は、帳簿価額5,000千ユーロ（2017年：4,700千ユーロ）の土地及び建物、帳簿価額1,650千ユーロ（2017年：2,090千ユーロ）の棚卸資産、並びに帳簿価額600千ユーロ（2017年：1,000千ユーロ）の営業債権によって、それぞれ担保されています（注記21(D)、17及び18(A)を参照）

連結財務諸表注記（続き）

28. 借入金等（続き）

B. 借入契約違反

IFRS 7.18-19

当社グループは2018年12月31日現在、3,460千ユーロの担保付銀行借入金があります（2017年：3,460千ユーロ）。この借入金は今後5年間に返済期限が到来します。ただし、この借入金の契約条項には、各四半期末において、当社グループの債務（この契約条項上、当社グループの借入金並びに営業債務及びその他の債務と定義されています）は、当社グループの継続事業からの四半期収入の2.5倍を超えてはならず、2.5倍を超えると要求払いになるという規定が含まれています。

当社グループは2018年第3四半期において契約条項に定められた上記の限度額を超過し、2018年12月31日においても超過しています。しかし、経営陣は2018年10月に銀行から財務制限条項への抵触について免除を受け、この借入金は2020年3月まで延長されたことから、2018年12月31日において要求払いとならないこととなりました（注記37を参照）^a。

C. 転換社債

千ユーロ	注記
転換社債の発行による受取金額（額面金額4ユーロで1,250,000口）	5,000
取引コスト	(250)
純現金流入	4,750
資本に区分された金額（取引コスト9千ユーロ控除後）	14(C) (163)
発生利息	91
2018年12月31日現在の負債の帳簿価額	4,678

これらの社債は2018年5月29日に発行され、2021年5月に保有者の選択により250千株の普通株式に転換可能になります。転換されなかった社債は要求に応じて償還されます。

D. 償還優先株式

千ユーロ	
償還優先株式の発行による受取金額	2,000
取引コスト	(61)
未払配当金	51
2018年12月31日現在の帳簿価額	1,990

2018年において、1株当たり2ユーロで1,000千株の償還優先株式が発行され、全額払込済みとなっています（2017年：なし）。償還優先株式は2024年5月31日に強制的に償還可能となり、当社グループはこれらの償還優先株式の保有者に4.4%相当の配当を毎年5月31日及び満期日に支払わなければなりません。償還優先株式に議決権はありません。

E. ファイナンス・リース債務

IAS 17.31(b)

ファイナンス・リース債務の支払期日は以下のとおりです。

千ユーロ	将来の 最低リース料		金利		最低リース料の 現在価値	
	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年
1年未満	535	706	220	262	315	444
1年以上5年以内	1,128	1,124	343	385	785	739
5年超	1,000	1,356	172	357	828	999
	2,663	3,186	735	1,004	1,928	2,182

IAS 17.31(c), 31(e)(i)–(ii)

特定のリース契約には、将来の物価指数の変動に伴い追加的な支払いを行うことが規定されています。純損益に含まれた変動賃借料は、17千ユーロ（2017年：15千ユーロ）でした。

Insights 3.1.40.130 a. 企業が、報告日より前に、貸手から借入契約の契約条件の変更について合意を得るケースがある。そのような契約条件の変更により、契約条項の遵守状況について情報を評価する日が、報告日以前から報告日より後に変更される場合がある。KPMGは、そのような契約条件の変更がなかったと仮定した場合に企業による契約条項違反が生じていたか否かは、報告日における負債の分類には影響を与えないと考えている。

連結財務諸表注記（続き）

28. 借入金等（続き）

E. ファイナンス・リース債務（続き）

i. リースの法形式を伴わない設備のリース

IAS 1.122, 17.31(e)

2017年において、当社グループは、仕入先の設備の建設に関する契約を結びました。この設備は、当社の米国の紙製造及び販売部門で新製品を製造するために使用する特定の化学薬品を仕入先が生産するために、少なくとも16年間使用される予定です。当社グループは、契約期間にわたって固定の年間手数料を支払い、さらに、供給された化学薬品の量に基づく変動料金を支払います。

SIC-27.10(b)

製品の性質及び製造過程が特殊であるため、仕入先がこの化学薬品を他の顧客に販売する見込みはありません。また、仕入先が他の設備を使ってこの化学薬品を製造することは、経済的に不可能です。したがって、この契約は法的にはリースの形式をとってはいませんが、当社グループは、この契約が設備のリース契約を含むものであると結論付けました。このリースはファイナンス・リースに分類しています。契約開始時に、支払額をリース料とその他の要素に関連する支払いを、それらの相対的な公正価値に基づき分離しています。負債に係る金融費用は、当社グループの追加借入利率（6.5%）に基づいて算定しました。

連結財務諸表注記（続き）

28. 借入金等（続き）

IAS 7.44A-E

F. 財務活動から生じるキャッシュフローに係る負債の変動の調整表^a

千ユーロ	注記	負債		
		キャッシュ 管理目的で 使用した銀行 当座借越	その他の 借入金等	転換社債
2018年1月1日修正再表示後残高		282	22,395	-
財務キャッシュフローからの変動				
株式の発行による収入	26(A)	-	-	-
転換社債の発行による収入	28(C)	-	-	4,837
償還優先株式の発行による収入	28(D)	-	-	-
借入金等による収入		-	591	-
自己株式の売却による収入		-	-	-
株式オプションの行使による収入	26(A)	-	-	-
デリバティブの決済による収入		-	-	-
借入金等に関連する取引コストの支払額	28(C)-(D)	-	-	(250)
非支配持分の取得による支出	36	-	-	-
借入金の返済による支出		-	(5,055)	-
ファイナンス・リース債務の支払額		-	-	-
配当金の支払額	26(C)	-	-	-
財務キャッシュフローからの変動の総額		-	(4,464)	4,587
子会社または他の事業の支配の獲得または 喪失から生じる変動		-	500	-
為替レートの変動の影響		-	(122)	-
公正価値の変動		-	-	-
その他の変動				
負債関連				
銀行当座借越の変動	19	52	-	-
新規のファイナンス・リース	21(C)	-	-	-
借入コストの資産計上	21(E), 22(D)	-	231	-
利息費用	10	-	1,061	91
利息の支払額		-	(1,289)	-
負債関連のその他の変動の総額		52	3	91
資本関連のその他の変動の総額		-	-	-
2018年12月31日残高		334	18,312	4,678

IAS 7.44B(b)

IAS 7.44B(c)

IAS 7.44B(d)

IAS 7.44B(e)

負債		長期借入金をヘッジするために 保有しているデリバティブ 負債（資産）		資本				合計
		資産をヘッジ するのに利用 される金利 スワップ及び 為替予約	負債をヘッジ するのに利用 される金利 スワップ及び 為替予約	資本金・ 資本剰余金	その他の 資本の 構成要素	利益剰余金	非支配持分	
償還優先株式	ファイナンス・ リース債務							
-	2,182	(205)	8	18,050	439	13,795	3,093	60,039
-	-	-	-	1,550	-	-	-	1,550
-	-	-	-	-	163	-	-	5,000
2,000	-	-	-	-	-	-	-	2,000
-	-	-	-	-	-	-	-	591
-	-	-	-	19	11	-	-	30
-	-	-	-	50	-	-	-	50
-	-	4	1	-	-	-	-	5
(61)	-	-	-	-	-	-	-	(311)
-	-	-	-	-	8	(93)	(115)	(200)
-	-	-	-	-	-	-	-	(5,055)
-	(454)	-	-	-	-	-	-	(454)
-	-	-	-	-	-	(1,243)	-	(1,243)
1,939	(454)	4	1	1,619	182	(1,336)	(115)	1,963
-	-	-	-	87	-	120	-	707
-	-	-	-	-	-	-	-	(122)
-	-	24	16	-	-	-	-	40
-	-	-	-	-	-	-	-	52
-	200	-	-	-	-	-	-	200
-	-	-	-	-	-	-	-	231
51	210	-	-	-	-	-	-	1,413
-	(210)	-	-	-	-	-	-	(1,499)
51	200	-	-	-	-	-	-	397
-	-	-	-	-	598	8,177	849	9,624
1,990	1,928	(177)	24	19,756	1,219	20,756	3,827	72,647

IAS 7.44D-E, 60 a. これは、IAS第7号第44A項から第44E項の開示規定を満たす、財務活動から生じる負債に関する期首残高と期末残高の調整表の様式の一例である。他の様式による開示も可能である。当該改訂は財務活動から生じる負債の変動の調整表の開示のみを要求しているが、この企業グループはキャッシュ管理目的で使用した銀行当座借越の変動と財務活動から生じる資本の残高の変動も含めて開示することを選択している。企業が、IAS第7号第44A項により要求される開示を、他の資産及び負債の変動の開示と組み合わせて行う場合には、財務活動から生じる負債の変動を他の資産及び負債の変動と区別して開示しなければならない。

連結財務諸表注記（続き）

28. 借入金等（続き）

IAS 7.44A-E

F. 財務活動から生じるキャッシュフローに係る負債の変動の調整表（続き）

千ユーロ	注記	負債		
		キャッシュ 管理目的で 使用した銀行 当座借越	その他の 借入金等	転換社債
2017年1月1日修正再表示後残高		303	20,409	-
財務キャッシュフローからの変動				
借入金等による収入		-	4,439	-
自己株式の売却による収入		-	-	-
デリバティブの決済による収入		-	-	-
借入金の返済による支出		-	(2,445)	-
ファイナンス・リース債務の支払額		-	-	-
配当金の支払額	26(C)	-	-	-
財務キャッシュフローからの変動の総額		-	1,994	-
為替レートの変動の影響		-	(30)	-
公正価値の変動		-	-	-
その他の変動				
負債関連				
銀行当座借越の変動	19	(21)	-	-
新規のファイナンス・リース	21(C)	-	-	-
借入コストの資産計上	22(D)	-	12	-
利息費用	10	-	1,061	-
利息の支払額		-	(1,051)	-
負債関連のその他の変動の総額		(21)	22	-
資本関連のその他の変動の総額		-	-	-
2017年12月31日残高		282	22,395	-

IAS 7.44B(c)

IAS 7.44B(d)

IAS 7.44B(e)

負債		長期借入金をヘッジするために 保有しているデリバティブ 負債（資産）		資本				合計
		資産をヘッジ するのに利用 される金利 スワップ及び 為替予約	負債をヘッジ するのに利用 される金利 スワップ及び 為替予約	資本金・ 資本剰余金	その他の 資本の 構成要素	利益剰余金	非支配持分	
償還優先株式	ファイナンス・ リース債務							
-	2,592	(204)	1	18,050	297	7,372	2,635	51,455
-	-	-	-	-	-	-	-	4,439
-	-	-	-	-	(280)	-	-	(280)
-	-	8	3	-	-	-	-	11
-	-	-	-	-	-	-	-	(2,445)
-	(590)	-	-	-	-	-	-	(590)
-	-	-	-	-	-	(571)	-	(571)
-	(590)	8	3	-	(280)	(571)	-	564
-	-	-	-	-	-	-	-	(30)
-	-	(9)	4	-	-	-	-	(5)
-	-	-	-	-	-	-	-	(21)
-	180	-	-	-	-	-	-	180
-	-	-	-	-	-	-	-	12
-	238	-	-	-	-	-	-	1,299
-	(238)	-	-	-	-	-	-	(1,289)
-	180	-	-	-	-	-	-	181
-	-	-	-	-	419	5,964	389	6,772
-	2,182	(205)	8	18,050	436	12,765	3,024	58,937

連結財務諸表注記（続き）

29. 営業債務及びその他の債務

注記45(O)(iii)及び(O)(iv)の会計方針を参照

IFRS 7.8(g), 7S.8(f)

千ユーロ	注記	2018年	2017年 修正再表示*
関連当事者への営業債務	41	174	351
その他の営業債務		22,059	20,039
未払費用		312	487
営業債務		22,545	20,877
ヘッジに利用される為替予約	32(C)-(D)	8	7
ヘッジに利用される金利スワップ	32(C)-(D)	20	5
条件付対価	34(A)(iii)	270	-
返金負債	8(D)	988	883
その他の債務		1,286	895
		23,831	21,772
非流動		290	5
流動		23,541	21,767
		23,831	21,772

* 注記44を参照

為替リスク及び流動リスクに対する当社グループのエクスポージャーに関する情報は、注記32(C)で開示しています。

連結財務諸表注記（続き）

30. 繰延収益

注記8(D)及び45(F)の会計方針を参照。IFRS第15号の適用開始による影響については注記5で開示しています。

千ユーロ	注記	2018年	2017年
政府補助金 ^a	(A)	1,424	1,462
顧客からの前受金*	8(C)	-	130
カスタマー・ロイヤルティ・ポイント*	8(C)	-	38
		1,424	1,630
非流動		1,424	1,462
流動		-	168
		1,424	1,630

* IFRS第15号の適用開始に伴い、顧客からの前受金及びカスタマー・ロイヤルティ・ポイントは契約負債に分類されています（注記8を参照）。

A. 政府補助金

当社グループは2種類の政府補助金の付与を受けています。2017年に受領した補助金は1,462千ユーロであり、特定の地域に工場を取得することを条件とするものでした。この工場は2018年の初めから操業しており、繰延収益として認識していた補助金は建物の耐用年数にわたって償却されます。この補助金の条項により、当社グループはこの工場を補助金の付与日から15年間は売却することが禁止されています。

2つ目の補助金は2018年に受領し、条件が付されていない、松の木に関連する補助金で、200千ユーロでした。この補助金は受け取り可能となった時点で「その他の収益」に含めています（注記9(A)を参照）。

IAS 11.40(b)

IAS 20.39(b)-(c)

IAS 20.24
Insights
4.3.130.60

- a. この企業グループは、資産に関連する政府補助金を繰延収益として表示することを選択している。企業はそのような政府補助金をその資産の帳簿価額から控除して表示することもできる。
企業が財政状態計算書を流動・非流動に区分して表示している場合、繰延収益は通常、非流動負債として表示する。

連結財務諸表注記（続き）

31. 引当金（続き）

C. 土地原状回復

i. フランス

IAS 37.85(a)

2017年において、当社グループはフランスにおける環境損害の是正義務として740千ユーロの引当金を計上し、2018年において割引計算の振り戻しによる影響60千ユーロを認識しました。義務付けられた作業は2018年中に完了し、コストは800千ユーロでした。

ii. ルーマニア

IAS 1.125, 129,
37.85(a)-(b)

ルーマニアの法律に基づき、ルーマニアにおける当社のグループ子会社は、2021年末までに汚染した土地を原状回復する義務があります。2018年に当社グループはこの目的のために660千ユーロを引当計上しました。

この負債は長期にわたるものであるため、引当金を見積る際に最も不確実なのは、今後の発生費用です。特に当社グループは、現在入手可能な技術及び材料により、この土地を原状回復すると仮定しています。当社グループは、費用の個々の構成要素の価格設定について異なる仮定を反映させると、合理的な発生可能性のある費用総額の範囲は500千ユーロから700千ユーロであるとしています。引当金は、ルーマニアにおけるリスクフリー・レートである5.9%の割引率を用いて算定しています。この原状回復は今後2、3年の間に実施される予定です。

IAS 34.26

見積コストの変更により、引当金は、当社の2018年6月30日時点の期中財務諸表で報告していた500千ユーロと比較して増加しました。この期中財務諸表の作成時にはルーマニア当局の検査報告が完了していなかったために、必要な原状回復作業の範囲が明確ではありませんでした。その後見積額は、その最終検査報告に基づいて修正しました。

iii. Papyrus社の取得

Papyrus社の取得の一環として、当社グループは、暫定的に測定した環境引当金を150千ユーロ認識しました（注記34(C)を参照）。

D. 不利な契約

IAS 37.85(a)-(b)

当社グループは2017年に、事務所に関して解約不能なリース契約を締結しました。企業活動の変更により2018年9月30日にこの事務所の使用を中止したため空きスペースが発生しました（注記38(A)を参照）。このリース契約は2021年に終了する予定です。この事務所は残存リース期間中転貸されますが、市場状況の変化により賃貸収入が賃借料を下回るため、割引将来支払額から見積賃貸収入を控除した純額を引当計上しています。

E. 法的引当金

IAS 37.86(a)-(b)

Papyrus社の取得の結果、当社グループは、暫定的に測定した20千ユーロの偶発負債を引き受けました（注記34(C)を参照）。

F. 賦課金

IAS 37.85(a)

当社グループは、政府の賦課金が課される多数の国々で事業を行っています。当社グループは、パルプ製品を製造する企業に対して課税年度末（3月31日）に法令により課される環境税の未払計上の時期について評価しています。当社グループは環境税の支払債務を、法令に規定された債務発生事象が生じた3月31日に認識しました。その後当該債務の全額が支払われました。

したがって、2018年12月31日において、環境税に関する負債は認識していません。2018年12月31日に終了した事業年度において102千ユーロの費用を純損益に認識しています。

連結財務諸表注記（続き）

32. 金融商品—公正価値及びリスク管理

IFRS第9号の適用開始が当社グループの金融商品に与える影響については注記5で説明しています。選択した移行方法に基づき、一部のヘッジ規定を除き、新しい規定を反映するための比較情報の修正再表示は行っておりません。

A. 会計上の分類及び公正価値^{a, b}

以下の表は、金融資産及び金融負債の帳簿価額及び公正価値、並びにそれらの公正価値ヒエラルキーのレベルを示しています。公正価値で測定されていない金融資産または金融負債の帳簿価額が公正価値の合理的な近似値である場合、それらの項目の公正価値に関する情報は、この表には含まれていません。

売却目的保有に分類されている営業債権及びその他の債権、並びに営業債務及びその他の債務は下記の表には含まれておりません（注記20参照）。その帳簿価額は公正価値の合理的な近似値です。

2018年12月31日 千ユーロ	注記	帳簿価額		
		公正価値— ヘッジ手段	FVTPLで測定 (強制) — その他	FVOCIで測定— 負債性金融商品
公正価値で測定される金融資産				
ヘッジに利用される金利スワップ	25	116	-	-
ヘッジに利用される為替予約	25	297	-	-
その他の為替予約	25	-	122	-
ソブリン負債性証券	25	-	243	-
負債性証券	25	-	-	118
資本性証券	25	-	251	-
		413	616	118
公正価値で測定されない金融資産				
営業債権及びその他の債権	18	-	-	-
現金及び現金同等物	19	-	-	-
負債性証券	25	-	-	-
		-	-	-
公正価値で測定される金融負債				
ヘッジに利用される金利スワップ	29	(20)	-	-
ヘッジに利用される為替予約	29	(8)	-	-
条件付対価	29	-	(270)	-
		(28)	(270)	-
公正価値で測定されない金融負債				
銀行当座借越	19	-	-	-
担保付銀行借入金	28	-	-	-
無担保銀行借入金	28	-	-	-
無担保社債	28	-	-	-
転換社債—負債部分	28	-	-	-
償還優先株式	28	-	-	-
償還優先株式に対する配当	28	-	-	-
ファイナンス・リース債務	28	-	-	-
営業債務及びその他の債務*	28	-	-	-
		-	-	-

* 金融負債ではないその他の債務（IFRS第15号に基づき認識された返金負債988千ユーロ）は含まれておりません。

IFRS 7.8, 25-26, 29-30,
13.93(a)-(b), 94, 97, 99

帳簿価額				公正価値			
FVOCIで測定— 資本性金融商品	償却原価で測定 する金融資産	その他の金融負債	合計	レベル1	レベル2	レベル3	合計
-	-	-	116	-	116	-	116
-	-	-	297	-	297	-	297
-	-	-	122	-	122	-	122
-	-	-	243	43	200	-	243
-	-	-	118	48	70	-	118
710	-	-	961	961	-	-	961
710	-	-	1,857				
-	32,405	-	32,405				
-	1,504	-	1,504				
-	2,421	-	2,421	2,461	-	-	2,461
-	33,909	-	36,330				
-	-	-	(20)	-	(20)	-	(20)
-	-	-	(8)	-	(8)	-	(8)
-	-	-	(270)	-	-	(270)	(270)
-	-	-	(298)				
-	-	(334)	(334)				
-	-	(8,609)	(8,609)	-	(8,979)	-	(8,979)
-	-	(503)	(503)	-	(505)	-	(505)
-	-	(9,200)	(9,200)	-	(9,675)	-	(9,675)
-	-	(4,678)	(4,678)	-	(4,671)	-	(4,671)
-	-	(1,939)	(1,939)	-	(1,936)	-	(1,936)
-	-	(51)	(51)	-	(51)	-	(51)
-	-	(1,928)	(1,928)	-	(1,856)	-	(1,856)
-	-	(22,843)	(22,843)				
-	-	(50,085)	(50,085)				

IFRS 7.8, 29

- a. この表においてこの企業グループは、金融資産及び金融負債のクラスごとの公正価値を、帳簿価額と比較できるような方法で開示している。さらに、IFRS第9号で定義された金融商品のカテゴリーと照合している。この表示方法は任意であり、状況によっては異なる表示方法が適している場合がある。

この企業グループは、短期の営業債権及び営業債務等の金融商品については、帳簿価額が公正価値の合理的な近似値であるため、公正価値を開示していない。

IFRS 7.6, B1-B3

- b. 企業は、開示される情報の性質を適切に表すように、かつ当該金融商品の特徴を考慮して金融商品のクラス分けを行う。IFRS第7号は「クラス」を定義していないが、少なくとも償却原価で測定される金融商品は、公正価値で測定される金融商品と区分しなければならない。

連結財務諸表注記（続き）

32. 金融商品—公正価値及びリスク管理（続き）

A. 会計上の分類及び公正価値（続き）

IFRS 7S.8, 25-26, 29-30,
13.93(a)-(b), 94, 97, 99

2017年12月31日 千ユーロ	注記	帳簿価額		
		FVTPLで測定— 売買目的保有	FVTPLで測定— 公正価値で測定 するものに指定	公正価値— ヘッジ手段
公正価値で測定される金融資産				
ヘッジに利用される金利スワップ	25	-	-	131
ヘッジに利用される為替予約	25	-	-	352
その他の為替予約	25	89	-	-
ソブリン負債性証券	25	591	-	-
負債性証券	25	-	-	-
資本性証券	25	-	254	-
		680	254	483
公正価値で測定されない金融資産				
営業債権及びその他の債権	18	-	-	-
現金及び現金同等物	19	-	-	-
負債性証券	25	-	-	-
		-	-	-
公正価値で測定される金融負債				
ヘッジに利用される金利スワップ	29	-	-	(5)
ヘッジに利用される為替予約	29	-	-	(7)
		-	-	(12)
公正価値で測定されない金融負債				
銀行当座借越	19	-	-	-
担保付銀行借入金	28	-	-	-
無担保銀行借入金	28	-	-	-
無担保社債	28	-	-	-
関連会社からの借入金	28	-	-	-
ファイナンス・リース債務	28	-	-	-
営業債務*	29	-	-	-
		-	-	-

* 金融負債ではないその他の債務（IAS第18号に基づき認識された返金負債883千ユーロ）は含まれておりません。

帳簿価額					公正価値			
満期保有目的	貸付金及び 債権	売却可能	その他の 金融負債	合計	レベル1	レベル2	レベル3	合計
-	-	-	-	131	-	131	-	131
-	-	-	-	352	-	352	-	352
-	-	-	-	89	-	89	-	89
-	-	-	-	591	91	500	-	591
-	-	373	-	373	72	301	-	373
-	-	511	-	765	540	-	225	765
-	-	884	-	2,301				
-	22,485	-	-	22,485				
-	1,850	-	-	1,850				
2,256	-	-	-	2,256	2,259	-	-	2,259
2,256	24,335	-	-	26,591				
-	-	-	-	(5)	-	(5)	-	(5)
-	-	-	-	(7)	-	(7)	-	(7)
-	-	-	-	(12)				
-	-	-	(282)	(282)				
-	-	-	(12,078)	(12,078)	-	(12,861)	-	(12,861)
-	-	-	(117)	(117)	-	(115)	-	(115)
-	-	-	(9,200)	(9,200)	-	(9,381)	-	(9,381)
-	-	-	(1,000)	(1,000)	-	(997)	-	(997)
-	-	-	(2,182)	(2,182)	-	(2,163)	-	(2,163)
-	-	-	(20,889)	(20,889)				
-	-	-	(45,748)	(45,748)				

連結財務諸表注記（続き）

32. 金融商品—公正価値及びリスク管理（続き）

B. 公正価値の測定

i. 評価技法及び重要な観察可能でないインプット

以下の表は、財政状態計算書において公正価値で測定されている金融商品のレベル2及びレベル3の公正価値測定に用いられる評価技法及び重要な観察可能でないインプットを示しています。関連する評価プロセスは、注記4(B)に記載しています。

公正価値で測定される金融商品

IFRS 13.91(a), 93(d),
93(h)(i), 99

IFRS 3.B67(b)(iii)

種類	評価技法	重要な観察可能でないインプット	重要な観察可能でないインプットと公正価値測定との相互関係
条件付対価	割引キャッシュフロー： この評価モデルでは、将来の支払いの見積額をリスク調整割引率を用いて現在価値に割り引いた額を算定しています。	<ul style="list-style-type: none"> - 予想キャッシュフロー（2018年12月31日：318千ユーロから388千ユーロ） - リスク調整割引率（2018年12月31日：15%） 	<ul style="list-style-type: none"> 以下の場合に、公正価値の見積りが増加（減少）します。 - 予想キャッシュフローの増加（減少） - リスク調整割引率の減少（増加）
資本性証券	市場比較法： この評価モデルは、投資先と比較可能な企業の相場価格から算出した市場倍率（当該資本性証券が市場で取引されていないことの影響について調整）並びに投資先の収益及びEBITDAに基づいています。見積額は、投資先の正味負債について調整しています。	<ul style="list-style-type: none"> - 調整後市場倍率（2017年：4から7） 	調整後市場倍率が増加（減少）した場合、公正価値の見積りが増加（減少）します。
負債性証券	市場比較／割引キャッシュフロー： 公正価値は、(i)同一の証券に関する活発でない市場における現在または最近の相場価格及び、(ii)活発な市場で取引されている類似の満期及び信用格付を有する証券の実勢利回りから算出した割引率を用いて計算した正味現在価値に非流動要因による調整を加えたものを考慮することによって見積っています。	該当なし	該当なし

連結財務諸表注記（続き）

32. 金融商品—公正価値及びリスク管理（続き）

B. 公正価値の測定（続き）

i. 評価技法及び重要な観察可能でないインプット（続き）

公正価値で測定される金融商品（続き）

種類	評価技法	重要な観察可能でないインプット	重要な観察可能でないインプットと公正価値測定との相互関係
為替予約	先物価格： 公正価値は、報告日現在の先物為替レートの相場及びそれぞれの通貨の高格付債のイールド・カーブに基づく現在価値の計算を用いて算定しています。	該当なし	該当なし
金利スワップ	スワップ・モデル： 公正価値は、見積将来キャッシュフローの現在価値で算定しています。将来の変動利息キャッシュフローの見積りは、スワップ・レート相場、先物価格及び銀行間取引金利に基づいています。見積キャッシュフローは、同様の情報源によるものであり、かつ市場参加者が金利スワップの値付けをする際に用いる関連するベンチマーク銀行間金利を反映するイールド・カーブを用いて割り引いています。公正価値の見積りには、当社グループ及び、その取引相手方の信用リスクを反映する信用リスク調整を加味しています。信用リスク調整は、現在のクレジット・デフォルト・スワップまたは債券価格から算出されるクレジット・スプレッドに基づいて計算しています。	該当なし	該当なし

公正価値で測定されない金融商品

種類	評価技法
その他の金融負債*	割引キャッシュフロー： この評価モデルでは、支払いの見積額をリスク調整割引率を用いて現在価値に割り引いた額を算定しています。

* その他の金融負債には担保付銀行借入金及び無担保銀行借入金、無担保社債、転換社債—負債部分、償還優先株式、関連会社からの借入金、並びにファイナンス・リース債務が含まれます。

IFRS 13.91(a), 93(d),
93(h)(i), 99

IFRS 13.93(d), 97

連結財務諸表注記（続き）

32. 金融商品—公正価値及びリスク管理（続き）

B. 公正価値の測定（続き）

ii. レベル1とレベル2との間の振替え

IFRS 13.93(c), 95

2018年12月31日において、同種の負債性証券の相場価格を定期的に入手できなくなったため、帳簿価額40千ユーロのFVOCIで測定する負債性証券をレベル1からレベル2に振り替えました。これらの負債性証券の公正価値の算定に、経営陣はすべての重要なインプットが観察可能な市場データに基づく評価技法を用いました。2018年にはレベル2からレベル1に振り替えたものはありません。また、2017年にはいずれの方向にも振替えはありませんでした。

iii. レベル3の公正価値

レベル3の公正価値の調整表

以下の表は、レベル3の公正価値に関する期首残高と期末残高の調整表です。

	千ユーロ	注記	資本性証券*	条件付対価
	2017年1月1日残高		-	-
IFRS 13.91(b), 93(e)(ii)	その他の包括利益に含まれる利得			
	- 公正価値の変動の純額（未実現）		13	-
IFRS 13.93(e)(iii)	購入		212	-
	2017年12月31日残高		225	-
	2018年1月1日残高		225	-
IFRS 13.93(e)(iii)	企業結合による引受額	34(A)	-	(250)
IFRS 13.91(b), 93(e)(i), 93(f)	「金融費用」に含まれる損失			
	- 公正価値の変動の純額（未実現）	10	-	(20)
IFRS 13.91(b), 93(e)(ii)	その他の包括利益に含まれる利得			
	- 公正価値の変動の純額（未実現）		18	-
IFRS 13.93(e)(iv)	レベル3からの振替え		(243)	-
	2018年12月31日残高		-	(270)

* 2018年1月1日より前は、これらの資本性証券はIAS第39号に従い売却可能区分に分類されていました。2018年1月1日以降、これらの資本性証券はIFRS第9号に従いFVOCIで測定するものとして区分されています（注記5を参照）。

レベル3からの振替え

IFRS 13.93(e)(iv), 95

当社グループは、2018年12月31日における公正価値が243千ユーロ（2017年12月31日：225千ユーロ）であるMSE社の株式への投資を所有しています。2017年12月31日時点では、この投資の公正価値はレベル3に区分されていました（評価技法に関する情報についてはB(ii)を参照）。これは、この株式が取引所に上場されておらず、その株式に関する直近の観察可能な独立第三者間取引がなかったためです。

2018年に、MSE社は自社の株式を取引所に上場し、それらの株式は現在、市場で活発に取引されています。この株式には現在、活発な市場における公表された相場価格があるため、2018年12月31日において、公正価値ヒエラルキーをレベル3からレベル1に振り替えています。

連結財務諸表注記（続き）

32. 金融商品—公正価値及びリスク管理（続き）

B. 公正価値の測定（続き）

iii. レベル3の公正価値（続き）

感応度分析

条件付対価及び売却可能資本性証券について、他のインプットに変動がないと仮定した場合に、重要な観察可能でないインプットのうち1つが合理的に可能な範囲で変動することによる影響は以下のとおりです。

条件付対価

千ユーロ	純損益	
	増加	減少
2018年12月31日		
予想キャッシュフロー（10%の変動）	(23)	23
リスク調整割引率（1%の変動（100bps））	6	(6)

売却可能資本性証券

千ユーロ	その他の包括利益（税引後）	
	増加	減少
2017年12月31日		
調整後市場倍率（5%の変動）	81	(81)

C. 金融リスク管理^a

当社グループは、金融商品から生じる以下のリスクにさらされています。

- 信用リスク（(C)(ii)を参照）
- 流動性リスク（(C)(iii)を参照）
- 市場リスク（(C)(iv)を参照）

i. リスク管理フレームワーク

当社グループのリスク管理フレームワークの確立及び監督については、当社の取締役会が全体的な責任を負っています。取締役会は、当社グループのリスク管理方針を策定し監視する責任を負う、リスク管理委員会を設立しています。この委員会は、その活動について定期的に取締役会に報告しています。

当社グループのリスク管理方針は、当社グループが直面しているリスクを識別・分析し、適切なリスクの上限及びコントロールを決定し、またリスクとその上限の遵守を監視するように策定されています。当社グループは、市場の状況及び当社グループの活動の変化を反映するため、リスク管理方針及びシステムを定期的に見直しています。当社グループは、研修、管理基準及びその手続を通じて、すべての従業員が個々の役割と義務を理解する、統制のとれた建設的なコントロール環境を維持することを目標としています。

当社グループの監査委員会は、当社グループのリスク管理方針及び手続の遵守状況を経営陣がどのように監視しているかを監督し、当社グループの直面しているリスクに関連するリスク管理フレームワークの妥当性をレビューしています。当社グループの監査委員会は、監督を遂行するにあたって内部監査からの支援を受けています。内部監査は、リスク管理コントロール及び手続の定期的及び臨時的のレビューを行い、その結果を監査委員会に報告しています。

IFRS 13.93(h)(iii)

IFRS 7.31, 33(b), 7S.31, 33(b)

IFRS 7.34

- a. この金融リスクの開示は一例であり、この企業グループの事実及び状況を反映したものである。特に、IFRS第7号では、企業の経営幹部に内部的に提供される情報に基づく、企業のリスクに対するエクスポージャーに関する定量的データの要約を開示することが要求されるが、この「経営幹部アプローチ」のもとで開示されない場合は、特定の最小限の開示が要求される。

連結財務諸表注記（続き）

32. 金融商品—公正価値及びリスク管理（続き）

C. 金融リスク管理（続き）

ii. 信用リスク

信用リスクとは、顧客または金融商品の取引相手が契約上の義務を果たすことができなかった場合に当社グループが負う財務上の損失リスクであり、主に当社グループの顧客に対する債権と負債性証券への投資から生じます。

金融資産及び契約資産の帳簿価額は信用リスクの最大エクスポージャーを表しています。

純損益に認識している金融資産及び契約資産の減損損失は、以下のとおりです。

千ユーロ	2018年	2017年
顧客との契約から生じる営業債権及び契約資産に係る減損損失	211*	33
償却原価で測定する負債性証券の減損損失	62	-
FVOCIで測定する負債性証券の減損損失（戻入れ）	(3)	-
	270	33

* このうち11千ユーロ（2017年：3千ユーロ）は非継続事業に関連するものです（注記6及び7を参照）。

営業債権及び契約資産

当社グループの信用リスクに対するエクスポージャーは、主に各顧客の特性の影響を受けます。ただし、経営陣は、当社グループの顧客基盤に影響を及ぼし得る要因（顧客が事業を営む業界や国に関連する債務不履行リスクを含む）についても、信用リスクに影響を及ぼし得るため考慮しています。収益の集中に関する詳細な情報は、注記6(D)–(E)を参照してください。

リスク管理委員会は、新規顧客について、当社グループの標準決済方法及び引渡条件の提示前に、個別にその信用状況を分析するという信用方針を策定しています。この分析には、入手可能な場合には外部格付、財務諸表、信用情報機関の情報、業界情報及び必要に応じて銀行信用照会が含まれています。また顧客ごとに販売限度額を設定しており、これらの限度額を四半期ごとに見直しています。これらの限度額を超える販売については、リスク管理委員会からの承認が必要です。

当社グループは、個人及び法人顧客に対してそれぞれ1ヶ月及び3ヶ月の最大支払期間を設けることによって、営業債権の信用リスクに対するエクスポージャーを制限しています。

当社グループの顧客の85%以上は、4年以上当社グループとの取引を継続しており、これらの顧客の報告日現在の残高にはいずれも貸倒れは生じておらず、信用減損も生じていません。当社グループは、顧客の信用リスクを監視するうえで、各顧客を、個人と法人のいずれであるか、卸売り、小売と最終消費者顧客のいずれであるか、地理的立地、業種、当社グループとの取引履歴、過去の財政難の有無を含む、信用特性によりグループ化しています。

当社グループは[Z地域]の経済環境を監視し、特定の経済的ボラティリティにさらされている国の顧客へのエクスポージャーを制限しています。2018年に、顧客（特に[A、B、C、D及びE国]において事業を営む）に対する購買限度額を引き下げました。これは当社の経験上、近年の経済的ボラティリティが、その他の国の顧客よりも、これらの国の顧客に対して大きな影響を及ぼしているためです。

当社グループは、営業債権及びその他の債権に関して担保を請求することはしていません。当社グループは、担保の存在を理由に損失評価引当金を認識していない営業債権及び契約資産を有していません。

営業債権及び契約資産に関する下記の定量的情報には、売却目的保有に区分された金額が含まれます（注記20を参照）。

IFRS 7.31, 33, 7S.31, 33

IFRS 7.35K(a), 36(a),
7S.36(a)IAS 1.82(ba),
IFRS 7.20(e)

IFRS 15.113(b)

IFRS 7.33(a)-33(b),
7S.33(a)-33(b)

IFRS 7.33(c), 7S.33(c)

IFRS 7.35K(b), B8G,
7S.36(b)

連結財務諸表注記（続き）

32. 金融商品—公正価値及びリスク管理（続き）

C. 金融リスク管理（続き）

ii. 信用リスク（続き）

営業債権及び契約資産（続き）

IFRS 7.34(a), 34(c),
7S.34(a), 34(c)

2018年12月31日における地域別の営業債権及び契約資産に係る信用リスクに対するエクスポージャーは以下のとおりです^a。

千ユーロ	帳簿価額	
	2018年	2017年
[A、B、C、D及びE国]	1,598	1,583
他の [Z地域] 諸国	23,915	13,027
米国	11,374	7,687
その他の地域	286	188
	37,172	22,485

IFRS 7.34(a), 34(c),
7S.34(a), 34(c), 36(a)

2018年12月31日における取引先企業別の営業債権及び契約資産に係る信用リスクに対するエクスポージャーは以下のとおりです^a。

千ユーロ	帳簿価額	
	2018年	2017年
卸売業	27,476	14,429
小売業	9,246	7,145
最終消費者	342	820
その他	109	91
	37,172	22,485

IFRS 7.34(a), 34(c),
7S.34(a), 34(c)

当社グループの最も重要な顧客である欧州の卸売業者に係る2018年12月31日現在の帳簿価額は、8,034千ユーロです（2017年：4,986千ユーロ）。

IFRS 7.34(a), 35M, B8I,
7S.34(a)

当社グループの営業債権及び契約資産に係る信用リスクに対するエクスポージャーの要約は、以下のとおりです。

千ユーロ	2018年		2017年
	信用減損なし	信用減損あり	
外部の信用格付けが、少なくとも格付機関[X]でBaa3または格付け機関[Y]でBBB- その他の顧客：			
—当社グループとの取引が4年以上*	21,185	-	13,448
—当社グループとの取引が4年未満*	8,735	-	3,290
—リスクが高い顧客	839	337	662
帳簿価額（総額）合計	37,155	337	22,539
損失評価引当金	(210)	(110)	(54)
	36,945	227	22,485

* 「リスクが高い顧客」を除く

IFRS 7.IG18

^a リスクの集中を識別するには、個々の企業の状況を考慮した判断が要求される。リスクの集中は、業種、信用格付、地理的分布、取引相手先の数が限られていることから発生する可能性がある。

連結財務諸表注記（続き）

32. 金融商品—公正価値及びリスク管理（続き）

C. 金融リスク管理（続き）

ii. 信用リスク（続き）

営業債権及び契約資産（続き）

IAS第39号に基づく情報との比較

IFRS 7S.34(a), 36(c),
37(a)

2017年12月31日現在、期日が経過しておらず減損もしていない営業債権の信用の質、及び期日が経過しているものの減損していない営業債権の年齢の分析は、以下のとおりです。

千ユーロ	2017年
期日が経過しておらず減損もしていない	
外部の信用格付が、少なくとも格付機関[X]でBaa3または格付機関[Y]でBBB-	5,139
その他の顧客：	
– 当社グループとの取引が4年以上*	11,633
– 当社グループとの取引が4年未満*	2,290
– リスクが高い顧客	58
	19,120
期日が経過しているものの減損していない	
1-30日の期日経過	3,032
31-90日の期日経過	112
91-120日の期日経過	26
減損していない営業債権合計	22,290

* 「リスクが高い顧客」を除く

IFRS 7S.37(b), IG29

2017年12月31日現在の減損した営業債権の帳簿価額（総額）は、249千ユーロでした。2017年12月31日において、同事業年度に破産宣告を受けた顧客に係る7千ユーロの減損損失が計上されています。2017年12月31日における減損損失の残りの金額は、未払額を返済できないことを示す兆候のある複数の顧客に係るもので、その主な原因は経済状況によるものです。

2018年1月1日及び12月31日現在の法人顧客に係る予想信用損失の評価

IFRS7.35B(a), 35F(c),
35G(a)-(b)

当社グループは、損失のリスクの前兆であるとされるデータ（外部格付、監査済財務諸表、管理会計及びキャッシュフローの予測並びに顧客に関する利用可能な公表情報を含むが、これらに限定されない）に基づき、また経験に裏付けられた信用判定により各エクスポージャーを信用リスク格付に配分しています。信用リスク格付は、債務不履行リスクを示す定性的要因及び定量的要因を用いて定義され、格付機関[X]及び[Y]の外部信用格付の定義に整合させています。

各信用リスクの格付におけるエクスポージャーは地理的立地及び業種の区分別にグループ分けし、予想信用損失率は過去7年間にわたる延滞状況及び信用損失の実績に基づき、それぞれのグループ別に計算しています。これらの損失率には、過去のデータを収集した期間における経済状況と現在の状況との差異及び債権の予想残存期間にわたる経済状況に関する当社グループの見通しを反映するスカラー因子を乗じています。

スカラー因子は、GDPの予測及び業界の見通しに基づき、次のように設定されています。

X国：1.3、Y国：0.9、Z国：1.1、業種[A]：1.8

連結財務諸表注記（続き）

32. 金融商品—公正価値及びリスク管理（続き）

C. 金融リスク管理（続き）

ii. 信用リスク（続き）

営業債権及び契約資産（続き）

2018年1月1日及び12月31日現在の法人顧客に係る予想信用損失の評価

IFRS 7.35M, B8I

以下の表は、2018年12月31日現在の法人顧客の営業債権及び契約資産の信用リスクに対するエクスポージャー及び予想信用損失に関する情報です。

2018年12月31日 千ユーロ	相当する外部信用格付 機関 [Y]	加重平均 損失率	帳簿価額 (総額)	減損損失 引当金	信用減損
格付1-6: 低リスク	BBB-からAAA	0.30%	9,163	(27)	無
格付7-9: 中リスク	BB-からBB+	0.60%	16,009	(96)	無
格付10: 要管理	B-からCCC-	2.60%	1,633	(42)	無
格付11: 貸倒懸念	CからCC	23.20%	122	(28)	有
格付12: 貸倒	D	44.90%	67	(30)	有
			26,994	(224)	

2018年1月1日及び12月31日現在の個人顧客に係る予想信用損失の評価

IFRS 7.35B(a), 35F(c),
35G(a)-(b)

当社グループは、個人顧客の営業債権の予想信用損失の測定に、引当マトリクスを使用しています。個人顧客の営業債権は、非常に多数の少額の残高で構成されています。

損失率は、債権が延滞から償却までの一連の段階を推移する確率に基づく「ロールレート」法を用いて計算しています。ロールレートは、一般的な信用リスク特性（地理的立地、顧客関係の経過年数及び購入された商品の種類）に基づき、各セグメントのエクスポージャー別に計算しています。

IFRS 7.35M, 35N, B8I

以下の表は、2018年12月31日現在の個人顧客の営業債権及び契約資産の信用リスクに対するエクスポージャー及び予想信用損失に関する情報です。

2018年12月31日 千ユーロ	加重平均 損失率	帳簿価額 (総額)	損失評価 引当金	信用減損
期日前	0.40%	8,474	(34)	無
1-30日の期日経過	1.10%	1,638	(18)	無
31-60日の期日経過	5.60%	236	(13)	無
61-90日の期日経過	13.20%	111	(15)	無
90日超の期日経過	43.60%	38	(17)	有
		10,498	(96)	

損失率は、過去7年間にわたる信用損失の実績に基づいています。これらの損失率には、過去データを収集した期間中の経済状況、現在の状況及び債権の予想残存期間にわたる経済状況に関する当社グループの見通しの間の差異を反映するスカラー因子を乗じています。

スカラー因子は、失業率の実績及び予測に基づき、次のように設定されています。

X国：1.3、Y国：0.95、Z国：1.2

連結財務諸表注記（続き）

32. 金融商品—公正価値及びリスク管理（続き）

C. 金融リスク管理（続き）

ii. 信用リスク（続き）

営業債権及び契約資産（続き）

営業債権及び契約資産に係る損失評価引当金の変動

当事業年度中の営業債権及び契約資産に係る損失評価引当金の変動は、以下のとおりです。2017年の比較金額は、IAS第39号に基づく減損損失に対する引当金の金額を示しています。

千ユーロ	2018年		2017年	
		個別の減損	集会的減損	
IAS第39号に基づく1月1日現在の残高	54	6	20	
IFRS第9号の適用開始時の調整	160			
IFRS第9号に基づく1月1日現在の残高	214			
直接償却額	(80)	(5)	-	
非継続事業のため認識を中止した金額	(25)			
損失評価引当金の再測定額（純額）	211	9	24	
12月31日現在の残高	320	10	44	

IFRS 7.35H, 42P,
IFRS 7S.16

IFRS 7.35L

2018年中に直接償却された契約上の金額70千ユーロを含む営業債権は、依然として履行強制活動の対象となっています。

IFRS 7.35I, B8D

2018年中の以下の営業債権の帳簿価額（総額）の著しい変動が、減損損失引当金の変動の要因となっています。

- X及びY国の事業の拡大によって、営業債権がそれぞれ4,984千ユーロ及び4,556千ユーロ増加したことにより、2018年の減損損失引当金がそれぞれ30千ユーロ及び44千ユーロ増加しています。
- Z国の信用減損した残高が143千ユーロ増加したことにより、2018年の減損損失引当金が78千ユーロ増加しています。
- 2018年2月に売却した包装事業セグメント（注記7を参照）に関連する営業債権が3,970千ユーロ減少したことにより、2018年の損失評価引当金が25千ユーロ減少しています。

連結財務諸表注記（続き）

32. 金融商品—公正価値及びリスク管理（続き）

C. 金融リスク管理（続き）

ii. 信用リスク（続き）

負債性証券

IFRS 7.33(a)–33(b),
35B(a), 35F(a),
35G(a)–(b),
7S.33(a)–33(b)

当社グループは、信用リスクに対するエクスポージャーを制限するために、流動性のある負債性証券に投資し、また信用格付が少なくとも格付機関 [X] においてA2、格付機関 [Y] においてAを維持している相手先に対するものに限定しています。

当社グループは、信用リスクの変化を、公表されている外部の信用格付を確認することによって監視しています。公表されている格付が引き続き最新のものであるか否かを判断し、報告日現在公表されている格付に反映されていない信用リスクの著しい増大があるか否かを評価するために、当社グループは、社債の利回りの変動及び、利用可能な場合は発行者に関する公表情報及び規制上の情報とともにクレジット・デフォルト・スワップ（CDS）価格の再調査を追加的に行っています。

12ヶ月及び全期間のデフォルト確率は、それぞれの信用格付について格付機関 [X] から提供される過去のデータに基づき算定し、現在の社債の利回り及びCDS価格に基づき再調整しています。デフォルト時損失率（LGD）という変数は、証券が信用減損している場合を除き、原則として回収率を40%と仮定しています。証券が信用減損している場合には、損失の見積りは、その証券の現在の市場価格と当初の実効金利に基づき算定しています。

IFRS 7.34(a), 34(c),
7S.34(a), 34(c)

償却原価、FVOCIで測定される負債性証券及びFVTPLで測定される負債性証券（2017年：満期保有目的、売却可能、及び売買目的保有に分類される負債性証券）に係る報告日現在の地理的立地別の信用リスクに対するエクスポージャーは、以下のとおりです。

千ユーロ	帳簿価額（純額）	
	2018年	2017年
[X国]	1,615	2,351
[A、B、C、D及びE国]	68	115
他の [Z地域] 諸国	366	273
英国	435	430
米国	298	51
	2,782	3,220

連結財務諸表注記（続き）

32. 金融商品—公正価値及びリスク管理（続き）

C. 金融リスク管理（続き）

ii. 信用リスク（続き）

負債性証券（続き）

以下の表は、償却原価、FVOCIで測定される負債性証券及びFVTPLで測定される負債性証券（2017年：満期保有目的、売却可能、及び売買目的保有に分類される負債性証券）の信用の質に関する分析を示しています。この表では、償却原価またはFVOCIで測定される資産に関し、12ヶ月の予想信用損失引当金、または全期間の予想信用損失引当金のいずれが計上されているかを示し、全期間の予想信用損失引当金が計上されている場合、信用減損しているか否かを示しています。

信用格付	2018年					2017年		
	FVTPL	FVOCI	償却原価			売却目的 保有	売却可能	満期保有 目的
			12ヶ月の 予想信用 損失	12ヶ月の 予想信用 損失	全期間の 予想信用損失 —信用減損 なし			
千ユーロ								
BBB-からAAA	243	122	1,764	-	-	591	373	1,569
BB-からBB+	-	-	-	207	-	-	-	334
B-からB+	-	-	-	113	-	-	-	233
CからCCC+	-	-	-	247	-	-	-	73
D	-	-	-	-	185	-	-	67
帳簿価額（総額） （2017年：減損 控除前償却原価）		122	1,764	567	185			2,276
損失評価引当金		(1)	(15)	(25)	(55)			(20)
償却原価		121	1,749	542	130			2,256
帳簿価額	243	118	1,749	542	130	591	373	2,256

当社グループは、2017年12月31日時点で期日が経過しているが減損していない負債性証券を有していません。

信用格付がDである償却原価で測定される（2017年：満期保有目的）負債性証券に関し、発行者に生じている著しい財政状態の悪化に伴い、2018年に55千ユーロ（2017年：20千ユーロ）の減損損失引当金が認識されています。当社グループは、この投資に関する担保は保有していません。

IFRS 7.34(a), 35M,
B8I, 7S.36(c)

IFRS 7S. 37(a),
7.35I, 37(b)

連結財務諸表注記（続き）

32. 金融商品—公正価値及びリスク管理（続き）

C. 金融リスク管理（続き）

ii. 信用リスク（続き）

負債性証券（続き）

当事業年度における償却原価で測定される（2017年：満期保有目的）負債性証券の損失評価引当金の変動は、以下のとおりです。2017年の比較金額は、IAS第39号に基づく減損損失に対する引当金勘定を示しています。

	2018年			2017年	
	12ヶ月の予想 信用損失	全期間の 予想信用損失 —信用減損 なし	全期間の 予想信用損失 —信用減損 あり	合計	減損
千ユーロ					
IAS第39号に基づく1月1日現在の残高				20	20
IFRS第9号の適用開始時の調整				13	
IFRS第9号に基づく1月1日現在の残高	10	3	20	33	
損失評価引当金の再測定額（純額）	5	46	27	78	-
全期間の予想信用損失への振替え					-
—信用減損なし	(1)	1	-	-	
全期間の予想信用損失への振替え					-
—信用減損あり	-	(8)	8	-	
金融資産の返済	(2)	(17)	-	(19)	-
新たな金融資産の取得	3	-	-	3	-
12月31日現在の残高	15	25	55	95	20

2018年中の損失評価引当金の増加の要因は、以下のとおりです。

- 帳簿価額（総額）が109千ユーロの負債性証券の発行者が破産管財手続に入りました。当社グループはその負債性証券を信用減損ありに分類し、損失評価引当金は25千ユーロ増加しました。
- 2018年第4四半期におけるY国の景気後退により、信用格付の格下げ及び全期間の予想信用損失測定への振替えが行われたことに伴い、損失評価引当金が33千ユーロ増加しました。

当事業年度におけるFVOCIで測定される負債性証券の損失評価引当金の変動は、以下のとおりです。

	2018年 12ヶ月の 予想信用損失
千ユーロ	
IAS第39号に基づく1月1日現在の残高	-
IFRS第9号の適用開始時の調整	4
IFRS第9号に基づく1月1日現在の残高	4
損失評価引当金の再測定額（純額）	(1)
金融資産の認識の中止	(3)
新たな金融資産の取得	1
12月31日現在の残高	1

2017年12月31日現在保有していた投資は、過去に売却可能区分に分類したものであり、2017年中に減損損失は認識していませんでした。

IFRS 7.35H, 42P,
7S.16

IFRS 7.42P

IFRS 7.35I, B8D

IFRS 7.16A, 35H,
42P

連結財務諸表注記（続き）

32. 金融商品—公正価値及びリスク管理（続き）

C. 金融リスク管理（続き）

ii. 信用リスク（続き）

現金及び現金同等物

IFRS 7.33(a)–(b),
34(a), 35B(a), 35F(a),
35G(a)–(b), 35M,
7S.33(a)–33(b),
34(a), 36(c)

当社グループは、2018年12月31日現在において1,504千ユーロ相当の現金及び現金同等物を保有しています（2017年：1,850千ユーロ）。現金及び現金同等物は、格付機関 [Y] の格付がAA-からAA+である銀行及び金融機関に保管しています。

現金及び現金同等物に係る減損は、エクスポージャーの満期が短いことを反映し、12ヶ月の予想信用損失に基づき測定しています。当社グループは、取引相手の外部信用格付に基づき、現金及び現金同等物の信用リスクは低いと考えています。

当社グループは、現金及び現金同等物に対して、負債性証券に対して用いているのと類似の予想信用損失の測定アプローチを用いています。

IFRS 7.35H, 42P

IFRS第9号の適用開始時に、当社グループは、2018年1月1日現在の損失評価引当金を1千ユーロで認識しました。その引当金の金額に、2018年中の変動はありませんでした。

デリバティブ

IFRS 7.33(a)–(b),
34(a),
7S.33(a)–(b), 34(a),
36(c)

デリバティブは、格付機関 [Y] の格付がAA-からAA+である銀行及び金融機関と締結しています。

保証

当社グループの方針により、当社グループは子会社の債務に対してのみ金融保証を提供しています。2018年12月31日において当社は、子会社2社に関して、特定の銀行からの信用枠について保証を行っています（注記33(B)を参照）。

iii. 流動性リスク

IFRS 7.31, 33, 7S.31, 33

流動性リスクとは、当社グループが現金またはその他の金融資産により決済する金融負債に関連する債務を履行する際に、困難に直面するリスクのことです。当社グループは、流動性の管理に関して、許容できない損失を発生させたり、当社グループの評判にダメージを及ぼし得るリスクを負ったりすることなく、通常時においても逼迫した状況下においても、期日に債務を履行するために、十分な流動性があることを可能な限り確実にするようなアプローチを採用しています。

当社グループは、物品及びサービスの原価に活動基準原価計算を使用しており、これをキャッシュフローの管理及び投資に係る現金収益率の最大化に役立てています。

IFRS 7.34(a), 39(c),
B10A, 7S.34(a), 39(c),
B10A

当社グループは、現金及び現金同等物、並びにその他の市場性の高い債券投資を、金融負債（営業債務を除く）に係る向こう60日間の期待キャッシュ・アウトフローを超える水準で維持することを目標としています。投資のアウトフローに対する比率は、2018年12月31日において1.65でした（2017年：1.58）。当社グループは、営業債務及びその他の債務に係る期待キャッシュ・アウトフローとともに、営業債権及びその他の債権に係る期待キャッシュ・インフローのレベルも監視しています。2018年12月31日において、2ヶ月以内に期日が経過する営業債権及びその他の債権からの期待キャッシュフローは、12,331千ユーロでした（2017年：8,940千ユーロ）。これには、自然災害のような合理的に予測できない極端な事象に関する潜在的な影響は含まれません。

IAS 7.50(a),
IFRS 7.B11F, 7S.B11F

当社グループはさらに、以下の信用枠を維持しています。

- 無担保の10百万ユーロの当座借越枠。利息は、EURIBORプラス150ベース・ポイントのレートで支払われます（2017年：EURIBORプラス160ベース・ポイント）。
- 短期の資金調達ニーズに対応するための無担保の15百万ユーロの引出枠。この枠は、30日満期であり、当社の選択により自動的に更新されます。利息は、EURIBORプラス100ベース・ポイントのレートで支払われます（2017年：EURIBORプラス110ベース・ポイント）。

連結財務諸表注記（続き）

32. 金融商品—公正価値及びリスク管理（続き）

C. 金融リスク管理（続き）

iii. 流動性リスク（続き）

流動性リスクへのエクスポージャー

IFRS 7.39(a), 7S.39(a)

 報告日における金融負債の契約上の満期は以下のとおりです。これらの金額は割引前の総額で示されており、契約上の利息支払額を含み、相殺契約の影響を除外しています^{a, b}。

契約上のキャッシュフロー

2018年12月31日

千ユーロ

 IFRS 7.39(a), B11A–
B11D

非デリバティブ金融負債

	帳簿価額	合計	2ヶ月以内	2-12ヶ月	1-2年	2-5年	5年超
条件付対価	270	(330)	-	-	-	(330)	-
銀行当座借越	334	(334)	(334)	-	-	-	-
担保付銀行借入金	8,609	(9,409)	(1,667)	(420)	(1,810)	(5,512)	-
無担保銀行借入金	503	(520)	(194)	(326)	-	-	-
無担保社債	9,200	(10,272)	(59)	(3,195)	(709)	(6,309)	-
転換社債	4,678	(5,375)	-	(150)	(150)	(5,075)	-
償還優先株式	1,990	(2,528)	-	(88)	(88)	(264)	(2,088)
ファイナンス・リース債務	1,928	(2,663)	(178)	(357)	(450)	(678)	(1,000)
営業債務	22,815	(22,815)	(22,815)	-	-	-	-
	50,627	(54,246)	(25,247)	(4,536)	(3,207)	(18,168)	(3,088)

 IFRS 7.39(b), B11A–
B11D

デリバティブ金融負債^c

ヘッジに利用される金利スワップ	20	(21)	(1)	(6)	(6)	(8)	-
ヘッジに利用される為替予約：							
- アウトフロー	8	(152)	(91)	(61)	-	-	-
- インフロー	-	142	85	57	-	-	-
	28	(31)	(7)	(10)	(6)	(8)	-

 IFRS 7.39, B11,
Insights
7.10.650.80

a. この企業グループは、IFRS第7号のもとで流動性リスクに関して最低限要求されている金融負債に関する契約上の満期の分析を開示している。IFRS第7号はこの分析に用いるべき期間区分を定めていないため、この企業グループは、その判断に基づき適切な期間区分を決定している。

 Insights
7.10.650.70

b. この企業グループは、金利及び元本の両方のキャッシュフローを分析に含めている。KPMGの見解では、この方法により、この企業グループが直面している流動性リスクが最もよく表される。

 Insights
7.10.650.30

c. KPMGの見解では、満期分析にはすべてのデリバティブ金融負債を含めなければならないが、契約上の満期は、キャッシュフローの時期を理解するうえで契約上の満期が不可欠である場合にのみ開示を行えばよい。

連結財務諸表注記（続き）

32. 金融商品—公正価値及びリスク管理（続き）

C. 金融リスク管理（続き）

iii. 流動性リスク（続き）

流動性リスクへのエクスポージャー（続き）

契約上のキャッシュフロー

2017年12月31日

千ユーロ

	帳簿価額	合計	2ヶ月以内	2-12ヶ月	1-2年	2-5年	5年超
非デリバティブ金融負債							
銀行当座借越	282	(282)	(282)	-	-	-	-
担保付銀行借入金	12,078	(13,112)	(1,720)	(3,605)	(518)	(6,357)	(912)
無担保銀行借入金	117	(125)	(63)	(62)	-	-	-
無担保社債	9,200	(10,613)	(61)	(184)	(3,306)	(1,703)	(5,359)
ファイナンス・リース債務	2,182	(3,186)	(177)	(354)	(458)	(666)	(1,531)
関連会社からの借入金	1,000	(1,048)	(8)	(1,040)	-	-	-
営業債務	20,877	(20,877)	(20,877)	-	-	-	-
	45,736	(49,243)	(23,188)	(5,245)	(4,282)	(8,726)	(7,802)
デリバティブ金融負債							
ヘッジに利用される金利スワップ	5	(5)	-	(2)	(1)	(2)	-
ヘッジに利用される為替予約：							
- アウトフロー	7	(41)	(25)	(16)	-	-	-
- インフロー	-	32	19	13	-	-	-
	12	(14)	(6)	(5)	(1)	(2)	-

IFRS 7S.39(a), B11A-B11D

IFRS 7S.39(b), B11A-B11D

IFRS 7.39(b)-(c), B11D
IFRS 7S.39(b)-(c), B11D

上記の表で開示されているインフロー（アウトフロー）は、リスク管理目的で保有する、通常契約満期前に処分することのないデリバティブ金融負債に関連する契約上の割引前キャッシュフローです。この開示は、純額で現金決済となるデリバティブに係る正味キャッシュフロー金額、及び同時に総額で現金決済となるデリバティブに係るキャッシュ・インフロー及びキャッシュ・アウトフローの総額を示しています。

IFRS 7.B10A, 7S.B10A

注記28及び37で開示しているとおり、当社グループは財務制限条項を伴う担保付銀行借入金を有しています。将来においてこの条項に違反した場合、当社グループは上記の表に記載されているよりも早く借入金を返済しなければなくなる可能性があります。また、当社グループの修正資本正味負債比率が1.95を超えた場合に、転換社債は要求払いとなります。条項への準拠を確保するために、この契約では借入契約条項は定期的に財務部によりモニタリングされ経営陣に報告されます。

上記の表における変動金利借入金及び社債に係る支払利息は、報告日における市場先物金利を反映しており、これらの金額は市場金利の変動に伴い変動する可能性があります。条件付対価（注記34(A)を参照）及びデリバティブ金融商品に係る将来キャッシュフローは、利子率及び為替相場または関連する状況が変化すると、上記の表の金額とは異なる可能性があります。これらの金融負債を除き、満期分析に含まれているキャッシュフローが著しく早期に発生する、または著しく異なる金額となることは予想されていません^a。

Insights
7.10.650.110

- ^a 支払額が固定されていない場合、開示される金額は報告日時点で存在する状況を反映して決定される。例えば、利息が3ヶ月EURIBOR に連動している変動利付債の場合、KPMGの見解では、開示される金額は、報告日における直物レートではなく先物レートに基づかなければならない。なぜなら、直物レートは将来支払われるキャッシュフローに基づいた指標の水準を表さないのに対して、先物レートは報告日時点で存在する状況に従って指標の水準をよりよく表すからである。

連結財務諸表注記（続き）

32. 金融商品—公正価値及びリスク管理（続き）

C. 金融リスク管理（続き）

iv. 市場リスク

IFRS 7.33, 7S.33

市場リスクとは、外国為替レート、利子率、及び株価等の市場価格の変動に関するリスクであり、当社グループの利益またはその保有する金融商品の価値に影響を及ぼすものです。市場リスク管理の目的は、リターンを最大限にすると同時に、市場リスク・エクスポージャーを許容範囲のパラメーター内で管理しコントロールすることです。

当社グループは、市場リスクを管理するためにデリバティブを用いています。これらの取引は、すべてリスク管理委員会が策定したガイドラインに基づいて実施されています。通常、当社グループは損益ボラティリティを管理するために、ヘッジ会計を適用するようにしています。

為替リスク^a

IFRS 7.21C, 22A(a)

当社グループは、販売、購入、債権及び借入れに用いられる通貨とグループ企業各社の機能通貨との間にミスマッチが存在する範囲で取引の為替リスクにさらされています。グループ企業各社の機能通貨は主にユーロ及びスイスフラン（CHF）です。これらの取引における通貨は主にユーロ、米国ドル（USD）、英国ポンド（GBP）及びCHF建になっています。

IFRS 7.21A, 7.22A(b)-(c), 22C

当社グループのリスク管理方針では、向こう12ヶ月の売上及び購買予測に関して見積られた為替リスクの75%から85%をヘッジすることとしています。当社グループは為替リスクをヘッジするために、大半が報告日から1年未満に満期となる為替契約を使用しています。これらの契約は一般的にキャッシュフロー・ヘッジに指定されています。^b

IFRS 7.22B

当社グループは、為替予約の直物部分を指定して為替リスクをヘッジし、ヘッジ比率を1:1に設定しています。為替予約の先渡部分はヘッジ手段としての指定を行わず、別個にヘッジコストとして会計処理し、資本の部のヘッジコスト剰余金に認識しています。当社グループは、為替予約の重要な契約条件をヘッジ対象の条件と整合させる方針を有しています。

IFRS 7.22B(b)

当社グループは、ヘッジ手段とヘッジ対象の経済的関係性を、関連するキャッシュフローの通貨、金額及び発生時期に基づいて判断しています。当社グループは、それぞれのヘッジ関係において指定したデリバティブがヘッジ対象のキャッシュフローの変動を有効に相殺し、今後有効に相殺する見通しか否かを、仮想デリバティブ法を用いて評価しています。

IFRS 7.24C(b)(vi)

a. この企業グループは、純額ポジションのヘッジ関係の指定を行っていない。このような指定を行った企業は、純損益及びその他の包括利益計算書上の独立の表示科目に認識したヘッジ利得または損失の開示が必要となる。

IFRS 7.24B(a), 24C(a)

b. この企業グループは、公正価値ヘッジ関係の指定を行っていない。公正価値ヘッジを有する企業は、以下の開示が必要となる。

- 財政状態計算書に認識したヘッジ対象の帳簿価額（資産を負債と区別して表示）
- 財政状態計算書に認識したヘッジ対象の帳簿価額に含められたヘッジ対象に係る公正価値ヘッジ調整の累計額（資産を負債と区別して表示）
- ヘッジ対象を含んでいる財政状態計算書の表示科目
- 当期のヘッジ非有効部分を認識する基礎として用いたヘッジ対象の価値の変動
- ヘッジ利得または損失に係る調整を中止したヘッジ対象について財政状態計算書上に残っている公正価値ヘッジ調整の累計額
- 純損益に認識したヘッジ非有効部分（すなわち、ヘッジ手段とヘッジ対象のヘッジ利得または損失の差額）
- 認識したヘッジ非有効部分を含んでいる純損益及びその他の包括利益計算書の表示科目

連結財務諸表注記（続き）

32. 金融商品—公正価値及びリスク管理（続き）

C. 金融リスク管理（続き）

iv. 市場リスク（続き）

為替リスク（続き）

IFRS 7.23D

これらのヘッジ関係におけるヘッジ非有効部分の主な発生原因は、以下のとおりです^a。

- 為替レートの変動に起因するヘッジ対象のキャッシュフローの公正価値の変動に反映されていない、取引相手及び当社グループ自身の信用リスクが為替予約の公正価値に及ぼす影響
- ヘッジされた取引の発生のタイミングの変化

IFRS 7.34(a), 7S.34(a)

為替リスクへのエクスポージャー

当社グループの経営陣に報告されている当社グループの為替リスクに対するエクスポージャーに関する定量的データの要約は、以下のとおりです。

千	2018年12月31日				2017年12月31日			
	EUR	USD	GBP	CHF	EUR	USD	GBP	CHF
営業債権	1,977	8,365	2,367	-	3,099	6,250	1,780	-
担保付銀行借入金	-	(1,447)	(886)	(1,240)	-	(1,521)	(4,855)	(1,257)
営業債務	(876)	(7,956)	(4,347)	-	(5,411)	(10,245)	(2,680)	-
財政状態計算書の								
エクスポージャー								
純額	1,101	(1,038)	(2,866)	(1,240)	(2,312)	(5,516)	(5,755)	(1,257)
将来6ヶ月間の予定 売上高 ^b	9,000	23,000	12,000	-	18,700	17,000	24,000	-
将来6ヶ月間の予定 仕入高 ^b	(10,000)	(20,000)	(8,000)	-	(9,800)	(10,000)	(17,000)	-
予定取引								
エクスポージャー								
純額	(1,000)	3,000	4,000	-	8,900	7,000	7,000	-
為替予約	-	(950)	(946)	-	-	(1,042)	(870)	-
エクスポージャー								
純額	101	1,012	188	(1,240)	6,588	442	375	(1,257)

IFRS 7.31, 7S.31

適用された重要な為替レートは以下のとおりです^c。

ユーロ	平均レート		12月31日時点の レート	
	2018年	2017年	2018年	2017年
USD 1	0.758	0.765	0.750	0.758
GBP 1	1.193	1.214	1.172	1.230
CHF 1	0.818	0.825	0.810	0.828

IFRS 7.23E

- ^a この企業グループには、指定したヘッジ関係において、その他のヘッジ非有効部分の発生原因が生じていない。このような発生原因が生じていた場合には、それらの発生原因をリスク区分ごとに開示し、それによるヘッジ非有効部分を説明しなければならない。

IFRS 7.34(a),
7S.34(a)

- ^b IFRS第7号では、予定売却取引や予定仕入取引は金融商品ではないため、それらについての上記開示は義務付けられる最低限の開示に含まれない。ただし、この企業グループは、この情報が為替リスクに対するエクスポージャーの理解に役立つものであるため開示している。さらにIFRS第7号では、経営幹部に内部的に提供される情報に基づく、リスクにさらされている程度に関する定量的データの開示が要求されている。この企業グループでは為替リスク管理の一環として予定売上高及び予定仕入高に関する情報が経営幹部に提供されている。

IFRS 7.31, 7S.31

- ^c IFRSで明確に要求されていないが、適用された重要な為替レートに関する情報を開示している。これは例示目的のみで記載しているものである。さらに、IFRS第7号では、企業が報告日時点でさらされている金融商品から生じるリスクの内容及び程度を、財務諸表の利用者が評価することができるような情報を開示することも要求されている。

連結財務諸表注記（続き）

32. 金融商品—公正価値及びリスク管理（続き）

C. 金融リスク管理（続き）

iv. 市場リスク（続き）

為替リスク（続き）

感応度分析

12月31日現在、以下に示された割合でユーロ、USD、GBPまたはCHFが他の通貨に対して合理的に可能性のある範囲で増価した（減価した）場合、外貨建金融商品の測定に影響を及ぼし、資本及び純損益にも以下の影響を及ぼします。この分析は、他のすべての変数（特に金利）が一定であると仮定しており、予定売上高・仕入高の影響を考慮していません。

千ユーロ	純損益		資本（税引後）	
	増価	減価	増価	減価
2018年12月31日				
EUR（9%の変動）	(33)	33	25	(25)
USD（10%の変動）	25	(25)	(7)	7
GBP（8%の変動）	17	(17)	(5)	5
CHF（3%の変動）	2	(2)	(30)	30
2017年12月31日				
EUR（10%の変動）	(37)	37	28	(28)
USD（12%の変動）	85	(85)	(8)	8
GBP（10%の変動）	92	(92)	(7)	7
CHF（5%の変動）	6	(6)	(50)	50

金利リスク

当社グループは、金利リスクへのエクスポージャーの80%から90%を固定利率ベースにする方針を採用しています。これは、一部は固定利率の商品の契約を結び、一部は変動金利の借入金に対して金利の変動に起因するキャッシュフローの変動性のヘッジとして金利スワップを利用することにより達成されています。当社グループは、1:1のヘッジ比率を適用しています。

当社グループは、ヘッジ手段とヘッジ関係との経済的関係性を、参照金利、金利期間、金利改定日及び満期、並びに想定元本または額面金額に基づいて判断しています。

当社グループは、それぞれのヘッジ関係において指定したデリバティブがヘッジ対象のキャッシュフローの変動を有効に相殺し、今後も有効に相殺する見通しか否かを、仮想デリバティブ法を用いて評価しています。

これらのヘッジ関係におけるヘッジ非有効部分の主な発生原因は、以下のとおりです^a。

- 金利の変動に起因するヘッジ対象のキャッシュフローの公正価値の変動に反映されていない、取引相手及び当社グループ自身の信用リスクがスワップの公正価値に及ぼす影響
- スワップと借入金の金利改定日の相違

IFRS 7.40, 7S.40

IFRS 7.21C, 22A(b)-22A(c), 22B-22C

IFRS 7.22B(b)

IFRS 7.23D

IFRS 7.23E

- ^a. この企業グループは、指定したヘッジ関係において、その他のヘッジ非有効部分の発生原因が生じていない。このような発生原因が生じていた場合には、それらの発生原因をリスク区分ごとに開示し、それによるヘッジ非有効部分を説明しなければならない。

連結財務諸表注記（続き）

32. 金融商品—公正価値及びリスク管理（続き）

C. 金融リスク管理（続き）

iv. 市場リスク（続き）

金利リスク（続き）

IFRS 7.34(a), 7S.34(a)

金利リスクへのエクスポージャー

当社グループの経営陣に報告されている当社グループの利付金融商品の金利の構成は以下のとおりです。

千ユーロ	名目金額	
	2018年	2017年
固定利付金融商品		
金融資産	2,554	2,629
金融負債	(15,793)	(10,522)
	(13,239)	(7,893)
金利スワップの影響	(8,000)	(7,500)
	(21,239)	(15,393)
変動利付金融商品		
金融負債	(10,086)	(14,055)
金利スワップの影響	8,000	7,500
	(2,086)	(6,555)

固定利付金融商品に対する公正価値感応度分析

当社グループは固定利付金融資産・負債について、FVTPLで測定する会計処理を行っていません。また、当社グループは、デリバティブ（金利スワップ）を公正価値ヘッジ会計におけるヘッジ手段として指定していません。したがって、報告日時点では金利の変動は純損益に影響を及ぼしません。

金利が100ベース・ポイント変動すると、資本が65千ユーロ（税引後）増加または減少することになります（2017年：66千ユーロ）。この分析は、他のすべての変数（特に為替レート）が一定であると仮定しています。

連結財務諸表注記（続き）

32. 金融商品—公正価値及びリスク管理（続き）

C. 金融リスク管理（続き）

iv. 市場リスク（続き）

金利リスク（続き）

IFRS 7.40, 7S.40

変動利付金融商品に対するキャッシュフロー感応度分析

報告日時点で金利が100ベース・ポイント変動（合理的可能性のある変動）した場合の、資本及び純損益の増加（減少）額は以下のとおりです。この分析は、他のすべての変数（特に為替レート）が一定であると仮定しています。

	純損益		資本（税引後）	
	100 bp 増加	100 bp 減少	100 bp 増加	100 bp 減少
千ユーロ				
2018年12月31日				
変動利付金融商品	(66)	66	-	-
金利スワップ	61	(61)	310	(302)
キャッシュフロー感応度（純額）	(5)	5	310	(302)
2017年12月31日				
変動利付金融商品	(142)	142	-	-
金利スワップ	61	(61)	280	(275)
キャッシュフロー感応度（純額）	(81)	81	280	(275)

その他の市場価格リスク

当社グループの確定給付制度債務の未積立部分に対して一部充当するために保有しているFVOCIで測定する資本性証券（2017年：売却可能資本性証券）、及びFVTPLで測定する投資により、当社グループは株価リスクにさらされています。当社グループの経営陣は、市場指数に基づき、投資ポートフォリオに含まれる資本性証券の比率を監視しています。ポートフォリオにおける重要な投資は個別に管理され、すべての購入及び売却決定はリスク管理委員会で承認されています。

IFRS 7.B5(a)(iii),
7S.B5(a)(iii)

当社グループの投資戦略の主な目標は、当社グループの未積立確定給付制度債務を部分的に充当し、そのリターンを改善するために投資リターンを最大化することであり、これに関して経営陣は外部のアドバイザーの助言を得ています。特定の投資はその成果が頻繁に監視され、公正価値ベースで管理されているため、FVTPLに指定されます。

IFRS 7.40, 7S.40

感応度分析—株価リスク

当社グループの上場株式に対する投資は、すべてロンドン証券取引所またはニューヨーク証券取引所において上場されています。FVOCIで測定する区分（2017年：売却可能）に分類したこれらの投資は、報告日においてFTSE100指数が2%、かつダウ・ジョーンズ工業株価平均が3%上昇した場合は、税引後で28千ユーロ増加することになります（2017年：税引後18千ユーロの増加）。逆方向に同じパーセンテージの変動が起こった場合、これらの株式は税引後で28千ユーロ減少します（2017年：税引後18千ユーロの減少）。FVTPLに分類された投資については、報告日においてFTSE100指数が2%、かつダウ・ジョーンズ工業株価平均が3%上昇することによる純損益及び資本への影響は、税引後で16千ユーロの増加（2017年：税引後18千ユーロ）となります。これらの指数が同率減少した場合、純損益及び資本を、税引後で16千ユーロ減少させることとなります（2017年：税引後18千ユーロ）。

連結財務諸表注記（続き）

32. 金融商品—公正価値及びリスク管理（続き）

C. 金融リスク管理（続き）

iv. 市場リスク（続き）

キャッシュフロー・ヘッジ^{a, b}

IFRS 7.23B

2018年12月31日現在、当社グループは、為替及び金利の変動に対するエクスポージャーをヘッジするために以下の金融商品を保有しています。

	満期		
	1-6ヶ月	6-12ヶ月	1年超
為替リスク			
為替予約			
正味エクスポージャー（千ユーロ）	253	63	-
平均為替予約レート（ユーロ：USD）	0.91	0.87	0.83
平均為替予約レート（ユーロ：GBP）	1.27	1.23	1.20
平均為替予約レート（ユーロ：CHF）	0.92	0.91	0.90

IFRS 7.23B(a)

IFRS 7.23B(b)

金利リスク**金利スワップ**

正味エクスポージャー（千ユーロ）	-	41	78
平均固定金利	2.2%	2.4%	2.8%

IFRS 7S.23(a)

2017年12月31日時点で、当社グループは、為替レートの変動に対するエクスポージャーをヘッジするために以下の金融商品を保有していました。

	満期		
	1-6ヶ月	6-12ヶ月	1年超
為替リスク			
為替予約			
正味エクスポージャー（千ユーロ）	293	73	-
平均為替予約レート（ユーロ：USD）	0.93	0.89	0.85
平均為替予約レート（ユーロ：GBP）	1.35	1.32	1.28
平均為替予約レート（ユーロ：CHF）	0.95	0.93	0.91

IFRS 7.23C, 24D

- a. この企業グループは、ヘッジ手段とヘッジ対象の両方が頻繁に変わるためヘッジ関係を頻繁に再設定していない（すなわち、企業はエクスポージャーと当該エクスポージャーの管理のために使用するヘッジ手段とが長期間同じ状態にとどまることのない動的なプロセスを使用していない）。企業がヘッジ関係を頻繁に再設定している場合には、IFRS第7号の第23A項及び第23B項で要求されている開示の提供を免除されるが、代わりに、究極的なリスク管理戦略に関する情報、企業のヘッジ会計及びヘッジの指定においてリスク管理戦略をどのように反映しているか、ヘッジ関係がどのくらい頻繁に中止され、かつ再開されているかを開示する。ヘッジの分量が当期中の通常の分量を表象していない場合（すなわち、報告日現在の分量が当期中の分量を反映していない場合）には、企業はその旨及び当該分量が代表的なものではないと考える理由を開示する。

IFRS 7.23F,

IFRS 7S.24C(b)(iv)

- b. この企業グループは、過去の期間においてキャッシュフロー・ヘッジを適用していたものの発生の可能性がなくなった予定取引を有していない。このような予定取引がある場合には、企業は、当該予定取引に関する記述及びキャッシュフロー・ヘッジ剰余金から純損益に振り替えた金額を開示しなければならない。

連結財務諸表注記（続き）

32. 金融商品－公正価値及びリスク管理（続き）

C. 金融リスク管理（続き）

iv. 市場リスク（続き）

キャッシュフロー・ヘッジ（続き）

報告日現在のヘッジ対象として指定された項目に関連する金額は、以下のとおりです。

IFRS 7.24B(b)

	2018年12月31日			
	ヘッジの非有効部分 を算定するために 使用した価値の変動	キャッシュ フロー・ヘッジ剩 余金	ヘッジコスト剩 余金	ヘッジ会計が適用 されなくなった ヘッジ関係に 関するキャッシュ フロー・ヘッジ剩除金
千ユーロ				
為替リスク				
販売、債権及び借入金	23	154	3	-
棚卸資産の購入	15	101	2	-
金利リスク				
変動利付金融商品	24	165	-	-
	2017年12月31日			
為替リスク				
販売、債権及び借入金	(35)	181	(26)	-
棚卸資産の購入	(23)	119	-	-
金利リスク				
変動利付金融商品	(37)	190	-	-

連結財務諸表注記（続き）

32. 金融商品—公正価値及びリスク管理（続き）

C. 金融リスク管理（続き）

iv. 市場リスク（続き）

キャッシュフロー・ヘッジ（続き）

ヘッジ手段として指定された項目及びヘッジ非有効部分に関する金額は、以下のとおりです。

IFRS 7.21B, 21D,
24A, 24B(b), 24C(b)

千ユーロ	2018年			ヘッジ手段が含まれる 財政状態計算書の勘定科目
	想定元本	資産	負債	
帳簿価額				
為替リスク				
為替予約 – 販売、債権及び借入金	1,138	178	(5)	その他の投資（デリバティブ（資産）、営業債務及びその他の債務（負債）を含む）
為替予約 – 棚卸資産の購入	758	119	(3)	
金利リスク				
金利スワップ	8,000	116	(20)	その他の投資（デリバティブ（資産）、営業債務及びその他の債務（負債）を含む）

当期中 – 2018年

その他の包括 利益に認識 したヘッジ 手段の価値 の変動	純損益に認識 したヘッジの非 有効部分	ヘッジの非有効 部分を含む 純損益の表示科目	その他の包括 利益に認識 したヘッジ コスト	ヘッジ剰余金 から 棚卸資産の 取得原価に 振り替えた 金額	ヘッジコスト 剰余金から 棚卸資産の 取得原価に 振り替えた 金額	ヘッジ剰余金 から 純損益に 振り替えた 金額	ヘッジコスト 剰余金から 純損益に 振り替えた 金額	振替の 影響を受けた 純損益の表示科目
(23)	(45)	金融費用 – その他	20			(12)	6	収益
						(6)	2	金融費用 – その他
(15)	-		14	6	6	-	-	
(24)	(6)	金融費用 – その他	-	-	-	(13)	-	金融費用 – その他

連結財務諸表注記（続き）

32. 金融商品—公正価値及びリスク管理（続き）

C. 金融リスク管理（続き）

iv. 市場リスク（続き）

キャッシュフロー・ヘッジ（続き）

ヘッジ手段として指定された項目及びヘッジ非有効部分に関する金額は、以下のとおりです。

千ユーロ	想定元本	2017年		ヘッジ手段が含まれる 財政状態計算書の勘定科目
		帳簿価額 資産	負債	
為替リスク				
為替予約 – 販売、債権及び借入金	1,147	211	(4)	その他の投資（デリバティブ（資産）、営業債務及びその他の債務（負債）を含む）
為替予約 – 棚卸資産の購入	765	141	(3)	その他の投資（デリバティブ（資産）、営業債務及びその他の債務（負債）を含む）
金利リスク				
金利スワップ	7,500	131	(5)	その他の投資（デリバティブ（資産）、営業債務及びその他の債務（負債）を含む）

IFRS 7S.22(b), 23(c)-(e), 24(b)

当期中 – 2017年

その他の包括 利益に認識 したヘッジ 手段の価値 の変動	純損益に認識 したヘッジの 非有効部分	ヘッジの非有効 部分を含む 純損益の表示科目	その他の 包括利益に 認識した ヘッジコスト	ヘッジコスト 剰余金から 棚卸資産の 取得原価に 振り替えた 金額	ヘッジ剰余金 から純損益に 振り替えた 金額	ヘッジコスト 剰余金から 純損益に 振り替えた 金額	振替の影響を 受けた純損益の表 示科目
35	(11)	金融費用 – その他	6	-	(3)	7	収益
					(2)	(5)	金融費用 – その他
23	-		4	-	(1)	-	売上原価
37	(5)	金融費用 – その他	-	-	(5)	-	金融費用 – その他

連結財務諸表注記（続き）

32. 金融商品—公正価値及びリスク管理（続き）

C. 金融リスク管理（続き）

iv. 市場リスク（続き）

キャッシュフロー・ヘッジ（続き）

IFRS 7.24E–24F

以下の表は、資本の構成要素のリスク分類別の調整表及びキャッシュフロー・ヘッジ会計から生じたその他の包括利益の項目（税引後）の分析を示しています。

	2018年	
	ヘッジ 剰余金	ヘッジ コスト 剰余金
千ユーロ		
2018年1月1日現在の残高	490	(26)
キャッシュフロー・ヘッジ		
公正価値の変動：		
為替リスク – 棚卸資産の購入	(15)	14
為替リスク – その他の項目	(23)	20
金利リスク	(24)	-
純損益に振り替えた金額：		
為替リスク – その他の項目	(18)	8
金利リスク	(13)	-
非金融項目の取得原価に含まれる金額：		
為替リスク – 棚卸資産の購入	6	6
当期中の剰余金の変動に係る税金	29	(17)
2018年12月31日現在の残高	432	5

連結財務諸表注記（続き）

32. 金融商品—公正価値及びリスク管理（続き）

C. 金融リスク管理（続き）

iv. 市場リスク（続き）

キャッシュフロー・ヘッジ（続き）

	2017年	
	ヘッジ 剰余金	ヘッジ コスト 剰余金
千ユーロ		
2017年1月1日現在の残高	434	(35)
キャッシュフロー・ヘッジ		
公正価値の変動の有効部分：		
為替リスク - 棚卸資産の購入	23	4
為替リスク - その他の項目	35	6
金利リスク	37	
純損益に振り替えた金額：		
為替リスク - 棚卸資産の購入	(1)	
為替リスク - その他の項目	(5)	2
金利リスク	(5)	
非金融項目の取得原価に含まれる金額：		
為替リスク - 棚卸資産の購入	-	-
当期中の剰余金の変動に係る税金	(28)	(3)
2017年12月31日現在の残高	490	(26)

純投資のヘッジ

IFRS 7.22A

為替エクスポージャーは、スイスフランを機能通貨とする当社グループのスイス子会社に対する純投資から生じています。そのリスクはスイスフランとユーロ間の直物為替レートの変動から生じており、それを要因として純投資の金額が変動します。

純投資ヘッジにおいてヘッジしているリスクは、ユーロに対するスイスフラン安によって当社グループのスイス子会社に対する純投資の帳簿価額が減少するリスクです。

IFRS 7.22B(a), 22(c)

当社グループのスイス子会社に対する純投資の一部は、スイスフラン建担保付銀行借入金（帳簿価額：1,240千ユーロ（2017年：1,257千ユーロ））によってヘッジされており、子会社の純資産から生じる為替リスクを削減しています。その借入金は、ユーロ/スイスフランの直物為替レートの変動に起因する純投資の価値の変動に対するヘッジ手段として指定されています。

IFRS 7.22B(b)

当社グループは、ヘッジの有効性を評価するため、直物為替レートの変動に起因する借入金の帳簿価額の変動と、直物為替レートの変動による在外営業活動体に対する投資の変動とを比較すること（相殺法）によって、ヘッジ手段とヘッジ対象の経済的関係を判定しています。当社グループは、その借入金の元本の範囲内でのみ純投資をヘッジする方針としています。

連結財務諸表注記（続き）

32. 金融商品—公正価値及びリスク管理（続き）

C. 金融リスク管理（続き）

iv. 市場リスク（続き）

純投資のヘッジ（続き）

IFRS 7.24A,
24C(b)(i)–24C(b)(iii)

ヘッジ手段として指定された項目に関する金額は、以下のとおりです。

千ユーロ	想定元本	2018年		ヘッジ手段が含まれる 財政状態計算書の勘定 科目
		帳簿価額		
		資産	負債	
為替— 外貨建債務（CHF）	1,240	-	1,240	借入金等

IFRS 7.24B(b)

ヘッジ対象として指定された項目に関する金額は、以下のとおりです。

千ユーロ	2018年
純投資（CHF）	ヘッジ非有効部分の算定に用いた価値の変動 3

IFRS 7S.22(a)–22(c),
23(c)–(e), 24(c)

ヘッジ手段として指定された項目に関する金額は、以下のとおりです。

千ユーロ	想定元本	2017年		ヘッジ手段が含まれる 財政状態計算書の勘定 科目
		帳簿価額		
		資産	負債	
為替— 外貨建債務（CHF）	1,257	-	1,257	借入金等

IFRS 7S.22(a)–22(c)

ヘッジ対象として指定された項目に関する金額は、以下のとおりです。

千ユーロ	2017年
純投資（CHF）	ヘッジ非有効部分の算定に用いた価値の変動 8

当期中 – 2018年

2018年のヘッジ 非有効部分の計算に 用いた価値の変動	その他の包括利益に 認識したヘッジ手段 の価値の変動	純損益に認識した ヘッジの非有効部分	ヘッジの非有効部分を 含む純損益の 表示科目	ヘッジ剰余金から 純損益に振り替えた 金額	振替の影響を 受けた純損益の 表示科目
(4)	(3)	(1)	金融費用 – その他	-	N/A

当期中 – 2018年

外貨換算剰余金	ヘッジ会計を適用しなくなったヘッジ関係から生じた 外貨換算剰余金に残っている残高
125	-

当期中 – 2017年

2016年のヘッジ 非有効部分の計算に 用いた価値の変動	その他の包括利益に 認識したヘッジ手段 の価値の変動	純損益に認識した ヘッジの非有効部分	ヘッジの非有効部分を 含む純損益の 表示科目	ヘッジ剰余金から 純損益に振り替えた 金額	振替の影響を受けた 純損益の 表示科目
(8)	(8)	-	金融費用 – その他	-	N/A

当期中 – 2017年

外貨換算剰余金	ヘッジ会計を適用しなくなったヘッジ関係から生じた 外貨換算剰余金に残っている残高
105	-

連結財務諸表注記（続き）

32. 金融商品—公正価値及びリスク管理（続き）

IFRS 7.13B, 13E, B50,
7S.13B, 13E, B50D. マスターネットティング契約及び類似の契約^{a, b}

当社グループは、国際スワップデリバティブ協会（ISDA）マスターネットティング契約に基づくデリバティブ契約を締結しています。これらの契約のもとでは一般に、同一の通貨での未払い取引の全額に関して各当事者が同一の日に支払う金額は、一方の当事者が他方の当事者に支払うべき単一の純額として集計されます。特定の状況のもと（例：債務不履行等の信用事象の発生した場合）では、契約内の未払い取引の全部が解約され、解約価値が評価され、すべての取引の決済額（純額）が債務となります。

このISDA契約は、財政状態計算書上で相殺される要件を満たしません。これは、銀行借入の返済不履行またはその他の信用事象が将来生じた場合にのみ相殺権が強制可能となるため、当社グループが認識額を相殺する法的に強制可能な現在の権利を有していないためです。

以下の表は、上記の契約の対象となる認識済みの金融商品の帳簿価額を示したものです。

IFRS 7.13C, B46,
7S.13C, B46

千ユーロ	財政状態計算書 上の金融商品の		相殺されない	純額
	注記	総額	関連する 金融商品	
2018年12月31日				
金融資産				
その他の投資（デリバティブを含む）				
- ヘッジに利用される金利スワップ	25	116	(5)	111
- ヘッジに利用される為替予約	25	297	(16)	281
- その他の為替予約	25	122	(7)	115
		535	(28)	507
金融負債				
営業債務及びその他の債務				
- ヘッジに利用される金利スワップ	29	(20)	20	-
- ヘッジに利用される為替予約	29	(8)	8	-
		(28)	28	-
2017年12月31日				
金融資産				
その他の投資（デリバティブを含む）				
- ヘッジに利用される金利スワップ	25	131	(2)	129
- ヘッジに利用される為替予約	25	352	(8)	344
- その他の為替予約	25	89	(2)	87
		572	(12)	560
金融負債				
営業債務及びその他の債務				
- ヘッジに利用される金利スワップ	29	(5)	5	-
- ヘッジに利用される為替予約	29	(7)	7	-
		(12)	12	-

IFRS 7.13C,
B51-B52, 7S.13C,
B51-B52,
Insights 7.10.250.7
0

a. IFRS第7号第13C項で要求される開示は、金融商品または取引の種類ごとにグループ化することができる。または、企業は第13C項(a)-(c)の情報を金融商品の種類ごとに開示し、第13C項(c)-(e)の情報を取引相手ごとに開示することができる。

IFRS 7.13C,
B52-B53, 7S.13C,
B52-B53,
Insights
7.10.250.120

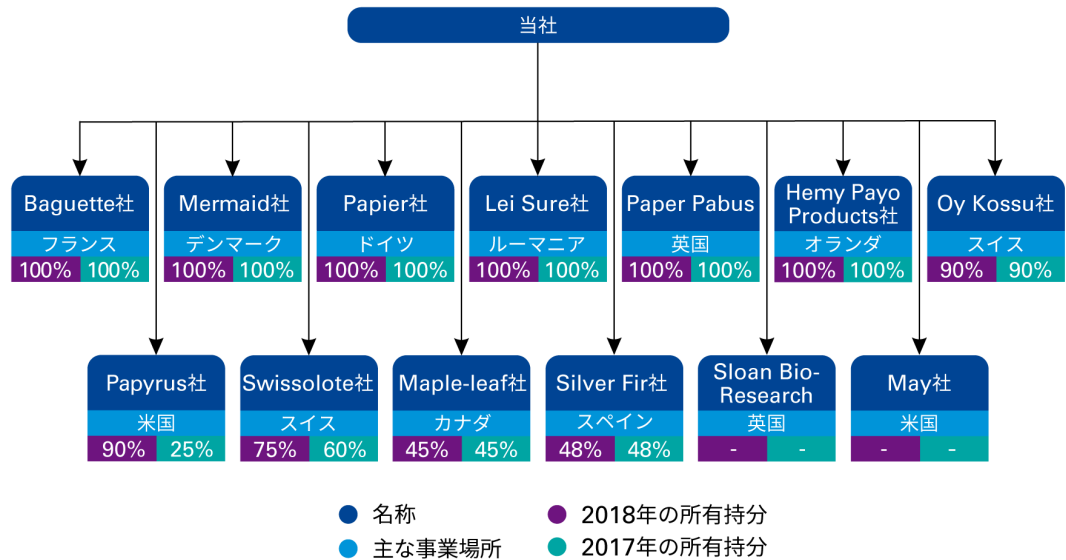
b. IFRS第7号第13C項において説明されている開示規定は、最低限の規定である。企業は必要に応じて、ネットティング契約が企業の財政状態に対して実際に、もしくは潜在的にどのような影響を及ぼすかを財務諸表利用者が評価できるように、追加的な定性的情報で補足する。取引相手ごとに定量的情報を開示する場合には、企業は取引相手の種類についての定性的開示を考慮する。

連結財務諸表注記（続き）

33. 子会社一覧^a

注記45(A)(ii)の会計方針を参照

以下の表は、当社グループの重要な子会社の一覧です。



A. Maple-leaf社及びSilver Fir社

当社は、Maple-leaf社及びSilver Fir社の50%未満しか保有しておらず、保有する議決権も50%未満ですが、経営陣は、当社グループがこれらの2つの企業を支配していると判断しています。当社グループは、他の株主との合意によりMaple-leaf社を支配しています。Silver Fir社は、残りの議決権が広く分散しており、かつ他のすべての投資者が議決権を共同して行使することを示す兆候がないことから、当社グループは事実上のパワーに基づき、Silver Fir社に対する支配を有しています。

B. Sloan Bio-Research社及びMay社

当社グループは、組成された企業であるSloan Bio-Research社及びMay社に対する所有持分を保有していません。ただし、これらの企業が設立された際の合意条項に基づき、当社グループはこれらの事業に関連するリターン及び純資産の実質的にすべてを受け取り（Sloan Bio-Research社及びMay社は当社グループのためにのみ調査活動を行っています）、またこれらの企業のリターンに著しい影響を与える活動を指図する現在の能力を有しています。これらの企業に対する所有者持分は、当社グループの負債として表示しているため、これらの企業について非支配持分はありません。

当社は、これらの企業における特定の銀行からの700千ユーロの信用枠に関連して保証を行っています。

IFRS 12.10(a), 12(a)-(b),
IAS 24.13-14

IFRS 12.7(a), 9(b),
IAS 1.122

IFRS 12.7(a), 9(b),
10(b)(ii)

IFRS 12.14

a. IFRS第12号の追加的な開示例及び解説については、KPMGの刊行物「[年次財務諸表ガイドーIFRS第12号に関する開示例の補足資料（2014年12月版）](#)」²を参照。

2 （訳者注）本冊子については日本語訳を作成していません。

連結財務諸表注記（続き）

34. 子会社の取得

注記45(A)(i)-(iii)の会計方針を参照

IFRS 3.B64(a)-(c)

2018年3月31日に、当社グループはPapyrus社の株式及び議決権持分の65%を取得しました。この持分支配権獲得の結果、当社グループのPapyrus社に対する出資持分は25%から90%に増加し、同社に対する支配を獲得しました（注記24(B)を参照）。

IFRS 3.B64(d)

Papyrus社に対する支配を獲得したことにより、Papyrus社の特許技術を通じて当社グループの製造プロセスを近代化することが可能となる予定です。また、Papyrus社の顧客基盤へのアクセスを通じて、当社グループの製紙市場におけるシェアが増加することが期待されます。さらに、規模の経済によるコスト削減も期待できます。

IFRS 3.B64(q)

Papyrus社は2018年12月31日までの9ヶ月間に、収益20,409千ユーロ、利益425千ユーロを当社グループの経営成績に貢献しました。仮に2018年1月1日に取得が行われていたとすると、当事業年度の連結収益は107,091千ユーロ、連結純利益は8,128千ユーロとなっていたと当社経営陣は見積っています。これらの金額は、取得が2018年1月1日に行われていたとしても、その取得日に発生する暫定的に決定された公正価値の調整額は同じであるとの仮定に基づいて試算しています。

IFRS 3.B64(f)

A. 譲渡対価

以下の表は、取得日における主な種類ごとの譲渡対価の公正価値の要約です。

千ユーロ	注記	
現金		2,500
資本性金融商品（普通株式8,000株）	26(A)(i)	87
代替の株式に基づく報酬		120
条件付対価	32(B)(iii)	250
既存の関係の決済	9(B)	(326)
譲渡対価の合計		2,631

i. 発行した資本性金融商品

IFRS 3.B64(f)(iv)

発行した普通株式の公正価値は、2018年3月31日における当社の上場株式の株価（1株当たり10.88ユーロ）に基づいています。

ii. 代替の株式に基づく報酬

IFRS 3.B64(l)

企業結合の契約条項に従い、当社グループはPapyrus社の従業員が保有する持分決済型の株式に基づく報酬（被取得企業の株式に基づく報酬）と、当社の持分決済型の株式に基づく報酬（代替報酬）とを交換しました。被取得企業の株式に基づく報酬及び代替報酬の内容は、以下のとおりです。

	被取得企業の株式に基づく報酬	代替報酬
契約条件	付与日：2017年4月1日 権利確定日：2021年3月31日 勤務条件	権利確定日：2021年3月31日 勤務条件
取得日における公正価値	527千ユーロ	571千ユーロ

9%の予想失効率を考慮した代替報酬の価値は520千ユーロです。企業結合の譲渡対価は、被取得企業の株式に基づく報酬が代替報酬に交換された際に、Papyrus社の従業員に対して譲渡された過去の勤務に関連する120千ユーロを含んでいます。残額である400千ユーロは、取得後の報酬コストとして認識する予定です。この代替報酬の詳細については注記12(A)(ii)を参照してください。

連結財務諸表注記（続き）

34. 子会社の取得（続き）

A. 譲渡対価（続き）

iii. 条件付対価

IFRS 3.B64(g), B67(b)

当社グループは、被取得企業であるPapyrus社の今後3年間の累積EBITDAが10,000千ユーロを上回る場合に、株式を売却した株主に対して600千ユーロの追加対価を支払うことで合意しています。当社グループは、この追加対価に関連して、取得日における公正価値である250千ユーロを条件付対価として含めています。2018年12月31日において、条件付対価は270千ユーロに増加しました（注記29を参照）。

iv. 既存の関係の決済

IFRS 3.B64(l)

当社グループとPapyrus社は、Papyrus社が当社に定額で木材製品を供給するという長期供給契約を締結していました。この契約のもとでは、当社グループはPapyrus社に326千ユーロ支払うことによりこの契約を解消することができました。当社グループがPapyrus社を取得した時点で、この既存の関係は事実上解消されました。

当社グループは、この供給契約の解消に起因するものとして、326千ユーロを譲渡対価に配分し、「その他の費用」に含めています（注記9(B)を参照）。この金額は譲渡対価のうち契約解消金額と契約の市場外要素の価値のうち小さいほうとして測定しています。この契約の取得日における公正価値は600千ユーロで、そのうち当社グループの観点からこの契約が市場価格と比べて不利な部分は400千ユーロです。

B. 取得関連コスト

IFRS 3.B64(l)-(m)

取得関連コストとして法務関係の手数料及びデューデリジェンス関連のコスト50千ユーロが当社グループに発生しました。これらのコストは「一般管理費」に含まれています。

C. 識別可能な取得資産及び引受負債

IFRS 3.B64(i),
IAS 7.40(a)-(d)

以下の表は、取得資産及び引受負債の取得日における認識額を要約したものです。

千ユーロ	注記	
有形固定資産	21(A)	1,955
無形資産	22(A)	250
棚卸資産		825
営業債権		848
現金及び現金同等物		375
借入金		(500)
繰延税金負債	14(E)	(79)
偶発負債	31	(20)
土地原状回復引当金	31	(150)
営業債務及びその他の債務		(460)
識別可能な取得資産の合計（純額）		3,044

IFRS 3.B64(h)(i)
IAS 7.40(c)

連結財務諸表注記（続き）

34. 子会社の取得（続き）

C. 識別可能な取得資産及び引受負債（続き）

i. 公正価値の測定^a

重要な取得資産の公正価値測定に用いられた評価技法は以下のとおりです。

取得資産	評価技法
有形固定資産	市場比較法及び取得原価法： この評価モデルでは、入手可能である場合には類似する項目の市場価格を、また適切である場合は償却後の再調達コストを検討します。償却後の再調達コストは、機能的または経済的陳腐化及び物理的な劣化に関する調整を反映します。
無形資産	ロイヤルティ免除法及び複数期間超過収益法： ロイヤルティ免除法では、特許権を所有することで回避されると見込まれる予想ロイヤルティ使用料の割引後の支払額を検討します。複数期間超過収益法では、拠出資産に関連するキャッシュフローを減額した、顧客との関係から創出されると見込まれるキャッシュフローの純額を検討します。
棚卸資産	市場比較法： 公正価値は、完成までにかかる見積コスト及び見積売却コスト控除後の、通常営業過程における見積販売価格、及びその棚卸資産を完成し売却するために必要な活動に係る合理的な利益率に基づいて算定します。

営業債権は、契約上受け取るべき金額の総額である900千ユーロからなり、そのうち52千ユーロについては取得日に回収不能と予想されています。

暫定的に測定された公正価値

以下の金額は、暫定的に測定されています。

- Papyrus社の無形資産（特許技術及び得意先関係）の公正価値は、独立鑑定人による評価が未了であるため暫定的に測定しています。
- Papyrus社はPapyrus社が不良品を販売したとして1顧客が起こした訴訟の被告となっています。経営陣は、訴訟のもととなる販売契約の解釈及び独立した弁護人による助言に基づき、顧客の訴えの根拠が薄弱であり、和解のため支払いが命じられる可能性は低いと判断しました。法的プロセスにより起こり得る結果を考慮して経営陣が評価したこの偶発負債の公正価値は20千ユーロです（注記40を参照）。
- Papyrus社の事業は特定の環境規制の適用対象となっています。当社グループではこれらの規制に起因する土地原状回復引当金について予備調査を実施し、取得時の会計処理において暫定額を認識しています。当社グループは測定期間にわたりこれらに関する検証を継続します。

取得日に存在していた事実及び状況について取得日から1年以内に新たな情報が生じ、上記の金額に修正または追加がある場合は、取得時の会計処理を修正することとなります。

IFRS 3.61

IFRS 3.B64(h)(ii)–
B64(h)(iii)IFRS 3.B67(a),
IAS 1.125IFRS 3.B64(j), B67(c),
IAS 37.86

IFRS 13.BC184

- a. 資産を当初認識後に公正価値で測定しない場合、それらの資産の公正価値にIFRS第13号の開示規定は適用されないが、この企業グループは、企業結合で取得した資産の公正価値測定に関する情報を開示している。これは例示目的のみで記載しているものである。

連結財務諸表注記（続き）

34. 子会社の取得（続き）

D. のれん

取得の結果として、のれんが以下のように認識されています。

	千ユーロ	注記	
	譲渡対価	(A)	2,631
IFRS 3.B64(o)(i)	Papyrus社の資産及び負債の認識額に対する比例持分に基づく非支配持分		304
IFRS 3.B64(p)(i)	過去から保有していたPapyrus社に対する持分の公正価値		650
	識別可能な純資産の公正価値	(C)	(3,044)
	のれん	22(A)	541

IFRS 3.B64(p)(ii)

当社グループが過去から保有していたPapyrus社に対する25%の持分を公正価値で再測定したことにより、（650千ユーロから持分法適用会社の取得日における帳簿価額420千ユーロを控除し、為替換算調整勘定から純損益に振り替えられた20千ユーロを加えた）250千ユーロの利益が生じました。この金額は「金融収益」に含まれています（注記10を参照）。

IFRS 3.B64(e), B64(k)

のれんは主に、Papyrus社の従業員の技能及び技術に関連するものと、Papyrus社を当社グループの現行の普通紙事業に集約することにより得られると期待されるシナジー効果によるものです。認識されたのれんのうち、税務上損金計上が見込まれるものはありません。

連結財務諸表注記（続き）

35. 非支配持分^a

注記45(A)(ii)-(iii)及び(vi)の会計方針を参照

以下の表は、重要性のある非支配持分がある当社グループの各子会社の情報（連結会社間の消去前）を要約したものです^b。

IFRS 12.10(a)(ii), 12, B10–B11

2018年12月31日

千ユーロ

Papyrus社

非支配持分	10%
非流動資産	2,500
流動資産	1,780
非流動負債	(715)
流動負債	(43)
純資産	3,522
非支配持分に帰属する純資産	352
収益	20,409
純利益	450
その他の包括利益	25
当期包括利益合計	475
非支配持分に配分される純利益	45
非支配持分に配分されるその他の包括利益	3
営業活動によるキャッシュフロー	430
投資活動によるキャッシュフロー	(120)
財務活動によるキャッシュフロー（非支配持分への配当金：なし）	12
現金及び現金同等物の純増加額（減少額）	322

2017年12月31日

千ユーロ

非支配持分	
非流動資産	
流動資産	
非流動負債	
流動負債	
純資産	
非支配持分に帰属する純資産	
収益	
純利益	
その他の包括利益	
当期包括利益合計	
非支配持分に配分される純利益	
非支配持分に配分されるその他の包括利益	
営業活動によるキャッシュフロー	
投資活動によるキャッシュフロー	
財務活動によるキャッシュフロー（非支配持分への配当金：なし）	
現金及び現金同等物の純増加額（減少額）	

* 注記44を参照

当社グループのPapyrus社への持分は2018年3月31日に25%から90%に増加し、Papyrus社は同日に子会社となりました（注記34を参照）。したがって、Papyrus社については、2018年4月1日から12月31日までの期間に関する情報のみが含まれています。

Oy Kossu社	Swissolote社	Maple-leaf社	Silver Fir社	個々に重要性 のない子会社	グループ間の相殺	合計
10%	25%	55%	52%			
9,550	7,438	1,550	4,948			
5,120	1,115	890	1,272			
(5,230)	(6,575)	(1,280)	(533)			
(5,084)	(915)	(442)	(1,018)			
4,356	1,063	718	4,669			
436	266	395	2,428	7	(35)	3,849
10,930	9,540	8,112	15,882			
566	410	245	309			
-	-	44	-			
566	410	289	309			
57	120	133	159	3	3	520
-	-	26	-	-	-	29
210	166	(268)	(135)			
510	75	-	(46)			
(600)	(320)	-	130			
120	(79)	(268)	(51)			

Oy Kossu社 修正再表示*	Swissolote社 修正再表示*	Maple-leaf社	Silver Fir社	個々に重要性 のない子会社	グループ間の相殺	合計
10%	40%	55%	52%			
9,120	7,322	1,394	4,874			
4,960	1,278	850	638			
(5,900)	(6,900)	(1,200)	-			
(4,390)	(1,047)	(615)	(1,152)			
3,790	653	429	4,360			
379	261	236	2,267	4	(38)	3,109
8,660	9,390	6,259	13,743			
150	252	236	285			
-	-	40	-			
150	252	276	285			
15	101	130	147	(5)	(22)	366
-	-	23	-	-	-	22
300	115	530	(100)			
(25)	(40)	(788)	(30)			
(200)	(50)	190	130			
75	25	(68)	-			

- a. IFRS第12号の追加的な開示例及び解説については、KPMGの刊行物「IFRS年次財務諸表ガイドーIFRS第12号に関する開示例の補足資料（2014年12月版）」を参照。
- b. IFRS第12号では要求されていないが、財務諸表の利用者にとって有用となり得るため、この企業グループは、重要性のある非支配持分がある子会社に関する要約財務情報と連結財務諸表に含まれている金額との調整表を開示している。これは例示目的のみで記載しているものである。

連結財務諸表注記（続き）

36. 非支配持分の取得

注記45(A)(ii)-(iii)の会計方針を参照

IFRS 12.10(b)(iii), 18

2018年6月に当社グループは、Swissolote社に対する持分15%を追加取得しました。これにより、同社に対する所有持分は60%から75%に増加しました。持分を取得した日においての当社グループの連結財務諸表に含まれるSwissolote社の純資産の帳簿価額は767千ユーロでした。

千ユーロ

取得した非支配持分の帳簿価額（767千ユーロ×15%）	115
非支配持分に支払った対価	200
当社の所有者に帰属する持分の減少	(85)

当社の所有者に帰属する持分の減少の内訳は以下のとおりです。

- 93千ユーロの利益剰余金の減少
- 8千ユーロの為替換算調整勘定の増加

連結財務諸表注記（続き）

37. 借入財務制限条項の免除

IFRS 7.18-19

注記28(B)に記載のとおり、当社グループは、2018年第3四半期において銀行借入に関連する財務制限条項に定められた限度（継続事業からの四半期収益に対する債務の比率で算定される借入財務制限条項比率）を超過しました。当社グループは2018年10月に18ヶ月間にわたり財務制限条項への抵触についての免除を受けました。2019年1月1日以降に、銀行は借入財務制限条項比率を2.5倍から3.5倍に改定し、この免除は解除されました。この新たな財務制限条項及び経営陣の予測に基づき、経営陣は、新たな財務制限条項に抵触するリスクは低いと考えています。

連結財務諸表注記（続き）

38. オペレーティング・リース

注記45(T)の会計方針を参照

A. 借手としてのリース

IAS 17.35(d)

当社グループは、多くの倉庫及び工場設備をオペレーティング・リース契約によりリースしています。これらのリースは概ね10年の契約であり、満期後もリースを更新する選択権が付されています。リース料は市場の賃貸料を反映して5年ごとに再交渉されます。現地の指標価格の変動に基づき、追加的なリース料が求められるリース物件もあります。当社グループは、特定のオペレーティング・リースについて転貸契約の締結が制限されています。

IAS 1.122, 17.15A

倉庫及び工場のリースは、土地と建物を一体としたリースとして何年も前に締結されました。当社グループはこれらのリースをオペレーティング・リースであると判断しました。建物の所有者に支払われる賃借料は一定期間ごとに市場の賃貸料に調整されており、また、当社グループは土地及び建物の残存価値に対する権利を有していません。したがって、実質的に土地及び建物のすべてのリスク及び便益を有しているのは土地の所有者であると結論付けました。

IAS 17.35(b)

当社グループは、リースした不動産の1つを転貸しています。このリース契約及び転貸契約は、2020年に終了します。転賃料として50千ユーロを2019年に受け取る見込みです。当社グループは、このリースに関して、160千ユーロの引当金を計上しています（注記31(D)を参照）。

i. 将来の最低リース料

IAS 17.35(a)

12月31日における次の各期間の解約不能リースの将来の最低リース料は以下のとおりです。

千ユーロ	2018年	2017年
1年未満	500	435
1年以上5年以内	1,401	1,339
5年超	699	952
	2,600	2,726

ii. 純損益で認識された金額

IAS 17.35(c)

千ユーロ	注記	2018年	2017年
リース費用	9(C)	435	447
変動リース料	9(C)	40	30
転賃収入	9(A)	(150)	(90)

B. 貸手としてのリース

IAS 17.56(c)

当社グループは、投資不動産を第三者に賃貸しています（注記23を参照）。

IAS 17.56(a)

i. 将来の最低リース料

12月31日における次の各期間の解約不能リースの将来の最低リース料は以下のとおりです。

千ユーロ	2018年	2017年
1年未満	332	290
1年以上5年以内	1,470	1,360
5年超	445	320
	2,247	1,970

ii. 純損益で認識された金額

IAS 40.75(f)(i)-(iii)

投資不動産の賃貸に関して2018年に310千ユーロが「賃貸収入」（注記8を参照）に含まれています（2017年：212千ユーロ）。「売上原価」（注記9を参照）に含まれている修繕維持費は以下のとおりです。

千ユーロ	2018年	2017年
収益を創出する不動産	45	30
使用されていない不動産	20	15
	65	45

連結財務諸表注記（続き）

39. コミットメント

IAS 16.74(c)

当社グループは2019年において有形固定資産を1,465千ユーロ（2017年：なし）、特許及び商標を455千ユーロ（2017年：なし）で購入する契約を2018年に締結しました。

当社グループは、150千ユーロのその他の設備支出を伴う契約を締結しています（2017年：45千ユーロ）。当社グループのジョイント・ベンチャーは23千ユーロの設備支出を伴う契約を締結しており（2017年：11千ユーロ）、このうち当社グループの持分相当額は9千ユーロです（2017年：4千ユーロ）。これらの契約は2019年に決済される予定です。

IAS 40.75(h)

当社グループは、第三者に賃貸している特定の商業用不動産の管理及び修繕に関する契約を締結しました。これらの契約により、今後5年間で毎年15千ユーロの費用が発生する予定です。

40. 偶発事象

IAS 1.125, 37.86

子会社の1つが、欧州の環境当局からの提訴に対して異議を申し立てています。負債は認識していませんが、もし異議の申立てが却下された場合、罰金及び法的費用の総額は950千ユーロとなり、そのうち250千ユーロは保険契約により補填されます。弁護士の助言に基づき、経営陣は、この異議が認められると考えています。

当社グループはPapyrus社取得の一環として、Papyrus社の1顧客からの契約違約金に関する申立てに関連して20千ユーロの偶発債務を認識しています（注記34(C)を参照）。

連結財務諸表注記（続き）

41. 関連当事者^a

A. 親会社及び最終的な支配当事者

IAS 1.138(c), 24.13

Cameron Paper社が2018年において、当社の株式の過半数をBrown Products社から取得しました。その結果、当社グループの新たな最終的な支配当事者は、AJ Pennypacker氏となりました。従来の最終的な支配当事者は、Sigma Global Investment Holdingsでした^b。

IAS 24.18

B. 経営幹部との取引

i. 経営幹部への報酬

経営幹部への報酬の内訳は以下のとおりです。

IAS 24.17(a)

IAS 19.151(b), 24.17(b)

IAS 24.17(c)

IAS 24.17(d)

IAS 24.17(e)

千ユーロ	2018年	2017年
短期従業員給付	502	420
退職後給付	82	103
その他の長期給付	3	2
解雇給付	25	-
株式に基づく報酬	516	250
	1,128	775

当社グループの経営幹部の報酬には、給与、金銭以外の報酬、及び退職後確定給付制度への拠出（注記13を参照）が含まれます。

役員は、当社グループのストック・オプション制度にも加入しています（注記12(A)(i)を参照）。さらに、当社の従業員は、36ヶ月間にわたって、月給の一定割合を積み立てるという要件を満たす場合は、株式購入制度に加入する権利を有しています（注記12(A)(iii)を参照）。その結果、当社グループは関連する従業員の給与から78千ユーロを控除しています（経営幹部に関連する37千ユーロを含む）。この控除金額は「営業債務及びその他の債務」に含まれています（注記29を参照）。

IAS 24.17(d)

フランスにおける当社グループの役員1名の雇用を終了したことに伴い、この役員は割増退職金の受給権を得ました。したがって、当社グループは当事業年度において25千ユーロの費用を計上しています（2017年：なし）。

ii. 経営幹部との取引

当社の取締役は、当社の議決権の12%を保有しています。子会社の取締役の近親者が、当社グループのジョイント・ベンチャーの持分の10%を保有しています（注記24(A)を参照）。

数名の経営幹部または彼らの関連当事者は、他の企業を支配する、または重要な影響力を有することになる地位を保有しています。

IAS 24.18(b)(i)

これらの企業の多くが、当事業年度において当社グループと取引を行っています。これらの取引条件は、独立第三者間取引条件に基づいて実施される、経営幹部に関連する関連当事者以外との同様の取引において適用される、または合理的に適用されると見込まれる条件と比べて、有利なものではありません。

a. IAS第24号「関連当事者についての開示」第25項の免除規定を適用する政府関連企業のための開示例については、Appendix IVを参照。

IAS 24.13

b. この企業の親会社は公表用の連結財務諸表を作成している。企業の親会社もその最終的な支配当事者も、公表用の連結財務諸表を作成しない場合には、企業は連結財務諸表を作成する次に上位の親会社の名称を開示する。最終的な支配当事者も中間の支配当事者も、公表用の連結財務諸表を作成しない場合には、その旨を開示する。

連結財務諸表注記（続き）

41. 関連当事者（続き）

B. 経営幹部との取引（続き）

ii. 経営幹部との取引（続き）

IAS 24.18(a)

経営幹部及び彼らが支配する、または重要な影響力を及ぼす企業に関連する取引の総額及び未決済残高は以下のとおりです。

千ユーロ	注記	取引価格 12月31日に終了する 事業年度		未決済残高 12月31日 現在	
		2018年	2017年	2018年	2017年
取引					
弁護士費用	(a)	12	13	-	-
修繕維持費	(b)	410	520	137	351
棚卸資産の購入一紙	(c)	66	-	-	-

IAS 24.18(b)(i), 23

a. 当社グループは、当社の一部の非流動資産の売却に関する助言に関連して、取締役の1人の法的サービスを利用しています。金額は、そのようなサービスに係る市場価格に基づいており、通常の支払期間によっています。

b. 当社グループは2017年に、取締役の1人に支配されている企業であるOn Track社と、製造設備の修繕維持サービスの購入に関する2年間の契約を締結しています。契約総額は986千ユーロです。契約条項は、同種のサービスの市場価格に基づいており、契約期間にわたり1四半期ごとに支払期日が到来します。

c. 当社グループは、取締役の1人が支配しているAlumfab社から多種類の紙を購入しています。金額は同種の物品の市場価格に基づいて請求され、通常の支払期間によっています。

当社グループの取締役またはその関連当事者が、当社グループから物品を購入することがあります。これらの購入は、当社グループの他の従業員または顧客に対するものと同じ契約条件によっています。

IAS 24.18

C. 関連当事者とのその他の取引^a

千ユーロ	注記	取引価格 12月31日に終了する 事業年度		未決済残高 12月31日 現在	
		2018年	2017年	2018年	2017年
物品及びサービスの販売					
当社グループの親会社 – Cameron Paper社					
	(2017年：Brown Products社)	350	320	253	283
	ジョイント・ベンチャー	745	250	651	126
	関連会社	400	150	332	233
物品の購入					
	ジョイント・ベンチャー	1,053	875	-	-
その他					
	ジョイント・ベンチャー				
	- 配当金の受取額	24	21	-	-
	関連会社				
	- 借入金及びそれに関連する利息	28	5	-	1,000

IAS 24.18(a)-(b), 19

Insights5.5.120.30 a. KPMGの見解では、企業は、ジョイント・ベンチャーまたは関連会社との取引のうち、連結財務諸表上で持分法を適用する際に相殺消去されないものを開示すべきである。

連結財務諸表注記（続き）

41. 関連当事者（続き）

IAS 24.18

C. 関連当事者とのその他の取引（続き）

IAS 24.18(b)(i)-(iii),
18(c)-(d), 23

これらの関連当事者に係る未決済残高はすべて、独立第三者間取引における価格が付されており、報告日後2ヶ月以内に決済される予定です。担保が付されている残高はありません。関連当事者から支払われるべき債権について、当事業年度及び前事業年度に不良債権に関する費用を認識していません。2018年に当社グループの以前の親会社Brown Products社との取引または未決済残高はありません。保証は付与しておらず、また付与されてもいません。

ジョイント・ベンチャーの活動を支援するため、当社グループ及びジョイント・ベンチャーへの他の投資者は、必要な場合には、損失を補填するために各自の持分に比例して追加的な拠出を行うことに合意しています（注記24を参照）。

IAS 1.114(c)(iv)(1),
24.21

当社グループが締結した供給・サービス契約から、再生紙製品に関連する購入義務が生じています。2018年において、当社グループはCameron Paper社と89千ユーロの供給契約を締結しました。2018年12月31日において、当社グループはこの契約のもとでのコミットメントのうち25千ユーロをすでに実行しています。

連結財務諸表注記（続き）

42. 後発事象

IAS 10.21-22

A. リストラクチャリング

2019年1月末現在で、当社グループは費用削減プログラムを導入し、費用削減のさらなる措置を取る意思を表明しました。さらに、現在の市場の状況に当社の規模を適応させるため、可能な限り人員を補充しない方法により、2019年末までに世界中で当社グループの従業員総数を400名削減する予定です。当社グループは、人員削減に係るリストラクチャリングにより、600千ユーロから850千ユーロの費用が2019年から2020年に発生すると予想しています。

IAS 10.21-22

B. その他

2018年1月1日以降、当社グループの主要な顧客が、2019年2月の自然災害でその運営する工場に損害を被り、倒産しました。この顧客への債権100千ユーロのうち、当社グループが回収できるのは10千ユーロ未満となると予想しています。連結財務諸表上には、この損失評価引当金を追加で計上していません。

2019年1月10日にOy Kossu社の敷地の一部（帳簿価額220千ユーロ）が火災により重大な損害を被りました。損失の程度について現在調査中であり、その結果により当社グループは保険会社に補償を請求する予定です。当社グループは改修及び生産拠点の一時的なシフトに関連する偶発コスト（見積補償額を上回る金額）を見積ることはできません。

注記28(B)で説明しているとおり、当社グループは2018年第3四半期において銀行借入金に関連して財務制限条項に抵触しました。当社グループは2018年10月に18ヶ月間にわたり財務制限条項への抵触についての免除を受けました。2019年1月1日以降に、銀行は借入財務制限条項比率を改定し、この免除は解除されました（注記37を参照）。

2019年3月23日にオランダで法人税率の25%から30%への引き上げが実質的に制定され、2020年1月1日から発効します。この法人税率の引き上げは2018年12月31日に認識した当期税金及び繰延税金の金額に影響を及ぼしません。ただし、この変更により、当社グループに将来課される当期税金は増加する予定です。2018年12月31日時点で認識した一時差異及び税金損失の算定に新たな税率を適用した場合の影響は、繰延税金資産の純額が27千ユーロ増加することになります（注記14を参照）。

期中財務諸表で報告したとおり、当社グループは2018年7月22日にABC社の全株式を6,500千ユーロで取得する意思を表明しました。当社グループの株主は2019年1月4日にこの取引を承認しました。当社グループは取得開始前に、規制当局の承認を待っています。経営陣は、この承認が2019年4月までに得られると予想しています。

連結財務諸表注記（続き）

43. 測定の基礎

IAS 1.112(a), 117(a)

連結財務諸表は取得原価を基礎として作成されています。ただし、以下の項目は各報告日において別の基礎に基づいて測定されています。

項目	測定の基礎
デリバティブ金融商品	公正価値
FVTPLで測定する非デリバティブ金融商品	公正価値
FVOCIで測定する負債性証券及び資本性証券 (2017年：売却可能金融資産)	公正価値
企業結合により引き受けた条件付対価	公正価値
生物資産	売却コスト控除後の公正価値
投資不動産	公正価値
現金決済型の株式に基づく 報酬契約に関する負債	公正価値
確定給付負債（資産）の純額	制度資産の公正価値から確定給付制度債務の現在価値を控除（注記45(E)(iv)で説明されているものに限定）

連結財務諸表注記（続き）

44. 誤謬の訂正^a

IAS 8.49

当社グループは、2016年以降の財務諸表において、修繕費が誤って二重に計上されていたことを2018年に識別しました。これにより、修繕費及びそれに関連する負債が過大に計上されていました。この誤謬は、影響を受けていた過去の期間の財務諸表上の個々の勘定科目を修正再表示することにより訂正されています。以下の表は、当社グループの連結財務諸表に与える影響の概要です。

IAS 8.49

i. 連結財政状態計算書

2017年1月1日 千ユーロ	誤謬の訂正の影響		
	従来 の報告額	調整額	修正後
資産合計	84,012	-	84,012
営業債権及びその他の債権（流動）	(29,558)	85	(29,473)
繰延税金負債	(295)	(28)	(323)
その他	(25,862)	-	(25,862)
負債合計	(55,715)	57	(55,658)
利益剰余金	(7,315)	(57)	(7,372)
その他	(20,982)	-	(20,982)
資本合計	(28,297)	(57)	(28,354)
2017年12月31日 千ユーロ	従来 の報告額	調整額	修正後
資産合計	87,296	-	87,296
営業債権及びその他の債権（流動）	(22,143)	96	(22,047)
繰延税金負債	(374)	(32)	(406)
その他	(30,568)	-	(30,568)
負債合計	(53,085)	64	(53,021)
利益剰余金	(12,701)	(64)	(12,765)
その他	(21,510)	-	(21,510)
資本合計	(34,211)	(64)	(34,275)

IAS 8.49

ii. 連結純損益及びその他の包括利益計算書

2017年12月31日に終了する事業年度 千ユーロ	誤謬の訂正の影響		
	従来 の報告額	調整額	修正後
一般管理費	(14,439)	11	(14,428)
税金費用	(2,513)	(4)	(2,517)
その他	23,051	-	23,051
当期純利益	6,087	7	6,094
当期包括利益合計	6,515	7	6,522

2017年12月31日に終了する事業年度の当社グループの基本的1株利益または希薄化後1株利益に重要な影響はなく、営業活動、投資活動または財務活動によるキャッシュフローの合計額に影響はありません。

IAS 8.49

- a. この企業グループはIAS第8号に従って、過去の期間の誤謬の内容及び影響を受ける財務諸表の各表示項目の訂正額を開示している。

連結財務諸表注記（続き）

45. 重要な会計方針^a

IAS 1.112(a), 116,
117(b), 119–121

当社グループは、特に記載のない場合、以下の会計方針をこれらの連結財務諸表において表示されているすべての期間について首尾一貫して適用しています（注記5を参照）。

IFRS 5.34, IAS 1.41,
8.28

純損益及びその他の包括利益計算書における一部の比較金額は、会計方針の変更（注記5を参照）、過去の期間の誤謬の訂正（注記44を参照）、当事業年度における減価償却費の分類の変更（注記21(H)を参照）、及び当事業年度に非継続となった事業（注記7を参照）により、修正再表示、組替えまたは再表示されています。

重要な会計方針の変更に関する説明は、それぞれ以下のページをご参照ください。

A. 連結の基礎	165
B. 外貨	166
C. 非継続事業	167
D. 顧客との契約から生じる収益	167
E. 従業員給付	167
F. 政府補助金	169
G. 金融収益及び金融費用	169
H. 法人所得税	170
I. 生物資産	171
J. 棚卸資産	171
K. 有形固定資産	171
L. 無形資産及びのれん	172
M. 投資不動産	172
N. 売却目的で保有する資産	173
O. 金融商品	173
P. 資本金	179
Q. 複合金融商品	179
R. 減損	180
S. 引当金	183
T. リース	183
U. 営業利益	184
V. 公正価値測定	184

a. 例示されている会計方針は、これらの財務諸表の作成の基礎となるこの企業グループの状況を反映しており、この企業グループの連結財務諸表の理解に関連する特定の会計方針のみが記載されている。例えば、優先株式に関する会計方針（注記45(P)(ii)を参照）はそれらの株式の分類に関する一般的な記述を網羅することを意図したものではない。この財務諸表の例示における会計方針は、IFRSを網羅的に理解するためのものではなく、また、基準書及び解釈指針そのものへの参照の代用として使用するべきではない。会計方針の基となるIFRSの規定の識別に資するため、特定の会計方針に関連する場合は基準書等の認識及び測定規定への参照が含まれており、[]で示されている（例：IFRS 3.19）。

連結財務諸表注記（続き）

45. 重要な会計方針（続き）

A. 連結の基礎

i. 企業結合

[IFRS 3.4, 32, 34, 53]

当社グループは企業結合を、支配が当社グループに移転した時点で取得法を用いて会計処理していません ((A)(ii)を参照)。通常、取得における譲渡対価は、識別可能純資産と同様に公正価値で測定しています。発生したのれんについては毎年減損テストを実施しています ((R)(ii)を参照)。割安購入による利得は、即時に純損益で認識しています。負債または資本性証券の発行に関連するものを除き、取引コストは発生時に費用計上しています ((P)を参照)。

[IFRS 3.B52]

譲渡対価は、既存の関係の決済に関連する金額を含みません。このような金額は、一般的に純損益で認識しています。

[IFRS 3.40, 58]

条件付対価は取得日に公正価値で測定しています。金融商品の定義を満たす条件付対価を支払うべき債務が資本に区分された場合には、再測定せず、決済は資本の中で会計処理しています。それ以外の場合、条件付対価を報告日ごとに公正価値で再測定し、その後の条件付対価の公正価値の変動を純損益で認識しています。

[IFRS 3.30, B57–B61]

被取得企業の従業員が保有する株式に基づく報酬（被取得企業の株式に基づく報酬）を、取得企業の株式に基づく報酬（代替報酬）に交換することが求められる場合は、代替報酬のすべてまたは一部を企業結合における譲渡対価の測定に含めています。譲渡対価の測定に含めるべき金額は、代替報酬の市場価格と被取得企業の株式に基づく報酬の市場価格との比較、及び交換された株式に基づく報酬の企業結合前の役務に関連する割合に基づいて決定しています。

ii. 子会社

[IFRS 10.6, 20]

子会社とは、当社グループにより支配されている企業をいいます。企業への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャーまたは権利を有し、かつ、企業に対するパワーによりそのリターンに影響を及ぼす能力を有している場合、当社グループはその企業を「支配」しています。子会社の財務諸表は、支配開始日から支配終了日までの間、連結財務諸表に含まれます。

iii. 非支配持分

[IFRS 3.19]

非支配持分は、取得日における被取得企業の識別可能純資産に対する比例的持分で当初測定されています^a。

[IFRS 10.23, B96]

支配の喪失を伴わない子会社に対する当社グループの持分の変動は、資本取引として会計処理しています。

iv. 支配の喪失

[IFRS 10.25, B98–B99]

当社グループが子会社への支配を喪失した場合、子会社の資産及び負債、子会社に関連する非支配持分及び資本のその他の構成要素の認識を中止します。その結果生じた利得または損失は、純損益で認識します。従来の子会社に対する持分を保持する場合には、その持分は支配喪失日の公正価値で測定します。

v. 持分法適用会社に対する持分^b

当社グループの持分法適用会社に対する持分は、関連会社及びジョイント・ベンチャーに対する持分から構成されます。

[IFRS 3.19]

- a. 企業は、投資先の非支配持分の測定方法を、投資先の識別可能純資産の比例的持分と公正価値とのいずれかから企業結合ごとに選択することができる。この企業グループは投資先の識別可能純資産の比例的持分で測定するアプローチを選択している。

Insights
5.10.140.150

- b. 本冊子には例示されていないが、企業の持分法適用会社がその投資者には該当のない項目に対して会計方針を有している場合がある。KPMGの見解では、持分法による投資損益及び持分法適用会社の帳簿価額を理解するために必要である場合は、持分法適用会社に関する会計方針の注記にこの情報を含めなければならない。

連結財務諸表注記（続き）

45. 重要な会計方針（続き）

A. 連結の基礎（続き）

v. 持分法適用会社に対する持分（続き）

[IFRS 11.15–16,
IAS 28.3]

関連会社とは、当社グループがその財務及び経営方針に対して重要な影響力を有しているものの、支配または共同支配は有していない企業をいいます。ジョイント・ベンチャーとは、当社グループが共同支配を有し、それにより当社グループが取決めの資産に対する権利及び負債に対する義務ではなく、純資産に対する権利を有するものをいいます。

[IAS 28.38–39]

関連会社及びジョイント・ベンチャーに対する持分は、持分法を用いて会計処理しています。これらは、当初認識時に取引コストを含む取得原価で認識します。当初認識後、当社グループの重要な影響または共同支配が終了する日まで、持分法適用会社の純損益及びその他の包括利益に対する持分が連結財務諸表に含まれます。

vi. 連結上消去される取引

[IFRS 10.B86(c),
IAS 28.28]

グループ内の債権債務残高及び取引、並びにグループ内取引によって発生した未実現利益及び費用は消去しています。持分法適用会社との取引から発生した未実現利益は、投資先に対する当社グループの持分を上限として投資から控除しています^a。未実現損失は、減損が生じている証拠がない場合に限り、未実現利益と同様の方法で控除しています。

B. 外貨

i. 外貨建取引

[IAS 21.21]

外貨建取引は、取引日における為替レートでグループ企業の各機能通貨に換算しています。

[IAS 21.23]

外貨建貨幣性資産・負債は、報告日の為替レートで機能通貨に換算しています。外貨建の公正価値で測定される非貨幣性資産・負債は、その公正価値の算定日における為替レートで機能通貨に換算しています。外貨建の取得原価に基づいて測定されている非貨幣性項目は、取引日の為替レートで換算しています。為替換算差額は通常、純損益で認識し、金融費用として表示しています。

[IFRS 9.B5.7.3, IAS
39.95(a), 102(a),
AG83]

ただし、以下の項目の換算により発生する為替換算差額は、その他の包括利益で認識しています。

- FVOCIで測定する区分に指定された資本性証券に対する投資（2017年：売却可能持分投資（減損を除く。その場合、その他の包括利益で認識されていた為替換算差額は純損益に組み替えています））
- ヘッジが有効な範囲内における、在外営業活動体に対する純投資のヘッジ対象として指定された金融負債（(O)(v)を参照）
- ヘッジが有効な範囲内における、適格キャッシュフロー・ヘッジ

ii. 在外営業活動体

[IAS 21.39]

在外営業活動体の資産・負債は、取得により発生したのれん及び公正価値の調整を含め、報告日の為替レートでユーロに換算しています。在外営業活動体の収益及び費用は、取引日の為替レートでユーロに換算しています。

[IFRS 10.B94,
IAS 21.41]

為替換算差額はその他の包括利益で認識し、為替換算差額を非支配持分に配分している部分を除き、為替換算調整勘定に累積しています。

Insights 3.5.430.30 a. IFRSには明確なガイダンスがないため、この企業グループは、持分法適用会社との取引から発生する未実現損益の消去を、投資先に対する持分の控除として表示することを選択している。この消去を原資産（例：棚卸資産）の控除として表示することもできる。

連結財務諸表注記（続き）

45. 重要な会計方針（続き）

B. 外貨（続き）

ii. 在外営業活動体（続き）

[IAS 21.48–48D]

在外営業活動体の一部またはすべてを処分し、支配、重要な影響力または共通支配を喪失する場合には、その在外営業活動体に関連する為替換算調整勘定の累積金額を、処分に係る利得または損失の一部として純損益に組み替えます。当社グループが、子会社の持分を部分的に処分するが、支配は保持する場合、累積金額の一部は適宜非支配持分に再配分します。当社グループが、支配を保持する一方で、関連会社またはジョイント・ベンチャーを部分的にのみ処分する場合には、累積金額の一部を適宜純損益に組み替えます。

C. 非継続事業

[IFRS 5.32]

非継続事業は当社グループの事業の構成要素であり、当社グループの他の部分から事業及びキャッシュフローが明確に区別できるものであり、以下のいずれかに該当するものです。

- 独立した主要な事業分野または営業地域を表す。
- 独立した主要な事業分野または営業地域を処分する統一された計画の一部である。
- 転売のみのために取得した子会社である。

事業の処分時、または処分する前にその事業が売却目的保有に分類される要件を満たした場合は、その時点で非継続事業への分類を行います。

[IFRS 5.34]

事業が非継続事業に分類された場合は、その事業が比較期間の開始日から廃止されていたものとして、比較期間の純損益及びその他の包括利益計算書を再表示します。

D. 顧客との契約から生じる収益^a

当社グループは、2018年1月1日からIFRS第15号の適用を開始しました。顧客との契約に関する当社グループの会計方針は注記8(D)に記載しています。IFRS第15号の適用開始による影響については注記5で説明しています。

E. 従業員給付

i. 短期従業員給付

[IAS 19.11]

短期従業員給付は、関連するサービスが提供された時点で費用として計上しています。当社グループが、従業員から過去に提供された労働の結果として支払うべき現在の法的及び推定的債務を負っており、かつその金額を信頼性をもって見積ることができる場合、支払われると見積られる額を負債として認識しています。

ii. 株式に基づく報酬取引

[IFRS 2.14–15, 19–21, 21A]

従業員に付与される株式決済型の株式に基づく報酬の付与日における公正価値は通常、その権利確定期間にわたり費用として認識し、同額を資本の増加として認識しています。費用として認識する金額は、関連する勤務条件及び市場条件以外の業績条件を満たすと見込まれる株式に基づく報酬の数を反映して修正します。したがって、最終的に認識される金額は、権利確定日における関連する勤務条件及び市場条件以外の業績条件を満たした株式に基づく報酬の数に基づいています。権利確定条件以外の条件が付された株式に基づく報酬については、株式に基づく報酬の付与日における公正価値をそれらの条件を反映するように測定しているため、予測と実績との差異について調整は行いません。

[IFRS 2.30, 32]

現金決済型の株式増価受益権については、従業員に対する支払額の公正価値を、従業員が無条件に報酬を受ける権利が確定するまでの期間にわたり、従業員給付として認識し、同額を負債の増加として認識しています。この負債は、株式増価受益権の公正価値に基づき、各報告日及び権利確定日に再測定します。負債の変動は純損益で認識しています。

IAS 1.117(b), 119 a. この企業グループは、顧客との契約から生じる収益に関連する重要な会計方針を、他の重要な会計方針と一緒に個別の注記に記載するのではなく、「収益」の注記に記載している。会計方針の表示方法に関しては他のアプローチも容認される場合がある。

連結財務諸表注記（続き）

45. 重要な会計方針（続き）

E. 従業員給付（続き）

iii. 確定拠出制度

[IAS 19.28, 51]

確定拠出制度の拠出債務は、関連するサービスを提供した時点で、費用として認識しています。拠出額の前払いは、拠出額が返還されるかまたは将来の支払額が減少する範囲で資産として認識しています。

iv. 確定給付制度

[IAS 19.57, 83]

確定給付制度に関連する当社グループの純債務は、制度ごとに従業員が過年度及び当事業年度において獲得した将来給付額を見積り、その金額を現在価値に割り引き、制度資産の公正価値を差し引くことによって算定しています。

[IAS 19.63–64,
IFRIC 14.23–24]

確定給付制度債務は、毎年、保険数理人が予測単位積増方式を用いて毎年算定しています。計算の結果、当社グループに資産が生じる可能性がある場合、制度からの将来の現金の返還または制度への将来掛金の減額の形で享受可能な経済的便益の現在価値を限度として資産を認識しています。経済的便益の現在価値の算定に際しては、該当する最低積立要件を考慮しています。

[IAS 19.122, 127–130]

数理計算上の差異、制度資産に係る収益（利息を除く）及び資産上限額の影響（該当ある場合は、利息を除く）から構成される確定給付負債の純額の再測定は、即時にその他の包括利益に計上しています。当社グループは、事業年度の期首に確定給付制度債務の測定に用いられた割引率を期首の確定給付負債（資産）の純額に乗じて事業年度の確定給付負債（資産）の純額に係る利息費用（収益）の純額を算定しています。期首の確定給付負債（資産）の純額には、拠出及び給付支払による当期の確定給付負債（資産）の純額のすべての変動を考慮しています。利息費用の純額及び確定給付制度に関連するその他の費用は、純損益で認識しています。

[IAS 19.103, 109–110]

制度の給付が変更された場合、または制度が縮小された場合、給付の変更のうち過去の勤務に関連する部分または縮小に係る利得または損失は即時に純損益に認識しています。当社グループは、確定給付制度の清算の発生時に、清算に係る利得または損失を認識しています。

v. その他の長期従業員給付

[IAS 19.155–156]

当社グループの長期従業員給付に対する純債務は、従業員が過年度及び当事業年度において提供したサービスの対価として獲得した将来給付額です。この給付額は現在価値に割り引いています。再測定による差異は発生した期間に純損益で認識しています。

vi. 解雇給付

[IAS 19.165]

解雇給付は、当社グループがそれらの給付の提供を撤回することができなくなった時点と、当社グループがリストラチャリングに関するコストを認識する時点とのいずれか早いほうで費用として認識しています。報告日より12ヶ月以内に給付金の全額が決済されると見込まれない場合、給付金を割り引いています。

連結財務諸表注記（続き）

45. 重要な会計方針（続き）

F. 政府補助金

IAS 20.39(a), IAS 20.7,
26, 41.34–35]

当社グループは生物資産に関連する無条件の政府補助金を、その補助金を受け取ることが確定した時点で、その他の収益として純損益で認識しています。資産に関連するその他の政府補助金は、当社グループが補助金を受領し、その補助金に付帯する諸条件を遵守することが合理的に確かである場合に、公正価値で測定し繰延収益として当初認識しており、資産の耐用年数にわたって定期的にその他の利益として純損益で認識しています。

当社グループに発生した費用を補償する補助金は、その費用を認識した期に、定期的に純損益で認識しています。

G. 金融収益及び金融費用^a

当社グループの金融収益及び金融費用には、以下の項目が含まれています。

- 利息収益
- 利息費用
- 受取配当金
- 金融負債に分類された優先株式に係る支払配当金
- FVOCIで測定する負債性証券への投資の処分損益
- FVTPLで測定する金融資産に係る利得または損失の純額
- 金融資産及び金融負債に係る為替差損益
- 償却原価またはFVOCIで測定する負債性証券への投資に係る減損損失（及び戻入れ）
- 企業結合における被取得企業に対して従前から保有する持分の公正価値への再測定に係る利得
- 金融負債に分類された条件付対価に係る公正価値損失
- 純損益で認識するヘッジの非有効部分
- 借入金について、金利リスク及び外貨リスクのキャッシュフロー・ヘッジに係るその他の包括利益で従前に認識された利得及び損失の純額の組替え（注記32(C)(iv)を参照）

利息収益または利息費用は、実効金利法を用いて認識しています。受取配当金は、当社グループの受領権が確定した日に純損益で認識しています。

利息収益または費用は、実効金利法を用いて認識しています。受取配当金は、当社グループの受領権が確定した日に純損益で認識しています。

[IFRS9.5.4.1-5.4.2, A]

実効金利とは、金融商品の予想残存期間を通じての将来の現金支払額または受取額の見積額を、以下の金額まで正確に割り引く利率をいいます。

- 金融資産の帳簿価額総額
- 金融負債の償却原価

利息収益及び利息費用を算定する際、（資産が信用減損していない場合の）資産の帳簿価額総額または負債の償却原価に実効金利を適用します。ただし、当初認識後に信用減損した金融資産については、金融資産の償却原価に実効金利を適用して利息収益を算定します。資産がもはや信用減損していない場合には、利息収益の算定は総額ベースに戻します。

Insights 7.10.70.20 a. IFRSには、金融収益及び金融費用に何を含めるのかに関するガイダンスはない。この企業グループは、金融収益及び金融費用を構成する項目を会計方針に含めて開示している。

連結財務諸表注記（続き）

45. 重要な会計方針（続き）

H. 法人所得税

[IAS 12.58]

税金費用は、当期税金と繰延税金から構成されています。これらは、企業結合に関連するもの及び資本の部またはその他の包括利益で直接認識される項目を除き、純損益で認識しています。

当社グループは、法人所得税に関連する延滞税及び罰科金（不確実な税務上の取扱いを含む）は法人所得税の定義を満たさないことから、IAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」に従って会計処理することを決定しました^a。

i. 当期税金

[IAS 12.2, 12, 46]

当期税金は、当期の課税所得または損失に係る未払法人税あるいは未収還付税の見積りに、前年までの未払法人税及び未収還付税を調整したものです。未払当期税金または未収当期税金の金額は、法人税に関連する不確実性（該当ある場合）を反映した、支払う、または受け取ると見込まれる税金金額の最善の見積りによるものです。当期税金の測定には、報告日時点において施行または実質的に施行される税率を用いています。当期税金には、配当から生じる税金も含まれています。

[IAS 12.71]

未収法人所得税と未払法人所得税は、特定の要件を満たす場合にのみ相殺しています。

ii. 繰延税金

[IAS 12.15, 24, 39, 44]

繰延税金は、資産及び負債の財務諸表上の帳簿価額と税務上の金額との一時差異について認識しています。以下の場合には、繰延税金を認識していません。

- 企業結合以外の取引で、かつ会計上または税務上のいずれの純損益にも影響を及ぼさない取引における資産または負債の当初認識に係る一時差異
- 子会社、関連会社及び共同支配の取決めに対する投資に関連する一時差異で、当社グループが一時差異を解消する時期をコントロールでき、かつ予測可能な将来にその差異が解消されない可能性が高い場合
- のれんの当初認識において生じる加算一時差異

[IAS 12.56]

繰延税金資産は、未使用の税務上の欠損金、未使用のタックス・クレジット及び将来減算一時差異のうち、将来課税所得に対して利用できる可能性が高いものに限り認識しています。将来課税所得は、関連する将来加算一時差異の解消に基づいて算定しています。将来加算一時差異の金額が繰延税金資産を全額認識するのに十分ではない場合、当社グループの個々の子会社の事業計画に基づき、既存の一時差異の解消について調整した将来の課税所得を考慮しています。繰延税金資産は毎報告日に見直し、税務便益が実現する可能性が高くなった部分について減額しています。そのような減額は、十分な課税所得を稼得する可能性が高くなった場合に戻し入れられます。

[IAS 12.37]

未認識の繰延税金資産は、各報告期間の末日現在で再検討され、将来の課税所得に対してそれらが利用可能となる可能性が高くなった範囲で認識されます。

[IAS 12.47]

繰延税金は、報告日に施行または実質的に施行される法律に基づいて、一時差異が解消される時に適用されると予測される税率を用いて測定しています。

Insights 3.13.45.10 a. 法人所得税に関連する延滞税及び罰科金は、明示的にはIAS第12号の適用範囲に含まれていない。IFRS解釈指針委員会は、法人所得税に関連する延滞税及び罰科金の会計処理について議論し、企業は延滞税または罰科金が法人所得税であるかどうかをまず考慮することとした。法人所得税である場合、IAS第12号を適用する。IAS第12号を適用しない場合には、その金額にIAS第37号を適用する。さらに解釈指針委員会は、これが会計方針の選択ではない（すなわち、企業は特定の事実及び状況に基づき判断を適用しなければならない）ことに留意した。

連結財務諸表注記（続き）

45. 重要な会計方針（続き）

H. 法人所得税（続き）

ii. 繰延税金（続き）

[IAS 12.51, 51C]

繰延税金の測定は、報告日時点で、当社グループが意図する資産及び負債の帳簿価額の回収または決済の方法から生じる税務上の影響を反映しています。この目的上、公正価値で測定する投資不動産の帳簿価額は、売却を通じて回収されると仮定され、当社グループはこの仮定に従い測定を行っています。

[IAS 12.74]

繰延税金資産・負債は、特定の要件を満たす場合にのみ相殺しています。

I. 生物資産

[IAS 41.12–13]

生物資産は、売却コスト控除後の公正価値で測定し、その変動を純損益として認識しています。

J. 棚卸資産

[IAS 2.9, 25],
IAS 2.36(a)

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のうちいずれか小さい額で測定しています。棚卸資産の取得原価は先入先出法に基づいて算定しています。当社が製造した棚卸資産については、通常操業度に基づく製造間接費の適切な配賦額を含めています。

[IAS 2.20]

生物資産から振り替えた立木は、収穫時における公正価値から見積売却コストを控除した金額で計上しています。

K. 有形固定資産

i. 認識及び測定

[IFRS 1.D5, IAS 16.30],
IAS 16.73(a)

有形固定資産は、取得原価（資産計上された借入コストを含む）から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しています。2005年1月1日（当社グループのIFRS移行日）時点の特定の有形固定資産項目の取得原価は、移行日における有形固定資産項目の公正価値を参照して決定しています^a。

[IAS 16.45]

有形固定資産の重要な構成要素の耐用年数が構成要素ごとに異なる場合は、それぞれ別個（主要構成要素）の有形固定資産項目として会計処理をしています。

[IAS 16.41, 71]

有形固定資産の処分損益は、純損益で認識しています。

ii. 取得後の支出

[IAS 16.13]

取得後の支出は、その支出に関連する将来の経済的便益が当社グループにもたらされる可能性が高い場合にのみ資産計上します。

iii. 減価償却

[IAS 16.53, 58, 60],
IAS 16.73(b)

減価償却は、見積残存価額を差し引いた有形固定資産の取得原価を、見積耐用年数にわたり定額法を用いて減額するように計算し、通常、純損益で認識しています。リース資産は、リース契約の終了時まで当社グループが所有権を獲得することが合理的に確実である場合を除き、リース期間または経済的耐用年数のいずれか短い期間で償却しています。土地は償却していません。

IAS 16.73(c)

当期及び比較期間の有形固定資産項目の見積耐用年数は、以下のとおりです。

– 建物	40年
– 工場及び設備	3-12年
– 器具及び備品	5-10年

[IAS 16.51]

減価償却方法、耐用年数及び残存価額は、毎報告日に見直しを行い、必要に応じて改定しています。

a. この企業グループは以前にIFRSを初度適用しており、財務諸表の理解に関連性があるとみなして、IFRS移行日の有形固定資産の取得原価の決定に関する会計方針を記載している。

連結財務諸表注記（続き）

45. 重要な会計方針（続き）

K. 有形固定資産（続き）

iv. 投資不動産への振替え

[IAS 40.62]

不動産を自己使用不動産から投資不動産に変更した場合は、その不動産を公正価値で再測定し、投資不動産へと分類を変更しています。再測定により生じる利益は、過去に同一資産について認識した減損損失を戻し入れる範囲内で純損益として認識し、残余部分はその他の包括利益に計上し、再評価剰余金として表示します。再評価により生じる損失は純損益として認識します。ただし、その不動産について再評価剰余金に含めている金額の範囲で、損失をその他の包括利益に認識し、資本の再評価剰余金を減額しています。

L. 無形資産及びのれん

i. 認識及び測定

[IAS 38.107–108]

のれん 子会社の取得により生じたのれんは、取得価額から減損損失累計額を控除して測定しています。

[IAS 38.54–55]

研究開発費 研究活動に関する支出は、発生時に純損益として認識しています。

[IAS 38.57, 66, 71, 74]

開発費用は、信頼性をもって測定可能であり、製品または工程が技術的及び商業的に実現可能であり、将来経済的便益を得られる可能性が高く、当社グループが開発を完成させ、その資産を使用または販売する意図及びそのための十分な資源を有している場合のみ資産計上しています。これらの要件を満たさない開発費用は、発生時に純損益で認識しています。開発費用は当初認識後、取得価額から償却累計額及び減損損失累計額を差し引いて測定しています。

[IAS 38.74]

その他の無形資産 顧客との関係、特許や商標を含む、当社グループが取得したその他の無形資産で有限の耐用年数が付されたものについては、取得価額から償却累計額及び減損損失累計額を控除して測定しています。

ii. 事後的な支出

[IAS 38.18]

事後的な支出は、その支出に関連する特定の資産に伴う将来の経済的便益を増加させる場合にのみ資産計上しています。自己創設ののれん及びブランドを含むその他の支出は、すべて発生時に費用として認識しています。

iii. 償却

[IAS 38.97],
[IAS 38.118(a)–(b)]

償却は、見積残存価額を差し引いた無形資産の取得原価を、見積耐用年数にわたり定額法を用いて減額するように計算し、通常、純損益で認識しています。のれんは償却していません。

当期及び比較期間の見積耐用年数は以下のとおりです。

– 特許及び商標	3-20年
– 開発費	2-5年
– 顧客との関係	4-5年

[IAS 38.104]

償却方法、耐用年数及び残存価額は、毎報告日に見直しを行い、必要に応じて改定しています。

M. 投資不動産

[IAS 40.7, 33, 35]

投資不動産は当初認識においては取得原価で、その後は公正価値で測定し、その変動はすべて純損益として認識しています。

[IAS 16.41, 71]

投資不動産の処分に係る利得または損失（処分により受け取る金額の純額とその項目の帳簿価額との差額として算定）は純損益で認識しています。有形固定資産として分類していた投資不動産を売却した場合、再評価剰余金に含まれている関連金額（(K)(iv)を参照）は利益剰余金に組み替えます。

連結財務諸表注記（続き）

45. 重要な会計方針（続き）

M. 投資不動産（続き）

[IAS 17.50]

投資不動産から得られる賃貸収入は、リース期間にわたり定額法で収益認識しています。リースに関して何らかのリース・インセンティブを提供している場合は、それを賃貸収入とは不可分なものとしてリース期間にわたり賃貸収入総額の一部として認識しています。

その他の不動産から得られる賃貸収入は、その他の収益として認識しています。

N. 売却目的で保有する資産

[IFRS 5.6]

非流動資産または資産及び負債から構成される処分グループは、継続的な使用ではなく、売却によって回収される可能性が非常に高い場合、売却目的保有に分類しています。

[IFRS 5.15–15A, 18–23]

そのような資産または処分グループは通常、その帳簿価額と売却コスト控除後の公正価値のうちいずれか小さい金額で測定しています。処分グループの減損損失は、まずのれんに配分し、その後に残りを資産・負債に比例的に配分しています。ただし、棚卸資産、金融商品、繰延税金資産、従業員給付資産、投資不動産及び生物資産については、減損損失は配分せず、当社グループの他の会計方針に従って引き続き測定しています。売却目的保有または所有者分配目的保有として当初分類された資産の減損損失及びその後の再測定により発生する利得または損失は、純損益として認識しています。

[IFRS 5.25, IAS 28.20]

売却目的で保有する資産に分類した後は、無形資産及び有形固定資産の償却または減価償却を行わず、持分法適用会社には持分法を適用しません。

IFRS 7.21, 7S.21

O. 金融商品

i. 認識及び当初測定

[IAS 39.14, IFRS 9.3.1.1]

営業債権及び発行済負債性証券は、組成された日に当初認識しています。その他のすべての金融資産及び金融負債は、当社グループが金融商品の契約当事者となった時点で当初認識しています。

[IAS 39.43, 44A, IFRS 9.5.1.1, 5.1.3, IFRS 15.D]

金融資産（重大な金融要素を含まない営業債権を除く）または金融負債は、公正価値で当初測定し、FVTPL区分以外の項目については、取得または発行に直接起因する取引コストを公正価値に加減算しています。重大な金融要素を含まない営業債権は取引価格で当初測定しています。

ii. 分類及び当初認識後の測定

金融資産－2018年1月1日より適用される方針

[IFRS 9.4.1.1]

金融資産は、当初認識時に償却原価、FVOCI（負債性金融商品への投資）、FVOCI（資本性金融商品への投資）、またはFVTPLで測定する区分に分類されます。

[IFRS 9.4.4.1, 5.6.1]

金融商品は当初認識後に振り替えられることはありません。ただし、当社グループが金融資産を管理するための事業モデルを変更した場合を除きます（その場合には、影響を受けるすべての金融資産は、事業モデル変更後の最初の報告期間の期首時点で振り替えられます）。

連結財務諸表注記（続き）

45. 重要な会計方針（続き）

IFRS 7.21, 7S.21

0. 金融商品（続き）

ii. 分類及び当初認識後の測定（続き）

金融資産－2018年1月1日より適用される方針（続き）

[IFRS 9.4.1.2]

金融資産は、以下の条件の両方を満たし、かつFVTPLで測定するものとして指定されていない場合に償却原価で測定されます。

- － 契約上のキャッシュフローを回収するために資産を保有することを目的とした事業モデルにおいて保有されていること
- － その契約条件が、特定の日にキャッシュフローを生じさせるものであり、それが元本及び元本残高に係る利息の支払いのみであること

[IFRS 9.4.1.2A]

負債性金融商品への投資は、以下の条件の両方を満たし、かつFVTPLで測定するものとして指定されていない場合にFVOCIで測定されます。

- － 契約上のキャッシュフローの回収及び金融資産の売却の両方を達成することを目的とした事業モデルにおいて保有されていること
- － その契約条件が、特定の日にキャッシュフローを生じさせるものであり、それが元本及び元本残高に係る利息の支払いのみであること

[IFRS 9.4.1.4, 5.7.5]

当社グループは、売買目的で保有していない資本性金融商品への投資の当初認識時に、当初認識後の公正価値の変動をその他の包括利益に表示するという取消不能な選択を行う場合があります。この選択は投資ごとに行います。

[IFRS 9.4.1.5]

上記に記載された償却原価またはFVOCIで測定するものに区分されないすべての金融資産はFVTPLで測定されます。これにはすべてのデリバティブ金融資産が含まれます（注記32(A)を参照）。当社グループは、当初認識時に、償却原価またはFVOCIで測定する区分への分類要件を満たす金融資産をFVTPLで測定するものとして指定する、取消不能の選択を行う場合があります。ただし、この選択を行うことができるのは、FVTPLで測定するものとして指定することによって、他の区分に指定していたとしたら生じるであろう会計上のミスマッチが除去または大幅に低減される場合に限りです。

金融資産：事業モデル評価－2018年1月1日より適用される方針

[IFRS 9.B4.1.2]

当社グループは、ポートフォリオ・レベル^aで、保有されている資産の事業モデルの目的の評価を行っています。なぜならば、これが、事業が管理され、情報が経営陣に伝達される方法を最もよく反映しているためです。考慮した情報は以下のとおりです。

[IFRS 9.B4.1.2B-B4.1.2C, B4.1.4A, B4.1.5]

- － そのポートフォリオに関する明示された方針及び目的、並びにそれらの方針の実際の運用。これらには、特に経営陣の戦略が、契約上の利息収益を稼得すること、特定の金利プロファイルを維持すること、金融資産のデュレーションとそれに関連する負債のデュレーションや予想されるキャッシュ・アウトフローを一致させること、または資産の売却を通じてキャッシュフローを実現することに焦点を当てているか否かが含まれます。
 - － ポートフォリオの業績がどのように評価され、当社グループの経営陣にどのように報告されているか
 - － 事業モデル（及びその事業モデルにおいて保有されている金融資産）の業績に影響を及ぼすリスク、及びそれらのリスクがどのように管理されているか
 - － 事業の管理者の報酬－例えば、報酬は、管理した資産の公正価値に基づいているのか、それとも回収した契約上のキャッシュフローに基づいているのか
 - － 過年度における売却の頻度、数量及び時期、それらの売却の理由並びに将来の売却活動についての予測
- 当社グループの資産の継続的な認識との関係から、認識の中止の要件を満たさない第三者に対する金融資産の譲渡取引は事業モデルの評価において、売却とはみなしません^b。

IFRS 9.B4.1.1-B4.1.2, Insights 7.4.70.30

- a. 企業の事業モデルの目的は、個々の金融商品に関する経営者の意図に基づくものではなく、より高い集約したレベルで判断するものである。当該評価には、企業が1つまたは複数の事業を管理する方法を反映させる必要がある。1つの報告企業が、金融商品を管理する目的で2つ以上の事業モデルを有していることがある。

Insights 7.4.110.50

- b. IFRS第9号は、企業の目的に、認識の中止の要件を満たさない取引における第三者への金融資産の譲渡が含まれる金融資産のポートフォリオに関する事業モデルの評価について、特定のガイダンスを提供していない。KPMGの見解では、このようなポートフォリオが回収するために保有する事業モデルと整合的であるとみなされるか否かは状況によって決まる。

連結財務諸表注記（続き）

45. 重要な会計方針（続き）

0. 金融商品（続き）

ii. 分類及び当初認識後の測定（続き）

金融資産：事業モデル評価—2018年1月1日より適用される方針（続き）

売買目的で保有されており、公正価値ベースで管理され、公正価値に基づいて投資成果を評価される金融資産はFVTPLで測定しています。

金融資産：契約上のキャッシュフローが元本及び利息の支払いのみであるか否かの評価— 2018年1月1日より適用される方針

この評価の目的において、元本は当初認識時の金融資産の公正価値と定義されています。利息は、特定の期間における元本残高に関する貨幣の時間価値及び信用リスクへの対価、その他の基本的な融資のリスク及びコスト（例えば、流動性リスク及び管理コスト）への対価、並びに利益マージンと定義されています。

契約上のキャッシュフローが元本及び利息の支払いのみであるか否かを評価するにあたって、当社グループは、金融商品の契約条件を考慮します。これには、その金融資産に、契約上のキャッシュフローの時期または金額を変える（すなわち、契約上のキャッシュフローが元本及び利息の支払いのみでなくなる）可能性がある契約条件が含まれているかどうかについての評価が含まれます。この評価を行うにあたり、当社グループは以下について検討します。

- － キャッシュフローの金額または時期を変動させる偶発事象
- － 変動金利の特性を含む、契約上のクーポン・レートを調整し得る条件
- － 期限前返済及び期限延長の条項
- － 特定の資産から生じるキャッシュフローに対する当社グループの請求を制限する条件（例えば、ノンリコース特性）

期限前償還の条項は、期限前償還の金額が実質的に元本及び元本残高に対する利息の未払額であれば（これには契約の早期終了に対する合理的な追加の補償を含む場合がある）、元本及び利息の支払のみの要件を満たします。また、契約上の額面よりディスカウントまたはプレミアムで取得した金融資産について、実質的に契約上の額面に未収（未払）利息を加えた金額（契約の早期終了に対する合理的な追加の補償を含む場合がある）で期限前償還を容認または要求する条項は、当初認識時に期限前償還条項の公正価値が僅少である場合、この要件を満たしているものとして扱います。

金融資産：当初認識後の測定並びに利得及び損失— 2018年1月1日より適用される方針

FVTPLで測定する金融資産 これらの資産は当初認識後、公正価値で測定します。利得及び損失の純額（利息収益または受取配当金を含む）は純損益に認識します。ただし、ヘッジ手段として指定されたデリバティブについては注記45(O)(v)を参照してください。

償却原価で測定する金融資産 これらの資産は当初認識後、実効金利法を用いて償却原価で測定します。償却原価は減損損失だけ減額します。利息収益、為替差損益及び減損は純損益に認識します。認識の中止時の利得または損失は純損益に認識します。

FVOCIで測定する負債性金融商品への投資 これらの資産は当初認識後、公正価値で測定します。実効金利法を用いて算定された利息収益、為替差損益及び減損は純損益に認識します。その他の利得及び損失の純額はその他の包括利益に認識します。認識の中止時に、その他の包括利益に累積されていた利得及び損失は純損益に振り替えます。

FVOCIで測定する資本性金融商品への投資 これらの資産は当初認識後、公正価値で測定します。配当は、それが投資のコストの一部の回収であることが明らかな場合を除き、純損益に収益として認識します。その他の利得及び損失の純額はその他の包括利益に認識され、純損益に振り替えられることはありません。

IFRS 7.21, 7S.21

[IFRS 9.B4.1.6]

[IFRS 9.4.1.3,
B4.1.7A–B4.1.7B,
B4.1.9A–B4.1.9E]

[IFRS 9.B4.1.11(b),
B4.1.12]

IFRS 7. B5(e)

[IFRS 9.5.7.1]

[IFRS 9.5.7.2]

[IFRS 9.5.7.10–5.7.11]

[IFRS 9.5.7.5–5.7.6,
B5.7.1]

連結財務諸表注記（続き）

45. 重要な会計方針（続き）

0. 金融商品（続き）

ii. 分類及び当初認識後の測定（続き）

金融資産- 2018年1月1日より前に適用されていた方針

当社グループは、金融資産を以下のいずれかの区分に分類していました。

- 貸付金及び債権
- 満期保有目的
- 売却可能
- FVTPLで測定する金融資産。この区分は、以下のいずれかに分類される。
 - 売買目的保有
 - ヘッジ手段としてのデリバティブ
 - FVTPL指定

金融資産：当初認識後の測定並びに利得及び損失- 2018年1月1日より前に適用されていた方針

FVTPLで測定する金融資産	公正価値で測定し、公正価値の変動（利息収益または受取配当金を含む）は純損益に認識していました。ただし、ヘッジ手段として指定されたデリバティブについては、注記45(O)(v)を参照してください。
満期保有目的金融資産	実効金利法を用いて償却原価で測定
貸付金及び債権	実効金利法を用いて償却原価で測定
売却可能金融資産	公正価値で測定し、公正価値の変動（減損損失、利息収益及び負債性商品に係る換算差額を除く）はその他の包括利益に認識され、公正価値の変動による評価差額に累積していました。これらの資産の認識が中止された時に、資本に累積されていた利得または損失は純損益に振り替えられました。

金融負債：分類、当初認識後の測定並びに利得及び損失

金融負債は償却原価またはFVTPLに分類されます。売買目的保有として分類されたもの、デリバティブ、または当初認識時にFVTPLに指定されたものである場合、金融負債はFVTPLで測定するものとして分類します。FVTPLで測定する金融負債は公正価値で測定し、利得及び損失の純額（利息費用を含む）は純損益に認識します。その他の金融負債は、当初認識後に実効金利法を用いて償却原価で測定します。利息費用及び為替差損益は純損益に認識します。認識の中止に係る利得または損失も純損益に認識します。

ヘッジ手段として指定された金融負債に関しては注記45(O)(v)を参照してください。

iii. 認識の中止

金融資産

当社グループは、金融資産からのキャッシュフローに対する契約上の権利が消滅した場合、金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんどすべてを移転する取引において契約上のキャッシュフローを受け取る権利を移転する場合、または金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんどすべてを移転したわけでも、ほとんどすべてを保持しているわけでもないが、当該金融資産に対する支配を保持していない場合には、金融資産の認識を中止しています。

当社グループは、財政状態計算書上で認識された資産を譲渡するものの、譲渡資産に係るリスクと経済価値のすべて、またはほとんどすべてを保持する取引を締結しています。このような場合に、譲渡資産の認識の中止は行いません。

IFRS 7.21
IFRS 7S.21

[IAS 39.9]

IFRS 7.B5(e)

[IAS 39.46, 55(a)]

[IAS 39.46(b)]

[IAS 39.46(a)]

[IAS 39.46, 55(b)]

[IAS 39.47, 55(a),
IFRS 9.5.7.1]

[IAS 39.17-20,
IFRS 9.3.2.3-6]

[IAS 39.20(b),
IFRS 9.3.2.6(b)]

連結財務諸表注記（続き）

45. 重要な会計方針（続き）

IFRS 7.21, IFRS 7S.21

O. 金融商品（続き）

iii. 認識の中止（続き）

金融負債

[IFRS 9.3.3.1-3.3.2,
IAS 39.39-40]

当社グループは、契約上の義務が免責、取消しまたは失効となった時に、金融負債の認識を中止しています。当社グループは、金融負債の条件が変更され、条件変更された金融負債のキャッシュフローが大幅に異なる場合にも金融負債の認識を中止しています。この場合、変更後の条件に基づく新しい金融負債が、公正価値で認識されます。

[IFRS 9.3.3.3,
IAS 39.41]

金融負債の認識中止時に、消滅した帳簿価額と支払った対価（譲渡した現金以外の資産または引き受けた負債を含む）の差額は、純損益で認識されます。

iv. 相殺

[IAS 32.42]

当社グループは、金融資産と金融負債を相殺する法的に強制可能な権利を現在有し、かつ、純額で決済するか、または資産の実現と負債の決済を同時に行う意図を有している場合にのみ、金融資産と金融負債を相殺し、その純額を財政状態計算書上に表示しています。

v. デリバティブ金融商品及びヘッジ会計

デリバティブ金融商品及びヘッジ会計- 2018年1月1日より適用される方針

[IFRS 9.4.3.3]

当社グループは、外貨及び金利リスク・エクスポージャーをヘッジするためにデリバティブ金融商品を保有しています。組込デリバティブは、主契約が金融資産ではなく、かつ特定の要件を満たした場合に、主契約から区分して会計処理されます。

[IFRS 9.5.1.1, 5.2.1(c)]

デリバティブは公正価値で当初測定されます。当初認識後は、デリバティブは公正価値で測定され、その変動は通常、純損益に認識されます。

当社グループは、外国為替レート及び金利の変動から生じる、発生可能性の高い予定取引に関連するキャッシュフローの変動をヘッジするために特定のデリバティブをヘッジ手段として指定しています。また、特定のデリバティブ及びデリバティブではない金融負債を在外営業活動体への純投資に係る外国為替リスクをヘッジするためのヘッジ手段として指定しています。

[IFRS 9.6.4.1(a),
6.4.1(c)]

指定されたヘッジ関係の開始時において、当社グループは、リスク管理目的及び実施するヘッジ取引のヘッジ戦略を文書化しています。さらに、当社グループは、ヘッジ手段とヘッジ対象の経済関係（ヘッジ手段とヘッジ対象のキャッシュフローの変動が相殺されるか否かについてを含む）を文書化しています。

キャッシュフロー・ヘッジ

[IFRS 9.6.5.11, 6.5.16]

キャッシュフロー・ヘッジのヘッジ手段としてデリバティブを指定した場合、デリバティブの公正価値の変動のうちの有効部分は、その他の包括利益に認識し、ヘッジ剰余金に累積しています。その他の包括利益に認識するデリバティブの公正価値の変動のうちの有効部分は、ヘッジの開始から現在価値ベースで算定された、ヘッジ対象の公正価値の変動の累計額を限度としています。デリバティブの公正価値の変動のうちの非有効部分は、即時に純損益に認識されます。

当社グループは、キャッシュフロー・ヘッジ関係のヘッジ手段として、為替予約の直物要素の公正価値の変動のみを指定しています。為替予約の先渡要素（フォワード・ポイント）の公正価値の変動は、ヘッジのコストとして区分して会計処理され、資本の中のヘッジコスト剰余金に認識します。

連結財務諸表注記（続き）

45. 重要な会計方針（続き）

0. 金融商品（続き）

v. デリバティブ金融商品及びヘッジ会計（続き）

キャッシュフロー・ヘッジ（続き）

ヘッジされた予定取引が当初認識後、棚卸資産など非金融項目の認識につながった場合、ヘッジ剰余金及びヘッジコスト剰余金に累積された金額は、非金融項目の当初認識時にその当初原価に直接含められます。

その他のヘッジされた予定取引については、ヘッジ剰余金及びヘッジコスト剰余金に累積された金額は、ヘッジされた将来キャッシュフローが純損益に影響を与えるのと同じ期間に、純損益に振り替えられます。

ヘッジがヘッジ会計の要件をもはや満たさない、またはヘッジ手段が売却された、失効となった、終了した、または行使された場合、ヘッジ会計は将来に向かって中止されます。キャッシュフロー・ヘッジのヘッジ会計が中止された場合、非金融項目の認識に至る取引のヘッジであれば、ヘッジ剰余金に累積された金額は、非金融項目の当初認識時の原価に含められるまでは資本に計上され続けます。その他のキャッシュフロー・ヘッジについては、ヘッジされた将来キャッシュフローが純損益に影響を与えるのと同じ期間に純損益に振り替えられるまで資本に計上され続けます。

ヘッジされた将来キャッシュフローが発生する可能性がなくなった場合、ヘッジ剰余金及びヘッジコスト剰余金に累積されていた金額は、即時に純損益に振り替えられます。

純投資のヘッジ

デリバティブ金融商品またはデリバティブではない金融負債を、在外営業活動体への純投資をヘッジするためのヘッジ手段として指定した場合、ヘッジ手段の公正価値の変動（デリバティブの場合）または為替差損益（デリバティブではない金融商品の場合）のうちの有効部分は、その他の包括利益に認識し、資本の中の為替換算調整勘定に表示しています。デリバティブの公正価値の変動またはデリバティブではない金融商品に係る為替差損益のうち非有効部分は、即時に純損益に認識されます。その他の包括利益に認識された金額は、当該在外営業活動体の処分時に振替調整額として純損益に振り替えられます。

デリバティブ金融商品及びヘッジ会計- 2018年1月1日より前に適用されていた方針

表示された2017年の比較情報に適用された会計方針は、2018年に適用された会計方針と類似しています。ただし、すべてのキャッシュフロー・ヘッジ（非金融項目の認識に至る取引のヘッジを含む）について、キャッシュフロー・ヘッジ剰余金に累積された金額は、ヘッジされた将来キャッシュフローが純損益に影響を与えるのと同じ期間に純損益に振り替えられていました^a。また、2017年より前に終了したキャッシュフロー・ヘッジについて、フォワード・ポイントは即時に純損益に認識されていました。

IFRS 7.21
IFRS 7S.21

[IFRS 9.6.5.6-6.5.7,
6.5.12]

[IFRS 9.6.5.13-6.5.14]

[IAS 39.11, 46, 95,
97-101, IFRS 9.7.2.26]

[IFRS 9.6.5.11, IAS
39.98-99]

- a. IAS第39号に基づいた場合、事後的に非金融項目の認識が生じる予定取引のヘッジについて、企業は以下のいずれかの会計方針を選択し、首尾一貫して適用する。
- － その他の包括利益に認識した関連する利得または損失を除去し、それらを非金融項目の当初の取得原価またはその他の帳簿価額に含める。
 - － その他の包括利益に認識した関連する利得または損失を維持し、非金融項目が純損益に影響を与えるのと同じ期間の純損益に組み替える。

IAS第39号に基づき、この企業グループは2つ目のアプローチを選択していた。IFRS第9号のもとでは1つ目のアプローチしか容認されない。

連結財務諸表注記（続き）

45. 重要な会計方針（続き）

P. 資本金

i. 普通株式

[IAS 32.35-35A]

普通株式の発行に直接関連する増分費用は、資本の控除項目として認識しています。資本取引の取引コストに関連する法人税は、IAS第12号に従って会計処理しています（注記45(H)を参照）。

ii. 優先株式

[IAS 32.AG25-AG26]

当社グループの償還可能優先株式は、当社に配当の裁量権がなく、株主の選択により現金で償還可能であるため、金融負債に分類しています。当社に裁量権がない配当は、発生時に利息費用として純損益で認識しています。

非償還優先株式は、当社に配当の裁量権があり、現金またはその他の金融資産を譲渡する義務を当社グループが負わず、また決済時に譲渡される当社グループの資本性金融商品の数が変動しないため、資本に分類しています。当社の裁量による配当は、当社グループの株主の承認を受けた時点で資本の分配として認識しています。

iii. 普通株式の再取得及び再発行（自己株式）

[IAS 32.33]

資本として認識されている株式を再取得した場合は、支払対価（株式の取得に直接起因する取引コストを含む）を、資本の控除項目として認識しています。再取得した資本は自己株式として分類し、自己株式として表示しています。自己株式を再取得後に売却または再発行した場合、受取対価を資本の増加として認識しています。この取引により生じた剰余金や欠損金は、資本剰余金で表示しています。

Q. 複合金融商品

[IAS 32.28-32]

当社グループが発行した複合金融商品には、保有者の選択により普通株式に転換可能であり、発行される予定の株式数が固定であり、公正価値の変動によって影響を受けないユーロ建の転換債券が含まれています。

[IAS 32.38, AG31, IFRS 9.5.1.1]

複合金融商品の負債要素は、資本への転換オプションがない類似の負債の公正価値により当初認識しています。資本要素は、複合金融商品全体の公正価値と負債要素の公正価値との差額として当初認識しています。複合金融商品の発行に直接起因する取引コストはすべて、負債要素及び資本要素の当初の帳簿価額の比率に応じて各要素に按分しています。

[IFRS 9.5.3.1]

当初認識後は、複合金融商品の負債要素は実効金利法を用いた償却原価により測定しています。複合金融商品の資本要素については、再測定を行いません。

[IAS 32.AG32]

金融負債に関する利息は、純損益として認識しています。満期による転換時には、金融負債は資本に振り替え、利得または損失は認識しません。

連結財務諸表注記（続き）

45. 重要な会計方針（続き）

R. 減損

i. デリバティブではない金融資産

2018年1月1日より適用される方針

金融商品及び契約資産

[IFRS 9.2, 5.5.1]

当社グループは、以下の金融商品について予想信用損失に対する損失評価引当金を認識しています。

- 償却原価で測定する金融資産
- FVOCIで測定する負債性金融商品への投資
- 契約資産

[IFRS 9.5.5.3, 5.5.5, 5.5.11, 5.5.15–5.5.16]

当社グループは、全期間の予想信用損失に等しい金額で損失評価引当金を測定しています。ただし、以下に関しては、12ヶ月の予想信用損失に等しい金額で損失評価引当金を測定しています。

- 報告日時点で信用リスクが低いと判断された負債性証券
- 当初認識時から信用リスク（すなわち、金融商品の予想残存期間にわたり債務不履行が発生するリスク）が著しく増大していない、その他の負債性証券及び銀行預金

営業債権及び契約資産に対する損失評価引当金は、常に全期間の予想信用損失に等しい金額で測定しています^a。

金融商品の信用リスクが当初認識以降に著しく増大しているか否かを判定する際、及び予想信用損失を見積る際に、当社グループは、過度のコストや労力を掛けずに入手可能で、目的適合性があり合理的で裏付け可能な関連情報を考慮します。これには、当社グループの過去の経験や十分な情報に基づいた信用評価に基づく定量的情報と定性的情報及び分析が含まれ、将来予測的な情報も含まれます。

当社グループは、金融資産が30日超期日超過している場合にその信用リスクが著しく増大しているとみなしています。

[IFRS 7.35F(b), B8A]

当社グループは、次のいずれかの場合に金融資産が債務不履行になっていると考えます。

- 当社グループが担保権の実行（担保がある場合）などを行わなければ、借手が当社グループに対する借入を全額返済する可能性が低い場合
- 金融資産が90日超期日超過している場合

[IFRS 7.35F(a)(i),
[IFRS 9.5.5.10,
B5.5.22–B5.5.24, A]

当社グループは、負債性証券の信用格付が世界的に認知されている定義である「投資適格」相当であれば、その信用リスクは低いと判断しています。当社グループは格付機関 [X] のBaa3以上または格付機関 [Y] のBBB-以上を投資適格とみなしています。

全期間の予想信用損失とは、金融商品の予想残存期間にわたり発生する可能性のあるすべての不履行事象によって生じる予想信用損失です。

12ヶ月の予想信用損失とは、報告日から12ヶ月以内（金融商品の契約期間が12ヶ月未満の場合にはより短い期間）に発生する可能性のある不履行事象によって生じる予想信用損失です。

[IFRS 9.5.5.19,
B5.5.38]

予想信用損失の見積りを行ううえで検討する最長期間は、当社グループが信用リスクに晒される最長の契約期間です。

[IFRS 9.5.5.17, A,
B5.5.28–B5.5.30,
B5.5.33]

予想信用損失の測定

予想信用損失は、信用損失を発生確率で加重平均した見積りです。信用損失は、キャッシュ不足額全額（すなわち、契約に従って企業に支払われるべきキャッシュフローと当社グループが受け取ると予想するキャッシュフローの差額）の現在価値で測定しております。

予想信用損失は金融資産の実効金利で割り引いています。

^a リース債権、契約資産及び重大な金融要素を含む営業債権について、企業は損失評価引当金の測定に関する一般的なモデルを適用するか、または常に全期間の予想信用損失に等しい金額で損失評価引当金を測定するかのいずれかを会計方針として選択することができる。この企業グループは後者を選択している。

連結財務諸表注記（続き）

45. 重要な会計方針（続き）

R. 減損（続き）

i. デリバティブではない金融資産（続き）

2018年1月1日より適用される方針（続き）

信用減損金融資産

各報告日において、当社グループは償却原価で測定される金融資産及びFVOCIで測定される負債性証券が信用減損しているか否かを評価しています。金融資産の将来キャッシュフローの見積りに悪影響を及ぼす1つ以上の事象が発生した場合には、金融資産は信用減損しています。

金融資産の信用減損の証拠には以下の観察可能なデータが含まれます。

- 債務者または発行企業の著しい財政的困難
- 債務不履行または90日超期日超過などの契約不履行
- 債務者の財政的困難等の状況がなければ実施されなかったであろう、当社グループによる貸付金の条件緩和
- 債務者が倒産する、またはその他の財政的な再編を行う可能性が高いこと
- 財政的困難を原因として有価証券の活発な市場が消滅したこと

予想信用損失に対する損失評価引当金の財政状態計算書上の表示

償却原価で測定する金融資産に対する損失評価引当金は、資産の帳簿価額の総額から控除します。

FVOCIで測定する負債性証券について、損失評価引当金は純損益に計上され、その他の包括利益に認識します。

直接償却

金融資産の全部または一部を回収する合理的な見込みがない場合、金融資産の帳簿価額の総額を直接償却しています。当社グループの方針により、個人顧客の場合、類似資産の回収に係る過去の実績に基づき、金融資産が180日経過した時点で帳簿価額の総額を直接償却しています。法人顧客の場合には、回収の合理的な見込みがあるか否かに基づき直接償却の時期及び金額を個々に評価しています。当社グループは、直接償却した金額を大幅に回収することは見込んでおりませんが、直接償却された金融資産であっても、当社グループの未収金回収手続に従い、回収活動の対象となります。

2018年1月1日より前に適用されていた方針

デリバティブではない金融資産

FVTPLに分類されない金融資産については、各報告日において、減損していることを示す客観的な証拠が存在するか否かを評価していました。

金融資産が減損していることを示す客観的な証拠には、以下が含まれていました。

- 債務者の債務不履行または滞納
- 債務者の財政的困難等の状況でなければ実施されなかったであろう、当社グループによる未払金の条件緩和
- 債務者または発行企業が倒産する兆候
- 債務者または発行企業の支払状況の悪化
- 財政的困難を原因として有価証券の活発な市場が消滅したこと
- 金融資産グループから生じる予想キャッシュフローの重大な減少を示す観察可能なデータ

IFRS 7.35F(d),
35G(a)(iii)
[IFRS 9.A]

[IFRS 9.5.5.1-5.5.2]

IFRS 7.35F(e),
[IFRS 9.5.4.4]

[IAS 39.58-59]

IFRS 7S.B5(f)

連結財務諸表注記（続き）

45. 重要な会計方針（続き）

R. 減損（続き）

i. デリバティブではない金融資産（続き）

2018年1月1日より前に適用されていた方針（続き）

デリバティブではない金融資産（続き）

[IAS 39.61]

資本性金融商品に対する投資については、その公正価値が原価を著しく、または長期にわたり下回る場合も、減損の客観的な証拠としていました。当社グループは、20%の下落を著しい、そして9ヶ月を長期とみなしていました。

[IAS 39.63–65]

償却原価で測定する金融資産

当社グループは、これらの資産の減損の証拠を、個々の資産ごとに検討するとともに集合的にも検討していました。個別に重要な金融資産は、すべて個別に減損を評価していました。これらのうち個別に減損が識別されなかったものについては、すでに発生しているが報告されていない減損について、集合的な評価を行いました。個別に重要でない資産は、リスクの特徴が類似する資産ごとにグループ化し、集合的に減損の評価を行いました。

集合的減損を評価するうえで、当社グループは回収の時期及び発生する損失の金額に関する過去の情報を利用し、現在の経済状況及び信用状態により実際の損失が過去の傾向を上回る、または下回る傾向が高いようであれば調整を行いました。

IFRS 7.B5(d),
[IAS 39.63–65]

減損損失は、資産の帳簿価額と、その資産の当初の実効金利で割り引いた見積将来キャッシュフローの現在価値との差額として測定していました。損失は純損益に認識し、引当金勘定に反映しました。当社グループが資産の回収が現実的に見込めないと判断した場合、関連する金額を直接償却しました。減損損失の認識後に減損損失の金額が減少し、かつ、その減少が減損損失を認識した後に発生した事象に客観的に関連付けられる場合には、従前に認識した減損損失を純損益に戻し入れていました。

[IAS 39.67–70]

売却可能金融資産

売却可能金融資産に対する減損損失は、公正価値の変動による評価差額に計上していた累積損失を、純損益に振り替えることにより認識していました。振り替えられる金額は、元本返済額及び償却額を控除した後の取得原価と現在の公正価値との差額から、過去に純損益として認識済みの減損損失を控除した額でした。減損した売却可能負債性証券の公正価値が減損損失の認識後に増加し、その増加が減損損失を認識した後に発生した事象に客観的に関連付けられる場合には、従前に認識した減損損失を純損益に戻し入れていました。売却可能に分類された資本性金融商品に対する投資について純損益に認識した減損損失は、純損益には戻し入れていませんでした。

ii. 非金融資産

[IAS 36.9, 10, 59]

当社グループは非金融資産（生物資産、投資不動産、棚卸資産及び繰延税金資産を除く）の帳簿価額を報告日ごとに見直し、減損の兆候の有無を判断しています。減損の兆候が存在する場合は、その資産の回復可能価額を見積っています。のれんは、年次で減損テストを行っています。

[IAS 36.22, 80]

減損テストにおいて、資産は、継続的な使用により他の資産またはCGUのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生み出す最小の資産グループに集約しています。企業結合から生じたのれんは、結合のシナジーが得られると期待されるCGUまたはCGUグループに配分しています。

[IAS 36.6, 30]

資産またはCGUの回収可能価額は、使用価値と売却コスト控除後の公正価値のうちいずれか大きいほうの金額としています。使用価値は、貨幣の時間価値及びその資産またはCGUに固有のリスクに関する現在の市場の評価を反映した税引前の割引率を用いて現在価値に割り引いた、見積将来キャッシュフローに基づいています。

[IAS 36.59]

資産またはCGUの帳簿価額が回収可能価額を超過する場合、減損損失を認識しています。

[IAS 36.104]

減損損失は純損益として認識します。認識した減損損失は、まずそのCGUに配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次にCGU内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額します。

連結財務諸表注記（続き）

45. 重要な会計方針（続き）

R. 減損（続き）

ii. 非金融資産（続き）

[IAS 36.117, 122, 124]

のれんに関連する減損損失は戻し入れません。その他の資産については、減損損失は、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費及び償却額を控除した後の帳簿価額を超えない金額を上限として戻し入れます。

S. 引当金

[IAS 37.14, 45, 47,
IFRIC 1.8]

引当金は、見積将来キャッシュフローを貨幣の時間価値及びその負債に特有のリスクに関する現在の市場の評価を反映した税引前の利率を用いて現在価値に割引いています。時の経過に伴う割引額の振戻しは金融費用として認識しています。

[IAS 37.39]

製品保証 製品保証引当金は、過去の製品保証に係るデータや、起こり得る結果とその発生可能性を加重平均した額に基づき、対象となる製品やサービスを販売した時点で認識しています。

[IAS 37.72]

リストラクチャリング リストラクチャリングに関する引当金は、当社グループにおいて詳細かつ正式なリストラクチャリング計画が承認され、そのリストラクチャリングを開始した場合または外部に公表した場合に認識します。将来の営業損失については認識しません。

[IAS 37.21]

土地原状回復 当社グループは、公表している環境方針及び適用を受ける法規制に従い、土地が汚染された時点で、土地の原状回復に対する引当金及び関連費用を認識しています。

[IAS 37.66, 68]

不利な契約 契約を終了させるための費用と契約を続行するための純費用のいずれか小さい方の現在価値で不利な契約に関する引当金を測定しています。当社グループは、不利な契約に係る引当金を算定する前に、当該契約に関連する資産の減損損失を認識しています ((R)(ii)を参照)。

T. リース

i. 契約がリースを含むものであるか否かの判断

[IFRIC 4.6, 10]

リース契約開始時に、当社グループは、その契約がリースであるか否か、またはその契約にリースが含まれているか否かを判断します。

[IFRIC 4.12–15]

リースを含む契約の開始時またはその再評価時に、当社グループは、支払額及び契約によって要求されるその他の対価を、支払リース料とその他の要素に係る支払いに、それらの公正価値の比率に基づいて配分しています。当社グループが、ファイナンス・リースに関して支払額を信頼性をもって区分することができないと判断する場合は、リースの原資産の公正価値と同額で資産及び負債を認識しています。その後、支払いが行われるごとに負債を減額し、負債に帰属する金融費用は、当社の追加借入利率を用いて認識します。

ii. リース資産

[IAS 17.8, 20, 27]

所有に伴うリスク及び経済価値が実質的にすべて当社グループに移転する有形固定資産のリースは、ファイナンス・リースとして分類しています。リース資産は公正価値または最低支払リース料総額の現在価値のいずれか小さい額で当初測定しています。当初認識後は、その資産に適用される会計方針に基づいて会計処理しています。

[IAS 17.8]

他のリース契約のもとで保有する資産はオペレーティング・リースに分類し、当社グループの財政状態計算書に計上されません。

連結財務諸表注記（続き）

45. 重要な会計方針（続き）

T. リース（続き）

iii. 支払リース料

[IAS 17.33, SIC-15.3]

オペレーティング・リースにおける支払額は、リース期間にわたって定額法により純損益で認識しています。受け取ったリース・インセンティブは、リース費用総額とは不可分なものとして、リース期間にわたって認識します。

[IAS 17.25]

ファイナンス・リースにおける最低リース料総額は、金融費用と債務残高の減少に配分します。金融費用は、債務残高に対して一定の利率となるように、リース期間にわたって各期間に配分しています。

U. 営業利益

営業利益は当社グループの継続的な主要な収益創出活動及び営業活動に関連するその他の収益及び費用から得られたものです。営業利益には、金融費用の純額、持分法による投資純利益及び法人所得税は含まれていません。

V. 公正価値測定

[IFRS 13.9, 24, 42]

「公正価値」とは、測定日時点で、主要な市場あるいは主要な市場がない場合は当社グループが同日にアクセス可能な最も有利な市場で、市場参加者間の秩序ある取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格または負債を移転するために支払うであろう価格です。負債の公正価値はその不履行リスクを反映しています。

[IFRS 13.93(g)]

金融資産・負債及び非金融資産・負債の両方について、当社グループの会計方針及び開示の多くにおいて、公正価値測定が要求されています（注記4(B)(i)を参照）。

[IFRS 13.77, 79, A]

当社グループは金融商品の公正価値を、入手可能な場合はその金融商品の活発な市場における相場価格を用いて測定しています。資産または負債の取引が、継続的に価格付けの情報を提供するのに十分な頻度と量で行われている場合に、市場を「活発である」とみなしています。

[IFRS 13.61-62]

活発な市場に相場価格がない場合、当社グループは、関連性のある観察可能なインプットの使用を最大限にし、観察可能でないインプットの使用を最小限にする評価技法を用いています。採用した評価技法において、市場参加者が資産または負債の価格付けを行う際に使用するであろうすべての要因を考慮します。

[IFRS 13.70-71]

公正価値で測定する資産または負債にビッド価格（買呼値）とアスク価格（売呼値）がある場合、当社グループは資産とロングポジションをビッド価格、負債とショートポジションをアスク価格で測定しています。

[IFRS 7.28(a)]

当初認識時における金融商品の公正価値の最善の証拠は通常、取引価格（すなわち、支払うまたは受け取る対価の公正価値）です。当初認識時の公正価値が取引価格と相違し、公正価値が同一の資産または負債についての活発な市場における相場価格で証明されておらず、観察不能なインプットが測定に関して重要でないと判断される評価技法に基づいてもいない場合、当該金融商品は公正価値で当初測定し、当初認識時の公正価値と取引価格の差額を繰り延べるように調整します。当初認識後、当該差額は金融商品の存続期間にわたり（ただし、評価が観察可能な市場データにより完全に裏付けられる時点、または取引が終了する時点が存続期間より先に到来する場合は、これらの時点を超えない範囲で）適切に配分し、純損益で認識します。

連結財務諸表注記（続き）

46. 公表されているが発効していない基準書

IAS 8.30-31

いくつかの新たな基準書が2018年1月1日以降開始する事業年度に発効し、早期適用が認められていますが、当社グループの連結財務諸表の作成に際して新たな基準書または改訂された基準書は早期適用していません。

発効していない基準書の1つであるIFRS第16号は、適用開始期間において、当社グループの財務諸表に重大な影響を及ぼすものと見込まれます。

A. IFRS第16号「リース」

IFRS第16号は、2019年1月1日以降開始する年次報告期間から適用されます。当社グループは、IFRS第16号の適用開始が連結財務諸表に及ぼすと予想される影響を、以下のとおり評価しました。この基準書の適用による2019年1月1日時点での実際の影響は、以下により変わる可能性があります。

- 当社グループが新しいITシステムに関する内部統制のテスト及び評価を完了していないため
- 当社グループが適用開始日を含む最初の財務諸表を表示するまでに新しい会計方針が変更される可能性があるため

IFRS第16号により、リースをオンバランス処理する単一の会計モデルが導入されます。借手は原資産を使用する権利を表象する使用权資産と、リース料を支払う義務を表象するリース負債を認識することになります。短期のリースや少額資産のリースについて認識に係る免除規定があります。貸手の会計処理は、現行の基準書からほぼ変更されていません（すなわち、貸手は引き続きリースをファイナンス・リースとオペレーティング・リースに分類します）。

IFRS第16号により、リースに関する現行のガイダンス（IAS第17号「リース」、IFRIC解釈指針第4号「契約にリースが含まれているか否かの判断」、SIC解釈指針第15号「オペレーティング・リース—インセンティブ」及びSIC解釈指針第27号「リースの法形式を伴う取引の実質の評価」を含む）は差し替えられます。

i. 当社グループが借手のリース

当社グループは、倉庫及び工場設備のオペレーティング・リースに関して新たに資産及び負債を認識することになります（注記38(A)参照）。使用权資産の減価償却費とリース負債に係る利息費用が認識されることになるため、これらのリースに係る費用の性質が変わることになります。

以前当社グループは、オペレーティング・リース費用をリース期間にわたり定額法で認識し、実際のリース料の支払いと費用の認識の時期に違いがある場合にのみ資産及び負債を認識していました。

また、今後は当社グループが不利であると評価したオペレーティング・リースに関して引当金（注記31(D)を参照）を認識しないことになります。代わりに、リース契約に基づき支払うべき金額がリース負債に計上されます。

ファイナンス・リースについては重要な影響が生じることは見込まれておりません。

現在利用可能な情報に基づき、当社グループは2019年1月1日時点で2,155千ユーロのリース負債が追加で認識されると見積っています。当社グループは、IFRS第16号の適用が、注記37で説明している改定後の借入財務制限条項を遵守する当社グループの能力に影響を与えないと見込んでいます。

ii. 当社グループが貸手のリース

当社グループは、当社グループが貸手であるサブリースの分類を再評価することになります。現在利用可能な情報に基づき、当社グループは1つのサブリースがファイナンス・リースに再分類され、2019年1月1日時点で94千ユーロのファイナンス・リース債権が認識されるものと見込んでおります。

a. この企業グループは、IFRS第16号を2018年12月31日に終了する事業年度に関する連結財務諸表に早期適用していません。IFRS第16号の適用が、適用を開始する期間の財務諸表に及ぼすと予想される影響を検討するのに、財務諸表作成時に利用可能であった関連する既知の情報または合理的に見積ることができる情報を開示している。

KPMGの冊子「IFRS年次財務諸表ガイド—IFRS第16号に関する開示例の補足資料」では、IFRS第16号の早期適用に関する開示例と解説を提供している。

連結財務諸表注記（続き）

46. 公表されているが発効していない基準書（続き）

A. IFRS第16号「リース」（続き）

iii. 移行措置

当社グループは、IFRS第16号を修正遡及アプローチを用いて2019年1月1日に適用する予定です。したがって、比較情報の修正再表示は行われず、IFRS第16号適用の累積的影響は、2019年1月1日の利益剰余金の期首残高の調整として認識されます。

当社グループは、移行時におけるリースの定義の適用免除に関する実務上の便法を適用する予定です。この場合、2019年1月1日より前に締結し、IAS第17号及びIFRIC第4号に基づきリースとして識別されたすべての契約にIFRS第16号が適用されることとなります。

B. その他の基準書^a

以下の基準書または解釈指針の改訂は、当社グループの連結財務諸表に重大な影響を及ぼさないと見込まれます。

- IFRIC解釈指針第23号「法人所得税務処理に関する不確実性」
- 負の補償を伴う期限前償還要素（IFRS第9号の改訂）
- 関連会社または共同支配企業に対する長期持分（IAS第28号の改訂）
- 制度改訂、縮小または清算（IAS第19号の改訂）
- IFRSの年次改善（2015-2017年サイクル）一様々な基準書の改訂
- IFRS基準における概念フレームワークへの参照の改訂
- IFRS第17号「保険契約」

a. 財務諸表に重大な影響を及ぼさない新たな基準書または基準書の改訂を記載する必要はないが、この企業グループはすべての新たな基準書または基準書の改訂と、連結財務諸表に及ぶ可能性がある影響を例示目的でのみ記載している。

Appendix I

2018年の新しい基準書及び基準書の改訂並びに将来適用される規定

本冊子の2017年9月版の公表後、いくつかの新しい基準書、基準書の改訂及び解釈指針が公表された。このAppendixは、2018年8月15日時点でIASBが公表している新たな規定を、以下の2つの表において記載している。

－ 現在発効している新たな規定：

この表は、2018年1月1日に開始する事業年度に適用が義務付けられるIFRSの変更を示している。

－ 将来適用される規定：

この表は、2018年1月1日より後に開始する事業年度に適用が義務付けられるが、2018年1月1日に開始する事業年度に早期適用が認められるIFRSの変更を示している。

これらの表には、関連するKPMGのガイダンスとの相互参照が適宜含まれている。表中の適用日は、事業年度の期首を示している。

現在発効している新たな規定

適用日	新たな基準書または改訂	KPMGのガイダンス
	IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」	Insights into IFRS (第4.2章) Web article [#] Issues In-Depth 「顧客との契約から生じる収益」 第2版 [#] 図と設例による解説－IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」(2016年改訂版) *
	IFRS第9号「金融商品」	Insights into IFRS (第7章) Web article [#] IFRS最新基準書の初見分析「IFRS第9号『金融商品』」
	株式に基づく報酬取引の分類及び測定 (IFRS第2号の改訂)	Insights into IFRS (4.5.50、920、930、1350、1620及び2160) Web article [#] IFRSニュースフラッシュ「IASB、『株式に基づく報酬取引の分類及び測定 (IFRS第2号の改訂)』を公表」 *
2018年1月1日	IFRS第9号「金融商品」のIFRS第4号「保険契約」との適用 (IFRS第4号の修正)	Insights into IFRS (8.1.160) Web article [#] IFRSニュースフラッシュ「IASB、『IFRS第9号「金融商品」のIFRS第4号「保険契約」との適用 (IFRS第4号の修正)』を公表 *
	投資不動産の振替 (IAS第40号の改訂)	Insights into IFRS (3.4.200) Web article [#] IFRSニュースフラッシュ「IASB、『投資不動産の振替 (IAS第40号の改訂)』を公表」 *
	IFRSの年次改善 (2014年-2016年サイクル) (IFRS第1号及びIAS第28号の改訂)	Insights into IFRS (3.5.100.10及び200.60) Web article [#] IFRSニュースフラッシュ「IASB、『IFRSの年次改善』(2014年-2016年サイクル)を公表 *
	IFRIC解釈指針第22号「外貨建取引と前払・前受対価」	Insights into IFRS (2.7.90.20-80) Web article [#] IFRSニュースフラッシュ「IASB、IFRIC解釈指針第22号『外貨建取引と前払・前受対価』を公表」 *

(訳者注) *が付された公表物は必ず監査法人IFRSアドバイザー室が独自に作成したものです。

#が付された公表物については日本語訳を作成していません。

将来適用される規定

適用日	新たな基準書または基準書の改訂	KPMGのガイダンス
2019年1月1日	IFRS第16号「リース」	Insights into IFRS (第5.1A章) Web article [#] IFRS最新基準書の初見分析「IFRS第16号『リース』」 [#] IFRSの新リース会計 ～概説 IFRS第16号～ [*]
	IFRIC解釈指針第23号「法人所得 税務処理に関する不確実性」	Insights into IFRS (3.13.665) Web article [#] IFRSニュースフラッシュ「IASB、IFRIC解釈指針第23号『法人所得税の 処理に関する不確実性』を公表」 [*]
	「負の補償を伴う期限前償還要 素 (IFRS第9号の改訂)」	Insights into IFRS (7.4.225及び7.11.95) Web article [#] IFRSニュースフラッシュ「IASB、会計基準『負の補償を伴う期限前償還 要素 (IFRS第9号の改訂)』を公表」 [*]
	「関連会社または共同支配企業 に対する長期持分 (IAS第28号 の改訂)」	Insights into IFRS (3.5.425、505及び7.1.165) Web article [#] IFRSニュースフラッシュ「IASB、『関連会社または共同支配企業に対す る長期持分 (IAS第28号の改訂)』を公表」 [*]
	「制度改訂、縮小または清算 (IAS第19号の改訂)」	Insights into IFRS (3.13.665) Web article [#] IFRSニュースフラッシュ「IASB、『制度改訂、縮小または清算 (IAS第 19号の改訂)』を公表」 [*]
2020年1月1日	IFRSの年次改善 (2015-2017年 サイクル) (様々な基準書の改 訂)	Insights into IFRS (2.6.1145、3.6.318、3.13.775及び4.6.115) Web article [#] IFRSニュースフラッシュ「IASB、『IFRSの年次改善』(2015-2017年サ イクル)を公表」 [*]
	IFRS基準における概念フレーム ワークへの参照の改訂	Insights into IFRS (2.8.25) Web article [#]
2021年1月1日	IFRS第17号「保険契約」 ^a	Insights into IFRS (第8.1A章) Web article [#] IFRSニュースフラッシュ「IASB、IFRS第17号『保険契約』を公表」 [*] IFRS最新基準書の初見分析－保険契約 [*]
未定 ^b	「投資者とその関連会社または 共同支配企業との間の資産の売 却または拠出 (IFRS第10号及び IAS第28号の改訂)」	Web article [#] IFRSニュースフラッシュ「IASB、『投資者とその関連会社または共同支 配企業との間の資産の売却または拠出 (IFRS第10号及びIAS第28号の改 訂)』を公表」 [*]

(訳者注) *が付された公表物はあずさ監査法人IFRSアドバイザー室が独自に作成したものです。

#が付された公表物については日本語訳を作成していません。

- IFRS第17号の早期適用は、IFRS第9号も同時に早期適用する企業にのみ認められる。
- これらの改訂の適用日は無期限に延期された。早期適用は引き続き認められる。

Appendix II

包括利益の表示—2つの計算書により表示するアプローチ

連結損益計算書^a

12月31日に終了する事業年度

IAS 1.10(b), 10A, 29,
38–38A, 81A, 113

IAS 1.82(a)

IAS 1.99, 103

IAS 1.103

IAS 1.85

IAS 1.99, 103

IAS 1.99, 103

IAS 1.99, 103, 38.126

IAS 1.99, 103

IAS 1.85, BC55–BC56

IAS 1.85

IAS 1.82(b)

IAS 1.85

IAS 1.82(c)

IAS 1.85

IAS 1.82(d), 12.77

IAS 1.85

IFRS 5.33A, IAS1.82(ea)

IAS 1.81A(a)

IAS 1.81B(a)(ii)

IAS 1.81B(a)(i)

IAS 33.4A

IAS 33.66, 67A

IAS 33.66, 67A

IAS 33.66, 67A

IAS 33.66, 67A

千ユーロ	注記	2018年	2017年 修正再表示*
継続事業			
収益	8	102,710	96,629
売上原価	9(C)	(55,432)	(56,186)
売上総利益		47,278	40,443
その他の収益	9(A)	1,021	194
販売費	9(C)	(17,984)	(15,865)
一般管理費	9(C)	(17,732)	(14,428)
研究開発費	9(C)	(1,109)	(697)
営業債権及び契約資産に係る減損損失	31(C)(ii)	(200)	(30)
その他の費用	9(B)	(996)	-
営業利益		10,278	9,617
金融収益		1,130	447
金融費用		(1,712)	(1,618)
金融費用純額	10	(582)	(1,171)
持分法による投資純利益（税引後）	24	1,141	587
税引前純利益		10,837	9,033
税金費用	14	(3,339)	(2,517)
継続事業に係る純利益		7,498	6,516
非継続事業			
非継続事業に係る純利益（損失）（税引後）	7	379	(422)
当期純利益		7,877	6,094
当期純利益の帰属：			
当社の所有者		7,359	5,727
非支配持分	35	518	367
		7,877	6,094
1株当たり利益			
基本的1株当たり当期純利益（ユーロ）	11	2.24	1.73
希薄化後1株当たり当期純利益（ユーロ）	11	2.13	1.72
1株当たり利益—継続事業			
基本的1株当たり当期純利益（ユーロ）	11	2.12	1.87
希薄化後1株当たり当期純利益（ユーロ）	11	2.01	1.86
調整後金利・税金・償却前利益（調整後EBITDA）	15	15,722	16,942

* 当社グループは、2018年1月1日からIFRS第15号及びIFRS第9号の適用を開始しました。選択した移行方法に基づき、一部のヘッジ規定を除き、比較情報の修正再表示は行っておりません（注記5を参照）。

また、注記7、21(H)及び44で説明しているように、比較情報を修正再表示しております。

24ページから186ページの注記は本連結財務諸表の必須構成要素です。

IAS 1.10A

- a. このAppendixは、純損益を表示する計算書と、その他の包括利益の構成要素を表示する計算書の2つの計算書により包括利益を表示するアプローチを例示している。

連結純損益及びその他の包括利益計算書

12月31日に終了する事業年度

注記 2018年 2017年
修正再表示*

千ユーロ

IAS 1.10A	当期純利益		7,877 6,094
	その他の包括利益		
	純損益に振り替えられることのない項目		
IAS 1.82A(a)(i)	有形固定資産の再評価	21(F)	200 -
IAS 1.85	確定給付負債（資産）の再測定	13(B)	72 (15)
IAS 1.82A(b)(i)	持分法適用会社におけるその他の包括利益の持分	26(D)	141 -
	FVOCIで測定される資本性金融商品への投資—公正価値変動		
	の純額	24, 26(D)	13 (3)
IAS 1.91(b)	関連する法人所得税	14(B)	(137) 5
			289 (13)
	今後純損益に振り替えられる可能性のある項目		
IAS 1.82A(a)(ii)	在外営業活動体の為替換算差額		680 471
IAS 21.52(b)	純投資ヘッジ—純損失		(3) (8)
IAS 1.85	持分法適用会社におけるその他の包括利益の持分	24, 26(D)	(172) (166)
IAS 1.82A(b)(ii)	重要な影響力の喪失による為替換算差額の振替え	34(D)	(20) -
IAS 1.92	キャッシュフロー・ヘッジ—公正価値変動の有効部分	26(D)	(62) 95
IFRS 7.23(c),	キャッシュフロー・ヘッジ—純損益に組み替えられたもの	26(D)	(31) (11)
IFRS 7.23(d), IAS 1.92	ヘッジコスト剰余金—公正価値変動	26(D)	34 10
	ヘッジコスト剰余金—純損益への振替え	26(D)	8 2
IFRS 7.20(a)(ii)	売却可能金融資産—公正価値の変動の純額		- 118
	FVOCIで測定される負債性金融商品への投資—公正価値の変		
	動の純額	26(D)	55 -
	FVOCIで測定される負債性金融商品への投資—純損益への振		
	替え	26(D)	(64) -
IAS 1.91(b)	関連する法人所得税	14(B)	19 (70)
			444 441
IAS 1.81A(b)	当期その他の包括利益（税引後）		733 428
IAS 1.81A(c)	当期包括利益合計		8,610 6,522
	当期包括利益合計の帰属：		
IAS 1.81B(b)(ii)	当社の所有者		8,066 6,133
IAS 1.81B(b)(i)	非支配持分	35	544 389
			8,610 6,522

* 注記5、7、21(H)及び44を参照

当社グループは、2018年1月1日からIFRS第15号及びIFRS第9号の適用を開始しました。選択した移行方法に基づき、比較情報の修正再表示は行っておりません。ただし、一部のヘッジ規定と、営業債権及び契約資産に係る減損損失の区分表示を除きます。

24ページから186ページの注記は本連結財務諸表の必須構成要素です。

Appendix III

キャッシュフロー計算書—直接法

IAS 1.10(d), 29,
38-38A, 113

IAS 7.18(a)

IAS 7.31-32

IAS 7.35

IAS 7.10

IAS 7.31

IAS 7.31

IAS 7.16(b)

IAS 7.16(d), 16(h)

IAS 7.39

IAS 7.39

IAS 7.16(a)

IAS 7.16(a)

IAS 7.16(a)

IAS 7.16(c), 16(g)

IAS 24.18

IAS 7.16(a)

IAS 7.10

IAS 7.17(a)

IAS 7.17(c)

IAS 7.17(c)

IAS 7.17(c)

IAS 7.17(a)

IAS 7.17(a)

IAS 7.16(h)

IAS 7.21

IAS 7.42A

IAS 7.17(b)

IAS 7.17(d)

IAS 7.17(e)

IAS 7.31, 34

IAS 7.10

IAS 7.28

IAS 7.45

連結キャッシュフロー計算書

12月31日に終了する事業年度

千ユーロ	注記	2018年	2017年
営業活動によるキャッシュフロー			
顧客からの収入		96,049	97,996
仕入先及び従業員への支払い		(90,439)	(93,025)
営業活動により生じたキャッシュフロー		5,610	4,971
利息の支払額		(1,499)	(1,289)
法人所得税の支払額		(400)	(1,913)
営業活動による正味キャッシュフロー		3,711	1,769
投資活動によるキャッシュフロー			
利息の受取額		6	19
配当金の受取額		26	32
有形固定資産の売却による収入		1,177	397
投資の売却による収入		1,476	534
非継続事業の処分による収入（処分された非継続事業の現金控除後）	7	10,890	-
子会社の取得による支出（取得した現金控除後）	34	(1,799)	-
有形固定資産の取得による支出	21(A)	(15,657)	(2,228)
投資不動産の取得による支出	23(A)	(300)	(40)
非流動生物資産の購入による支出	16(A)	(305)	(814)
その他の投資の取得による支出		(359)	(363)
持分法適用会社からの配当による収入	24(A)	21	-
開発に係る支出	22(A), (D)	(1,235)	(503)
投資活動による正味キャッシュフロー		(6,059)	(2,966)
財務活動によるキャッシュフロー			
株式の発行による収入	26(A)	1,550	-
転換社債の発行の発行による収入	28(C)	5,000	-
償還優先株式の発行による収入	28(D)	2,000	-
貸付け及び借入れによる収入		591	4,439
自己株式の売却による収入		30	-
ストック・オプションの行使による収入	26(A)	50	-
デリバティブの決済による収入		5	11
借入金等に関連する取引コストの支払額	28(C)-(D)	(311)	-
非支配持分の取得による支出	36	(200)	-
自己株式の買取りによる支出		-	(280)
借入金の返済による支出		(5,055)	(2,445)
ファイナンス・リース債務の支払額		(454)	(590)
配当金の支払額	26(C)	(1,243)	(571)
財務活動による正味キャッシュフロー		1,963	564
現金及び現金同等物の純減少額		(385)	(633)
1月1日現在の現金及び現金同等物*		1,568	2,226
保有する現金の為替変動による影響		(13)	(25)
12月31日現在の現金及び現金同等物*	19	1,170	1,568

* 現金及び現金同等物には、要求払債務であり当社グループの資金管理の不可分な構成部分である当座借越が含まれています。

24ページから186ページの注記は本連結財務諸表の必須構成要素です。

Appendix IV

この連結財務諸表で例示されていないその他の開示 継続企業の前提

連結財務諸表注記の抜粋

2. 会計処理の基礎

X. 継続企業の前提に基づいた会計処理^{a, b}

IAS 1.25-26, 122

この連結財務諸表は、当社グループが、注記31(C)に開示されている金融機関の強制返済期限を満たすことができると仮定する継続企業の前提のもとで作成されています。

当社グループは2018年12月31日に終了する事業年度に7,937千ユーロの税引後純利益を認識しており、2018年12月31日における流動資産は流動負債を22,046千ユーロ上回っています。ただし、注記Xで記載しているとおり、欧州のいくつかの国における様々な規制の進展を反映し、2019年に重要な偶発的環境費用の発生が予想されています。

上記に加え、全額融資済みの7,012千ユーロの銀行融資枠が2019年6月30日までに見直される予定です。この金融機関は、以下の評価を含む（ただし、以下に限定されない）見直しを実施する予定です。

- 当社グループの予算に対する財務実績
- 新たな法規制の遵守状況
- 返済規定を満たすための部門売却及び（または）資本調達計画の進展

経営陣は、この融資を規定に従って返済し、注記19で開示されている資産の売却が2019年6月30日より前に完了する予定であり、2019年6月30日の返済請求を満たすのに十分な収入が得られると考えています。経営陣は、追加的な返済請求については、営業キャッシュフロー、またはさらなる資産の売却、株主割当による増資、社債の発行もしくは私募等の代替的な資本調達により対処することになると予想しています。経営陣は、新株発行が必要な場合の、引受証券会社及び新株発行計画を確保しています。

経営陣は、資金需要を満たし、返済期限が到来した銀行融資を借換えまたは返済する当社グループの能力に不確実性が引き続き存在することを認識しています。ただし、上記のとおり、経営陣は当社グループが予測可能な将来にわたって事業を継続するために適切な資源を有していると合理的に予測しています。当社グループが何らかの理由により継続企業として持続できない場合、当社グループの資産（特に、のれん及びその他の無形資産）を認識した価値で実現する能力、及び通常の事業活動の過程で生じた負債を連結財務諸表に計上されている金額で消滅させる能力に、影響を及ぼす可能性があります。

IAS 1.25,10.16(b)

- a. このAppendixは、継続企業の前提に関する開示について考えられる様式の一例である。企業は、継続企業としての存続能力に重大な疑義を生じさせるような事象または状態に関する重要な不確定事項について、管轄地域における特定の規定を考慮し、当期中に発生したか、報告日後に発生したかを問わず開示する。

IAS 1.122,
Insights 1.2.80.10

- b. たとえ経営陣が重要な不確定事項がないと結論付けたとしても、その結論が重要な判断を伴うものであった場合、企業はIAS第1号第122項のもと、これらの判断を開示する。

非現金資産の所有者への分配

連結財務諸表注記の抜粋

X. 当社グループの所有者への100パーセント子会社の分配^{a, b, c}

IFRIC 17.16(a)

当社の取締役は2018年5月15日、当社の取締役会は、再生紙セグメントに属する100%子会社Papier社に対するすべての持分を当社の株主に分配することを公表しました。この分配の承認後、当社グループは分配される資産の公正価値12,500千ユーロで未払配当金を認識しました。

株式は、2018年6月3日に分配されました。17,408千ユーロの資産と7,464千ユーロの負債から構成される純資産は以下のとおりです。

千ユーロ	2018年
有形固定資産	9,650
投資不動産	100
無形資産	400
繰延税金資産	225
棚卸資産	2,900
営業債権及びその他の債権	4,133
借入金等	(3,064)
引当金	(200)
繰延税金負債	(450)
営業債務及びその他の債務	(3,750)
分配された純資産の帳簿価額	9,944
株主への配当	12,500
分配された純資産の帳簿価額	(9,944)
当社の所有者への分配による利益	2,556^c

IFRIC 17.16(b)

分配の承認日と分配の決済日とで、分配された資産の公正価値の変化はありません。

a. このAppendixは、所有者への非現金資産の分配、及び（または）所有者分配目的で保有する（または所有者に分配された）非流動資産（または処分グループ）の所有者への分配に関する情報を提供することが必要な場合の開示を示している。

IFRS 5.5A,
Insights 5.4.130.30

b. 所有者への分配により処分される予定の事業が、処分前に非継続事業に分類され得るか否かについては明確ではない。IFRS第5号の適用範囲が改訂され、売却目的保有の非流動資産または処分グループに関する規定を所有者分配目的保有の資産にも適用することとされたが、改訂では非継続事業への相互参照は含まれていない。KPMGの見解では、非継続事業の定義は明確には拡大されていないものの、IFRS第5号の残りの要件が満たされた場合には、所有者分配目的保有の非流動資産または処分グループを非継続事業として分類することが適切である。

IFRIC 17.14

c. 配当金支払額または未払配当金と、分配される資産の帳簿価額との差異は、純損益として、独立の勘定科目として表示する。

IAS第24号「関連当事者についての開示」に基づく政府関連企業

連結財務諸表注記の抜粋

41. 関連当事者^a

例1：取引の規模により個々に重要な取引

2016年、子会社のGriffin社は[X国]の商務省と調達契約を締結しました。この契約において、Griffin社は2017年から2019年の3年間にわたり同省の各機関に対する再生紙製品の唯一の供給業者として活動し、Griffin社が通常個別の注文に課する価格に比べて10%の一括購入割引に合意しています。

2018年12月31日に終了する事業年度における、この合意のもとでの売上合計は3,500千ユーロでした（2017年：2,800千ユーロ）。2018年12月31日における同省に対する債権総額は10千ユーロ（2017年：30千ユーロ）でした。これは通常の30日間の掛売条件に基づく売掛金です。

例2：「非市場」条件に基づき行われた個々に重要な取引

2017年12月30日、[X国]の財務省はGriffin社を政府すべての事務所装備のデザイン及び材料の供給を行う唯一の業者とする契約を締結しました。この契約は2018年から2022年までの5年間にわたります。この合意のもとで、財務省は個々の装備の費用についてGriffin社に補填します。ただし、Griffin社には、この活動のコストを上回るマージンを受け取る権利はありません。2018年12月31日に終了する事業年度における、この合意のもとでの売上合計は3,500千ユーロでした。2018年12月31日における同省に対する債権総額は1,000千ユーロでした。これは通常の30日間の掛売条件に基づく売掛金です。

例3：通常の日々の業務の範囲外の個々に重要な取引

Griffin社及び[X国]の貿易経済省は、2018年1月1日に締結された合意に基づいて、研究開発センターの創設、資金調達及び運営におけるコンソーシアムへの参加及び協力に合意しました。Griffin社はこのジョイント・オペレーションの管理事務所として、本社ビルの1フロアを転貸する予定です。2018年12月31日現在におけるこのベンチャーに対する投資金額は700千ユーロであり、100千ユーロのリース料受取額をリース料収入として受け取っています。

例4：株主の承認が必要な個々に重要な取引

Griffin社は、現在Galaxy社の40%を保有しており、残りの60%は[X国]の商務省（25%）及び商務省が間接的に支配しているLex社（35%）が保有しています。

2018年12月1日、Griffin社は、Galaxy社に対する商務省とLex社の持分を1株当たり1ユーロ（対価合計は6,000千ユーロ）で買い取る売買合意を、商務省及びLex社と締結しました。この合意の契約条項は、2019年2月1日に開催される予定の臨時株主総会での承認が必要です。この取得案の完了により、Galaxy社はGriffin社の100%子会社となる予定です。

a. このAppendixは、IAS第24号第26項に従って企業が作成する様々な開示を例示している。他の様式による開示も可能である。この企業グループは[X国]の政府によって間接的に支配されていると仮定している。また、多数の民間企業に対する販売に加えて、[X国]の政府機関及び政府部門に対しても製品を販売していると仮定している。

連結財務諸表注記の抜粋（続き）

41. 関連当事者（続き）

例5：個々に重要ではないが全体として重要な取引

Griffin社は、[X国]の政府がその政府当局、政府機関、政府協会及びその他の組織を通じて直接的または間接的に支配している企業（政府関連企業と総称する）が多数を占める経済体制において、事業を行っています。Griffin社は他の政府関連企業と、商品及び補助材料の売買、サービスの提供及び受領、資産のリース及び公益事業の利用を含む様々な取引を行っています。

これらの取引は、政府関連企業以外の企業と同様の条件でGriffin社の通常の事業活動として行われています。Griffin社は、取引相手が政府関連企業であるか否かに依拠しない調達方針、価格設定方針並びに製品及びサービスの売買の承認プロセスを確立しています。

2018年12月31日に終了する事業年度において、経営陣はGriffin社による政府関連企業との重要な取引は、再生紙製品の売り上げの少なくとも50%及び購入材料の30%から40%を占めると見積っています。

IAS 24.26

サービス委譲契約を有する企業

連結財務諸表注記の抜粋

X. サービス委譲契約^{a, b}

SIC-29.6

当社グループは2018年7月1日、当社グループの林業事業の1つの事業所付近に有料道路を建設するサービス委譲契約を地域自治体（委譲者）と締結しました。この有料道路の建設は2018年7月に開始し、2018年9月30日に完成し使用可能となっています。この合意の契約条項のもとで、当社グループは2018年10月1日から5年間この有料道路を運営し、公衆に利用させることとなっています。当社グループは、この委譲期間にわたるすべての維持サービスに対して責任を負う予定です。当社グループは、委譲期間中に大掛かりな改修の必要はないと予想しています。

SIC-29.6(c)(iv)

委譲者は、有料道路が稼働している間は毎年、最低保証支払額を当社グループに提供する予定です。さらに、当社グループは有料道路の使用料を利用者に課す権利を得ています。この使用料は当社グループが回収し保管しますが、使用料の上限金額はサービス委譲契約に定められています。委譲者から支払われる保証支払額に加えて、当社グループは使用料を回収し稼働します。委譲期間の終了時には、委譲者がこの有料道路を所有し、当社グループはその運営及び維持に関与しないこととなります。

SIC-29.6(c)(v)

このサービス委譲契約には更新オプションがありません。委譲者は、当社グループの実績が不振な場合や重要な契約条項違反がある場合等に、この契約を終了させる権利を有しています。当社グループは、委譲者が契約上の支払いを怠った場合や、重要な契約違反がある場合、及び法改正により当社グループが契約上の規定を満たすことが不可能となった場合等に、この契約を終了させる権利を有しています。

SIC-29.6(e), 6A

当社グループは2018年12月31日に終了する事業年度に、建設による320千ユーロ及び有料道路の運営による30千ユーロ（使用料の回収額）から構成される、350千ユーロの収益を認識しました。当社グループは、建設による25千ユーロの利益及び有料道路の運営による5千ユーロの損失から構成される、20千ユーロの利益を認識しました。2018年において建設に関連して認識した収益は、有料道路の建設において提供した建設サービスの公正価値を示しています。当社グループは、建設サービスの公正価値（委譲者から受け取る予定の最低保証金額を5%で割引いたもの）で、当初測定したサービス委譲債権260千ユーロを認識しました。このうち11千ユーロは利息分です。

当社グループはサービス委譲契約に基づく建設または改修サービスに対する対価として獲得した無形資産95千ユーロを認識し、2018年に5千ユーロ償却しました。この無形資産は、有料道路の使用料を利用者に課す権利を示しています^c。

- ^{a.} このAppendixは、連結財務諸表を作成する際に役立つことを目的として、サービス委譲契約の開示について考えられる様式の一例を示している。他の様式による開示も可能である。
- ^{b.} サービス委譲契約の内容及び範囲に関する開示は、サービス委譲契約ごとに個別に行うか、またはサービス委譲契約の各クラスについて総額で行う。
- ^{c.} IFRS第13号の開示規定は、当初認識後に公正価値で測定される資産及び負債には適用されない。

SIC-29.7

連結財務諸表注記の抜粋（続き）

45. 重要な会計方針

D. 収益

x. サービス委譲契約

[IFRIC 12.13]

サービス委譲契約に基づく建設または改修サービスに関連する収益は、工事契約の収益認識に関する当社グループの会計方針に従い、一定期間にわたり認識しています。営業またはサービスによる収益は、そのサービスを当社グループが提供した会計期間に認識しています。サービス委譲契約に複数の履行義務が含まれる場合、受け取った対価は、引き渡したサービスの独立販売価格の比率を参照して配分しています。

L. 無形資産及びのれん

x. サービス委譲契約

[IFRIC 12.17]

当社グループは、インフラの利用者に課金する権利を得る場合、サービス委譲契約から生じる無形資産を認識しています。サービス委譲契約における建設または改修サービスの提供の対価として獲得した無形資産は、提供したサービスの公正価値を参照して、当初認識時に公正価値で測定しています。このような無形資産は、当初認識後は、資産計上された借入コストを含む、減価償却累計額及び減損累計額を控除した原価で測定しています。

サービス委譲契約における無形資産の見積耐用年数は、当社グループがそのインフラの使用につき公衆に課金できるようになった時点から、その権利期間の終了時までです。

O. 金融商品

x. 非デリバティブ金融資産－サービス委譲契約

当社グループは、建設または改修サービスの提供と引換えに、委譲者または委譲者の指図で現金を受け取る無条件の契約上の権利を有し、かつ現金を受け取る権利が時の経過のみを条件とする場合、サービス委譲契約から生じる金融資産を認識しています。そのような金融資産は、当初認識時の公正価値で測定し、償却原価で測定する金融資産に区分しています。

当社グループが建設サービスと引換えに、支払いの一部をそれぞれ金融資産及び無形資産で受け取っている場合、対価のそれぞれの構成要素を別個に会計処理し、対価の公正価値で当初認識しています（注記(L)(x)を参照）。

KPMGによるその他の刊行物

LinkedInの‘KPMG IFRS’や[kpmg.com/ifrs](https://www.kpmg.com/ifrs)では、新規のIFRS利用者も現行のIFRS利用者も、「財務諸表の例示」や「開示チェックリスト」等の、最新動向の概略、複雑な規定についての詳細なガイダンス及び実務的なツールを入手することができます。

IFRSに関する知見、分析及び実務ガイダンスを提供しています



IFRSツールキット

Insights into IFRS

IFRSの実務への適用を支援します。



Guides to financial statements

IFRSのもとでの開示例及び現在適用されている規定のチェックリストを提供します。



IFRS – 新たな基準書



IFRSと米国会計基準との比較表



Q&A: Fair Value Measurement (英語)



結合及び (または) カープアウト財務諸表



現行の基準書の改訂

企業結合及び連結



表示及び開示



2018年の新基準適用に向けて

IFRS Today podcasts

トピックごとのインサイトや
ディスカッションAre you good
to go?

産業別のガイダンス



収益認識



金融商品



その他

リース



保険契約



IFRSニュース



IFRS for banks



KPMGの「Accounting Research Online」では、広範にわたる会計、監査及び財務報告に関するガイダンスや文献について参照することが可能です。現在の大きく変化する環境において最新情報に精通したい方にとって、このウェブベースの会員制サービスは価値あるツールとなります。aro.kpmg.comで、ぜひ30日間の無償トライアルをお試しください。

日本語訳の発行にあたって

あずさ監査法人IFRSアドバイザリー室は、国際財務報告基準の改訂や新基準書の公表に際して、適時に情報を提供することを目的として、KPMG International Standards Group (KPMG IFRS Limitedの一部。以下、ISG) が公表する英文冊子のうち、日本に与える影響の大きいものについて日本語訳を作成しています。

本冊子は、ISGが2018年9月に発行した「Guide to annual financial statements – Illustrative disclosures」の日本語訳です。翻訳と英語原文間に齟齬がある場合は、英語原文が優先するものとします。本冊子が、IFRSを理解または適用しようとしている方々に、少しでもお役に立てれば幸いです。

本冊子の翻訳は、あずさ監査法人IFRSアドバイザリー室のメンバーを中心に行いました。

2018年12月

謝辞

KPMGは、以下のメンバーを含む本冊子の主な貢献者及び校閲者に謝意を表します。

Irina Ipatova

Manish Kaushik

Julie Locke

Ingo Rahe

Agnieszka Sekita

Marina Shu

Chris Spall

Shunya Uchida

Ido Vexelbaum

Guy Zmora

有限責任 あずさ監査法人

IFRSアドバイザリー室

アカウンティングアドバイザリーサービス

東京事務所

TEL:03-3548-5120

FAX:03-3548-5113

大阪事務所

TEL:06-7731-1300

FAX:06-7731-1311

名古屋事務所

TEL:052-589-0500

FAX:052-589-0510

azsa-accounting@jp.kpmg.com

kpmg.com/jp/ifrs

Publication name: Guide to annual financial statements – Illustrative disclosures

Publication number: 135804

Publication date: September 2018

© 2018 KPMG IFRG Limited, a UK company, limited by guarantee. All rights reserved.

KPMG International Standards Group is part of KPMG IFRG Limited.

© 2018 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. 18-1058

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

コピーライト©IFRS Foundationすべての権利は保護されています。KPMG IFRG Limited及びあずさ監査法人はIFRS Foundation®の許可を得て複製しています。複製及び使用の権利は厳しく制限されています。第三者が複製または配布することは認められません。

「IFRS®」、「IFRIC®」及び「IAS®」はIFRS財団の登録商標であり、KPMG IFRG Limited及びあずさ監査法人はライセンスに基づき使用しています。この登録商標が使用中及び(または)登録されている国の詳細についてはIFRS財団にお問い合わせください。

この冊子の内容に関連して行った(または行わなかった)活動により生じた損失について、それらの損失が過失またはその他の事由で生じたか否かに関わらず、国際会計基準委員会、IFRS財団、並びにこの冊子の著者及び出版者は、一切責任を負いません。